NHK共済会

2025年

NHK「団体保険制度」のご案内

加入勧奨期間

2025年1月27日～2月21日まで

※Web申込の受付は加入勧奨期間のみとなります。
（一部の保険は、紙でのお申し込みとなります。）

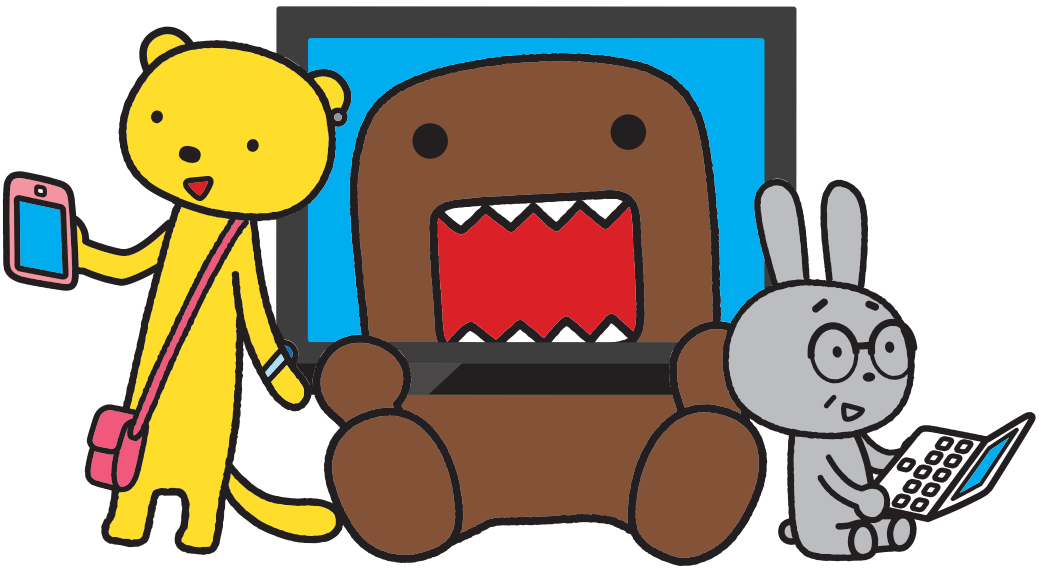

©NHK・dwarf

共済会の団体保険ラインナップ

保険種類（引受保険会社）	備え	加入率	加入勧奨期間の申込 2025年1月27日～2025年2月21日		
			効力発生日（加入年月日）	給与引去り開始	年1回のお手続き
Web申込 **団体定期保険**〈日本生命保険相互会社　他６社〉	死亡／高度障がい状態の備えに	70%	2025年5月1日	2025年５月給与	保障額の減額
Web申込 **３大疾病保障保険（団体型）**〈日本生命保険相互会社〉	がん・急性心筋梗塞・脳卒中の備えに	8%	2025年5月1日	2025年５月給与	保障額の減額
Web申込 **グリーンライフ保障制度**〈日本生命保険相互会社　他５社〉	在職中から老後の備えを	77%	2025年7月1日	2025年６月賞与 2025年６月給与	新規加入 口数変更
医療保険〈アクサ生命保険株式会社〉	病気やケガによる医療費の備えに	48%	2025年6月1日	2025年５月給与	
がん保険〈アフラック〉	現在のがん治療にあわせたがん保険	32%	2025年7月20日	2025年５月給与	
Web申込 **がん診断一時金保険**〈東京海上日動火災保険株式会社〉	高額な治療費負担の一助として	3%	2025年5月1日	2025年7月給与	
Web申込 **長期休業サポート保険**〈東京海上日動火災保険株式会社〉	就業障害になった場合の備えに	16%	2025年4月1日	2025年6月給与	口数変更
Web申込 **フルガード保険**〈東京海上日動火災保険株式会社　他1社〉	ケガを中心に様々なリスクを総合的に補償	86%	2025年4月1日	2025年6月給与	
Web申込 **介護補償プラン**〈あいおいニッセイ同和損害保険〉	介護リスクの備えに	3%	2025年4月1日	2025年６月給与	保険金額変更
Web申込 **交通事故傷害プラン**〈あいおいニッセイ同和損害保険　他2社〉	交通事故等の備えに	5%	2025年4月1日	2025年６月給与	
自動車保険〈東京海上日動火災保険株式会社〉	充実の補償を大幅割引で	31%	ご希望日	ご契約日の3か月後の給与	
住まいの保険〈東京海上日動火災保険株式会社〉	家屋・家財にかける火災保険	20%	ご希望日	ご契約日の2か月後の給与	

○保険の取り扱いにおいては、関連団体のみなさまも「会員」と呼称させていただきます。
○二次元コードの読み取りは、通信料がかかります。

＊変更されない場合はお手続きは不要です。
＊このパンフレットは 2026 年 4 月まで使用できます。

申込方法	加入勧奨期間以外の申込（例）2025年5月21日～6月20日までに申込みをした場合			証券発送
	申込方法	効力発生日(加入年月日)	給与引去り開始	
Web申込 手続き方法はP40～P43へ ←お申込みはコチラから	申込書（紙）	2025年8月1日	2025年8月給与	証券の発送はございません。
	申込書（紙）	2025年8月1日	2025年8月給与	
	新規加入（申込）・口数変更はできません。			
同封の「加入希望書」にご記入のうえ最寄りの共済会へご提出ください。折り返し、代理店よりお申込書類をお送りします。 共済会　hoken@kyosai.nhk.or.jp 03-5455-7274	加入希望書⇒申込書	2025年9月1日	2025年8月給与	6月中旬頃、アクサ生命よりご自宅へ送付します。
同封の「加入希望書」にご記入の上、最寄りの共済会へご提出ください。 ←こちらからWEB申し込みのお手続きも可能です。 アクセス先よりご登録いただいた、メールアドレス宛に「申込用URL」、TEL番号SMS宛に「アクセスパスワード」をそれぞれお送りいたします。 共済会　hoken@kyosai.nhk.or.jp 03-5455-7274		8月1日(契約日) 11月1日保障開始	8月給与	6月中旬頃、アフラックよりご自宅へ送付します。
Web申込 手続き方法はP122・P123へ お申込みはコチラから→	新規申込⇒Web専用チラシからお手続き	2025年6月21日補償開始	2025年8月給与	証券の発送はございません。
		2025年7月1日補償開始	2025年9月給与	
	変更⇒申込書	＊長期サポート保険の口数変更はできません。		
お申込みはコチラから→ Web手続方法はP132～133をご参照ください。 既加入者用　新規加入者用	申込書	2025年7月1日補償開始	2025年9月給与	
		＊保険金額の変更はできません。		
お申込みはコチラから→ Web手続方法はP140～141をご参照ください。 既加入者用　新規加入者用	申込書	2025年7月1日補償開始	2025年9月給与	
お見積りはコチラから ㈱共栄サービス kuruma.hoken@kyouei-service.ecnet.jp 03-3463-7733	申込書（共栄サービス）	補償開始希望日	補償開始月の3か月後の給与	ご契約・更新後東京海上日動火災よりご自宅へ送付します。
お見積りはコチラから ㈱共栄サービス dantaisogo@kyouei-service.ecnet.jp 03-3463-7733	申込書（共栄サービス）	補償開始希望日	補償開始月の2か月後の給与	

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の**抱える**リスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら

厚生労働省の公的年金シミュレーターはこちら

申込者キャンペーンのお知らせ

〔日本生命〕団体定期保険 ご加入者様（継続加入者・新規加入者）キャンペーン

「団体定期保険」にご加入の方から(*)
抽選で12名様に素敵な賞品を
プレゼントします！　(*)ご本人に限ります

【応募締切日】
2025年2月21日（金）

応募方法　キャンペーン参加には応募が必要となります。
以下のサイトからお手続きください！
https://nf-nhk-kyosai.smktg.jp/public/siteauth/login?site_login_id=0000131587
アクセス時にログイン画面が表示された場合は、
団体コード「0000131587」を入力してください

A賞

抽選で2名様にケルヒャー「ウォーターバキュームクリーナーWV 1 White」プレゼント！
住宅の窓、浴室、車窓、鏡などいろいろな場所で活躍。
コンパクトで軽いため、初めてご使用する方でも簡単に使いこなせます。

B賞

抽選で2名様にラッセルホブス「オーブントースター」プレゼント！
料理を楽しむためのこだわり！
食パン4枚が一度に焼けるから、家族の忙しい朝に活躍。

C賞

抽選で3名様にブルーノ「ハンディ＆プレススチーマー」プレゼント！
プレス・スチーム兼用衣類スチーマー。
先端を使えば細かい部分のシワもきれいに仕上がります。
スピーディーな立ち上がりで、タンクはワンタッチ着脱仕様。

D賞

抽選で5名様にロゼンスター「水洗い回転式シェーバー USB充電式（USB 2.0 Type-A to Type-C）USB-ACアダプター付」プレゼント！
超小型ながら本格的な切れ味で、普段使いからお出かけ用までおすすめ。
水洗いでいつでも清潔、 WET剃りもOK。

〔アフラック〕 がん保険 新規ご加入者様 キャンペーン

キャンペーン期間中にアフラックの
〈がん保険〉をお申し込みいただいた方へ

もれなく全員！

スターバックスドリンクチケット
1,000円分 をプレゼント！
（ご契約者が会員様に限ります）

お受取方法：お申し込み時に登録いただいたメールアドレスにデジタルギフトのURLをお送りします（スマホ推奨）。

※写真はイメージです

～応募方法～

同封の「加入希望書」をご提出→ 申し込み手続き
or
左記二次元コードからお申込み手続き！

Aflac
キャンペーンは
2025年2月21日まで
「先進医療特約のみ」の特約中途付加は対象外

住所変更手続きのご案内

	下記のとおりご連絡ください
医療保険	アクサ生命　0120-813-308
がん保険	代理店トータル保険サービス　0120-30-7024
自動車保険・住まいの保険	最寄りの代理店共栄サービスへ
介護保険「タフ」	
一般生保・簡易保険・かんぽ生命	当該の保険会社または最寄りの郵便局へ
団体定期保険・3大疾病保障保険（団体型）グリーンライフ保障制度・がん診断一時金保険・長期休業サポート保険・フルガード保険・介護補償プラン・交通事故傷害プラン	お手続き不要です

共栄サービス

本部	中部出張所	九州出張所	北海道出張所
03-3463-7733	070-1499-5739	070-1499-6215	070-1499-6223

保険金・給付金のご請求はこちら

団体定期保険 3大疾病保障保険（団体型） グリーンライフ保障制度	共済会　03-5455-7274（NHK内線：9-100-7274）
医療保険	アクサ生命　0120-813-308 ⬅ Emma（エマ）by アクサへ登録後、簡単にご請求できます。 証券番号が必要です。
がん保険	アフラック　0120-555-877 （代理店）トータル保険サービス　0120-30-7024 WEBからの給付請求⇒ https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyu/
フルガード保険 がん診断一時金保険	東京海上日動安心110番（事故受付センター）0120-720-110 共栄サービス　03-3463-7733　（NHK内線：9-100-7351） フルガード保険の傷害事故（ケガ）をご請求できます。➡ 証券番号は共済会へお問合せください。 個人賠・借家賠・携行品・生活用動産・ホールインワンは対象外となります。
長期休業サポート保険	アドバンテッジリスクマネジメント　0120-567-906
介護補償プラン	あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター　0120-985-024 共栄サービス　9-100-7351（内線）／03-3463-7733（外線）
交通事故傷害プラン	あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター　0120-985-024 JP損保サービス　03-6261-5888
自動車保険 住まいの保険	東京海上日動安心110番（事故受付センター）0120-720-110

団体定期保険

◆死亡保障・高度障がい保障

商品内容のご説明

引受保険会社：日本生命保険相互会社　他6社

＜意向確認書＞　ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◆死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄
□保障内容はニーズに合致していますか。
□ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保障内容　**団体定期保険は、以下の場合に、保険金をお受取りになれます。**

死亡保険金

保険期間中に、死亡された場合

高度障がい保険金

保険期間中に、加入日（*）以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

（*）保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。

リビング・ニーズ特約の特約保険金

保険期間中に余命が6カ月以内と判断される場合に、死亡保険金のうち指定のあった金額をお支払いします。

※被保険者がこどもの場合、リビング・ニーズ特約の特約保険金はお受取りになれません。

団体保険としての割引が適用された掛金で万一に備える保障を確保できます。

Point

新規加入・増額の場合は随時お申込みができます。（本人・配偶者のみ）

※減額は年1回の定期勧奨時のみとなります。
※こどもの新規加入・増額・減額は年1回の定期勧奨時のみとなります。

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

※告知に関しては、14～15ページ「正しく告知いただくために」をご覧ください。

ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

※ただし、年齢による制限の範囲内となります。

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

※脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
※ご注意　配当金振込み先口座につきましては、9ページをご覧ください。

（*）平均配当還元率とは、過去3年間の配当還元率を単純平均した数値です。右記数値は、2021年度～2023年度（保険期間：2021年5月1日～2024年4月30日）の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。詳細は6ページをご確認ください。

過去3年間の平均配当還元率（*）
（2021年度～2023年度）
約34.5%

当パンフレットには一般財団法人日本放送協会共済会（以下、NHK共済会といいます。）と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。「正しく告知いただくために」とあわせてお申込み前に必ずお読みください。配偶者・こどものお申込みの際は、プリントアウト等にてパンフレットをお渡しのうえ、ご確認ください。
なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレットをお読みいただいた後も保存等のうえ、大切に保管してください。
Webお手続き対象の方で専用のWebサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

Check **団体定期保険 ご案内ムービー**

右記を携帯電話・スマートフォン等で読込み、アクセスしてください。（通信料がかかります）

保障額と掛金

「保険年齢」の考え方
更新日（2025年5月1日）時点の**満年齢が35歳**の場合
●35歳6カ月以下**（平成1年11月2日以降生まれ）**の方は、**35歳**
●35歳6カ月超**（平成1年11月1日以前生まれ）**の方は、**36歳**

【 本人および配偶者 】　月払掛金（概算）

◆平均掛金 ※平均掛金は、男女同じ掛金となります。

■保険年齢55歳まで

（掛金の単位：円）

対象	配偶者							本人					
死亡保険金額（高度障がい保険金額）	300万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円
保険年齢													
15歳～35歳（H1.11.2生～H22.11.1生）	347	579	1,158	1,737	2,316	2,895	3,474	4,053	4,633	5,212	5,791	6,370	6,949
36歳～55歳（S44.11.2生～H1.11.1生）	605	1,009	2,019	3,028	4,038	5,048	6,057	7,067	8,077	9,086	10,096	11,105	12,115

◆年齢群団別男女別掛金 ※年齢群団別男女別掛金は、年齢・性別によって掛金が異なります。

■保険年齢56歳～70歳まで

（掛金の単位：円）

対象		配偶者							本人					
死亡保険金額（高度障がい保険金額）		300万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円
保険年齢	性別													
56歳～60歳（S39.11.2生～S44.11.1生）	男性	1,217	2,029	4,059	6,088	8,118	10,147	12,177	14,206	16,236	18,265	20,295	22,324	24,354
	女性	747	1,245	2,490	3,736	4,981	6,226	7,472	8,717	9,963	11,208	12,453	13,699	14,944
61歳～65歳（S34.11.2生～S39.11.1生）	男性	1,860	3,100	6,201	9,301	12,402	15,503	18,603	—	—	—	—	—	—
	女性	990	1,650	3,300	4,950	6,601	8,251	9,901	—	—	—	—	—	—
66歳～70歳（S29.11.2生～S34.11.1生）	男性	2,758	4,597	9,194	13,791	18,388	22,985	27,582	—	—	—	—	—	—
	女性	1,334	2,224	4,448	6,672	8,897	11,121	13,345	—	—	—	—	—	—

本人が加入できる保険金額に上限があります。
●効力発生日現在の年齢が60歳6カ月超となられる方で、保険金額3,500万円以上にご加入の方は、更新日付で**3,000万円に一律減額**となります。
※2,500万円以下に減額してWeb申込みされた場合は、ご指定の保険金額に減額いたします。

■保険年齢71歳～75歳まで

（掛金の単位：円）

死亡保険金額（高度障がい保険金額）		100万円	200万円	300万円	500万円
保険年齢	性別				
71歳（S28.11.2生～S29.11.1生）	男性	1,203	2,406	3,610	6,016
	女性	590	1,180	1,771	2,952
72歳（S27.11.2生～S28.11.1生）	男性	1,331	2,662	3,994	6,657
	女性	657	1,314	1,971	3,285
73歳（S26.11.2生～S27.11.1生）	男性	1,480	2,960	4,440	7,400
	女性	735	1,471	2,207	3,679
74歳（S25.11.2生～S26.11.1生）	男性	1,652	3,304	4,956	8,261
	女性	823	1,646	2,469	4,115
75歳（S24.11.2生～S25.11.1生）	男性	1,855	3,710	5,565	9,276
	女性	917	1,834	2,752	4,586

本人・配偶者が加入できる最高保険金額に上限があります。
●効力発生日現在の年齢が70歳6カ月超となられる方で、保険金額1,000万円以上にご加入の方は、更新日付で**500万円に一律減額**となります。その際、配偶者は本人の加入保険金額へ一律減額となります。
※300万円以下に減額してWeb申込みされた場合は、ご指定の保険金額に減額いたします。
●配偶者の保険年齢が70歳以下の場合で、登載のない保険金額にご加入の場合の掛金については、NHK共済会までお問合せください。

【 こども 】　月払掛金（確定）

■保険年齢3歳～22歳まで

（掛金の単位：円）

死亡保険金額（高度障がい保険金額）	100万円	200万円	300万円
保険年齢			
3歳～22歳（H14.11.2生～R4.11.1生）	71	143	215

●掛金は、2025年5月1日現在の保険年齢に基づき、「平均掛金」または「年齢群団別男女別掛金」のいずれかが適用されます。
●掛金は毎月の給与から控除します。（第1回目は5月給与から）
●《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日（今回は2025年5月1日）から適用します。
毎月募集の際に加入（＊）される場合は、掛金が確定している可能性があります。掛金は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、NHK共済会までご照会ください。なお、掛金は、加入者数（被保険者数）が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引が適用されています。万一、加入者数（被保険者数）が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、掛金が高くなります。また、掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
●《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
●記載の掛金は、確定掛金を含め、2024年11月22日（計算基準日）現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
●掛金には保険料の2.5%の制度運営費が含まれております。掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。
●当パンフレット（「団体定期保険」部分）における年齢は保険年齢の場合は保険年齢○○歳と記載しており、それ以外の場合は満年齢で記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
（例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。）
（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。

平均的な保障額とモデルプラン

専用のWebサイトには、ライフプランに合わせた保障を考えるサポート機能が充実しています。

平均的な保障額

専用のWebサイトで5つの設問に答えるだけで、ご自身の特性に当てはまる平均的な必要保障額をシミュレーションすることが可能

【画面イメージ】

お名前・生年月日の入力不要！

モデルプラン

保障額のイメージをお持ちでない方向けのモデルプランを提示

【画面イメージ】

※定期加入勧奨期間以外は以下のURLよりアクセスしてください。
https://nissay-js.jp/sim/index_mirai.html

【専用のWebサイト 二次元コード】
定期加入勧奨期間のみ閲覧できる専用のWebサイト
から各機能を利用いただけます。
（通信料がかかります）

より詳細なシミュレーションは

みらいコンサルタント

より詳細な支出や収入を入力し、備えておきたい金額の目安を算出可能

※定期加入勧奨期間以外は以下のURLよりアクセスしてください。
https://www. nissay.co.jp/othersite/mirai_consultant/

過去3年間の配当還元率

（以下の配当還元率は年間払込保険料（掛金から制度運営費を控除した金額）に対する配当金の割合です。）

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

年 度（保険期間）	配当還元率
2023年度（2023年5月1日～ 2024年4月30日）	約 16.0 %
2022年度（2022年5月1日～ 2023年4月30日）	約 39.3 %
2021年度（2021年5月1日～ 2022年4月30日）	約 48.3 %

過去3年間の平均配当還元率(*)（2021年度～ 2023年度）
約34.5%

ただし、上記は2021年度～ 2023年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。
脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
(*)平均配当還元率とは、過去3年間の配当還元率を単純平均した数値です。
上記数値は、2021年度～ 2023年度（保険期間：2021年5月1日～ 2024年4月30日）の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込掛金から配当金を控除した金額）が軽減されます。

配当金を加味した実質掛金の考え方（2023年度）

（例）本人・保険年齢33歳男性が死亡保険金額（高度障がい保険金額）3,000万円にご加入の場合

年間払込掛金	−	配　当　金	＝	配当金差引後の実質掛金
38,004円 （月払掛金 3,167円×12カ月）		5,966円 （配当還元率 約16.0%）		（年額） 32,038円 （月額換算） 約2,670円

※実質掛金には保険料の2. 5%の制度運営費が含まれております。

ご契約の概要について（契約概要）団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。
その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。詳しくは12ページの「保険金の年金受取り」の項目をご確認ください。
- リビング・ニーズ特約により、保険期間中に余命6カ月以内と判断される場合にも保険金の受取りが可能です。ただし、こどもの場合は請求できません。

しくみ図（イメージ）

主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日（＊）以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

【リビング・ニーズ特約】

リビング・ニーズ特約の特約保険金	保険期間中に余命6カ月以内と判断される場合に、死亡保険金のうち指定のあった金額をお支払いします。

※被保険者がこどもの場合、リビング・ニーズ特約の特約保険金はお支払いしません。

（＊）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない主な場合」（10ページ）、【制度の詳細とその他取扱い】（11 ～ 13ページ）を必ずご確認ください。

加入資格

●以下の加入資格の他、「加入申込書兼告知書」に記載の内容（Webお手続き対象の方は、専用のWebサイトに記載の内容）を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本　人》 NHK共済会の会員の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

《配偶者》 NHK共済会の会員の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

《こども》 NHK共済会の会員の扶養するこども（＊）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
（＊）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

1. 本人の子で、主としてその本人により生計を維持している者
2. 本人の配偶者の子で本人と同一の世帯に属し、主として本人により生計を維持している者
（本人の配偶者がすでに死亡しているときを含みます。）

【退職後の継続加入について】
・本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。
・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。
※本人が退職後、本人・配偶者の新規加入・増額はできません。
※こどもは本人退職時に脱退となります。
※退職＝定年退職者または①在職25年以上の退職者、②在職20年以上で50歳以上の退職者

＜ご注意＞
（1）ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
（2）本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
（3）配偶者・こどものみで加入することはできません。
（4）配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
（5）保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
（6）本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記【退職後の継続加入について】のとおり継続加入いただくことができます。
（7）リビング・ニーズ特約付加時に被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その被保険者はリビング・ニーズ特約に加入することができません。

効力発生日

●2025年5月1日
●当保険制度は毎月募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入（＊1）可能です。
●毎月募集時に加入（＊1）される場合は、毎月20日までにNHK共済会へ「加入申込書兼告知書」をご提出ください。
なお、引受保険会社（＊2）が「加入申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌々月1日となります。
（＊1）保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。
（＊2）共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。

保険期間

●保険期間は効力発生日（2025年5月1日）～ 2026年4月30日までです。以降は毎年5月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

受取人

●本人の死亡保険金受取人は、労働基準法施行規則第42条～第45条に規定の遺族です。

労働基準法施行規則第42条～第45条に規定された被保険者の遺族
＜条文の概略＞（一般的には以下のとおりとなりますが、詳細は条文をご確認ください。）
第 1 順位：配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にあるものを含む）
第 2 順位：同一生計の子　第 3 順位：同一生計の養父母　第 4 順位：同一生計の実父母
第 5 順位：同一生計の孫　第 6 順位：同一生計の祖父母　第 7 順位：子　第 8 順位：父母
第 9 順位：孫　第10順位：祖父母　第11順位：同一生計の兄弟姉妹　第12順位：兄弟姉妹
※同順位の者が二人以上いる場合には、人数によって等分します。

●別途、新規に死亡保険金受取人を指定される方、もしくは死亡保険金受取人を変更される方は、「加入申込書兼告知書」とともに「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。
その場合、本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
※すでに加入されている方が新規に死亡保険金受取人を指定される場合、もしくは死亡保険金受取人を変更される場合、死亡保険金受取人指定（変更）の効力発生日は、保険契約者（団体）が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
●配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
●本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
●リビング・ニーズ特約の特約保険金受取人は、被保険者本人です。ただし、被保険者が特約保険金をご請求できない場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を経由してご請求できます。

＜代理請求できる場合＞
○保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。
・保険金のご請求の意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
・引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合
・その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合

＜指定代理請求人の範囲＞
○以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。
①被保険者と次の関係にある人
（ア）戸籍上の配偶者
（イ）直系血族
（ウ）兄弟姉妹
（エ）前（イ）（ウ）のほか、同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

②左記①のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人
（オ）同居または生計を一にしている人
（カ）財産管理を行っている人
（キ）死亡保険金受取人
（ク）その他前（オ）～（キ）までに掲げる人と同等の関係にある人
なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。

＜その他ご留意事項＞

- 被保険者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更できます。
- 被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
- 指定代理請求人による高度障がい保険金のご請求はできません。
- 本人（主たる被保険者）が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定されたものとし、その場合の指定代理請求人は、本人（主たる被保険者）となります。
- 指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人をご請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。
- 保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求されてもお支払いできません。

※指定代理請求人を指定（変更・取消）される場合は、「指定代理請求人指定書」のご提出が必要となりますので、NHK共済会までご連絡ください。すでに加入されている方が指定代理請求人を指定（変更・取消）される場合、指定代理請求人指定（変更・取消）の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受付けた日です。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込掛金から配当金を控除した金額）が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 配当金振込み先口座
  協会役職員の方・・・POSITIVE「経費精算口座」
  関連団体の方・・・・・G-SMaRT「旅費・給付金等振込口座C」他

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は一般財団法人日本放送協会共済会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付リビング・ニーズ特約付（指定代理請求人による特約保険金の請求に関する特則付）団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2024年8月13日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

［引受保険会社］

日本生命保険相互会社	（71.7%）（事務幹事会社）	富国生命保険相互会社	（13.0%）
明治安田生命保険相互会社	（ 5.7%）	住友生命保険相互会社	（ 5.7%）
第一生命保険株式会社	（ 3.7%）	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	（ 0.1%）
アクサ生命保険株式会社	（ 0.1%）		

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、13ページをご確認ください。

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報）　団体定期保険

**この「注意喚起情報」は、ご加入（＊）のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。
なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。**

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（＊）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）
  傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入（＊）のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用のWebサイトまたは指定された書面（「加入申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入（＊）を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社がご加入（＊）を承諾した場合、2025年5月1日（加入日（＊））から保険契約上の責任を負います。
  ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。（更新できません。）
- 当保険制度は毎月募集をしておりますので、上記加入日（＊）以外でも加入（＊）可能です。
- 毎月募集時に加入（＊）される場合は、毎月20日までにNHK共済会へ「加入申込書兼告知書」をご提出ください。なお、引受保険会社が「加入申込書兼告知書」を受理した場合、加入日（＊）は、その翌々月1日となります。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（＊）を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

●次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

○次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
・加入日(＊)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

○原因となる傷病が加入日(＊)前に生じている場合

【すべての保険金】

○告知義務違反による解除の場合
○詐欺による取消の場合
○不法取得目的による無効の場合
○保険契約が失効した場合
○重大事由による解除の場合

【リビング・ニーズ特約】

○次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

この保険契約から脱退いただく場合

●本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。

●更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。

●配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日、主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニーズ特約の特約保険金額として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、お支払いに必要な書類が事務幹事会社に到着した日
②加入資格を失われた日
③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日

●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)

●退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は13ページに記載の団体窓口までお問合せください。

制度内容の変更

●NHK共済会の福利厚生事業の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

●引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)　生命保険契約者保護機構　　TEL　03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)　午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

保険金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、NHK共済会経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかにNHK共済会のご相談窓口にご連絡ください。

●保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

●保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、ニッセイのホームページをご参照ください。
(https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/)

指定代理請求制度に関する留意事項

●リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を経由してご請求できます。
詳しくは「契約概要」の「受取人」項目に記載しておりますのでご確認ください。

●指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対しお支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、13ページをご確認ください。

更に詳しい内容について（制度の詳細とその他取扱い）

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

保険金のお支払事由

【主契約】

●**死亡保険金**
引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

●**高度障がい保険金**
引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（＊1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（＊2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。
なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。
したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。
（＊1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
（＊2）対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい（視力障がい）
（1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
（3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい
（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
（2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【リビング・ニーズ特約】

●**リビング・ニーズ特約の特約保険金**
保険期間中に被保険者の余命が6カ月以内（＊3）と判断される場合に、主契約の死亡保険金額のうち、被保険者の指定した金額（100万円単位）をリビング・ニーズ特約の特約保険金としてお支払いします。ただし、特約保険金のお支払いは、被保険者が主たる被保険者の場合は、1，000万円を、配偶者の場合は300万円を限度とし、1被保険者について1回かぎりです。被保険者がこどもの場合は請求できません。
主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニーズ特約の特約保険金額として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、主契約のその被保険者に対する部分は、お支払いに必要な書類が事務幹事会社に到着した日に消滅したものとして取扱います。なお、特約保険金として一部をお支払いした場合、死亡保険金額はお支払いした金額分だけ減額されます。
その被保険者について、死亡保険金または高度障がい保険金がすでに支払われている場合は、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません。
被保険者が保険金を請求できない特別な事情があるときには、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が被保険者の代理人として、保険金をご請求できます。「指定代理請求人」を指定される場合は、別途、NHK共済会までご連絡ください。
（＊3）余命6カ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることを意味します。余命6カ月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて引受保険会社が行います。

保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（＊1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
・保険契約者・被保険者の故意。
・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱。（＊2）
（＊1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
（＊2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（＊1）時以後に生じた場合にかぎります。（原因となる傷病がご加入（＊1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）したがって、原因となる傷病がご加入（＊1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

保険金をお支払いしない場合等（詳細）（続き）

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合
ご加入（＊1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（＊1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）
①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

【リビング・ニーズ特約】

リビング・ニーズ特約は、主契約の被保険者（本人・配偶者）の死亡保険金についてのみ、所定の条件のもと、全部または一部をお支払いする特約です。

○引受保険会社は、リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません。
・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。
・戦争その他の変乱。（＊3）

（＊3）ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニーズ特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニーズ特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

～また、以下のような場合にリビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません～
・リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払前にその被保険者が死亡しているとき。
・リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払前にその被保険者について死亡保険金または高度障がい保険金の請求を受け、死亡保険金または高度障がい保険金が支払われるとき。
・死亡保険金または高度障がい保険金が支払われた場合で、その支払後にその被保険者についてリビング・ニーズ特約の特約保険金の請求を受けたとき。
・その被保険者について、死亡保険金額の一部がすでにリビング・ニーズ特約の特約保険金として支払われたとき。

保険金の年金受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。また、リビング・ニーズ特約の特約保険金についても対象外です。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種　類	受取期間					
確定年金	5年	定額型	以下のいずれかを選択 ① 年1回受取り ② 年2回受取り（6カ月ごと） ③ 年4回受取り（3カ月ごと）	以下のいずれかを選択 （2月1日 5月1日 8月1日 11月1日）	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】
・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下の方法となります。
○年金の買増にあてる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで（据置期間）の配当金のお支払方法について】
・所定の利率（＊）による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
（＊）利率は金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。（一時金でのお受取りとなります。）
※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。

税務上のお取扱い

《掛金》
- 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。
- 主契約およびこども特約の実質掛金（掛金から制度運営費および配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。

※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。
（https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/）
※一般生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当団体定期保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体定期保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

《保険金》
- 死亡保険金
  〈　本　人　〉相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
  〈配偶者・こども〉本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
- 高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。
- リビング・ニーズ特約の特約保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。

※特約保険金をお受取り後、受取人（被保険者）が死亡した場合、受取った保険金に残余があれば、その部分は相続財産として相続税の課税対象となります。

《年金》
- 年金・・・（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
  課税対象額 ＝（年金年額 ＋ 年金開始後配当金）－ 必要経費※
  ※必要経費＝年金年額（除配当金）×年金基金充当金÷年金お支払見込総額

税務の取扱い等について、2024年8月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

個人情報の取扱いに関するNHK共済会と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、NHK共済会（以下、「共済会」といいます。）を保険契約者とし、共済会および共済会の関連団体（以下、「関連団体」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。
  そのため、この保険契約の運営にあたっては、共済会および関連団体は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、共済会がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。共済会および関連団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、共済会、関連団体および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き共済会、関連団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
  なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人および指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人（以下、「受取人および代理人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

その他

＜共済会の住宅資金をご利用の方へ＞

NHK職員の方でNHK共済会の住宅資金をご利用の方は、借入額以上の保険金額で加入することが義務づけられていますので、返済終了までご加入ください。

ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
  （なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。）

団体お問合せ先

NHK共済会　会員サポートセンター（ライフコンサルティング）
TEL：03-5455-7274（NHK内線）　MAIL：hoken@kyosai.nhk.or.jp
【受付時間　平日　10：00～17：00（12/29 ～ 1/3を除く。）】

日本生命お問合せ先

日本生命保険相互会社　法人サービスセンター　TEL：0120-563-925（通話料無料）
※お問合せの際には、記号証券番号（930-75130）をお知らせください。
【受付時間　月曜日～金曜日　9：00 ～ 17：00（祝日・12/31 ～ 1/3を除く。）】

指定紛争解決機関

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
  （「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/ をご覧ください。）
  なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

「障がい」の表記

当パンフレット（団体定期保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

日本一団－2024－707－11929－M（R6.11.28）

正しく告知いただくために

団体定期保険

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、Web 申込画面または「加入申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。（告知義務）

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。
  この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知（確認）いただく義務があります。
- 過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態について、Web申込画面または「加入申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知いただいたことになりません。

- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面（Web申込画面または「加入申込書兼告知書」等）にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「Web申込画面または『加入申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、Web申込画面または「加入申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。（＊）
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。
  （ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。）

（＊）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

●生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

Web申込画面または「加入申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

●新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および Web申込画面または「加入申込書兼告知書」の裏面（＊）に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

（＊）「加入申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

●主たる被保険者（本人）が新規加入・増額する申込者の告知内容（質問事項に対する答え）をとりまとめのうえ、Web申込画面または「加入申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果をご入力（記入）ください。

●入力（記入）いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実に相違ないことをご確認のうえ、お申込みください。

●Web申込画面または「加入申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

◎Web申込画面または「加入申込書兼告知書」の質問事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限＊1を受けていますか。（配偶者・こどもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬＊2を受けたことがありますか。）

2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。

3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり＊3、医師の治療・投薬＊2を受けたことがありますか。

補足説明

＊1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤（公休・普通休暇等によるものも含む）を指示されている場合などをいいます。

＊2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
（注）一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、手足の骨折によるものは含みません。

＊3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。

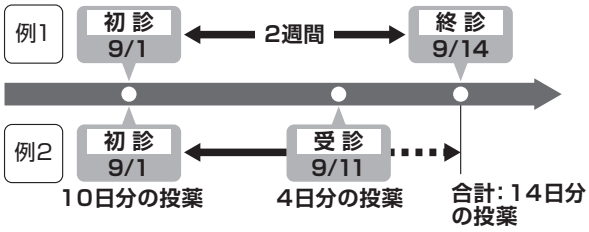

（注1）以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- 医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- 健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- 歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- 妊娠（正常）による入院

（注2）「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を Web 申込画面から印刷または当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。
「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。（「加入申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「加入申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印（告知印）」を押印のうえ、ご提出ください。）

（注3）新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日（告知日）現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

●Web申込画面または「加入申込書兼告知書」等への入力（記入）の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

●Web申込画面または「加入申込書兼告知書」を入力（提出）された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知（「被保険者の告知書」の提出）が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。
ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

引受保険会社　日本生命保険相互会社　　K2023−326　2024.2　法人サービスセンター（東京）

3大疾病保障保険（団体型）

◆3大疾病〔がん・急性心筋梗塞・脳卒中〕に備える一時金の保障
◆死亡保障

商品内容のご説明

引受保険会社：日本生命保険相互会社

<意向確認書>　ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◆3大疾病［がん・急性心筋梗塞・脳卒中］に備える一時金の保障
◆死亡保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄
□保障内容はニーズに合致していますか。
□ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保障内容　3大疾病保障保険（団体型）は、以下の場合に、保険金をお受取りになれます。

3大疾病保険金

保険期間中に所定の3大疾病［がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中］になられた場合

死亡保険金

保険期間中に、死亡された場合

リビング・ニーズ特約の特約保険金

保険期間中に余命6カ月以内と判断される場合に、死亡保険金のうち指定のあった金額をお支払いします。

※主な保障内容については19ページ「ご契約の概要について（契約概要）」をご確認ください。

団体保険としての割引が適用された掛金で万一に備える保障を確保できます。

Point

新規加入・増額の場合は随時お申込みができます。
※減額は年1回の定期勧奨時のみとなります。

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、28 ～ 29ページ「正しく告知いただくために」をご覧ください。

ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

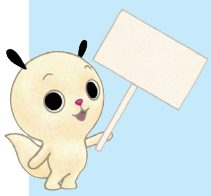

当パンフレットには一般財団法人日本放送協会共済会（以下、NHK共済会といいます。）と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。「正しく告知いただくために」とあわせてお申込み前に必ずお読みください。配偶者のお申込みの際は、プリントアウト等にてパンフレットをお渡しのうえ、ご確認ください。
なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレットをお読みいただいた後も保存等のうえ、大切に保管してください。
Webお手続対象の方で専用のWebサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

Check　**3大疾病保障保険（団体型）ご案内ムービー**

右記を携帯電話・スマートフォン等で読込み、アクセスしてください。（通信料がかかります）

保障額と掛金

◆月払掛金（概算）

（掛金の単位：円）

対象	3大疾病保険金・死亡保険金		200万円		300万円		400万円		500万円	
	上皮内新生物診断保険金		20万円		30万円		40万円		50万円	
	満年齢	生年月日	性別 男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人・配偶者	*1 15歳	H21.5.2生～H22.5.1生	364	340	547	510	729	680	912	850
	*1 16歳～20歳	H16.5.2生～H21.5.1生	401	360	602	541	803	721	1,004	902
	21歳～25歳	H11.5.2生～H16.5.1生	463	405	694	608	926	811	1,158	1,014
	26歳～30歳	H6.5.2生～H11.5.1生	485	502	728	753	971	1,004	1,214	1,255
	31歳～35歳	H1.5.2生～H6.5.1生	584	686	876	1,030	1,168	1,373	1,460	1,716
	36歳～40歳	S59.5.2生～H1.5.1生	760	1,002	1,140	1,503	1,521	2,004	1,901	2,506
	41歳～45歳	S54.5.2生～S59.5.1生	996	1,389	1,494	2,084	1,992	2,779	2,490	3,474
	46歳～50歳	S49.5.2生～S54.5.1生	1,572	1,756	2,358	2,635	3,144	3,513	3,930	4,392
	51歳～55歳	S44.5.2生～S49.5.1生	2,371	2,218	3,557	3,327	4,743	4,436	5,929	5,545
	56歳～60歳	S39.5.2生～S44.5.1生	3,657	2,628	5,485	3,942	7,314	5,256	9,143	6,570
	61歳～65歳	S34.5.2生～S39.5.1生	5,655	3,405	8,483	5,107	11,311	6,810	14,139	8,512
	66歳～69歳	S30.5.2生～S34.5.1生	8,460	4,561	12,690	6,841	16,920	9,122	21,150	11,403
	70歳	S29.5.2生～S30.5.1生	9,862	5,118	14,793	7,678	19,725	10,237	24,656	12,797
	71歳	S28.5.2生～S29.5.1生	10,637	5,405	15,956	8,108	21,274	10,811	26,593	13,514
	72歳	S27.5.2生～S28.5.1生	11,451	5,699	17,176	8,548	22,902	11,398	28,628	14,247
	*2 73歳	S26.5.2生～S27.5.1生	12,308	6,006	18,462	9,009	24,616	12,013	30,770	15,016
	74歳	S25.5.2生～S26.5.1生	13,204	6,346	19,806	9,520	26,408	12,693	33,010	15,867
	75歳	S24.5.2生～S25.5.1生	14,147	6,738	21,220	10,107	28,294	13,476	35,367	16,845

- 掛金は毎月の給与から控除します。（第1回目は5月給与から）
- 上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、効力発生日（2025年5月1日）から適用します。
  掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。毎月募集の際に加入（*3）される場合は、掛金が確定している可能性があります。掛金は直近更新日時点の満年齢でご確認のうえ、詳細は、NHK共済会までご照会ください。
- 年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
  なお、募集の結果、加入者数（被保険者数）が所定の人数を下回った場合、更新後の掛金は概算掛金より高くなります。
- 掛金には保険料の2.5%の制度運営費が含まれております。掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。
- 当パンフレット（「3大疾病保障保険（団体型）」部分）における年齢は満年齢で記載しております。
  ※「満年齢」は、更新日時点での被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。

（*1）本人のみ。配偶者は年齢満18歳（H18.5.2生～H19.5.1生）から加入いただけます。

（*2）年齢満71歳～満75歳の方は新規加入・増額いただけません。

（*3）保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。

3大疾病保障保険（団体型）は、以下の場合に、保険金をお受取りになれます。

●3大疾病保険金・死亡保険金500万円にご加入の場合

●3大疾病保険金

がん（悪性新生物）

加入日（*1）前を含めて**初めてがん（悪性新生物）と診断確定**されたとき（*2）
※加入日（*1）から90日以内に診断確定された場合を除く
※がんの表記についてはP19の「契約概要」をご参照ください。

急性心筋梗塞

加入日（*1）以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当されたとき
（ア）初めて医師の診療を受けた日から**その日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続**したと診断されたとき

（イ）**その治療を直接の目的として、病院または診療所において手術**を受けたとき

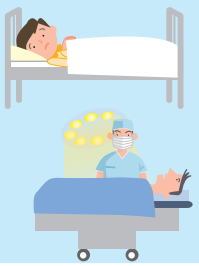

脳卒中

加入日（*1）以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、次のいずれかに該当されたとき
（ア）初めて医師の診療を受けた日から**その日を含めて60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続**したと診断されたとき

（イ）**その治療を直接の目的として、病院または診療所において手術**を受けたとき

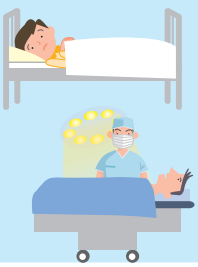

※急性心筋梗塞、脳卒中を発病しただけでは支払事由に該当せず、3大疾病保険金はお支払いできません。

お受取り例

一時金
500万円
（保険金額の100%）

⚠
●3大疾病保険金・死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。いずれかのお支払いをもって保障は終了します。

●上皮内新生物診断保険金

がん（上皮内新生物等）

加入日（*1）前を含めて**初めてがん（上皮内新生物等）と診断確定**されたとき（*2）
※加入日（*1）から90日以内に診断確定された場合を除く

お受取り例

一時金 **50万円**
（保険金額の10%）

⚠
●上皮内新生物診断保険金のお受取りは更新前後を通算して1回かぎりですが、その後も3大疾病保険金・死亡保険金はお支払いの対象となります。

●死亡保険金

死亡

被保険者が死亡されたとき
※交通事故や所定の3大疾病以外の病気等で死亡された場合を含む
※所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

お受取り例

一時金 **500万円**
（保険金額の100%）

⚠
●3大疾病保険金・死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。いずれかのお支払いをもって保障は終了します。

●リビング・ニーズ特約の特約保険金

リビング・ニーズ特約

余命6カ月以内と判断されるとき
※掛金の追加負担はありません。

お受取り例

一時金 **500万円以内**

⚠
●保険金受取人が、ご請求時に設定可能範囲内で自由に設定できます。
（ご加入の保険金額内で100万円単位）

（*1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分について「加入日」を「増額日」と読替えます。
（*2）がんの診断確定とは、がんに罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたことをいいます。

ご契約の概要について（契約概要）3大疾病保障保険（団体型）

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。
その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の所定の3大疾病・死亡に対する保障を確保できます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、3大疾病保険金または死亡保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。詳しくは26ページの「保険金の年金受取り」の項目をご確認ください。

しくみ図（イメージ）

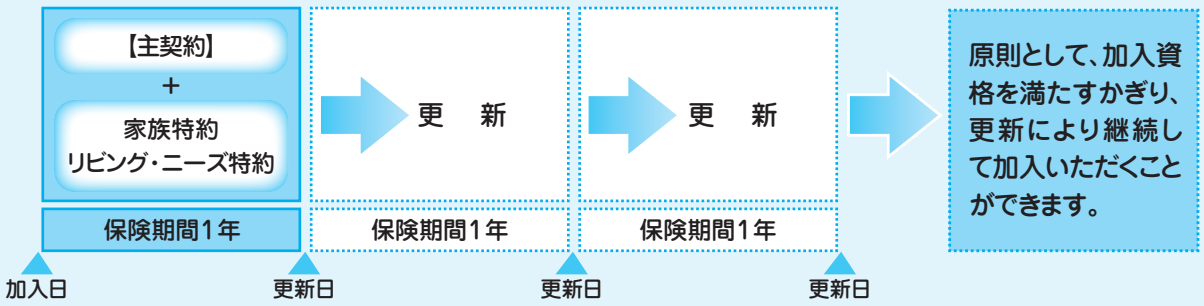

主な保障内容

【主契約および家族特約】

- 被保険者が保険期間中に次のお支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

	お支払事由		お支払額
3大疾病保険金	❶がん（悪性新生物）	加入日（＊）前を含めて初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき（加入日（＊）から90日以内に診断確定された場合を除く）	保険金額
	❷急性心筋梗塞	加入日（＊）以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の（1）または（2）に該当したとき （1）初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき （2）急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき	
	❸脳卒中	加入日（＊）以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の（1）または（2）に該当したとき （1）初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき （2）脳卒中の治療のための手術を受けたとき	
上皮内新生物診断保険金	加入日（＊）前を含めて初めてがん（上皮内新生物等）と診断確定されたとき（加入日（＊）から90日以内に診断確定された場合を除く）		保険金額の10%
死亡保険金	死亡されたとき		保険金額

※3大疾病保険金・死亡保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
※3大疾病保険金と死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。
※上皮内新生物診断保険金をお支払いした後も、3大疾病保険金・死亡保険金はお支払いの対象となります。
※がんの診断確定とは、がんに罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたことをいいます。
※急性心筋梗塞、脳卒中を発病しただけでは支払事由に該当せず、3大疾病保険金はお支払いできません。
※所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。
※上皮内新生物診断保険金は1回かぎりのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回かぎりです。

（＊）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

「がん」の表記について	「がん（悪性新生物）」は、「別表1　対象となる悪性新生物」に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物（皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物）」は含みません。 「がん（上皮内新生物等）」は、「別表4　対象となる上皮内新生物等」に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物（皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物）」をいいます。 「がん」は「がん（悪性新生物）」と「がん（上皮内新生物等）」をあわせたものをいいます。

【リビング・ニーズ特約】

	お支払事由	お支払額
リビング・ニーズ特約の特約保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	死亡保険金のうち、保険金の受取人が指定した保険金額

※掛金の追加負担はありません。
※保険金のご請求額はご加入の保険金額内であれば、ご請求時に100万円単位で自由に設定できます。

保障内容に関する詳細や制限事項については、「注意喚起情報」の「保険金をお支払いしない主な場合」（21 ～ 22ページ）、「制度の詳細とその他取扱い」（22 ～ 27ページ）を必ずご確認ください。

加入資格

●以下の加入資格の他、「加入申込書兼告知書」に記載の内容（Webお手続き対象の方は、専用のWebサイトに記載の内容）を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
《本　人》 NHK共済会の会員の方で新規加入・増額は、年齢満15歳以上満70歳以下の方。
継続加入は、年齢満75歳以下の方。
《配偶者》 NHK共済会の会員の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上満70歳以下の方。
継続加入は、年齢満75歳以下の方。

【退職後の継続加入について】
・本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢満75歳まで継続加入することができます。
・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満75歳まで継続加入することができます。
※本人が退職後、本人・配偶者の新規加入・増額はできません。
※退職＝定年退職者または①在職25年以上の退職者、②在職20年以上で50歳以上の退職者

＜ご注意＞
（1）ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
（2）本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
（3）配偶者のみで加入することはできません。
（4）配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
（5）保険期間中に本人に対する3大疾病保険金が支払われた場合や、本人が死亡または脱退された場合は、配偶者も自動的に脱退となります。
（6）本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記【退職後の継続加入について】のとおり継続加入いただくことができます。
（7）被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が申込時に知っていた場合、その被保険者にはリビング・ニーズ特約の効力は生じません。

効力発生日

●2025年5月1日
●当保険制度は毎月募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入（＊）可能です。
●毎月募集時に加入（＊）される場合は、毎月20日までにNHK共済会へ「加入申込書兼告知書」をご提出ください。
なお、引受保険会社が「加入申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌々月1日となります。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。

保険期間

●保険期間は効力発生日（2025年5月1日）～2026年4月30日までです。以降は毎年5月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

受取人

●3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金の受取人について：
被保険者が本人・配偶者の場合、被保険者ご自身です。
●死亡保険金の受取人について：
○被保険者が配偶者の場合、本人です。
○本人の死亡保険金受取人は、労働基準法施行規則第42条～第45条に規定の遺族です。

労働基準法施行規則第42条～第45条に規定された被保険者の遺族
＜条文の概略＞（一般的には以下のとおりとなりますが、詳細は条文をご確認ください。）
第 1 順位：配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にあるものを含む）
第 2 順位：同一生計の子　第 3 順位：同一生計の養父母　第 4 順位：同一生計の実父母
第 5 順位：同一生計の孫　第 6 順位：同一生計の祖父母　第 7 順位：子　第 8 順位：父母
第 9 順位：孫　第10順位：祖父母　第11順位：同一生計の兄弟姉妹　第12順位：兄弟姉妹
※同順位の者が二人以上いる場合には、人数によって等分します。

○別途、新規に死亡保険金受取人を指定される方、もしくは死亡保険金受取人を変更される方は、「加入申込書兼告知書」とともに「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。
その場合、本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
※すでに加入されている方が新規に死亡保険金受取人を指定される場合、もしくは死亡保険金受取人を変更される場合、死亡保険金受取人指定（変更）の効力発生日は、保険契約者（団体）が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

指定代理請求人によるご請求

●被保険者が保険金の受取人の場合で、保険金の受取人が保険金をご請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が団体を経由してご請求できます。
●被保険者は、あらかじめ指定代理請求人をご指定ください。
●指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる場合	保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 ・保険金のご請求の意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合 ・引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合 ・その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合
指定代理請求人の範囲	以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。 ①被保険者と次の関係にある人 （ア）戸籍上の配偶者 （イ）直系血族 （ウ）兄弟姉妹 （エ）前（イ）（ウ）のほか、同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ②上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人 （オ）同居または生計を一にしている人 （カ）財産管理を行っている人 （キ）死亡保険金受取人 （ク）その前（オ）～（キ）までに掲げる人と同等の関係にある人 なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。

代理請求できる保険金	・3大疾病保険金 ・上皮内新生物診断保険金 ・リビング・ニーズ特約の特約保険金

●被保険者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更できます。
●被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
●指定代理請求人をご指定の場合、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金とも同一のご指定となります。
●本人が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定がされたものとし、その場合の指定代理請求人は本人となります。
●指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人をご請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。
●保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求されてもお支払いできません。
※指定代理請求人を指定（変更・取消）される場合は、「指定代理請求人指定書」のご提出が必要となりますので、NHK共済会までご連絡ください。すでに加入されている方が指定代理請求人を指定（変更・取消）される場合、指定代理請求人指定（変更・取消）の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受付けた日です。

配当金

●この保険契約には、払込みいただいた掛金に対する配当金はありません。

脱退による払戻金

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

●当制度は一般財団法人日本放送協会共済会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付リビング・ニーズ特約付年金払特約付3大疾病保障保険（団体型）契約に基づいて運営します。
［引受保険会社］　日本生命保険相互会社

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、27ページをご確認ください。

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報）3大疾病保障保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入（＊）のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。
なお、保険金をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。
（＊）保険金額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（＊）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務
●健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入（＊）のお申込みをお断りするものではありません。
●引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用のWebサイトまたは指定された書面（「加入申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い
●告知義務に違反された場合は、ご加入（＊）を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認
●後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

●引受保険会社がご加入（＊）を承諾した場合、2025年5月1日（加入日（＊））から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。（更新できません。）
●当保険制度は毎月募集をしておりますので、上記加入日（＊）以外でも加入（＊）可能です。
●毎月募集時に加入（＊）される場合は、毎月20日までにNHK共済会へ「加入申込書兼告知書」をご提出ください。
なお、引受保険会社が「加入申込書兼告知書」を受理した場合、加入日（＊）は、その翌々月1日となります。
●引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（＊）を承諾する権限がありません。

高度障がい保険金等について

●この保険には、所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

保険金をお支払いしない主な場合

●次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。
【主契約および家族特約】
○次のいずれかによる場合
・加入日（＊）前または加入日（＊）からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定されているとき
・急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いについて、原因となる疾病が加入日（＊）前に生じているとき
○次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
・加入日（＊）からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
・保険契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

保険金をお支払いしない主な場合（続き）

【リビング・ニーズ特約】
○次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
・戦争その他の変乱によるとき
【すべての保険金】
○告知義務違反による解除の場合
○詐欺による取消の場合
○不法取得目的による無効の場合
○保険契約が失効した場合
○重大事由による解除の場合

保険金をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

●本人が加入資格を失われた場合には、本人は保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
●更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
●配偶者が加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人が脱退・死亡された場合は、本人の脱退日・死亡日、本人について3大疾病保険金が支払われた場合は、本人が3大疾病保険金の支払事由に該当した日、本人の死亡保険金の全部がリビング・ニーズ特約の特約保険金として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、そのお支払いに必要な書類が引受保険会社に到着した日
②加入資格を失われた日
●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。
（例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。）

制度内容の変更

●NHK共済会の福利厚生事業の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付加特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
（お問合せ先）　生命保険契約者保護機構　　TEL　03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）　午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

保険金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、NHK共済会経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかにNHK共済会のご相談窓口にご連絡ください。
●保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
●保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、ニッセイのホームページをご参照ください。
（https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/）

指定代理請求制度に関する留意事項

●3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金・リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を経由してご請求できます。
詳しくは「契約概要」の「指定代理請求人によるご請求」の項目に記載しておりますので、ご確認ください。
●指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対しお支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、27ページをご確認ください。

更に詳しい内容について（制度の詳細とその他取扱い）

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

保険金のお支払事由

【主契約および家族特約】

3大疾病保険金	●被保険者が次の①から③までのいずれかに該当されたとき ①被保険者が加入日（＊）以後保険期間中に、加入日（＊）前を含めて初めて悪性新生物（別表1）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。） ※他の所見による診断確定として、例えば、肝臓がん等、多くの臨床経験から専門医の合意により確立された最新のガイドラインに基づき、他の所見による診断確定を基準としているがんについて、画像診断による診断確定を認めることがあります。

3大疾病保険金（続き）	②被保険者が加入日(*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき (ア)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき (イ)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき ③被保険者が加入日(*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき (ア)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (イ)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき ●この保険契約の全部または一部が更新されない場合で、被保険者がその被保険者についての保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に上記②(ア)または③(ア)の診断を受けたときは、引受保険会社はその被保険者についての保険期間満了の日に診断を受けたものとみなして3大疾病保険金をお支払いします。 ご注意 ●3大疾病保険金と死亡保険金は、同一の被保険者についていずれか一方のみのお支払いとなります。3大疾病保険金をお支払いする前にその被保険者について死亡保険金の請求を受け、死亡保険金をお支払いするときは、引受保険会社は、3大疾病保険金をお支払いできません。 ●3大疾病保険金をお支払いした場合、この保険契約のその被保険者に対する部分は、3大疾病保険金の支払事由に該当したときから、消滅したものとします。3大疾病保険金をお支払いした場合、その支払い後にその被保険者について死亡保険金の請求を受けても、引受保険会社は、死亡保険金をお支払いできません。
上皮内新生物診断保険金	●被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、加入日(*)前を含めて初めて上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物(別表4)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき ご注意 ●上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物と診断確定された場合でも、悪性新生物(別表1)、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡についての保障は継続します。 ●上皮内新生物診断保険金は、同一の被保険者について1回かぎりのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回かぎりです。
死亡保険金	●被保険者が保険期間中に死亡されたとき

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

【リビング・ニーズ特約】

リビング・ニーズ特約の特約保険金	●被保険者が保険期間中にその余命が6カ月以内と判断されるとき ご注意 ●リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払い前にその被保険者について死亡保険金または3大疾病保険金が支払われるときには、リビング・ニーズ特約の特約保険金は支払いません。 この場合、死亡保険金または3大疾病保険金の受取人からご請求ください。 ●余命6カ月以内の判断は、引受保険会社が行います。余命6カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは引受保険会社が確認を行った結果に基づいて行います。 余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることをいいます。 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合、請求日に、この保険契約のその被保険者に対する部分は消滅したものとします。死亡保険金の一部をお支払いした場合、保険金額は保険金の受取人が指定した保険金額分について、請求日に減額されたものとします。 ●特約保険金は同一の被保険者について1回かぎりのお支払いとなります。

別表1　対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43～C44)のうち	
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち	
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

保険金のお支払事由（続き）

別表1　対象となる悪性新生物（続き）

2. 別表1の1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類ー腫瘍学　第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3　・・・悪性、原発部位 ／6　・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9　・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表2　対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表1　対象となる急性心筋梗塞の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1)典型的な胸部痛の病歴 (2)新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2　対象となる急性心筋梗塞の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20～I25)のうち 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	 I21 I22

別表3　対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表1　対象となる脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障がいされることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2　対象となる脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管疾患(I60～I69)のうち くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	 I60 I61 I63

別表4　対象となる上皮内新生物等

1. 対象となる上皮内新生物等とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43～C44)のうち 皮膚のその他の悪性新生物 上皮内新生物	 C44 D00～D09

2. 上記1において「上皮内新生物等」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類ー腫瘍学　第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

(1)皮膚のその他の悪性新生物(C44)

第5桁性状コード番号
／3　・・・悪性、原発部位 ／6　・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9　・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2)上皮内新生物(D00～D09)

第5桁性状コード番号
／2　・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表5　病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2)前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6　手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

①開頭術
②開胸術
③ファイバースコープ手術
④血管・バスケットカテーテル手術

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

がんについて保険金をお支払いしない場合

●がんと診断確定される時期によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

がんに対する保障のイメージ

○がんに対する保障については、ご加入(*1)日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。
(急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については、ご加入(*1)日から保障を開始します。)

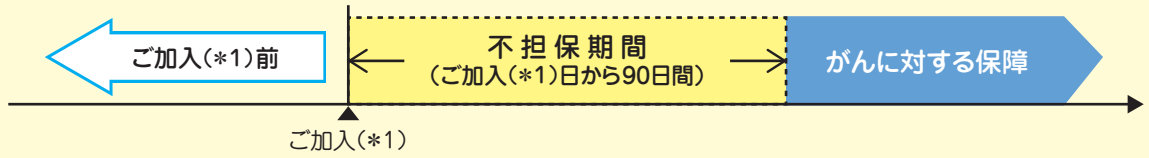

●がん(悪性新生物)と診断確定されてもお支払いできない場合

○被保険者がご加入(*1)前にがん(悪性新生物)と診断確定されていた場合、3大疾病保険金はお支払いできません。
この場合、ご加入(*1)日以後に新たにがん(悪性新生物)と診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません(*2)。
ただし、急性心筋梗塞、脳卒中、がん(上皮内新生物等)、死亡については保障します。

○被保険者が不担保期間にがん(悪性新生物)と診断確定された場合、3大疾病保険金はお支払いできません。不担保期間が経過した後に、新たにがん(悪性新生物)と診断確定された場合には、3大疾病保険金の支払対象となります。
ただし、不担保期間が経過した後にがん(悪性新生物)と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん(悪性新生物)の再発・転移等と認められるときは、3大疾病保険金はお支払いできません。

●がん(上皮内新生物等)と診断確定されてもお支払いできない場合

○被保険者がご加入(*1)前にがん(上皮内新生物等)と診断確定されていた場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。
この場合、ご加入(*1)日以後に新たにがん(上皮内新生物等)と診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません(*3)。
ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については保障します。

○被保険者が不担保期間にがん(上皮内新生物等)と診断確定された場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。
不担保期間が経過した後に、新たにがん(上皮内新生物等)と診断確定された場合には、上皮内新生物診断保険金の支払対象となります。
ただし、不担保期間が経過した後にがん(上皮内新生物等)と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん(上皮内新生物等)の再発・転移等と認められるときは、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

(*1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(*2)不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません。

(*3)不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

3大疾病保険金

●急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、その原因となる疾病がご加入(*1)日以後に生じた場合にかぎります。(原因となる疾病がご加入(*1) 前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

●したがって、原因となる疾病がご加入(*1) 前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金はお支払対象となりません。

死亡保険金

●引受保険会社は、被保険者が次のいずれかにより死亡された場合には、死亡保険金をお支払いしません。

・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
・保険契約者の故意。
・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱。(*4)

(*4)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

● 保険金をお支払いしない場合等（詳細）（続き）

リビング・ニーズ特約の特約保険金

●引受保険会社は、リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません。

・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。
・戦争その他の変乱。（＊5）

（＊5）ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニーズ特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニーズ特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

すべての保険金

●次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

告知義務違反による解除の場合
ご加入（＊1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（＊1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
③保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

● 保険金の年金受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、3大疾病保険金または死亡保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
※上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金については対象外です。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年	定額型	以下のいずれかを選択 ① 年1回受取り ② 年2回受取り（6カ月ごと） ③ 年4回受取り（3カ月ごと）	以下のいずれかを選択 （2月1日 5月1日 8月1日 11月1日）	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】
・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下の方法となります。
○年金の買増にあてる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで（据置期間）の配当金のお支払方法について】
・所定の利率（＊）による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
（＊）利率は金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。（一時金でのお受取りとなります。）
※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。

税務上のお取扱い

掛　金		制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。 主契約および家族特約の掛金は、一般生命保険料控除の対象です。 ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。 〈ニッセイホームページ〉 https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/ ※一般生命保険料控除の対象となる掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。 ※当3大疾病保障保険（団体型）以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当3大疾病保障保険（団体型）のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。
保険金	3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金	被保険者が受取人の場合、非課税です。 ※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。
	死亡保険金	本　人：相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。 配偶者：本人が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
	リビング・ニーズ特約の特約保険金	被保険者が受取人の場合、非課税です。 ※特約保険金をお受取り後、受取人（被保険者）が死亡した場合、受取った保険金に残余があれば、その部分は相続財産として相続税の課税対象となります。
年　金	年　金	（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額＝（年金年額＋年金開始後配当金）－必要経費※ ※必要経費＝年金年額（除配当金）×年金基金充当金÷年金お支払見込総額

税務の取扱い等について、2024年8月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

個人情報の取扱いに関するNHK共済会と引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、NHK共済会（以下、「共済会」といいます。）を保険契約者とし、共済会および共済会の関連団体（以下、「関連団体」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、共済会および関連団体は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、共済会がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。
共済会および関連団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、共済会、関連団体等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き共済会、関連団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人および指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人（以下、「受取人および代理人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

その他

ご相談窓口等

●ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。）

団体お問合せ先

NHK共済会　会員サポートセンター（ライフコンサルティング）
TEL：03-5455-7274（NHK内線）　MAIL：hoken@kyosai.nhk.or.jp
【受付時間　平日　10：00～17：00（12/29 ～ 1/3を除く。）】

日本生命お問合せ先

日本生命保険相互会社　法人サービスセンター　TEL：0120-563-925（通話料無料）
※お問合せの際には、記号証券番号（939-49）をお知らせください。
【受付時間　月曜日～金曜日　9：00 ～ 17：00（祝日・12/31 ～ 1/3を除く。）】

指定紛争解決機関

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/ をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

「障がい」の表記

当パンフレット（3大疾病保障保険（団体型）部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

日本一団－2024－707－11931－M（R6.11.28）

正しく告知いただくために

3大疾病保障保険（団体型）

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
この保険への新たなご加入もしくは保険金額の増額のお申込みをお引受けできるのは、Web申込画面または「加入申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。（告知義務）

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。
  この保険に新たにご加入もしくは保険金額の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知（確認）いただく義務があります。
- 過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態について、Web申込画面または「加入申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知いただいたことになりません。

- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面（Web申込画面または「加入申込書兼告知書」等）にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「Web申込画面または『加入申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、Web申込画面または「加入申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。（＊）
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金のお支払事由が1年以内に発生していた場合（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金のお支払いが行われない場合を含みます。）には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。
  （ただし、保険金のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金のお支払いをいたします。）

（＊）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金については、原因となる疾病が責任開始日前に生じている場合は、過去の病歴（病名、治療期間等）、健康状態等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

●生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

Web申込画面または「加入申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

●新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびWeb申込画面または「加入申込書兼告知書」の裏面(*)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

(*)「加入申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

●主契約の被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、Web申込画面または「加入申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果をご入力(記入)ください。

※質問事項1項で「はい」に該当される方は、加入いただけません。

●入力(記入)いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実に相違ないことをご確認のうえ、お申込みください。

●Web申込画面または「加入申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

◎Web申込画面または「加入申込書兼告知書」の質問事項

1. 今までに、がん(肉腫、白血病、リンパ腫、上皮内がんを含む)と診断されたことがありますか。
2. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(主契約の被保険者のみ)
3. 申込日から過去3カ月以内に、医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。
4. 申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり*2、医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。

補足説明

*1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。

*2 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。

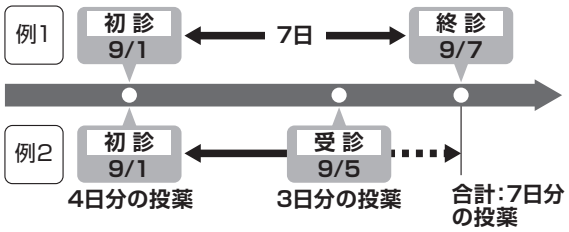

(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。

(注1)以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- 医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- 健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- 歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- 妊娠(正常)による入院

(注2)「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」をWeb申込画面から印刷または当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。
「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(「加入申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「加入申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印(告知印)」を押印のうえ、ご提出ください。)

(注3)新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日(告知日)現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

●Web申込画面または「加入申込書兼告知書」等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

●Web申込画面または「加入申込書兼告知書」を入力(提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。
ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

グリーンライフ保障制度

◆財産形成や老後の生活資金確保

拠出型企業年金保険 一時払退職後終身保険

商品内容のご説明

引受保険会社：日本生命保険相互会社　他5社

新規加入・変更は年1回

＜意向確認書＞

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に掛金を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

◆財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄
- □給付内容はニーズに合致していますか。
- □ご自身が選択された掛金（加入口数）、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

Point 在職中に積立てた掛金を年金として受取る制度です。本人の希望により年金以外のコースを選択することも可能です。

生命保険会社6社の共同引受契約です。

積立金は加重平均予定利率（年率）※1.25%で複利運用!

※引受保険会社各社の加重平均予定利率（2024年8月22日現在）および引受割合（2024年8月22日現在）に基づき計算しております。今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率（予定利率・予定死亡率等）については将来変更される場合があります。

※払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用等を差引くため、上記予定利率がそのまま積立金には反映されません。

○積立金額の詳細につきましては、38 ～ 39ページを必ずご確認ください。

給与引去りでラクラク積立て。計画的な積立てが可能です!

○生活設計に合わせて、払込方法を自由に選択できます。年に1回、掛金を変更することができます。

- ・月払 …… **1,000円**から　**200,000円**まで（　**1,000円**単位）
- ・賞与払（半年払） …… **10,000円**から**1,000,000円**まで（**10,000円**単位）
- ・任意一時払積増 …… 6月と12月に一時金により積増が可能

○積立金の一部受取りも可能です。（10万円以上1万円単位）

ご加入者が負担された保険料は一般生命保険料控除の対象!

○掛金に含まれている0.5%の制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。

※2024年8月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

モデルプラン　年金受取開始年齢60歳の場合

Aさん（ご加入年齢30歳）

月払
10口（10,000円）
賞与払（半年払）
5口（50,000円）

月払 10,000円
賞与払（半年払） 50,000円
積立期間 × 30年 ＝ 払込掛金累計額 660万円

●一時金で受取ると …… 約776万円

●15年確定年金で受取ると…
基本年金月額 約46,700円 ×12カ月× 受取期間 15年間
＝ 受取総額 約841万円

Bさん（ご加入年齢40歳）

月払
20口（ 20,000円）
賞与払（半年払）
10口（100,000円）

月払 20,000円
賞与払（半年払） 100,000円
積立期間 × 20年 ＝ 払込掛金累計額 880万円

●一時金で受取ると …… 約972万円

●15年確定年金で受取ると…
基本年金月額 約58,600円 ×12カ月× 受取期間 15年間
＝ 受取総額 約1,055万円

Cさん（ご加入年齢50歳）

月払
30口（ 30,000円）
賞与払（半年払）
20口（200,000円）

月払 30,000円
賞与払（半年払） 200,000円
積立期間 × 10年 ＝ 払込掛金累計額 760万円

●一時金で受取ると …… 約790万円

●15年確定年金で受取ると…
基本年金月額 約47,600円 ×12カ月× 受取期間 15年間
＝ 受取総額 約857万円

※実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。
記載の金額については、38 ～ 39ページの給付額試算表の条件をご確認ください。

当パンフレットには一般財団法人日本放送協会共済会（以下、NHK共済会といいます。）と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。
なお、ご加入者（被保険者）は当パンフレットをお読みいただいた後も保存等のうえ、大切に保管してください。Webお手続き対象の方で専用のWebサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

ご契約の概要について（契約概要）拠出型企業年金保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

加入資格

●加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日（60歳）までの期間が2年以上ある会員・役職員および契約社員の方。
生年月日が昭和42年5月31日以前の方は、原則、新規加入ができませんのでご注意ください。
※生年月日が昭和42年5月31日以前（掛金払込期間満了日（60歳）までの期間が2年未満）の方でも、新規加入されたい場合はNHK共済会まで別途ご相談ください。
●掛金払込期間中にご加入者（被保険者）が退職等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

加入（増額）日

●2025年7月1日

掛金

払込方法	加入範囲	1口の単位
月　払	1,000円 ～ 200,000円	1,000円
賞与払（半年払）	10,000円 ～ 1,000,000円	10,000円
任意一時払積増	50,000円 ～ 99,990,000円	10,000円
退職時一時払積増	100,000円 ～ 99,990,000円	10,000円

●新規加入および掛金の変更手続きは年1回勧奨時（2月）のみお取扱いします。
●掛金はご加入者（被保険者）負担です。
●月払は6月給与から、賞与払（半年払）は6月賞与から積立てを開始します。
●関連団体へ再就職された方は、月払のみ継続され、賞与払（半年払）は中断となります。
●掛金は、月払および賞与払（半年払）による積立てのほか、年2回任意一時払積増もできます。
●月払・賞与払（半年払）・任意一時払積増・退職時一時払積増の掛金には、0.5%の共済会の制度運営費が含まれております。
掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。
●払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用等を差引いた額で運用しますので、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。
●賞与払（半年払）および一時払積増をご利用いただくためには、月払へのご加入が必要です。
●退職時一時払積増の限度額は、当該ご加入者（被保険者）が確定年金を選択される場合には、退職時までに積立てた金額までとなります。
●掛金の増額は、掛金払込期間満了日（60歳）までの期間が1カ月以上ある方についてお取扱いします。

6月・12月に任意一時払積増の募集を行います！

◆ボーナス時は年金原資を増やすチャンスです。

★一時払積増の「申込書」は共済会ホームページより入力・印刷できます。

◆グリーンライフ保障制度の残高の『ご確認はこちら』

掛金払込期間

●加入月から掛金払込期間満了月までとなります。掛金払込期間満了日は、満60歳到達月の末日です。
●月払掛金の引去りは、掛金払込期間満了月の前月の給与までです。
●一定の条件を満たした場合、掛金払込期間満了日を満65歳到達月の末日に変更することができます。
詳しくは39ページに記載の「団体お問合せ先」宛ご確認ください。

受取人

●年金（年金にかえての一時金を含む）、掛金払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者（被保険者）本人とします。
●遺族一時金（残存受取（保証）期間の年金を含む）の受取人はご遺族（※）とします。
（※）遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

配当金

●年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額（増加年金）にあてられます。
●掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
●毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りになれない場合もあります。
※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

制度運営および引受保険会社

●当制度は一般財団法人日本放送協会共済会が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約・一時払退職後終身保険に関する事務取扱協定およびアクサ生命保険株式会社と締結した医療保険に関する事務取扱協定に基づいて運営します。
●この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2024年8月22日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
〔引受保険会社〕日本生命保険相互会社（67.4%）（事務幹事会社）　富国生命保険相互会社（13.5%）　明治安田生命保険相互会社（ 7.0%）
住友生命保険相互会社（ 7.0%）　第一生命保険株式会社（ 5.0%）　アクサ生命保険株式会社　（ 0.1%）
なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、39ページをご確認ください。

この保険の特徴

●この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者（被保険者）とし、ご加入者（被保険者）の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。

●在職中に掛金を払込み、掛金払込期間満了後は、掛金払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。また、「掛金払込期間満了後の給付内容」に記載の個人保険を選択いただくこともできます。

●ご加入者（被保険者）が掛金払込期間中に脱退された場合はご加入者（被保険者）に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者（被保険者）が掛金払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

しくみ図（イメージ）

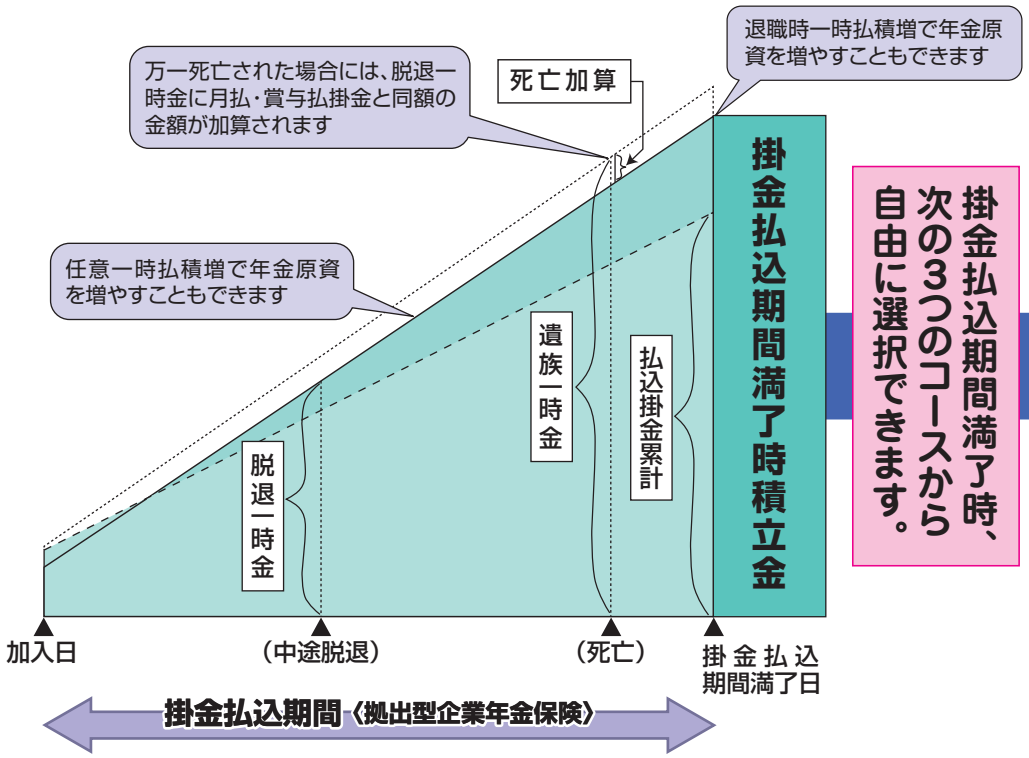

掛金払込期間満了時、次の3つのコースから自由に選択できます。

- Ⓐ年金コース〈拠出型企業年金保険〉
- Ⓑ終身保険コース
- Ⓒ医療保険終身コース
- Ⓓ一時金コース

◆給付額について◆

・しくみ図の給付額は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載の給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
・掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

Ⓐ～Ⓓのコースを退職時に選択いただくことができます（複数可）。

掛金払込期間満了後の保障コース

A 年金コース〈拠出型企業年金保険〉

（引受保険会社：日本生命保険相互会社（事務幹事会社）他5社による共同取扱）

5年・10年・15年確定年金、10年・15年保証期間付終身年金、10年・15年保証期間付夫婦終身年金から選択いただきます。

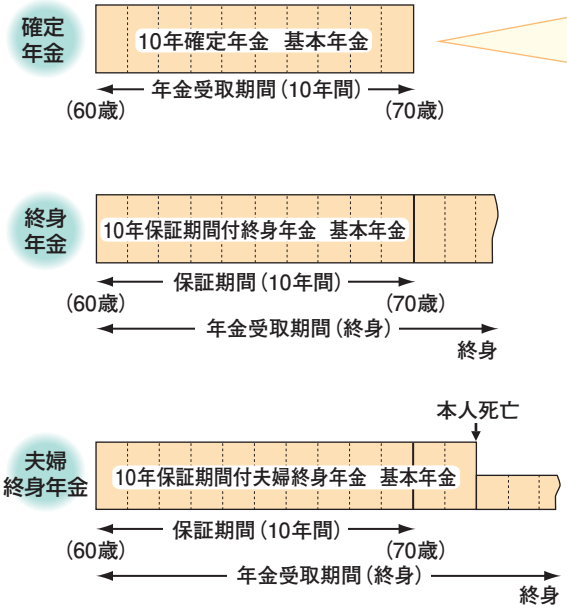

確定年金　しくみと給付内容

5年間、10年間または15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。ただし、ご加入者（被保険者）が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

①5年確定年金
（例：積立金額（年金原資）500万円、年金受取開始年齢60歳の場合）

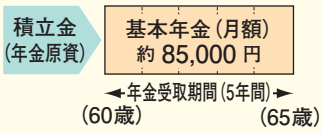

②10年確定年金
（例：積立金額（年金原資）500万円、年金受取開始年齢60歳の場合）

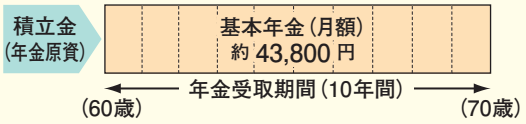

③15年確定年金
（例：積立金額（年金原資）500万円、年金受取開始年齢60歳の場合）

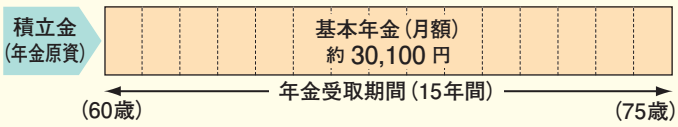

B 終身保険コース

（引受保険会社：日本生命保険相互会社）

現在は申込みを休止しております。

C 医療保険　終身コース

（引受保険会社）アクサ生命保険株式会社

（54歳以上の退職時にご選択いただくことができます。）

医療保険　終身コース

手術給付特約付入院保障保険（終身型 09）〈60日型〉

一生涯の入院・手術時の保障が得られます。

入院給付金日額 5,000円の場合

	保険金・給付金名	このようなときにお支払いします	お支払額
基本契約	疾病・災害入院給付金〔主契約〕 重複支払いはありません	病気（ガン以外）またはケガにより入院したとき（日帰り入院から保障、1入院60日限度／通算1,095日限度）	初日から1日につき **5,000円**
	ガン入院給付金〔主契約〕	ガンにより入院したとき（日帰り入院から保障、1入院・通算ともにお支払限度はありません）	初日から1日につき **5,000円**
	死亡保険金〔主契約〕	死亡したとき	**5万円**
	手術給付金〔手術給付特約〕	手術を受けたとき（対象となる手術:88種類） 一部の手術（ファイバースコープによる手術など）は60日に1回限度	手術の種類に応じて1回につき **20・10・5万円**

一生涯保障

※日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。
※基本契約に特約を任意で付加することができます。詳しくは35ページをご覧ください。
※このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

D 一時金コース

〈拠出型企業年金保険〉

掛金払込期間満了時積立金を一時金として受取ることができます。

掛金払込期間中の給付内容

●ご加入者（被保険者）が脱退された場合は、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。
●ご加入者（被保険者）が死亡された場合は、死亡時点の積立金額に月払掛金と同額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。なお、賞与払（半年払）を併用されている場合は、さらに半年払掛金と同額を加算（死亡加算）した金額をお支払いします。新規加入や増額される場合、死亡加算は7月1日から適用されます。

掛金払込期間満了後の給付内容

Ⓐ年金コースをご選択の場合

・**年金開始期日**　**年金の開始日は掛金払込期間満了日の属する月の翌月1日または54歳以上で退職した日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。**
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
・**年金受取開始時期……年金の受取開始時期（年金受給権の取得）を将来に「繰延」することもできます。（繰延期間10年）ただし、繰延期間中は、掛金のお払込みや積立金の一部受取り（減口）はお取扱いできません。**
・**選択一時金……年金でのお受取りにかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。**

年金の種類と給付内容

●次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者（被保険者）にお支払いします。
※年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
<年金の種類>・確定年金 ……5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金
・終身年金 ……10年保証期間付終身年金、15年保証期間付終身年金
・夫婦終身年金 ……10年保証期間付夫婦終身年金、15年保証期間付夫婦終身年金
●年金でのお受取りにかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。また、次の個人保険を選択いただくこともできます。
※ただし、掛金払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者（被保険者）の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。
・終身保険コース……一時払退職後終身保険
・医療保険　終身コース・払いもどし金に関する特則付終身医療保険（09）<60日型>（取扱会社：アクサ生命保険株式会社）

確定年金のお取扱い

【年金受取期間中】
・5年間、10年間または15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
・ご加入者（被保険者）が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
・年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

終身年金のお取扱い

【保証期間中】
・10年間または15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
・ご加入者（被保険者）が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
・保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）
・10年または15年の保証期間経過後にご加入者（被保険者）ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
【保証期間経過後】
・ご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。（一時金のお取扱いはできません。）

夫婦終身年金のお取扱い

【保証期間中】
<ご加入者（被保険者）>
10年間または15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
ご加入者（被保険者）が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
<配偶者>
ご加入者（被保険者）が保証期間中に死亡された場合、保証期間終了後の最初に到来する年金開始期日の応当日に配偶者（※）が生存されている場合、応当日以降、配偶者が生存されているかぎり配偶者に配偶者年金をお支払いします。
（年金月額はご加入者（被保険者）本人の基本年金月額の50%です。）
・保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）
・また、10年または15年の保証期間経過後にご加入者（被保険者）または配偶者が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。（配偶者のみ生存されている場合は、年金月額はご加入者（被保険者）本人の基本年金月額の50%となります。なお、年金受取再開後の一時金のお取扱いはできません。）
【保証期間経過後】
・ご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。
<配偶者>
ご加入者（被保険者）が保証期間経過後に死亡された場合、死亡後の最初に到来する年金開始期日の応当日に配偶者（※）が生存されている場合、応当日以降、配偶者が生存されているかぎり配偶者に配偶者年金をお支払いします。（年金月額はご加入者（被保険者）本人の基本年金月額の50%です。）
【配偶者の説明】
（※）配偶者とは、掛金払込期間満了日（年金受給権の取得を繰延した場合は年金受給権取得日）およびご加入者（被保険者）の死亡時点で、ご加入者（被保険者）と民法上の婚姻関係にある方をいいます。

Ⓑ終身保険コースをご選択の場合　（現在は申込みを休止しております）

<一時払退職後終身保険>※日本生命保険相互会社の個人保険です。

<掛金払込期間満了後のお取扱い>
●一時払退職後終身保険は、拠出型企業年金保険のご加入者をご契約者および被保険者とし、日本生命保険相互会社を引受保険会社とする個人保険です。したがって、ご契約後のお手続等は、NHK共済会を経由せず日本生命保険相互会社が直接取扱います。
●ご契約時に一時払保険料として保険料を一括して払込み（充当）いただくことにより、終身にわたって、死亡・所定の高度障がいに備えながら資産形成ができます。
●ご契約にあたっては、拠出型企業年金保険に退職日直前まで2年以上継続して加入いただく必要があります。また、健康状態等について告知または診査が必要です。
●拠出型企業年金保険の掛金払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者（被保険者）の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。

【お支払事由の概要】

お支払事由の概要		契約時設定可能な保険金額
死亡保険金 高度障がい保険金	死亡されたとき 責任開始時期以後に生じた傷害または疾病が原因で所定の高度障がい状態になられたとき	死亡・高度障がい保険金額は、最高3,000万円、最低100万円とします。 ※別途、一時払保険料（買増保険料）を払込み、保険金の買増を行う場合、買増保険金額も含みます。

高度障がい保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。

●当パンフレットに記載のお支払事由等は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項につきましては「注意喚起情報+ご契約のしおり−定款・約款」「契約概要」に記載されております。
●一時払退職後終身保険のお申込みにあたっては「注意喚起情報+ご契約のしおり−定款・約款」「契約概要」を必ずご確認ください。

◎医療保険　終身コースをご選択の場合

●申込資格
移行前のグリーンライフ保障制度の積立期間が4年1ヵ月以上継続し、かつ正常に勤務している会員とその配偶者で、ご契約日（移行日）現在、満50歳から70歳までの方です。

●引受条件
入院給付金日額5,000円または入院給付金日額10,000円とします。ただしアクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約が制限される場合があります。

●ご契約日（移行日）・責任開始期
グリーンライフ保障制度の積立満了日の翌月1日です。

●保険期間
ご契約日（移行日）から終身です。ただし特定疾患給付特約（03）の保険期間は80歳満了です。

●保険料の払込
一括払（年払全期前納）とし、グリーンライフ保障制度の積立金から充当します。なお、移行にあたって、必要保険料に満たない場合は、積立期間満了日から2ヵ月以内に入金をしてください。
保険料の払込満了年齢は、契約年齢50歳は60歳、51歳から55歳は65歳、56歳から60歳は70歳、61歳から70歳は75歳になります。

●給付内容　医療保険 終身コース:手術給付特約付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉

		保険金・給付金名	お支払事由	お支払額	お支払限度
基本契約	入院保障保険（終身型 09）〈60日型〉【主契約】	疾病入院給付金	所定のガン以外の疾病により1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院60日/通算1,095日
		災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に開始した1日以上の入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院60日/通算1,095日
		ガン入院給付金	所定のガンにより1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	お支払限度はありません
		死亡保険金	死亡されたとき	入院給付金日額×10	―――
	手術給付特約	手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき（対象となる手術:88種類）	手術給付金日額（主契約入院給付金日額と同額）×40・20・10（手術の種類に応じて）	一部の手術を除きお支払限度はありません *1
特約	先進医療給付特約（09）	先進医療給付金*2	所定の先進医療による療養を受けられたとき	特約基本給付金額（主契約入院給付金日額と同額）×技術料に対応する所定の給付倍率（305〜5倍）	通算700倍
	特定疾患給付特約（03）	特定疾患給付金	所定の特定疾患を発病したと医師により診断されたとき	特定疾患給付金額（主契約入院給付金日額の30倍）	1疾患につき1回
	生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉	生活習慣病入院給付金	所定の生活習慣病により1日以上入院されたとき	生活習慣病入院給付金日額（主契約入院給付金日額と同額）×入院日数	1入院120日/通算1,095日

＊1　ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみのお支払いとなります。
屈折矯正手術（近視矯正手術など）および調節異常矯正手術（遠視矯正手術など）については、お支払いの対象となりません。
＊2　先進医療給付金額は、先進医療にかかる技術料に応じた所定の給付倍率（305倍〜5倍）を特約基本給付金額に乗じた金額となります。先進医療にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。

・契約者・被保険者の故意または重大な過失によるときなどの免責事由に該当した場合、給付金などのお支払いはいたしません。
・給付金などのお支払いは責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因とした場合に限ります。
・災害入院給付金のお支払いは、所定の不慮の事故の日から180日以内にお支払事由に該当した場合に限ります。なお、その事故の日から180日経過後に開始した入院は疾病入院とみなします。
・災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金の支払事由が重複して生じた場合には、その重複した期間については、次のとおり取り扱います。
（1）災害入院給付金と疾病入院給付金の支払事由が重複して生じた場合には、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金は支払いません。
（2）災害入院給付金とガン入院給付金の支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金は支払いません。
（3）疾病入院給付金とガン入院給付金の支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金は支払いません。
（4）災害入院給付金、疾病入院給付金およびガン入院給付金の支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金および疾病入院給付金は支払いません。
・同一の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみなします。
・所定のガン以外の同一の疾病を直接の原因として、2回以上入院された場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、別の入院として取扱います。

●一括払（年払全期前納）保険料（基本契約のみ） 入院給付金日額 5,000円の場合

契約年齢・性別	保険料
60歳 男性	1,204,458円
60歳 女性	1,227,247円

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。左記以外の年齢および特約の保険料につきましては移行時に配付するパンフレットに記載をしています。
※左記は、2024年10月現在の保険料です。

※保険金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
※このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

〔引受保険会社〕 アクサ生命保険株式会社
本社　〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03(6737)7777(代表)

〔お問合せ先〕 アクサ生命保険株式会社 MCVP推進第2部
【照会先】法人ビジネス業務部
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03(6737)7450

〔取扱募集代理店・お問合せ先〕
株式会社　共栄サービス
〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町10-3 VORT渋谷Ⅱ　7階
TEL03(3463)7733

Form.No.0D2701(12.0) AXA-A1-2411-0843/9W2 2024.11.08

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報） 拠出型企業年金保険

この「注意喚起情報」は、ご加入または掛金の増額のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

クーリング・オフ

・この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または掛金の増額のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

責任開始期

・引受保険会社がご加入（掛金の増額）を承諾した場合、パンフレット等に記載の加入日（または増額日）から保険契約上の責任を負います。
・引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・代理店等にはご加入または掛金の増額を承諾する権限がありません。

年金・一時金をお支払いしない場合等

・次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
（1）遺族一時金の受取人が故意にご加入者（被保険者）を死亡させたとき
・その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者（被保険者）の他のご遺族にお支払いします。
（2）年金の継続受取人が故意にご加入者（被保険者）を死亡させたとき
・年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者（被保険者）の他のご遺族にお支払いします。
（3）この保険契約全体のご加入者数（被保険者数）が15名未満となったとき
・引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
（4）保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
・保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。
・保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
（5）ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者（被保険者）に詐欺の行為があったとき
・この保険契約の全部またはそのご加入者（被保険者）に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
（6）ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき
・引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者（被保険者）に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。
＜重大な事由＞
①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致（未遂を含みます。）
②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺（未遂を含みます。）
③保険契約者、ご加入者（被保険者）、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき
（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
（エ）反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者（被保険者）、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

積立金額（脱退一時金額）等

・積立金額（脱退一時金額）および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込掛金累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率等）の変更等により、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間は変動する可能性がございますので、ご留意ください。

基礎率（予定利率・予定死亡率等）の変更

・引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届出たうえで基礎率（予定利率・予定死亡率等）を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

制度内容の変更

・NHK共済会の福利厚生事業の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

・引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額等が削減されることがあります。
・保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
（お問合せ先）　生命保険契約者保護機構　TEL：03−3286−2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）　午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

年金・一時金のお支払いに関する留意事項

・お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、NHK共済会経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、速やかにNHK共済会のご相談窓口にご連絡ください。

・ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかにNHK共済会のご相談窓口にご連絡ください。
・年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、速やかにNHK共済会のご相談窓口にご連絡ください。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、39ページをご確認ください。

更に詳しい内容について（制度の詳細とその他取扱い）

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

新規加入と掛金の増額・減額

年1回の追加加入日〔月払・賞与払（半年払）ともに7月1日〕に新規加入および掛金の増額または減額のお取扱いができます。掛金の増額は、掛金払込期間満了日（60歳）までの期間が1カ月以上ある方についてお取扱いします。なお、任意一時払積増については、6月、12月に別途ご案内いたします。
別表1の事由に該当する場合にかぎり、掛金を減額することができます。ただし、月払1口・賞与払（半年払）1口を最低残すものとします。

別表1	①災害　②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。）　③住宅の取得　④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。）　⑥債務の弁済　⑦その他、ご加入者（被保険者）が掛金の拠出に支障のある場合

積立金の一部受取り（減口）

別表2の事由に該当する場合にかぎり、積立金の一部を受取ること（減口）ができます。なお、積立金の一部受取りは最低10万円以上、1万円単位でお取扱いします。
掛金の減額を行っても、積立金を受取ることはできません。

別表2	①災害　②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。）　③住宅の取得　④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。）　⑥債務の弁済

年金の繰延

年金の受取開始時期（年金受給権の取得）を将来に「繰延」することもできます。（繰延期間10年）
繰延期間中は、掛金のお払込みや積立金の一部受取り（減口）はお取扱いできません。

税務上のお取扱い（医療保険終身を除く）

拠出型企業年金保険

＜保険料＞

ご加入者（被保険者）が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料となり、制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。
※当グリーンライフ保障制度以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当グリーンライフ保障制度のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
※2011年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。
当グリーンライフ保障制度は旧契約にあたり、一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。
①旧契約のみで控除額を計算
②新契約のみで控除額を計算
③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。）

＜年金・一時金＞

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

年　　金・・・（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - \left\{ \text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額（見込額）}} \right\}$$

脱退一時金・掛金払込期間満了時一時金・・・一時所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額=（一時金額−払込保険料累計額−50万円＊）×1/2
＊同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額（50万円）が控除されます。

遺族一時金・・・相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

一時払退職後終身保険

＜保険料＞

一時払保険料は、一般生命保険料控除の対象です。（一時払退職後終身保険の一時払保険料に充当される拠出型企業年金保険の積立金は、一時所得として所得税および住民税の課税対象です。）

＜保険金＞

死亡保険金・・・相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

高度障がい保険金・・・本人が受取人の場合、非課税です。
※本人が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

税務の取扱い等について、2024年8月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

給付額試算表

●この商品は、積立金額が払込掛金累計額（元本）を上回るには、一定の期間（下表の例の場合、4年間）を要する商品です。
●下表は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は＜当パンフレットに記載の給付額について＞をご確認ください。

●月払 10口 10,000円加入の場合

積立期間	払込掛金累計額	積立金額（脱退一時金額） 払込掛金累計額到達年に枠囲み	10年確定年金基本年金月額
1年	120,000 円	約 118,400 円	約 (1,000) 円
2年	240,000 円	約 238,300 円	約 (2,000) 円
3年	360,000 円	約 359,600 円	約 (3,100) 円
4年	480,000 円	約 482,300 円	約 (4,200) 円
5年	600,000 円	約 606,500 円	約 (5,300) 円
6年	720,000 円	約 732,100 円	約 (6,400) 円
7年	840,000 円	約 859,200 円	約 (7,500) 円
8年	960,000 円	約 987,900 円	約 (8,600) 円
9年	1,080,000 円	約 1,118,000 円	約 (9,800) 円
10年	1,200,000 円	約 1,249,700 円	約 10,900 円
15年	1,800,000 円	約 1,932,100 円	約 16,900 円
20年	2,400,000 円	約 2,655,900 円	約 23,200 円
25年	3,000,000 円	約 3,423,700 円	約 30,000 円
30年	3,600,000 円	約 4,238,200 円	約 37,100 円
35年	4,200,000 円	約 5,102,400 円	約 44,700 円

●賞与払（半年払）10口 100,000円加入の場合

積立期間	払込掛金累計額	積立金額（脱退一時金額） 払込掛金累計額到達年に枠囲み	10年確定年金基本年金月額
1年	200,000 円	約 196,900 円	約 (1,700) 円
2年	400,000 円	約 396,200 円	約 (3,400) 円
3年	600,000 円	約 597,900 円	約 (5,200) 円
4年	800,000 円	約 801,900 円	約 (7,000) 円
5年	1,000,000 円	約 1,008,300 円	約 (8,800) 円
6年	1,200,000 円	約 1,217,200 円	約 10,600 円
7年	1,400,000 円	約 1,428,500 円	約 12,500 円
8年	1,600,000 円	約 1,642,400 円	約 14,400 円
9年	1,800,000 円	約 1,858,800 円	約 16,300 円
10年	2,000,000 円	約 2,077,800 円	約 18,200 円
15年	3,000,000 円	約 3,212,100 円	約 28,100 円
20年	4,000,000 円	約 4,415,400 円	約 38,700 円
25年	5,000,000 円	約 5,692,000 円	約 49,900 円
30年	6,000,000 円	約 7,046,200 円	約 61,700 円
35年	7,000,000 円	約 8,482,900 円	約 74,300 円

※掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
※月払部分と賞与払（半年払）部分を合算して年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、（　）内は参考数値です。

＜当パンフレットに記載の給付額について＞

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または掛金を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率等）の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間があり、その期間は変動する可能性がございますので、ご留意ください。
なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

1. 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(4)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
   (1)この保険契約全体の加入口数が月払219,880口、賞与払（半年払）77,021口として計算しております。
   (2)ご加入者（被保険者）全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
   (3)引受保険会社各社の基礎率（予定利率・予定死亡率等）（2024年8月22日現在）、2023年度決算配当率および引受割合（2024年8月22日現在）に基づき計算しております。
   (4)この保険契約における2024年7月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
2. 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率（予定利率・予定死亡率等）については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
3. 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。
4. 年度〈2025年7月1日～2026年6月30日〉途中・財政決算期間中で脱退された場合、2025年度の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
5. 積立金額（脱退一時金額）は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率等）の変更等により、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間は変動する可能性がございますので、ご留意ください。
6. 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。

当パンフレットに記載の給付額につきましては、例①の数値のみ記載しております。
給付額試算表(月払)の積立期間:35年の積立金額(脱退一時金額)および年金月額について、例①～例③に基づき計算した場合の金額は以下のとおりとなります。

例①<当パンフレットに記載の給付額について>「1.」に記載の条件に基づき計算した場合。
例②「例①における決算配当率より1%高い配当率」に基づき計算した場合。
例③「例①における決算配当率より1%低い配当率」に基づき計算した場合。
※ただし、引受保険会社各社の当該配当率がゼロを下回る場合は配当率をゼロとして計算しております。

	積立金額(脱退一時金額)	10年確定年金基本年金月額
例①	約 5,102,400 円	約 44,700 円
例②	約 6,166,000 円	約 54,000 円
例③	約 5,064,200 円	約 44,400 円

※なお、これらの数値はいずれも一定の条件に基づいた試算数値であり、配当金の変動の範囲や将来のお受取りをお約束するものではありません。

※この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

個人情報の取扱いに関するNHK共済会と引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、NHK共済会(以下、「共済会」といいます。)を保険契約者とし、共済会および共済会の関連団体(以下、「関連団体」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、共済会および関連団体は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、共済会がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。
共済会および関連団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、共済会、関連団体および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き共済会、関連団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

その他

ご相談窓口等

●ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

団体お問合せ先

NHK共済会　会員サポートセンター(ライフコンサルティング)
TEL:03-5455-7274(NHK内線)　MAIL:hoken@kyosai.nhk.or.jp
【受付時間　平日　10:00～17:00(12/29～1/3を除く。)】

日本生命お問合せ先

日本生命保険相互会社　法人サービスセンター　TEL:0120-563-924(通話料無料)
※お問合せの際には、記号証券番号(970-91580)をお知らせください。
【受付時間　月曜日～金曜日　9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)】

指定紛争解決機関

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/ をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

「障がい」の表記

当パンフレット(グリーンライフ保障制度部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

日本一企−2024−707−11930−M(R6.11.28)

手続方法

- 団体定期保険
- ３大疾病保障保険(団体型)
- グリーンライフ保障制度

加入勧奨期間
１月２７日(月)
～
２月２１日(金)

加入勧奨期間のみWebでのお申込みとなります

1 以下のURLへアクセスします

https://nf-nhk-kyosai.smktg.jp/public/siteauth/login?site_login_id=0000131587

- 共済会のホームページからアクセスできます
- ご自宅のパソコンやスマートフォンからもアクセスできます

TOPページを「お気に入り(ブックマーク)」に追加された場合など、
アクセス時にログイン画面が表示された場合は、
団体コード「**0000131587**」を入力してください

【パソコンご利用環境（推奨）】
推奨OS：
Microsoft Windows 10、11
推奨ブラウザ：
Microsoft Edge
Google Chrome

【スマートフォンご利用環境（推奨）】
iPhone：iOS 14.7 Safari
Android：Android 11 Chrome

2 「お申込み・確認手続きへ」からログインします

※画面はイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。（以下同様）

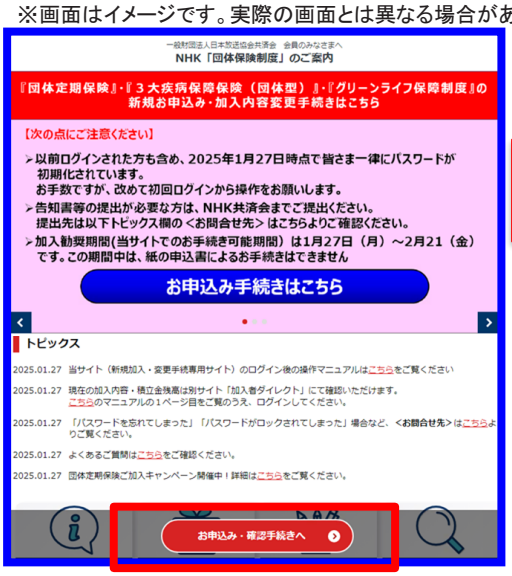

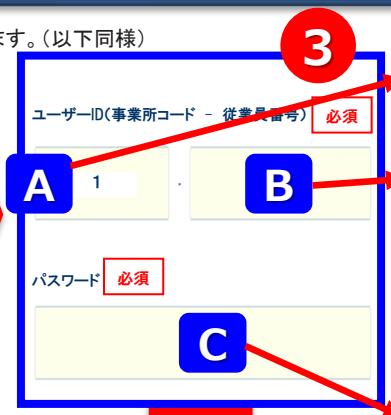

事業所コード **（番号固定）**
「１」を入力してください。

従業員番号(10桁)
企業コード(4桁)＋従業員番号(6桁)
（企業コード（4桁）は以下 別表 をご確認ください。）

初回パスワード(10桁)
bs ＋ 西暦生年月日(8桁)
（例：1990.01.10生まれの場合
→bs19900110）

【ご注意】
以前ログインされた方も含め、全員がパスワード初期化されています。改めて初回ログインをお願いします。

別表

企業コード

0000：NHK（出向者含む）	0950：NHKアート	1210：NHK営業サービス	2550：日本放送協会健康保険組合
0050：NHK交響楽団	1010：NHKテクノロジーズ	1250：NHKプロモーション	2600：日本放送協会共済会
0100：NHK厚生文化事業団	1110：NHKエンタープライズ	1300：NHK文化センター	4650：放送衛星システム
0210：NHK財団	1160：NHKエデュケーショナル	1320：NHKビジネスクリエイト	9980：日本放送労働組合
0910：NHK出版	1190：NHKグローバルメディアサービス	1450：日本国際放送	

（例：企業コードが「0000」（ＮＨＫ）、従業員番号が「123456」の場合 →「0000123456」）

4 「ご利用規程」を確認し、パスワード変更とメールアドレスの登録を行います

5

「ご利用規程」を確認し、**「利用規程を確認のうえ、同意します。」にチェック**してください。

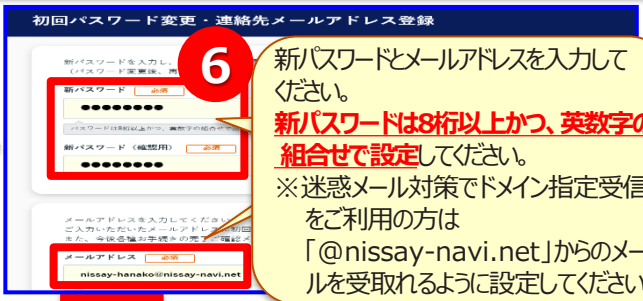

6

新パスワードとメールアドレスを入力してください。
新パスワードは8桁以上かつ、英数字の組合せで設定してください。
※迷惑メール対策でドメイン指定受信をご利用の方は「@nissay-navi.net」からのメールを受取れるように設定してください。

⚠ **パスワードは控えておきましょう！**

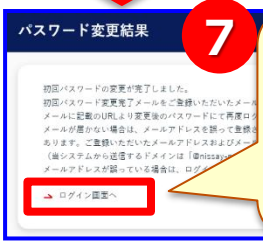

7

パスワード変更結果画面から**新しく設定したパスワードで再度、ログイン**してください。
※登録したメールアドレスにパスワード変更完了メールが送信されます。
完了メールからもログイン画面へ遷移できます。

8 「お申込・変更手続き」から画面に従ってお手続きを進めます

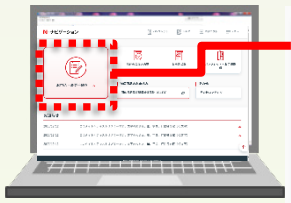

「お申込・変更手続き」をクリック！

Point お申込み可能な保険商品が表示されますので、現在のご加入状況を確認のうえ、お手続きを行ってください。

Point お手続き完了後のお申込内容確認・修正もこちらからお手続きいただけます。

Point お申込みの方全員が告知事項なしの場合は、Ｗｅｂのみでお申込みが完結します。
※告知ありの方は、別途書類の提出が必要です。

＜ご参考＞　お申込手続きの画面展開イメージ

①申込者情報の入力
※ご本人様のメールアドレスを登録

②お申込み可能な保険商品を選択し、お申込手続き
※必ずパンフレットをご確認のうえお申込みください。

③選択した保険商品の手続完了
※登録いただいたメールアドレス宛に確認メールが送信されます。

④次の保険商品のお申込手続き
※お手続き完了後、お申込内容の確認・修正も可能です。

ご希望の保険商品単位でお申込手続きいただけます。

申込内容入力	告知事項確認	申込内容確認
※新規加入・増額・減額・脱退が可能(脱退は団定・３大のみ)	※ご家族のお手続きもあわせて実施(表示は団定・３大のみ)	※告知書等の提出書類印刷が可能

左上に「申込完了」と表示されます。

最初に登録いただいたメールアドレス宛に**「お申込内容の確認」メールが送信**されます。

「その他商品のお申込みをする」をクリックし、次の保険商品のお申込手続きを実施してください。

「お申込状況」から、申込内容の確認が可能です。

9 10 に実際のお申込手続き時のご留意点を記載しております。ご確認のうえでお手続きをお願いします。

10 実際のお申込手続き時のご留意点

＜共通＞❶ 申込者情報（基本情報）の入力

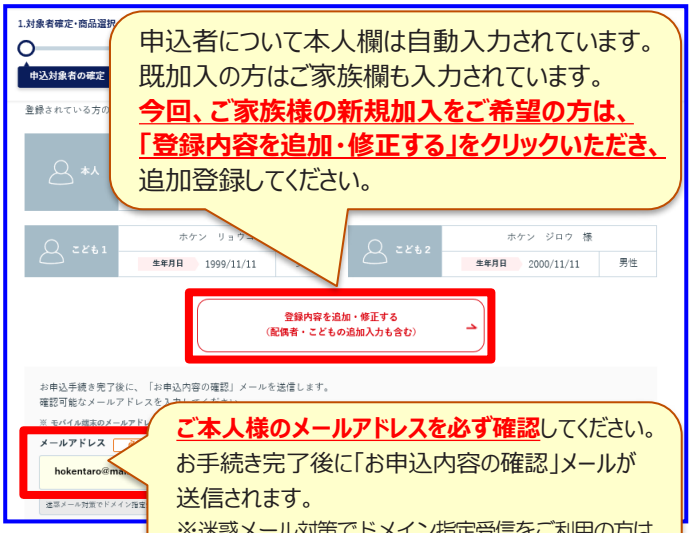

＜共通＞❷ お申込み商品の選択

＜団定・３大＞① ご家族様による画面確認可否

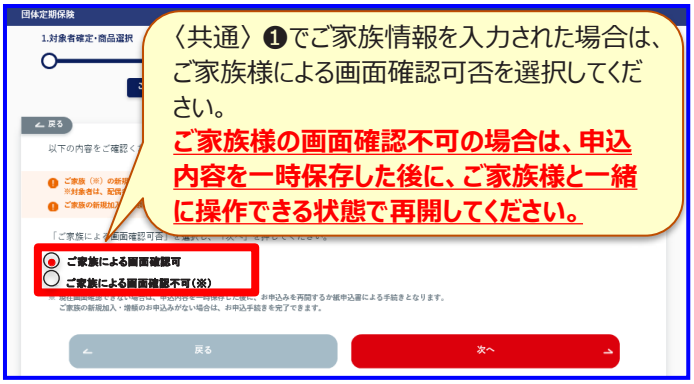

＜団定・３大＞② パンフレットの確認

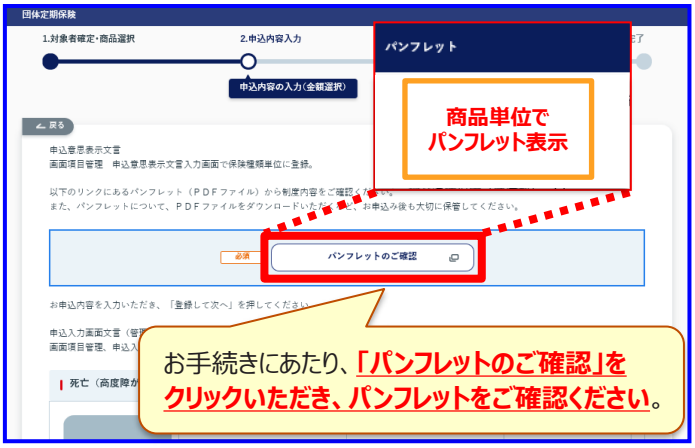

＜団定・３大＞③死亡保険金受取人・指定代理請求人

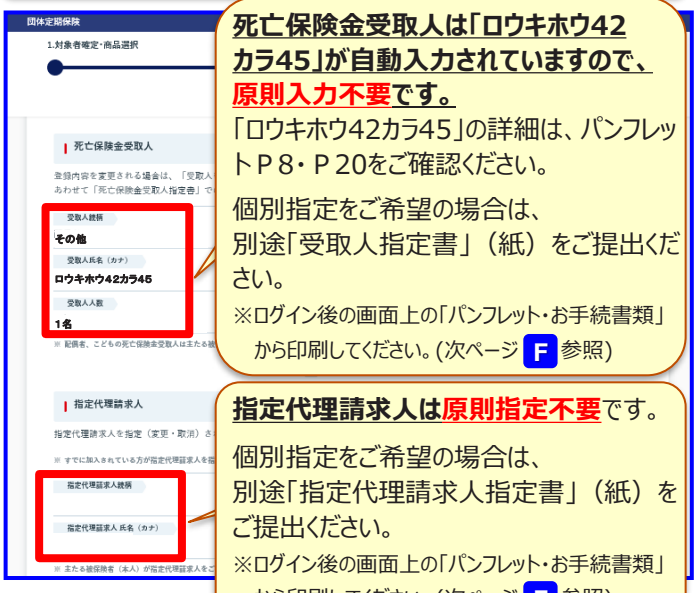

＜団定・３大＞④ 告知に関する質問事項

＜団定・３大＞⑤　ご家族様の申込内容の確認

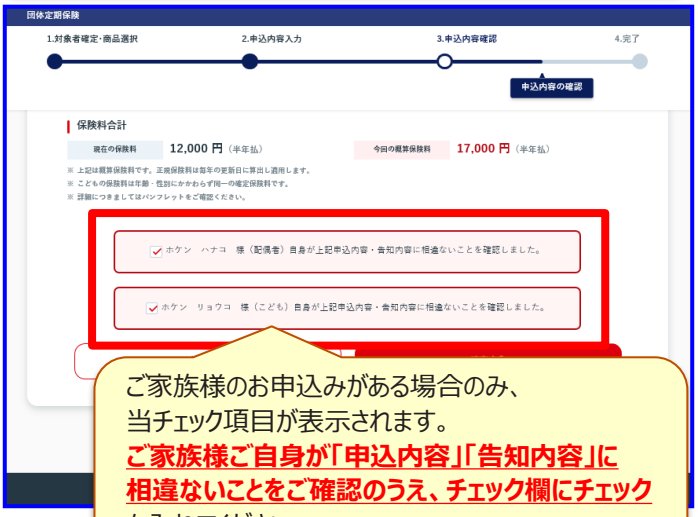

ご家族様のお申込みがある場合のみ、
当チェック項目が表示されます。
ご家族様ご自身が「申込内容」「告知内容」に相違ないことをご確認のうえ、チェック欄にチェック
を入れてください。

＜団定・３大＞⑥　手続書類印刷

紙でのご提出が必要な書類がある場合のみ、当画面が表示されます。
「取出し」から必要書類を印刷し、必要事項を記入・押印のうえ、ＮＨＫ共済会へご提出ください。

＜団定・３大＞⑦　申込内容の登録完了

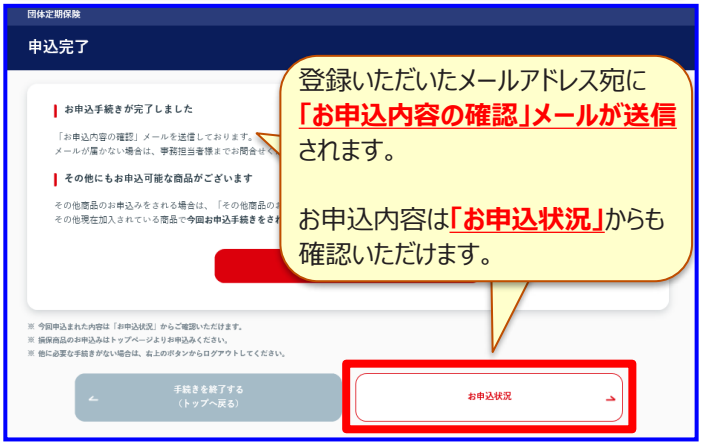

登録いただいたメールアドレス宛に
「お申込内容の確認」メールが送信されます。

お申込内容は**「お申込状況」**からも確認いただけます。

＜グリーンライフ＞　お申込み時の留意点

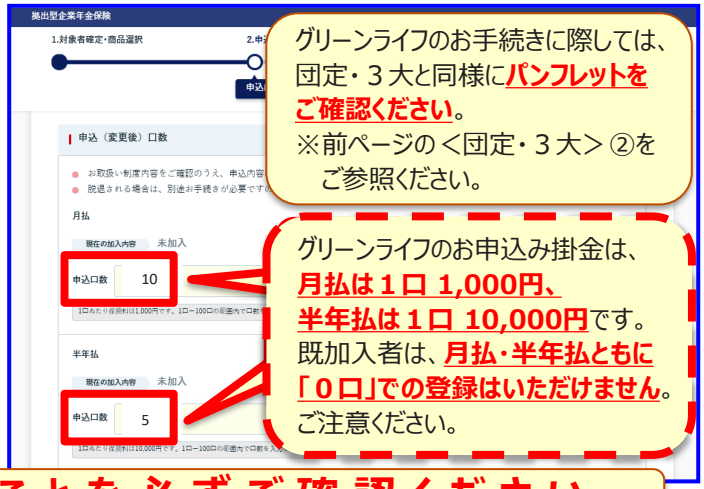

グリーンライフのお手続きに際しては、団定・３大と同様に**パンフレットをご確認ください**。
※前ページの＜団定・３大＞②をご参照ください。

グリーンライフのお申込み掛金は、
月払は１口 1,000円、
半年払は１口 10,000円です。
既加入者は、**月払・半年払ともに「０口」での登録はいただけません**。
ご注意ください。

※お手続きが完了していることを必ずご確認ください。

＜共通　ご参考＞　お申込状況の確認・修正、必要書類の取出し方

D　トップページの**「お申込・変更手続き」**から、**お手続き完了後のお申込内容の修正が可能**です。

E　**「お申込状況」**から、**お申込内容の確認が可能**です。

F　**「パンフレット・お手続書類」**からも**必要書類の確認・印刷が可能**です。
「受取人指定書」「指定代理請求人指定書」の記入箇所も確認いただくことが可能です。

【加入勧奨期間】2025年1月27日（月）～ 2025年2月21日（金）
【ご利用時間】月曜日～土曜日　8:00～翌朝５:00　／　日曜日 8:00～22:00
【ご照会先】**操作方法全般、保険内容のご照会、初回ログイン時にパスワードロックされた際のパスワード初期化申請**については、（一財）日本放送協会共済会 会員サポートセンター（ライフコンサルティング）へご連絡ください。
ＮＨＫ内線：9-100-7274 ／ 外線：03-5455-7274
受付時間：平日 10:00～17:00（12/29～1/3を除く。）

日本生命保険相互会社　WS2024-1378(2024.11.22)

終身医療保険(スマート・ケア)

通院支援特約(退院・外来手術時給付型)・3大疾病保険料払込免除特則付医療治療保険(無解約払いもどし金型)Ⅲ型

この保険制度の取扱募集代理店である株式会社 共栄サービスでは、NHK共済会会員のみなさまの福利厚生制度の一環として、みなさまのご意向を推定しご提案させていただいております。

【おすすめする理由】
株式会社 共栄サービスは、これまでの医療保険の取扱い実績などを理由とする会社方針により、アクサ生命保険株式会社の「終身医療保険(スマート・ケア)」をおすすめしております。

●日帰り入院から一時金を受け取れる一生涯の医療保険です。通院の費用もサポートします。

おすすめ! 認知症一時金特約を付加することで、所定の認知症も保障します。

保障内容 重要

■ 保険期間・保険料払込期間：終身
・基本給付金額10,000円、15,000円の場合は、基本給付金額5,000円の場合の金額を2倍・3倍にした金額となります。ただし、基本給付金額15,000円の場合、通院支援特約(退院・外来手術時給付型)の特約基本給付金額は10,000円、3大疾病一時金特約の3大疾病一時金額は100万円となります。
・先進医療給付特約(12)は、一律、記載の金額です。

充実プラン

基本プラン

主契約

		基本給付金額5,000円の場合
入　院 病気やケガにより入院したとき(一時金でお支払い) 日帰り入院から保障	入院治療一時金 基本給付金額×10 1回の入院につき1回限度、通算50回限度	1回につき 5万円
集中治療室(ICU)管理を受けたとき	集中治療給付金 基本給付金額×50 入院治療一時金が支払われる1回の入院につき1回限度	1回につき 25万円
手　術 公的医療保険制度の対象となっている約1,000種類の手術等*1を受けたとき 日帰り手術も保障	手術給付金 基本給付金額×50・20・10・5 お支払回数無制限 ただし、骨髄幹細胞の採取術(骨髄ドナー提供)およびアクサ生命所定の特定不妊治療は1回限度	手術等の種類に応じて1回につき 25万円・10万円・5万円・2.5万円
放射線治療 放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金 基本給付金額×10 60日に1回限度	1回につき 5万円
保険料の払込免除 以下の場合、その後の保険料のお払込みは不要です ●高度障害状態になったとき ●不慮の事故により障害状態になったとき		保険料の払込免除あり
3大疾病保険料払込免除特則 ガン　診断確定されたとき*2(上皮内ガンは除きます。) 急性心筋梗塞、脳卒中　手術を受けたとき、または継続5日以上入院したとき		

通院支援特約(退院・外来手術時給付型)

通院支援 ①1日以上の入院(日帰り入院を含む)をし、生存して退院したとき ②外来で主契約の手術給付金が支払われる手術を受けたとき(お支払回数無制限) ※骨髄幹細胞の採取術(骨髄ドナー提供)およびアクサ生命所定の特定不妊治療は除きます。(公的医療保険制度の対象となる不妊治療は、お支払いの対象となる場合があります。)	通院支援一時金*3 特約基本給付金額×5	1回の入院または手術につき 2.5万円
	①の入院が継続して30日以上のとき 特約基本給付金額×10	1回の入院につき 5万円

入院給付特則(A型)

入　院 病気やケガにより入院したとき(入院日数に応じてお支払い) 日帰り入院から保障	疾病・災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度	1日につき 5,000円

一生涯保障します

*1 アクサ生命所定の手術、骨髄移植術、骨髄幹細胞の採取術および特定不妊治療がお支払い対象となります。
*2 乳ガンについては、保障の開始(責任開始日)から90日以内に診断確定された場合はお払込みを免除しません。
*3 お支払事由が同一の日に重複して生じた場合には、給付倍率の高いいずれか一方について通院支援一時金をお支払いします。
※日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

※一時金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

病気(ガンを含む)やケガ	医療治療保険(無解約払いもどし金型)Ⅲ型<主契約> 3大疾病保険料払込免除特則／入院給付特則(A型)／通院支援特約(退院・外来手術時給付型)／先進医療給付特約(12) 重症化予防一時金・見舞金特約／3大疾病一時金特約／女性疾病入院・特定手術給付特約
介護・認知症	認知症一時金特約

プラス 5つの特約をご用意しています。付加すると、保障がさらに充実します。

特約Ⅰ（任意付加）

先進医療給付特約（12）

		基本給付金額にかかわらず一律
先進医療 先進医療*4による療養を受けたとき	先進医療給付金 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度	1回の療養につき 先進医療にかかる技術料と同額*5
先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療一時金	1回の療養につき 15万円

特約Ⅱ（任意付加）

重症化予防一時金・見舞金特約

		基本給付金額 5,000円の場合
重症化予防 上皮内ガン 診断確定されたとき*6 初期糖尿病*7、骨粗しょう症、関節リウマチ 入院または通院をしたとき	重症化予防見舞金 重症化予防見舞金額 各疾病につき1回限度	1回につき 5万円 ただし、骨粗しょう症についてはご契約日から1年以内は2.5万円
ガン 診断確定されたとき*6 重度の糖尿病*7 インスリン療法を60日間継続して受けたとき 急性心筋梗塞、脳血管疾患、肝硬変、慢性腎臓病 入院または通院をしたとき	重症化予防一時金 重症化予防見舞金額×5 各疾病につき1回限度	1回につき 25万円

特約Ⅲ（任意付加）

3大疾病一時金特約

		基本給付金額 5,000円の場合
3大疾病 ガン 初回：診断確定されたとき*6 2回目以降：1日以上入院したとき 急性心筋梗塞、脳卒中 手術を受けたとき、または継続5日以上入院したとき 上皮内ガン 診断確定されたとき*6	ガン一時金 急性心筋梗塞一時金 脳卒中一時金 3大疾病一時金額 上皮内新生物一時金 3大疾病一時金額×50% 各疾病につき1年に1回限度、通算5回限度	1回につき 50万円 上皮内ガンと診断確定されたときは1回につき 25万円

特約Ⅳ（任意付加）

女性疾病入院・特定手術給付特約

		基本給付金額 5,000円の場合
女性疾病 女性疾病により入院したとき　入院日数に応じてお支払い 日帰り入院から保障	女性疾病入院給付金 女性疾病入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度	1日につき 5,000円
乳房・子宮または子宮附属器（卵巣および卵管）の手術を受けたとき*8 ①乳房観血切除術　②子宮全摘出術　③卵巣全摘出術 女性疾病入院給付金日額×20 ※①については、1乳房について2回目以降は×5 ④上記以外の手術 女性疾病入院給付金日額×5	女性特定手術サポート給付金 ①1乳房につき1回限度 ②1回限度 ③1卵巣につき1回限度 ④お支払回数無制限	手術の種類に応じて1回につき 10万円・2.5万円
乳房再建術を受けたとき*9	乳房再建術給付金 女性疾病入院給付金日額×40 1乳房につき1回限度	1回につき 20万円

特約Ⅴ（任意付加）

認知症一時金特約

		基本給付金額 5,000円の場合
おすすめ！ **認知症**　契約年齢40歳～ 認知症と診断確定され、かつ、公的介護保険制度の要介護1以上に認定されたとき ※その認定の有効期間中である場合に限ります。	認知症一時金 認知症一時金額	50万円

一生涯保障します

*4 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。
*5 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、この特約からのお支払いはありません。
*6 乳ガン、乳房の上皮内ガンについては、保障の開始（責任開始日）から90日以内に診断確定された場合はお支払いしません。
*7 重度の糖尿病により重症化予防一時金が支払われているときは、初期糖尿病による重症化予防見舞金はお支払いしません。初期糖尿病により重症化予防見舞金が支払われているときは、重度の糖尿病による重症化予防一時金から重症化予防見舞金を差し引いた金額をお支払いします。
*8 お支払対象となる手術は、主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術に限ります。ただし、アクサ生命所定の特定不妊治療、乳房再建術および子宮頸管ポリープ切除術はお支払いの対象となりません。（公的医療保険制度の対象となる不妊治療は、お支払いの対象となる場合があります。）
*9 女性特定手術サポート給付金が支払われる乳房観血切除術を受けたことがある乳房に限ります。
※「上皮内ガン」とは、医学用語で「上皮内新生物」を指します。いわゆる初期段階のガンで、腫瘍が上皮組織内に留まっているため、ガンのように周りに広がったり（浸潤）転移がないという特徴があります。
※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

Point

短期入院でも手厚い保障！

入院(日帰り入院から)したときは、**一時金をお支払い**。入院のまとまった費用に備えられます。
充実プランは入院給付特則（A型）が付加されているので、**1回の入院で最長60日まで上乗せ保障**します。

【たとえば、病気で7日間の入院をした場合】

基本プラン：基本給付金額5,000円の場合

入院治療一時金	5万円

お支払する金額は **5万円**

充実プラン：基本給付金額5,000円の場合

入院治療一時金	5万円
疾病入院給付金 (5,000円×7日間)	3.5万円

お支払する金額は合計 **8.5万円**

3大疾病で保険料の払込免除！（3大疾病保険料払込免除特則）

ガン（上皮内ガンは除く）は**初めて診断確定されたとき**、**急性心筋梗塞・脳卒中**は**手術または継続5日以上の入院**をしたとき、その後の保険料のお払込みは不要となります。

※乳ガンについては、保障の開始(責任開始日)から90日以内に診断確定された場合はお払込みを免除しません。

通院治療をサポート！ 通院支援特約（退院・外来手術時給付型）

退院したとき、外来で手術を受けたとき、一時金をお支払いします。

任意特約の付加で、保障がさらに充実！

先進医療 先進医療に備える。（先進医療給付特約（12））
高額になりがちな「先進医療」の技術料を**全額保障***します。
＊1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

重症化予防 重症化を予防するために。（重症化予防一時金・見舞金特約）
ガンや糖尿病などにかかったら、**通院から一時金**をお支払いします。
※乳ガン、乳房の上皮内ガンについては、保障の開始(責任開始日)から90日以内に診断確定された場合はお支払いしません。

３大疾病 3大疾病は一時金保障で安心。（３大疾病一時金特約）
ガン、上皮内ガン、急性心筋梗塞、脳卒中で所定の状態になった場合は、一時金をお支払いします。
各疾病につき1年に1回限度、通算5回を限度としてお支払いします。
※乳ガン、乳房の上皮内ガンについては、保障の開始(責任開始日)から90日以内に診断確定された場合はお支払いしません。

女性疾病 女性専用の手厚いサポート。（女性疾病入院・特定手術給付特約）
女性特有の病気による入院や特定の手術を上乗せ保障します。さらに、乳房再建術を受けたときも保障します。

おすすめ！ **認知症** 認知症に備える（認知症一時金特約）
認知症と診断確定、かつ、公的介護保険制度の要介護1以上に認定されたときに一時金をお支払いします。
※その認定の有効期間中である場合に限ります。

簡易な告知でお申込み！

団体募集ならではの、**簡易な告知**でお申込みいただけます。

付帯サービスが充実！（アクサメディカルアシスタンスサービス）

健康相談やセカンドオピニオン、ペットの健康相談、認知機能チェックなどのサービスをご利用になれます。

主契約の手術給付金について

■対象となる手術の例

①基本給付金額×50	②基本給付金額×20	③基本給付金額×10	④基本給付金額×5
開頭術 <例>脳梗塞による開頭術 ガンに対する開胸術・開腹術 <例>胃がんによる胃切除術(開腹術の場合) 心臓・動脈系の病変に対する開胸術、開腹術 <例>心筋梗塞によるバイパス形成手術 四肢切断術(手指・足指に対するものを除く) <例>足壊疽によるひざ下切断 脊髄腫瘍の摘出術　縦隔腫瘍開胸摘出術 日本国内で行われた心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植術 <例>肝硬変による生体肝移植	①以外の開胸術・開腹術(帝王切開娩出術を除く) <例> 十二指腸潰瘍の手術(開腹術の場合) 盲腸の手術(虫垂切除術)(開腹術の場合) 骨髄移植術 骨髄幹細胞の採取術	①②以外の入院中の手術 <例> 胃がんによる胃切除術(腹腔鏡下手術の場合) 乳がんによる乳房切除術 十二指腸潰瘍の手術(腹腔鏡下手術の場合) 結腸切除術(腹腔鏡下手術の場合) 盲腸の手術(虫垂切除術)(腹腔鏡下手術の場合) 脚を骨折したことによる観血手術 子宮筋腫による腹腔鏡下核出術 慢性硬膜下血腫の穿頭術 脳室内出血の穿頭術	①②以外の外来手術 <例> 白内障の手術 大腸ポリープ内視鏡的手術 アクサ生命所定の特定不妊治療

■次の手術はお支払いの対象とはなりません。
創傷処理　皮膚切開術　デブリードマン　骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術　外耳道異物除去術　鼻内異物摘出術　抜歯手術

■次の手術については、合わせて1年に1回のお支払いを限度とします。(1年とは、1月1日から12月31日までをいいます。)
・鼻粘膜焼灼術および下甲介粘膜焼灼術(いずれもレーザーによる手術を含みます。)
・高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

3大疾病保険料払込免除特則、重症化予防一時金・見舞金特約、3大疾病一時金特約の保障範囲について

事　由	3大疾病保険料払込免除特則	重症化予防一時金・見舞金特約	3大疾病一時金特約
ガン(悪性新生物)	○ 初めて診断確定	○ 初めて診断確定	○ 初回.....初めて診断確定 2回目以降....1日以上の入院
上皮内ガン(上皮内新生物)	× 払込免除対象外	○ 初めて診断確定	○ 初回.....初めて診断確定 2回目以降....診断確定
急性心筋梗塞	○ 手術または継続5日以上の入院	○ 所定の通院または入院	○ 手術または継続5日以上の入院
脳卒中・脳血管疾患	○ 対象疾患：脳卒中 手術または継続5日以上の入院	○ 対象疾患：脳血管疾患 所定の通院または入院	○ 対象疾患：脳卒中 手術または継続5日以上の入院
初期糖尿病・重度の糖尿病	× 払込免除対象外	○ 初期糖尿病.....所定の通院または入院 重度の糖尿病...所定のインスリン療法	× お支払対象外
肝硬変・慢性腎臓病 骨粗しょう症・関節リウマチ		○ 所定の通院または入院	

女性疾病入院・特定手術給付特約について

■ 入院のお支払い対象となる疾病の例

子宮筋腫	妊娠高血圧症候群	腎盂腎炎	尿管結石	すべてのガン・上皮内ガン
子宮内膜症	子宮外妊娠	貧血	膠原病	乳ガン
卵巣機能障害	乳腺症	バセドウ病	リウマチ	子宮頸ガン・体ガン
子宮脱	切迫流産	卵巣のう腫	帝王切開	膣ガン
				卵巣ガン

など

■ お支払いの対象となる手術の例

女性疾病入院給付金日額 × 20	乳房の全切除、乳房の部分切除(温存手術)、子宮の全摘出、卵巣の全摘出	女性疾病入院給付金日額 × 5	子宮筋腫の摘出、卵巣の腫瘍摘出、子宮・卵巣の病巣除去、卵管の切除、帝王切開　など

認知症一時金特約について

■次のすべてに該当したときに認知症一時金をお支払いします。

・器質性認知症*1と診断確定され、意識障害のない状態でも見当識障害がある状態に該当したとき。軽度認知障害(MCI)はお支払いの対象となりません。
・公的介護保険制度の要介護1*2以上に認定され、その認定の有効期間中であること。

*1 アルツハイマー病や脳卒中などにより脳に障害をきたし、意識がはっきりしているときでも時間・場所・人物の認識ができない状態。
※お支払いの対象となる器質性認知症について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
*2 食事や排泄はほとんどひとりでできるが、立ち上がりや歩行などの不安定さや理解の低下がみられることがある状態が目安。(出典:(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとにアクサ生命にて作成。)
また、65歳未満の場合は、要介護認定は介護保険法施行令第二条に規定する特定疾病に限られます。
公的介護保険制度の詳細は市町村の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。

■ご契約者が個人契約にてこの特約を付加する場合は、必ず代理請求特約を付加してください。
また、「家族情報登録」もご利用ください。登録について詳しくはアクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/)をご覧ください。

月払保険料表（集団扱）重要

■ 基本給付金額5,000円の場合　■ 保険期間・保険料払込期間：終身

●基本給付金額10,000円の場合の保険料は、下記を2倍にした金額となります。
●先進医療給付特約(12)の保険料は、基本給付金額にかかわらず記載の金額となります。
●基本給付金額15,000円の保険料については、(株)共栄サービスまでお問い合わせください。

契約年齢（歳）	男性						女性						
	基本プラン	充実プラン（入院給付特則（A型）付）	特約Ⅰ 先進医療給付特約(12)	特約Ⅱ 重症化予防一時金・見舞金特約	特約Ⅲ 3大疾病一時金特約	特約Ⅴ 認知症一時金特約	基本プラン	充実プラン（入院給付特則（A型）付）	特約Ⅰ 先進医療給付特約(12)	特約Ⅱ 重症化予防一時金・見舞金特約	特約Ⅲ 3大疾病一時金特約	特約Ⅳ 女性疾病入院・特定手術給付特約	特約Ⅴ 認知症一時金特約
0	1,425	1,815	111	710	435	−	1,480	1,895	112	720	410	225	−
1	1,400	1,795	112	720	445	−	1,465	1,875	112	735	420	230	−
2	1,380	1,770	112	730	460	−	1,450	1,860	112	745	435	235	−
3	1,360	1,745	112	745	475	−	1,445	1,855	113	755	450	240	−
4	1,345	1,730	112	755	500	−	1,440	1,855	113	765	465	245	−
5	1,330	1,715	112	765	515	−	1,435	1,855	113	780	485	250	−
6	1,340	1,725	112	775	530	−	1,450	1,875	113	790	500	260	−
7	1,340	1,735	112	785	545	−	1,470	1,900	113	800	515	265	−
8	1,350	1,755	112	795	570	−	1,485	1,935	113	815	540	275	−
9	1,365	1,775	112	815	590	−	1,510	1,970	113	830	550	285	−
10	1,370	1,800	112	825	615	−	1,530	2,005	114	845	575	295	−
11	1,395	1,830	112	840	635	−	1,550	2,040	114	865	600	300	−
12	1,415	1,865	112	855	660	−	1,590	2,090	114	880	620	305	−
13	1,435	1,900	113	875	685	−	1,625	2,140	114	895	645	315	−
14	1,460	1,940	113	890	715	−	1,650	2,175	114	915	665	330	−
15	1,475	1,970	113	905	740	−	1,685	2,225	115	930	695	340	−
16	1,495	2,005	113	925	770	−	1,720	2,280	115	950	720	350	−
17	1,520	2,050	113	945	800	−	1,750	2,325	115	975	750	360	−
18	1,540	2,090	113	965	825	−	1,785	2,380	115	995	780	375	−
19	1,575	2,135	113	990	865	−	1,820	2,430	116	1,020	810	380	−
20	1,595	2,175	114	1,010	900	−	1,865	2,480	116	1,040	840	390	−
21	1,645	2,245	114	1,030	935	−	1,910	2,555	116	1,060	875	405	−
22	1,685	2,310	114	1,055	980	−	1,965	2,625	116	1,090	910	415	−
23	1,725	2,375	114	1,080	1,020	−	2,010	2,685	117	1,115	950	420	−
24	1,780	2,440	114	1,110	1,060	−	2,050	2,755	117	1,140	985	425	−
25	1,820	2,510	115	1,135	1,110	−	2,095	2,810	117	1,165	1,025	430	−
26	1,875	2,585	115	1,165	1,155	−	2,135	2,865	118	1,195	1,065	430	−
27	1,925	2,660	115	1,195	1,205	−	2,170	2,915	118	1,230	1,110	435	−
28	1,970	2,725	115	1,230	1,260	−	2,190	2,960	119	1,260	1,150	435	−
29	2,020	2,815	116	1,260	1,325	−	2,220	3,010	119	1,285	1,200	435	−
30	2,075	2,890	116	1,295	1,380	−	2,245	3,045	119	1,325	1,250	435	−
31	2,130	2,975	117	1,335	1,450	−	2,270	3,085	120	1,360	1,295	435	−
32	2,170	3,055	117	1,380	1,515	−	2,290	3,125	120	1,390	1,350	430	−
33	2,225	3,145	117	1,415	1,590	−	2,300	3,165	121	1,425	1,400	430	−
34	2,280	3,230	118	1,465	1,665	−	2,325	3,200	121	1,465	1,455	425	−
35	2,365	3,355	118	1,500	1,750	−	2,350	3,260	122	1,505	1,510	430	−
36	2,440	3,465	119	1,555	1,840	−	2,380	3,320	122	1,540	1,565	425	−
37	2,520	3,600	119	1,605	1,930	−	2,415	3,380	123	1,585	1,625	425	−
38	2,610	3,730	120	1,660	2,025	−	2,460	3,455	123	1,625	1,690	430	−
39	2,710	3,890	120	1,715	2,130	−	2,505	3,535	124	1,670	1,750	430	−
40	2,815	4,060	121	1,775	2,240	755	2,565	3,635	124	1,715	1,815	430	890

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
※記載の保険料は3大疾病保険料払込免除特則が付加されている保険料です。

（2024年10月現在、単位：円）

契約年齢（歳）	男性						女性						
	基本プラン	充実プラン（入院給付特則（A型）付）	特約Ⅰ 先進医療給付特約(12)	特約Ⅱ 重症化予防一時金・見舞金特約	特約Ⅲ 3大疾病一時金特約	特約Ⅴ 認知症一時金特約	基本プラン	充実プラン（入院給付特則（A型）付）	特約Ⅰ 先進医療給付特約(12)	特約Ⅱ 重症化予防一時金・見舞金特約	特約Ⅲ 3大疾病一時金特約	特約Ⅳ 女性疾病入院・特定手術給付特約	特約Ⅴ 認知症一時金特約
41	2,935	4,245	122	1,835	2,365	770	2,625	3,745	125	1,765	1,870	440	905
42	3,060	4,435	122	1,900	2,490	780	2,700	3,870	125	1,810	1,935	440	925
43	3,200	4,645	123	1,965	2,625	805	2,785	4,000	125	1,855	2,000	445	955
44	3,345	4,875	124	2,035	2,765	820	2,865	4,150	125	1,900	2,065	455	980
45	3,510	5,120	125	2,105	2,920	845	2,960	4,310	125	1,950	2,130	455	1,005
46	3,670	5,380	125	2,185	3,075	865	3,070	4,475	126	1,995	2,195	465	1,030
47	3,845	5,655	126	2,265	3,250	895	3,185	4,655	126	2,050	2,260	470	1,065
48	4,040	5,955	127	2,345	3,430	920	3,290	4,835	127	2,100	2,330	480	1,095
49	4,245	6,270	128	2,430	3,625	945	3,410	5,040	127	2,150	2,405	485	1,130
50	4,460	6,600	129	2,520	3,825	980	3,540	5,255	128	2,215	2,470	495	1,165
51	4,685	6,955	130	2,615	4,040	1,015	3,685	5,475	129	2,265	2,550	505	1,210
52	4,930	7,330	131	2,710	4,265	1,045	3,835	5,725	129	2,325	2,630	510	1,255
53	5,180	7,735	132	2,820	4,510	1,090	3,985	5,975	130	2,380	2,705	525	1,300
54	5,445	8,155	134	2,930	4,760	1,140	4,140	6,225	130	2,445	2,795	540	1,350
55	5,730	8,610	135	3,045	5,025	1,180	4,315	6,505	131	2,510	2,885	545	1,400
56	6,025	9,080	137	3,160	5,310	1,235	4,495	6,795	132	2,580	2,975	555	1,460
57	6,335	9,580	138	3,290	5,600	1,290	4,680	7,100	132	2,645	3,070	570	1,520
58	6,670	10,110	140	3,420	5,910	1,355	4,875	7,430	133	2,715	3,170	590	1,600
59	7,000	10,655	141	3,550	6,230	1,425	5,080	7,770	134	2,795	3,270	610	1,670
60	7,350	11,225	143	3,690	6,555	1,500	5,285	8,120	134	2,870	3,375	625	1,755
61	7,640	11,750	144	3,840	6,895	1,585	5,490	8,470	135	2,950	3,480	640	1,850
62	7,950	12,305	146	3,995	7,245	1,680	5,670	8,810	136	3,035	3,585	655	1,950
63	8,260	12,860	148	4,145	7,600	1,780	5,875	9,180	137	3,115	3,680	675	2,060
64	8,575	13,440	148	4,305	7,955	1,900	6,080	9,565	137	3,195	3,785	690	2,185
65	8,895	14,035	150	4,470	8,315	2,005	6,295	9,965	138	3,280	3,885	710	2,295
66	9,230	14,665	151	4,630	8,675	2,110	6,505	10,370	138	3,370	3,985	725	2,420
67	9,565	15,300	153	4,800	9,040	2,235	6,730	10,790	139	3,450	4,080	750	2,570
68	9,905	15,955	154	4,975	9,395	2,380	6,950	11,220	140	3,545	4,185	770	2,745
69	10,240	16,625	156	5,135	9,740	2,535	7,170	11,650	140	3,640	4,285	785	2,935
70	10,595	17,320	157	5,310	10,085	2,710	7,400	12,095	141	3,735	4,380	800	3,140
71	10,945	18,035	158	5,480	10,400	2,895	7,625	12,540	141	3,835	4,485	825	3,370
72	11,290	18,740	159	5,650	10,710	3,105	7,855	12,985	141	3,930	4,585	845	3,620
73	11,630	19,445	160	5,820	10,985	3,350	8,065	13,420	142	4,025	4,670	870	3,885
74	11,960	20,140	161	5,970	11,235	3,615	8,285	13,850	142	4,115	4,750	890	4,165
75	12,265	20,795	161	6,120	11,470	3,890	8,485	14,270	141	4,200	4,810	905	4,465
76	12,550	21,445	162	6,255	11,675	4,175	8,695	14,685	141	4,280	4,870	930	4,760
77	12,825	22,055	162	6,375	11,845	4,475	8,880	15,085	141	4,365	4,910	945	5,075
78	13,075	22,650	161	6,475	12,000	4,760	9,065	15,480	140	4,440	4,945	965	5,385
79	13,120	22,900	161	6,550	12,110	5,045	9,100	15,645	140	4,520	4,975	980	5,705
80	13,125	23,090	160	6,615	12,195	5,325	9,125	15,800	139	4,600	4,995	1,000	6,025

※「基本プラン」の保険料には、主契約、通院支援特約（退院・外来手術時給付型）の保険料が含まれています。「充実プラン」の保険料には、主契約、通院支援特約（退院・外来手術時給付型）、入院給付特則（A型）の保険料が含まれています。

ご契約のお取扱い 重要

■新規にご契約される方は加入希望書をご記入のうえ、後日送付される申込書にてお手続きをお願いします。

ご契約日・保障が始まる日（責任開始期）

【定期勧奨の場合】
・**ご契約日：2025年6月1日**
・保障が始まる日（責任開始期）：第1回保険料を給与から控除した日（2025年5月20日 ただし、N響は2025年5月23日）

【毎月募集の場合】
・ご契約日：毎月20日までにお申込みをされた場合、3ヵ月後の1日
・保障が始まる日（責任開始期）：第1回保険料を給与から控除した日（ご契約日の前月20日 ただし、N響は25日）

【毎月募集】ご契約までのスケジュール例：2025年4月20日までにお申込みをされた場合、ご契約日は7月1日となります。

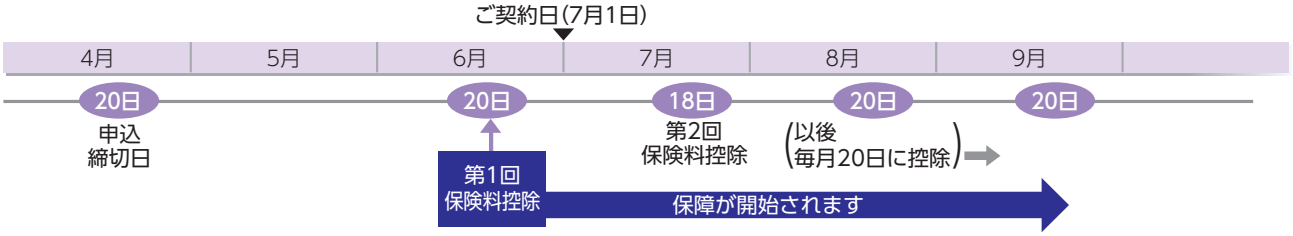

※N響につきましては、第1回保険料は6月25日の給与より控除します。以後は毎月25日の給与より控除します。

※このご契約には集団扱特約条項に定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の特則」が適用されますので、第1回保険料を給与から控除した日（上記の「保障が始まる日(責任開始期)」を参照）よりご契約上の保障が開始されます。
※保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただきます。

お申込み資格および取扱範囲について

●お申込み資格
NHK共済会の会員・配偶者およびその家族で、ご契約日における満年齢が0歳から満80歳までの方。ご家族のみお申込みいただくこともできます。
※ご家族とは、会員と同居または生計を一にするこども・父母・兄弟姉妹・祖父母・孫（2親等以内）です。内縁の配偶者はお申込みいただけません。

●取扱範囲
・基本給付金額 5,000円、10,000円、15,000円よりお選びください。
ただし、契約年齢19歳以下の方は、基本給付金額 15,000円はお選びいただけません。
・先進医療給付特約（12）、重症化予防一時金・見舞金特約、3大疾病一時金特約、女性疾病入院・特定手術給付特約、認知症一時金特約は、それぞれを任意で付加することができます。
※認知症一時金特約を付加できる契約年齢は、40歳から80歳です。
※基本給付金額15,000円の場合、通院支援特約（退院・外来手術時給付型）の特約基本給付金額は10,000円、3大疾病一時金特約の3大疾病一時金額は100万円となります。（●基本給付金額15,000円の保険料については、(株)共栄サービスまでお問い合わせください。）
※基本プランにご契約後、入院給付特則(A型)を付加することはできません。
※3大疾病保険料払込免除特則および充実プランの入院給付特則（A型）は、特則のみの解約はできません。
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける基本給付金額などが制限される場合があります。
※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。

告知について

●ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲んでいただきます。

ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか
イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上の入院をしたことがありますか
ウ. 申込日現在、妊娠していますか
※「ア」「イ」「ウ」のいずれか1つ以上「はい」の場合は、お引受けができません。

●以下の「エ」は3大疾病保険料払込免除特則、重症化予防一時金・見舞金特約および3大疾病一時金特約を、「オ」は認知症一時金特約をお申込みいただくための告知事項です。

エ. 今までに、ガン・悪性新生物（肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます）で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか
または、過去2年以内に上皮内新生物（上皮内ガン）で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか
※「エ」が「はい」の場合は、「3大疾病保険料払込免除特則」、「重症化予防一時金・見舞金特約」および「3大疾病一時金特約」のお引受けができません。

オ. 1. 今までに、公的介護保険制度による要介護認定・要支援認定をうけたことがありますか、または、現在認定申請を行っていますか
2. 今までに、認知症、軽度認知障害またはその疑いで、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか
3. 現在、以下の日常生活の動作のいずれかにおいて、他者による介助を必要としていますか、または補助具を使用していますか

■歩行 ■食事 ■排せつ ■着替え ■入浴

※「オ」が「はい」の場合は、「認知症一時金特約」のお引受けができません。

※「継続して10日以上の入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。
※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）に記載の「告知について」「一時金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができないことがございますので、ご了承ください。
※一時金などのお支払いおよび保険料のお払込みの免除は、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因としてお支払事由に該当した場合に限ります。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術などをされた場合は、一時金などのお支払いおよび保険料のお払込みの免除の対象となりません。ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術などをされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、一時金などをお支払いします。（告知などによっては一時金などをお支払いできない場合があります。）
※上皮内新生物（上皮内ガン）で医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけた日または入院の退院日から2年を経過している場合には、上記「エ」は「いいえ」になります。ただし、この場合は責任開始期前に上皮内新生物（上皮内ガン）と診断確定されており、責任開始期以後に再度上皮内新生物（上皮内ガン）と診断された場合におきましても、3大疾病一時金特約の上皮内新生物一時金および重症化予防一時金・見舞金特約の上皮内新生物による重症化予防見舞金はお支払要件に該当しないため、お支払いの対象外となります。

保険期間および保険料払込期間

●保険期間および保険料払込期間は終身です。

保険料の払込

●保険料は集団扱月払とし、毎月20日（N響は毎月25日）の給与より控除します。
【第1回保険料について】
・定期勧奨の場合、第1回保険料は2025年5月20日（N響は2025年5月25日）の給与より控除します。
・毎月募集の場合、第1回保険料はご契約日の属する月の前月20日（N響は前月25日）の給与より控除します。

払いもどし金について

●この保険には、払いもどし金はありません。

退職後のお取扱い

●退職者は下記の条件*を満たす場合は退職後も集団扱として継続することができます。
下記以外の退職者は個人扱（口座振替）により継続できます。その際、保険料は集団扱の割引がなくなりますので、若干高くなります。
＊退職者…定年退職者または①在職25年以上の退職者②在職20年以上で50歳以上の退職者

現在のご契約を解約して、終身医療保険（スマート・ケア）に新規でお申込む場合について

●現在のご契約を解約して終身医療保険（スマート・ケア）に新規でご契約する場合、保障の継続性はありません。したがいまして、一時金などのお支払いおよび保険料のお払込みの免除は、終身医療保険（スマート・ケア）の責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因としてお支払事由に該当した場合に限ります。ご契約いただける方であっても、終身医療保険（スマート・ケア）の責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因とした場合は、一時金などのお支払いおよび保険料のお払込みの免除の対象となりません。
●告知内容が事実と異なる場合は、終身医療保険（スマート・ケア）のご契約が解除されることがあります。この場合、現在のご契約を解約しているため、保障がまったくなくなりますのでご注意ください。詳しくは、重要事項説明書（注意喚起情報）「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約について」をご確認ください。

【重要】 現在のご契約を継続して、終身医療保険（スマート・ケア）をお申込みいただく場合は必ずお読みください。

●終身医療保険（スマート・ケア）に先進医療給付特約（12）を付加してご契約を追加する場合、現在のご契約に付加されている「先進医療給付に係る特約」は解約の手続きが必要となります。

「先進医療給付に係る特約」は右記の特約となります。	先進医療給付特約（09）、先進医療給付特約（12）

●このお取扱いはお客さまにとって不利益となる場合がありますので、下記の「特にご注意いただきたいこと」を必ずお読みいただいたうえで、特約解約の手続きをしてください。

現在のご契約*に上記「先進医療給付に係る特約」が付加されている場合、終身医療保険（スマート・ケア）に先進医療給付特約（12）を付加してご契約を追加することはできません。（「先進医療給付に係る特約」は重複してご契約できないため。）
そのため、終身医療保険（スマート・ケア）に先進医療給付特約（12）を付加してご契約を追加する場合、そのご契約が成立することを条件に、現在のご契約に付加されている「先進医療給付に係る特約」は、終身医療保険（スマート・ケア）のご契約日の前日で解約とする手続きが必要となります（以下、「本件取扱い」といいます）。
＊本件取扱いで対象となるご契約は、終身医療保険（03）、終身医療保険（無事故割引型）、終身医療保険（無事故割引型Ⅱ）、2014終身医療保険（無事故割引型Ⅱ）です。

【特にご注意いただきたいこと】 「先進医療給付に係る特約」の解約を前提とした追加契約について

●本件取扱いの場合、解約となる上記「先進医療給付に係る特約」と終身医療保険（スマート・ケア）に付加される先進医療給付特約（12）には、保障の継続性はありません。そのため、給付金などのお支払いは、先進医療給付特約（12）の責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限ります。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因とした場合は、給付金などのお支払いの対象となりません。
●追加契約の責任開始期を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
●詐欺によるご契約の取り消しの規定なども、追加契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
●告知義務違反の場合や責任開始期から3年以内の被保険者の自殺、責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。

現在のご契約に先進医療給付特約（12）が付加されている場合
「先進医療給付に係る特約」の先進医療給付特約（12）と終身医療保険（スマート・ケア）の先進医療給付特約（12）は同じ特約で保障内容は変わりません。追加契約をする場合は、**先進医療給付特約（12）を付加せずに終身医療保険（スマート・ケア）をお申込みいただき、現在ご契約の先進医療給付特約（12）を継続することをおすすめ**します。

現在ご契約いただいている方へ

●特約の中途付加・変更をすることができます。付加できる特約など、詳しくは（株）共栄サービスまたは共済会へご連絡ください。
※お問合せの際には「加入保険一覧」を必ずお手元にご用意ください。

対象となるご契約：終身医療保険（03）、終身医療保険（無事故割引型）、終身医療保険（無事故割引型Ⅱ）、2014終身医療保険（無事故割引型Ⅱ）、終身医療保険（スマート・ケア）

■ご契約の際には、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

一時金などの受取人

●被保険者となります。

代理請求特約について

●ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の一時金などの受取人が一時金などを請求できない所定の事情があるときに、一時金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、一時金などを請求することができます。

①死亡保険金の受取人
②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)
③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)

※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。
※新規にご契約される方は、もれなく代理請求特約が付加されます。

税務のお取扱い(2024年9月現在)

●一時金などは非課税です。(所得税基本通達9−21)
●保険料は生命保険料控除(介護医療保険控除)の対象となります。(所得税法76、地方税法34・314の2)

デジタル約款のご案内

アクサ生命のデジタル約款のご案内	「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。 ①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp/)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。 ②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 ※「デジタル約款」はご契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。 ※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、ご連絡ください。

保険金などのお問合せやご請求、住所変更手続き、保険証券再発行手続きについて

●保険金、入院給付金、手術給付金、一時金に関するお問合せやご請求、住所変更手続き、保険証券再発行手続きにつきましては、「カスタマーサービスセンター」の専門のスタッフが承ります。

ご請求の際には、お客さまのお名前、証券番号、被保険者名、ご請求内容、手術の有無、保険事故の原因などをお聞きいたしますので、あらかじめご準備いただきますようお願い申しあげます。

カスタマーサービスセンター **0120-813-308**
受付時間 月〜金 9:00 〜 18:00 、 土 9:00 〜 17:00
※日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く

上記は保険金などのご請求手続きに関するお問合せの窓口です。
それ以外のご相談、お手続きは従来通り、ご勤務先のご担当者さまあるいはアクサ生命営業店にお申しつけください。

保障だけでなく豊富なサービスを通してお客さまを支えつづけます。

無料でご利用いただけます。※一部のサービスは優待価格でのご提供となります。

アクサ メディカル アシスタンス サービス

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。

●24時間365日、健康のこと、メンタルヘルスのこと、困ったときはいつでも医師などの専門スタッフが対応します!

24時間電話健康相談サービス
夜間・休日に開いている医療機関の案内も!

オンライン健康相談(Doctors Me)
PCやスマートフォンから相談できます!ペットの健康相談も!

●治療法が不安だったら…

セカンドオピニオンサービス
最適な治療の選択をサポートします!

●糖尿病のことはなんでも!

糖尿病サポートサービス
必要に応じて優秀糖尿病臨床医を紹介します!

●介護やリハビリが必要になったら…

介護・リハビリサポートサービス
リハビリ病院・介護施設情報をご提供します!

●手軽に生活習慣病などの検査ができます!

郵送検査キットによる血液検査サービス
優待価格

MCI・認知症の予防、早期発見、相談ごとに!
MCI・認知症総合相談ダイヤル

介護・認知症関連サービス
介護・老後・認知症のことはなんでも相談OK!
あすのえがお専用コールセンター

※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
※各サービスをご利用の際には諸条件があります。
※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。
●利用対象者およびサービス内容の詳細については、アクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/customer/service/)をご参照ください。

サービス内容の詳細はこちらからもご覧になれます。▶

emma by AXA

ご契約者さま向けウェブサービス

いつでもかんたん手続き Emma（エマ）by アクサ

無料でご登録、ご利用いただけます。

従来の書類によるお手続きと比べて、**簡単**かつ**迅速**です。

- 保険証券がなくてもスマホから24時間いつでもアクセス
- 住所変更・家族情報の登録・変更などの各種お手続き
- 給付金の請求が最短2営業日でお受け取り可能

◀ご登録はこちら
証券番号とメールアドレスをご用意ください。
Emma by アクサ　検索

アクサの脳トレ　川島隆太博士監修「アクサの脳トレ」　注目！

「Emma by アクサ」ご登録で、
ご利用いただけます。
脳年齢チェックと脳トレを繰り返して
認知症予防・健康寿命延伸を！

※ご契約の商品によってはご利用いただけない場合があります。　※サービスのご利用に際しては一部条件があります。
※詳しい内容については、アクサ生命公式ホームページをご確認ください。

LINE

ご契約内容をすぐに確認！ **アクサ生命公式LINEアカウント**

- 月々の保険料や契約日
- 各種お手続き

友だち追加はこちらから

アクサ生命の公式LINEでは、「Emma by アクサ」を連携することで、LINEアプリから「Emma by アクサ」のサービスをご利用いただけます。

アクサ生命のインターネット請求

スマホで完結 かんたん・楽ちん！

保険の請求、書類での申請は大変…と思っていませんか？
インターネット請求なら、お手続きがかんたん・楽ちん！

ポイント01 お手続きがスムーズ！

画面に表示されるかんたんな質問に回答するだけ！
迷うことなくスムーズにお手続きいただけます。

ポイント02 お手続きは一回だけ！

複数のご契約をお持ちの方は、一度のお手続きでまとめてご請求可能です。

ポイント03 印刷不要！スマホで完結！

請求に必要な書類があれば、スマホやパソコン 1 台でお手続きが完結！
書類はスキャン、またはスマホで撮影し、アップロードするだけ。

お手続き時間は最短5分、お受取りまでがスピーディー！
24時間365日いつでも、どこからでもご請求可能です

◀ ご利用条件など
もっと詳しく知りたい方はこちら
アクサ生命 インターネット請求

※ご利用には条件があります。ご契約内容などによっては、上記と異なるお取扱いとなることがございます。
詳しいご利用条件などは、アクサ生命公式ホームページからご確認いただけます。

〔取扱募集代理店〕 株式会社 共栄サービス　〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町10-3 VORT渋谷Ⅱ 7階　TEL 03(3463)7733　NHK内線 9-100-7351
〔引受保険会社〕 アクサ生命保険株式会社 本社　〒108-8020 東京都港区白金1-17-3　TEL 03(6737)7777(代表)
〔お問合せ先〕 アクサ生命保険株式会社 MCVP推進第2部 【照会先】法人ビジネス業務部　〒108-8020 東京都港区白金1-17-3　TEL 03(6737)7450

Form No.0D2700(12.0) AXA-A1-2310-3214/9W2 2024.11.08

医療保険①

重要事項説明書　医療治療保険(無解約払いもどし金型)

この冊子は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載しています。ご契約前に必ずお読みください。

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命ホームページ https://www.axa.co.jp/でご覧いただけます。

契約概要

「重要事項説明書(契約概要)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。**お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。**

必ず同封の「ご契約のお取扱い」および「保険料表」の該当箇所 重要 を参照し、お取り扱いの詳細をご確認ください。

商品の特徴

疾病やケガによる入院、手術などへの備えを一生涯にわたり保障します。

しくみ図

ご契約例　主契約（Ⅲ型）基本給付金額：5,000円
入院給付特則（A型／1.0倍）：付加
先進医療給付特約(12)：付加
保険料払込期間：終身

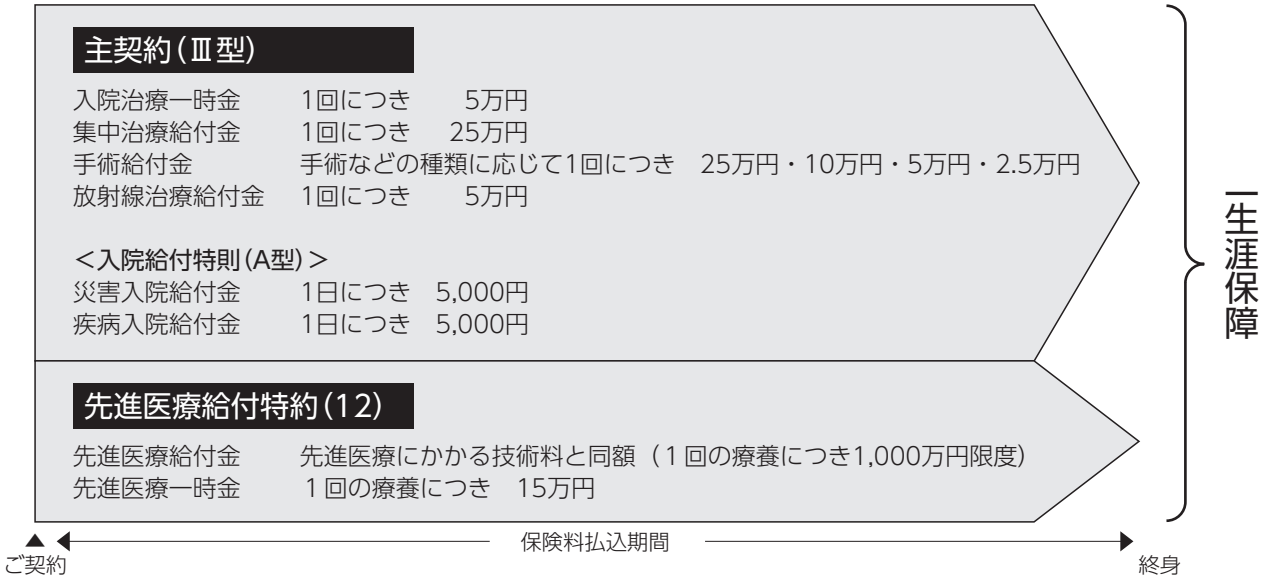

お取り扱いについて	**お取り扱いできる契約年齢、保険料払込期間、保険料払込経路、保険料払込方法、特約・特則などは、団体・集団ごとに異なります。具体的なお取り扱いについては、同封の「ご契約のお取扱い」を必ずご覧ください。**
保険料について	保険料は契約年齢などによって異なります。 ・団体取扱・集団扱の場合、団体取扱月払または集団扱月払とし、団体・集団を通じて所定の方法により払い込んでいただきます。 ・個人扱としてお申込みの場合、口座振替となります。

医療保険②

主契約について

<table>
<tr><th colspan="2">型</th><th>お支払金</th><th colspan="3">お支払事由</th><th>お支払額</th><th>お支払限度</th></tr>
<tr><td rowspan="6">Ⅰ型・Ⅱ型</td><td rowspan="5">Ⅲ型</td><td>入院治療一時金</td><td colspan="2" rowspan="2">1日以上入院したとき</td><td>Ⅰ型</td><td>基本給付金額×2</td><td rowspan="2">1入院……1回
通算……50回</td></tr>
<tr><td>Ⅱ型・Ⅲ型</td><td>基本給付金額×10</td></tr>
<tr><td>集中治療給付金</td><td colspan="3">集中治療室管理を受けたとき</td><td>基本給付金額×50</td><td>入院治療一時金が支払われる1入院につき…1回</td></tr>
<tr><td rowspan="5">手術給付金</td><td colspan="4">手術または特定不妊治療を受けたとき</td><td></td><td rowspan="5">次の(ア)(イ)(ウ)を除いてお支払限度はありません
(ア)骨髄幹細胞の採取術：1回
(イ)所定の特定不妊治療：1回
(ウ)次に該当する手術
・鼻粘膜焼灼術（レーザーによる手術を含みます。）
・下甲介粘膜焼灼術（レーザーによる手術を含みます。）
・高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
：(ウ)のうち1つに限り年[*5]に1回</td></tr>
<tr><td>(1)</td><td colspan="2">所定の開頭術
所定のガン（悪性新生物）に対する開胸術または開腹術
心臓、大動脈、大静脈、肺動脈または冠動脈の病変に対する所定の開胸術または開腹術
四肢（ししょう）切断術[*1]
所定の脊髄腫瘍（せきずいしゅよう）の摘出術
縦隔腫瘍（じゅうかく）開胸摘出術
日本国内で行われた心臓、肺、肝臓、膵臓（すいぞう）または腎臓[*2]の全体または一部の所定の移植術[*3]</td><td>基本給付金額×50</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td colspan="2">・(1)に該当しない所定の開胸術または開腹術[*4]
・所定の骨髄移植術または骨髄幹細胞の採取術</td><td>基本給付金額×20</td></tr>
<tr><td>(3)</td><td colspan="2">(1)および(2)に該当しない手術で、入院中に受けた手術</td><td>基本給付金額×10</td></tr>
<tr><td>(4)</td><td colspan="2">・(1)および(2)に該当しない手術で、入院中以外に受けた手術
・所定の特定不妊治療</td><td>基本給付金額×5</td></tr>
<tr><td>放射線治療給付金</td><td colspan="3">放射線治療を受けたとき</td><td>基本給付金額×10</td><td>60日に1回</td></tr>
<tr><td colspan="2">通院治療給付金</td><td colspan="3">通院をしたとき
(1)入院治療一時金が支払われる入院の原因となった疾病やケガの治療を目的とした、入院前後通院期間[*6]の通院
(2)手術給付金が支払われる手術の原因となった疾病やケガの治療を目的とした、手術後通院期間[*7]の通院</td><td>基本給付金額×通院日数</td><td>1入院にかかわる入院前後通院期間につき……30日
1回の手術にかかわる手術後通院期間につき……30日
通算…… 1,095日</td></tr>
</table>

*1 手指または足指に対するものを除きます。
*2 それぞれ人工臓器を除きます。
*3 臓器の移植に関する法律に沿った受容者を対象とした手術に限ります。
*4 帝王切開娩出術を除きます。
*5 手術給付金が支払われることとなった手術を受けた日が属する年の末日までをいいます。
*6 入院開始日の前日からさかのぼって60日以内の期間と、退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間を合わせた期間をいいます。
*7 手術日の翌日からその日を含めて120日以内の期間をいいます。

※ご契約後、型を変更することはできません。

医療保険③

入院治療一時金について

●入院とは、医師による治療が必要であり、疾病やケガの治療を目的として、所定の病院などにおいて、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
●お支払事由に該当する入院を２回以上した場合は、１回の入院とみなします。
ただし、入院治療一時金が支払われることになった最後の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、別の入院としてお取り扱いします。

集中治療給付金について

●お支払対象となる集中治療室管理は、次のいずれにも該当する場合に限ります。
・入院治療一時金が支払われる1回の入院中に受けた集中治療室管理
・医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により次のいずれかの算定対象となる診療行為

救命救急入院料　　特定集中治療室管理料　　小児特定集中治療室管理料 新生児特定集中治療室管理料　　総合周産期特定集中治療室管理料

手術給付金について

●お支払対象は、次のとおりです。
・医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている、治療を目的とした手術
・医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術
・責任開始日から**１年を経過した日以後**に受けた骨髄幹細胞の採取術
・所定の特定不妊治療
責任開始日から**２年を経過した日以後**に、被保険者またはその配偶者の妊娠を目的とし、体外受精または顕微授精の治療過程で受けた次のいずれかの施術

採卵　　胚移植　　精巣または精巣上体からの採精

●次の手術はお支払いの対象となりません。

創傷処理　　皮膚切開術　　デブリードマン 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 外耳道異物除去術　　鼻内異物摘出術　　抜歯手術

●同一の日にお支払事由に該当する手術などを複数回受けたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術などについてのみ、手術給付金をお支払いします。

放射線治療給付金について

●医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療がお支払対象となります。
●血液照射、放射線治療管理料は放射線治療給付金のお支払いの対象となりません。

通院治療給付金について

●入院前後通院と手術後通院については、重複して通院治療給付金をお支払いしません。

ご注意　所定の骨髄幹細胞の採取術および特定不妊治療は、手術後通院による通院治療給付金をお支払いする場合の手術には含まれません。

入院給付特則について

●この特則を付加したご契約は、入院給付金などをお支払いします。
●次の3種類の特則の型があります。

お支払金 ＼ 特則の型*	A型	B型	C型
災害入院給付金	○	○	○
疾病入院給付金	○	○	○
生活習慣病による延長給付	−	○	○
メンタル疾患入院治療一時金	−	−	○

＊ご契約後、特則の型を変更することはできません。

●この特則の中途付加のお取り扱いはありません。
●この特則のみの解約はお取り扱いしません。

医療保険④

型		お支払金	お支払事由	お支払額	お支払限度
C型	A型・B型	災害入院給付金	所定の不慮の事故により１日以上入院したとき	入院給付金日額 ×入院日数	1入院・・・・・60日 通算・・・1,095日
		疾病入院給付金	疾病により１日以上入院したとき	入院給付金日額 ×入院日数	1入院・・・・・60日 通算・・・1,095日
		メンタル疾患 入院治療一時金	メンタル疾患により入院し、その入院日数が61日以上になったとき	入院給付金日額 ×30	1入院・・・・・・1回 支払回数無制限

●入院給付金日額は、基本給付金額の0.5倍・1.0倍・1.5倍があります。選択された倍率を変更することはできません。

入院給付金について

●災害入院給付金のお支払事由に該当する入院を２回以上した場合は、１回の入院とみなします。
ただし、災害入院給付金が支払われることになった最後の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、別の入院としてお取り扱いします。
●疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院を２回以上した場合は、１回の入院とみなします。
ただし、疾病入院給付金が支払われることになった最後の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、別の入院としてお取り扱いします。

≪B型、C型について≫

●生活習慣病を原因とした入院は、疾病入院給付金のお支払日数が無制限となります。
●お支払対象となる生活習慣病は、次のとおりです。

ガン(悪性新生物)　上皮内新生物　糖尿病　心疾患　高血圧性疾患　脳血管疾患　肝疾患　腎疾患

≪C型について≫

●お支払対象となるメンタル疾患は、次のとおりです。

統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害　気分[感情]障害
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害　摂食障害

先進医療給付特約(12)について

お支払金	お支払事由	お支払額	お支払限度
先進医療給付金	先進医療*1による療養を受けたとき (先進医療にかかる技術料*2が「0」の場合を除きます。)	先進医療にかかる技術料と同額	１回の療養につき ・・・・・・1,000万円 通算・・・・・・・2,000万円
先進医療一時金	先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けたとき	１回の療養につき15万円	−

*1 公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」をその取り扱いが認められた保険医療機関で受けた場合を指します。
*2 先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。

●先進医療給付金のお支払いがお支払限度（通算2,000万円）に達したときは、この特約は消滅します。

先進医療給付金について

●同一の「先進医療」において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。

ご注意

●先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は、適宜見直しされます。
●ご契約時点で先進医療に該当していた場合でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象となっている場合や医療技術などが見直され先進医療でなくなっている場合は、この特約のお支払いの対象とはなりません。
●先進医療の取り扱いが認められた保険医療機関で先進医療と同様の療養を受けても、当該医療機関の判断によりその療養が先進医療として実施されたものでない場合には、この特約のお支払いの対象とはなりません。
●先進医療にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。

医療保険⑤

通院支援特約（退院・外来手術時給付型）について

お支払金	お支払事由		お支払額	お支払限度
通院支援一時金	1日以上入院し、その退院時に生存しているとき	入院日数*が29日以内の場合	特約基本給付金額×5	支払回数無制限
		入院日数が30日以上の場合	特約基本給付金額×10	
	入院中以外に、主契約の手術給付金の支払われる手術を受けたとき		特約基本給付金額×5	

＊継続した1回の入院日数のことをいいます。

●同一の日に通院支援一時金のお支払事由が重複して生じた場合には、給付倍率の高いいずれか1つの事由についてのみ、通院支援一時金をお支払いします。

ご注意
●この特約は主契約の型がⅠ型・Ⅱ型のご契約には付加できません。
●所定の骨髄幹細胞の採取術および特定不妊治療は、通院支援一時金をお支払いする場合の手術には含まれません。

認知症一時金特約について

お支払金	お支払事由	お支払額
認知症一時金	次のすべてに該当したとき ・所定の認知症と診断確定されたこと ・公的介護保険制度の要介護1以上に認定され、その認定の有効期間中であること*	認知症一時金額

＊要介護１以上との認定を受け、その認定が効力を生じた日を該当したときとします。

●お支払対象となる認知症とは、約款に定められた次の場合をいいます。

器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当したとき

●認知症一時金をお支払いした場合は、認知症一時金のお支払事由に該当したときから、この特約は消滅します。

ご注意
この特約は主契約の型がⅠ型・Ⅱ型のご契約には付加できません。

医療保険⑥

3大疾病一時金特約について

お支払金	お支払事由	お支払額	お支払限度
ガン一時金	• 初めて所定のガン（悪性新生物）と診断確定されたとき • 前回のガン一時金のお支払事由が生じた日から１年を経過した日の翌日以後に、ガンにより１日以上入院したとき	３大疾病一時金額	5回
急性心筋梗塞一時金	• 所定の急性心筋梗塞により初めて次の（ア）または（イ）に該当したとき （ア）手術を受けたとき （イ）継続して５日以上の入院をしたとき • 前回の急性心筋梗塞一時金のお支払事由が生じた日から１年を経過した日の翌日以後に、上記（ア）または（イ）に該当したとき		5回
脳卒中一時金	• 所定の脳卒中により初めて次の（ア）または（イ）に該当したとき （ア）手術を受けたとき （イ）継続して５日以上の入院をしたとき • 前回の脳卒中一時金のお支払事由が生じた日から１年を経過した日の翌日以後に、上記（ア）または（イ）に該当したとき		5回

●急性心筋梗塞一時金および脳卒中一時金のお支払対象となる手術は、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術に限ります。
●同一の急性心筋梗塞または同一の脳卒中により転入院または再入院した場合、退院日の翌日から31日以内の転入院または再入院であるときは、継続した１回の入院とみなします。

ご注意
●この特約の責任開始期前にガンと診断確定されていた場合には、ガン一時金をお支払いしません。
●この特約の責任開始日から90日以内に乳房のガンと診断確定されたときには、ガン一時金をお支払いしません。

上皮内新生物一時金特則について

●３大疾病一時金特約の締結の際に、この特則が付加されます。

お支払金	お支払事由	お支払額	お支払限度
上皮内新生物一時金	• 初めて上皮内新生物と診断確定されたとき • 前回の上皮内新生物一時金のお支払事由が生じた日から１年を経過した日の翌日以後に、上皮内新生物と診断確定されたとき	３大疾病一時金額×50%	5回

●この特則のみの解約はお取り扱いしません。

ご注意
●この特約の責任開始期前に上皮内新生物と診断確定されていた場合には、上皮内新生物一時金をお支払いしません。
●この特約の責任開始日から90日以内に乳房の上皮内新生物と診断確定されたときには、上皮内新生物一時金をお支払いしません。

●ガン一時金、急性心筋梗塞一時金、脳卒中一時金および上皮内新生物一時金がそれぞれ５回支払われたときに、この特約は消滅します。

医療保険⑦

女性疾病入院・特定手術給付特約について

お支払金	お支払事由	お支払額	お支払限度
女性疾病 入院給付金	所定の女性疾病により、１日以上入院したとき	女性疾病入院 給付金日額 ×入院日数	1入院 ･･･････････････ 60日 通算･･･････････････ 1,095日
女性特定手術 サポート給付金	所定の乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき	女性疾病入院 給付金日額 ×20	乳房観血切除術 ･･･････ １乳房につき１回 子宮全摘出術･･･････････ １回 卵巣全摘出術 ･･･････ １卵巣につき１回
	・上記以外の乳房、子宮または子宮附属器（卵巣および卵管）に対する手術を受けたとき ・お支払限度に達した後に受けた乳房観血切除術	女性疾病入院 給付金日額 ×５	支払回数無制限
乳房再建術給付金	所定の乳房再建術を受けたとき	女性疾病入院 給付金日額 ×40	１乳房につき１回

女性疾病入院給付金について

お支払いの対象となる女性疾病の例

乳房・女性生殖器のガン(悪性新生物)　　上皮内新生物　　分娩の合併症

●女性疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなします。
ただし、女性疾病入院給付金の支払われることになった最後の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、別の入院としてお取り扱いします。

女性特定手術サポート給付金について

●お支払対象となる手術は、主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術に限ります。
●所定の特定不妊治療、乳房再建術および子宮頸管ポリープ切除術はお支払いの対象となりません。
●同一の日にお支払事由に該当する手術を複数回受けたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、女性特定手術サポート給付金をお支払いします。

乳房再建術給付金について

●お支払対象となる乳房再建術は、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されているものに限ります。
●女性特定手術サポート給付金が支払われる乳房観血切除術を受けたことがある乳房について乳房再建術を受けた場合に限り、乳房再建術給付金をお支払いします。

医療保険⑧

重症化予防一時金・見舞金特約について

●お支払対象となる重症化予防疾病とは、次の疾病です。

ガン(悪性新生物)　上皮内新生物　糖尿病　急性心筋梗塞　脳血管疾患　肝硬変
慢性腎臓病　骨粗しょう症　関節リウマチ

お支払金	お支払事由		お支払額	お支払限度
重症化予防一時金	ガン	初めて診断確定されたとき	重症化予防見舞金額×5	1回
	重度の糖尿病	治療を目的として医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法[*1]を開始し、その開始日から60日間継続して受けたとき		1回
	急性心筋梗塞	治療を目的として以下のいずれかに該当したとき (ア)1日以上入院したとき (イ)医科診療報酬点数表によって次のいずれかが算定される通院[*2]をしたとき ・処方料　・処方せん料 ・注射料　・手術料 (ウ)先進医療[*3]による療養のための通院をしたとき		1回
	脳血管疾患			1回
	肝硬変			1回
	慢性腎臓病			1回
重症化予防見舞金	上皮内新生物	初めて診断確定されたとき	重症化予防見舞金額	1回
	初期糖尿病	治療を目的として以下のいずれかに該当したとき (ア)1日以上入院したとき (イ)医科診療報酬点数表によって次のいずれかが算定される通院[*2]をしたとき ・処方料　・処方せん料 ・注射料　・手術料 (ウ)先進医療[*3]による療養のための通院をしたとき		1回
	骨粗しょう症			1回
	関節リウマチ			1回

＊1 妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
＊2 処方料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、処方せんにもとづいて薬剤の支給を受けない限り、重症化予防一時金または重症化予防見舞金をお支払いしません。
＊3 公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」をその取り扱いが認められた保険医療機関で受けた場合を指します。

ご注意

重症化予防一時金について

●この特約の責任開始期前にガンと診断確定されていた場合には、ガンによる重症化予防一時金をお支払いしません。
●この特約の責任開始日から90日以内に乳房のガンと診断確定された場合には、ガンによる重症化予防一時金をお支払いしません。
●次の場合には、重度の糖尿病に対する重症化予防一時金から重症化予防見舞金を差し引いた金額をお支払いします。
・初期糖尿病により重症化予防見舞金が支払われているとき

重症化予防見舞金について

●この特約の責任開始期前に上皮内新生物と診断確定されていた場合には、上皮内新生物による重症化予防見舞金をお支払いしません。
●この特約の責任開始日から90日以内に乳房の上皮内新生物と診断確定された場合には、上皮内新生物による重症化予防見舞金をお支払いしません。
●次の場合には、初期糖尿病による重症化予防見舞金をお支払いしません。
・重度の糖尿病により重症化予防一時金が支払われているとき
●主契約のご契約日（またはこの特約の中途付加日）から1年以内に、骨粗しょう症により重症化予防見舞金のお支払事由に該当した場合には、重症化予防見舞金のお支払額が50％に削減されます。

医療保険⑨

代理請求について

<指定代理請求特約について>
○被保険者が受取人となる一時金などについて、受取人が請求できない所定の事情がある場合などに、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が請求することができます。
○指定代理請求人を指定された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
<代理請求特約について>
○被保険者が受取人となる一時金などについて、受取人が請求できない所定の事情がある場合などに、所定の要件を満たした代理請求人が請求することができます。
○代理請求人となられる方（複数の場合は全員）に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

保険料の払込免除について

●次の場合、以後の保険料のお払込みを免除します。

保険料のお払込みを免除する場合
●ケガまたは疾病を原因として所定の高度障害状態に該当したとき ●所定の不慮の事故によるケガを原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したとき

3大疾病保険料払込免除特則について

●この特則を付加したご契約は、次の場合にも、以後の保険料のお払込みを免除します。

保険料のお払込みを免除する場合
初めて所定のガン（悪性新生物）と診断確定されたとき
次の（1）および（2）を満たす手術を受けたとき （1）所定の急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とした手術 （2）医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術
次の（1）および（2）を満たす入院をしたとき （1）所定の急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とした入院 （2）入院日数が継続して５日以上*

＊同一の急性心筋梗塞または同一の脳卒中により転入院または再入院した場合、退院日の翌日から31日以内の転入院または再入院であるときは、継続した１回の入院とみなします。

ご注意
●責任開始期前にガンと診断確定されていた場合には、保険料のお払込みを免除しません。
●責任開始日から90日以内に乳房のガンと診断確定されたときは、保険料のお払込みを免除しません。

●この特則の中途付加のお取り扱いはありません。
●この特則のみの解約はお取り扱いしません。

払いもどし金について

●主契約は、保険料払込期間中の払いもどし金がありません。保険料払込期間満了後の払いもどし金は、次の金額となります。（保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限ります。）

払いもどし金	基本給付金額×10

●先進医療給付特約（12）、通院支援特約（退院・外来手術時給付型）、認知症一時金特約、3大疾病一時金特約、女性疾病入院・特定手術給付特約、重症化予防一時金・見舞金特約の払いもどし金はありません。

契約者配当金について

●この保険には、契約者配当金はありません。

その他の注意事項

●一時金などのお支払いや保険料のお払込みの免除は、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病した疾病を原因とした場合などに限ります。
●被保険者が死亡された場合、主契約については、払いもどし金があるときは、その払いもどし金と同額の死亡時払いもどし金を死亡時払いもどし金受取人にお支払いします。

医療保険⑩

注意喚起情報

「一時金などが支払われない場合について」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また現在のご契約の解約などを前提とした新たなご契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。
この「重要事項説明書（注意喚起情報）」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

お申込みの撤回、ご契約の解除について（クーリング・オフ制度）

ご契約の申込日または第1回保険料相当額（第1回保険料を含みます。以下同じ。）の領収日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面・アクサ生命ホームページ*でのお申出により、お申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

*https://www.axa.co.jp/

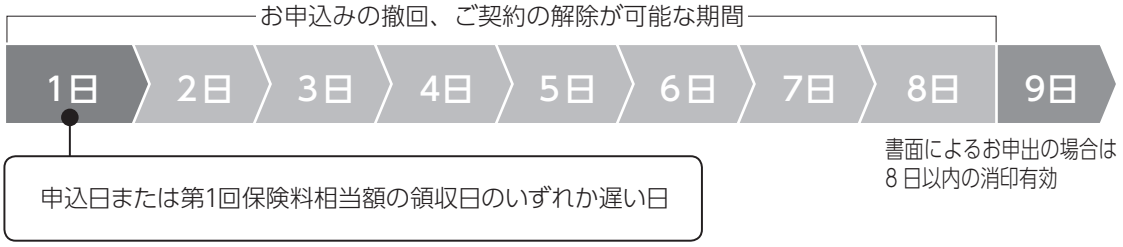

○お申込みの撤回またはご契約の解除のお取り扱いができない場合があります。

＜書面によるお申出の場合＞
・郵便により以下までお申出ください。

〒108-8020
東京都港区白金1-17-3
アクサ生命保険株式会社 **契約部** 宛

・書面には下記の事項をご記入ください。
①お申込みの撤回などをする旨
②申込者またはご契約者の氏名（自署）、住所
③申込書の押印と同一印
④取扱店名

記入例

①申込みを撤回します。

②申込者（契約者）　③
阿草 太郎（自署）　印

住所
〒100-1111
○○県○○市○○町
○-○-○

④取扱店名
○○○○○

告知について

健康状態などでアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。（告知義務）
正しく告知されなかった場合、告知義務違反としてご契約が解除され、一時金のお支払いなどができないことがあります。

○告知の内容によっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

○告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、一時金のお支払いなどができないことがあります。

ご注意
●告知義務違反となる場合には、ご契約を解除することがあります。
●生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。
「告知書」に記入したことが告知となります。

○アクサ生命担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または一時金などのご請求の際に、お申込内容または請求内容などについて確認させていただく場合があります。

医療保険⑪

保障の開始・ご契約日について

○お申込み経路および団体・集団ごとに異なります。

①	**個人扱（口座振替・全期前納）** お申込みいただいたご契約をアクサ生命が承諾した場合に告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了したときから、アクサ生命はご契約上の保障を開始します。ご契約日は責任開始日となります。
②	**団体取扱・集団扱** お申込みいただいたご契約をアクサ生命が承諾した場合に告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了したときから、アクサ生命はご契約上の保障を開始します。ご契約日はこの責任開始日の属する月の翌月1日となります。
③	**団体取扱・集団扱（第1回保険料を団体（集団）から払い込む場合の特則付）** 団体取扱（第1種）特約または集団扱特約に「第1回保険料を団体（集団）から払い込む場合の特則」が付加されると、お申込みいただいたご契約をアクサ生命が承諾した場合に第1回保険料相当額を給与から控除した日（または契約者指定口座から振替えられた日）にお払込みがあったものとして、その日よりアクサ生命はご契約上の保障を開始します。 ご契約日は責任開始期の属する月の翌月1日とします。
④	**団体取扱・集団扱（第1回保険料を団体（集団）から払い込む場合の責任開始期に関する特則付）** 団体取扱（第1種）特約または集団扱特約に「第1回保険料を団体（集団）から払い込む場合の責任開始期に関する特則」が付加されると、ご契約日が責任開始日となります。 第1回保険料をお払込みいただく前に、一時金などのお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が発生した場合は、第1回保険料をお払込みいただくまで、一時金などは支払わず、また、保険料のお払込みは免除いたしません。

○ご契約は、お客さまからのお申込みをアクサ生命が承諾したときに成立します。生命保険募集人には、保険契約締結の代理権はありません。

一時金などのお支払いについて

一時金などのお支払事由が生じた場合や、一時金などのお支払いの可能性があると思われる場合は、同封の書類または「パンフレット」に記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

○お支払事由、請求手続きなどは、**「ご契約のしおり・約款」**をご確認ください。

○アクサ生命ホームページ　(https://www.axa.co.jp/) には**「保険金等のお支払いについて　お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例」**を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

○一時金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数のお支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

ご注意

ご契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。
お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

一時金などが支払われない場合について

一時金のお支払いなどができないことがあります。

○お支払事由に該当しない場合
- 一時金などのお支払いは、責任開始期以後に発病した疾病または発生したケガなどが原因でお支払事由に該当した場合を対象としています。したがって、責任開始期前に発病した疾病または発生したケガなどが原因でお支払事由に該当した場合には、一時金などのお支払いの対象となりません。
- 「発病」とは、症状の出現、健康診断などにおける検査異常、病院の受療、被保険者が身体に生じた異常（症状）を自覚または認識した時点をいいます。
- 責任開始日から2年を経過して開始した入院などについては、責任開始期前に発病した疾病または発生したケガを原因とするものであっても、一時金などをお支払いします。

○免責事由に該当した場合
- 責任開始日から3年以内における被保険者の自殺
- 受取人などの故意または重大な過失によるお支払事由該当　など

○告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合

○一時金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者、一時金などの受取人または死亡時払いもどし金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合

○保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

○ご契約が、詐欺による取り消しまたは不法取得目的により無効となった場合

○ご契約者の故意または重大な過失などにより、保険料の払込免除事由に該当した場合

保険料払込の猶予期間、ご契約の失効、復活などについて

保険料は、払込期月中にお払込みください。

○払込期月中にお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間があります。

○猶予期間中にお払込みがないと、ご契約は失効し、保障がなくなります。

医療保険⑫

○失効後3年以内であれば、ご契約の復活のお申込みができます。
・この場合、告知と失効している期間の保険料のお払込みが必要です。
・健康状態などによっては復活できない場合があります。

解約と払いもどし金について

解約の際にお支払いする金額（払いもどし金）は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

○解約されるとご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

○払いもどし金は、保険の種類・契約年齢・性別・経過年数などによって異なります。

○商品によっては、払いもどし金がない場合があります。

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約について

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合、お客さまにとって不利益となる場合があります。

○多くの場合、払いもどし金は、払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

○一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを、失うことになる場合があります。

○一般のご契約と同様に告知義務があります。したがって、健康状態などにより新しいご契約をお引き受けできないことや、正しく告知をされなかったためにご契約が解除・取り消しとなることがあります。

ご契約時にお約束した一時金額などが削減される場合

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した一時金額などが削減されることがあります。

○アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しており、経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の一時金額などが削減されることがあります。

指定紛争解決機関について

○この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

○（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
（ホームページアドレス：https://www.seiho.or.jp/）

○生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談

○同封の書類または「パンフレット」に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

ご契約に関する苦情

○お客様相談室へご連絡ください。
アクサ生命お客様相談室　TEL：0120-030-775（受付時間：9:00～17:00　土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）

その他重要なお知らせ

お申込みにあたっては、次の内容についても必ずご確認ください。

団体などをご契約者とした場合のご注意

○団体などをご契約者および死亡時払いもどし金受取人とし、従業員を被保険者とするご契約の場合には、死亡時払いもどし金などのご請求の際にご遺族などのご了解を要します。

団体取扱・集団扱で保険料をお払込みの場合のご注意

○団体取扱・集団扱でご契約になれるのは、当該団体・集団の所属員・構成員の方のみです。
・団体取扱・集団扱をご利用のご契約者が当該団体・集団の所属員・構成員でなくなった場合は、ただちにアクサ生命へご連絡ください。

○当該団体・集団から脱退後に、当該団体・集団を経由して保険料を払い込むことができない場合には、他の払込方法（経路）に変更が必要となります。
・他の払込方法（経路）に変更した場合、ご契約を継続することはできますが、以後の保険料が引き上げられることがありますのでご了承ください。

Corp

引受保険会社

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020　東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777（代表）

www.axa.co.jp/

お問い合わせ先・担当者

Form No.0T6092(3.1) AXA-A1-2311-3292/9W2 2023.11.01

がん保険

がんは身近なリスクです。

考えたい がんに

長期にわたると治療費の負担は大きくなります

公的医療保険には、医療費が高額になった場合に一定の金額を超えた分が支給される**高額療養費制度**があります。
高額療養費制度により**月々の治療費は一定額**で収まりますが、
治療が長期にわたると、治療費の総額は高くなり、**経済的な負担は大きく**なります。

■治療期間（例）（※1）
抗がん剤・ホルモン剤治療を含む治療を受けた場合の治療期間

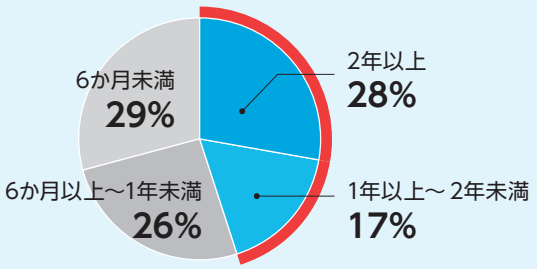

治療期間が1年以上の割合は **45%**

治療期間の平均日数は **561日**

■治療期間別費用総額（※1・2）

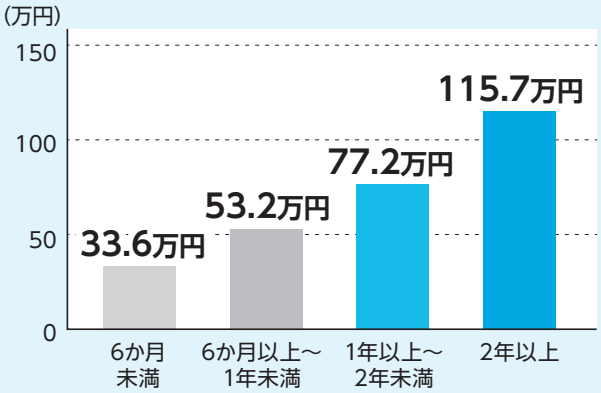

高額療養費制度についてご存知ですか？

高額療養費制度とは、公的医療保険制度のひとつです。
同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、
一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が支給される制度です。

※2024年11月現在の公的医療保険制度に基づいて記載しています。詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

69歳以下の場合

例 40歳 女性（所得区分②の場合）

1か月で100万円の医療費がかかった場合 〉 自己負担額は **87,430円**

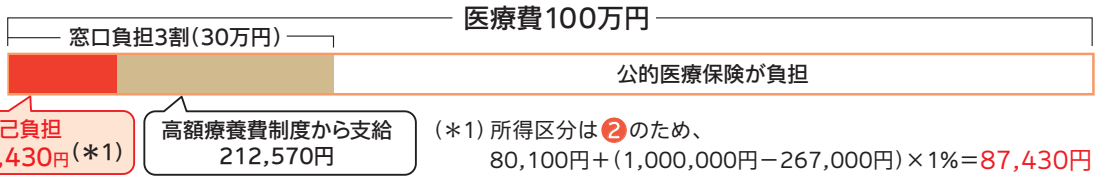

（＊1）所得区分は②のため、
80,100円＋（1,000,000円−267,000円）×1%＝87,430円

所得区分		ひと月の自己負担限度額（世帯ごと（＊2））	4回目からの自己負担限度額（＊3）
①	〜年収 約370万円	57,600円	44,400円
②	年収 約370万円〜約770万円	80,100円＋（総医療費−267,000円）×1%	44,400円
③	年収 約770万円〜約1,160万円	167,400円＋（総医療費−558,000円）×1%	93,000円
④	年収 約1,160万円〜	252,600円＋（総医療費−842,000円）×1%	140,100円
⑤	住民税非課税者	35,400円	24,600円

（＊2）世帯ごとの合算については、所定の条件があります。
（＊3）同一世帯（同じ健康保険に加入している方に限ります）で1年間（直近12か月）に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

だからこそ、
なったときのこと

がんの治療技術は進歩しています

がん治療は、三大治療（手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療）や緩和療養など多様化しています。

■がん治療経験者の三大治療の受療割合（※1）

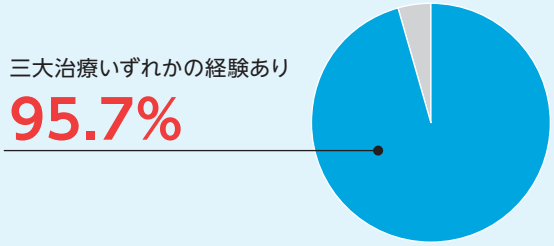

「三大治療いずれかの経験あり」のうち治療別の割合

手術	87.5%
放射線治療	19.9%
抗がん剤・ホルモン剤治療	33.4%

がん特定治療保障特約 を付加した場合に保障！

未承認薬や適応外薬などの治療に備えておくと安心です

公的医療保険制度の対象とならない診療行為には、例えば日本で未承認の抗がん剤を使用した治療や抗がん剤・ホルモン剤の適応外使用にかかる治療などが該当します。
ただし、つぎの①から③に該当するものを除きます。

①先進医療	②患者申出療養	③厚生労働大臣により製造販売の承認を受け、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められている抗がん剤治療・ホルモン剤治療

未承認薬・適応外薬とは？

未承認薬
外国（米国や欧州）で有効性が証明され、承認されているものの、日本の薬事承認をまだ得られていない薬など

適応外薬
日本でも薬機法上の承認を得て流通しているが疾患によっては承認がなく治療に使えない薬

■米国・欧州で承認され日本で未承認または適応外であるがん領域の医薬品数（2022年10月時点）

未承認薬	適応外薬	合計
109種類	63種類	172種類

国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト（2022/10/31時点のデータ）（承認年月日順）」をもとにアフラック作成

未承認薬や適応外薬での治療は保険外診療となり、全額自己負担となります。
治療の選択肢を広げるひとつとして、未承認薬や適応外薬などの治療に備えておくと安心です。

（※1）がん罹患者およびその家族へのアンケート調査（2022年5月アフラック実施）
（※2）治療費は、治療にかかった費用のうち、公的医療保険対象となった費用と公的医療保険対象外の費用を合算したものです。なお、公的医療保険対象となった費用は、高額療養費制度を利用した後の自己負担額です。

万が一がんになったときに備えてアフラックの「がん保険」をご検討ください。

がん保険について詳しくは次のページをご覧ください▶

がん保険

新規加入者様向け アフラックの保険に、新しく加入をご検討している方へ

「生きる」を創るがん保険 WINGS

幅広い保障で経済的負担・がんの悩みの解決をサポート

ご契約年齢 0歳～満85歳

オリジナルがん保険

⚠ 上皮内新生物は保障の対象外

		基本プラン	充実プラン	保険期間
診断	診断給付金 初めて がん・上皮内新生物と 診断確定されたとき	一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円	一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円	終身
診断	複数回診断給付金 診断確定から 2年以上経過後に 所定の治療を 受けたとき	―	1回につき がん 50万円 上皮内新生物 5万円	終身
入院	入院給付金 入院したとき	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	終身
通院	通院給付金 通院したとき	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	終身
治療	治療給付金 所定の手術、放射線治療、 抗がん剤治療、 ホルモン剤治療、 緩和療養を受けたとき	受けた月ごと 10万円 ホルモン剤治療のみの場合 5万円	受けた月ごと 10万円 ホルモン剤治療のみの場合 5万円	終身
治療	⚠ 特定保険外診療 給付金＊1	―	受けた月ごと 50万円	10年更新
治療	⚠ がんゲノム プロファイリング 検査給付金	―	受けた月ごと 10万円	10年更新
先進医療・患者申出療養	⚠ がん先進医療・ 患者申出療養給付金	自己負担額と同額 (通算2,000万円まで)	自己負担額と同額 (通算2,000万円まで)	10年更新
先進医療・患者申出療養	⚠ がん先進医療・ 患者申出療養一時金	一時金として 1年に1回 15万円	一時金として 1年に1回 15万円	10年更新
⚠ 特定保険料払込免除	がんの治療での入院や 通院が所定の条件に 該当したとき	以後の保険料は いただきません (保障は続きます)	以後の保険料は いただきません (保障は続きます)	

〈特定保険料払込免除特約〉を付加しないプランもお選びいただけます。

＊1 がん診療連携拠点病院等で、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術、放射線治療、抗がん剤治療、ホルモン剤治療を受けたときにお支払いします。

ポイント❶ ニーズに合わせて2つのコースから選べます！

オリジナルがん保険 基本プラン

診断や入院、通院の保障はもちろん、
がんの三大治療（手術、放射線治療、
抗がん剤・ホルモン剤治療）も保障します。

オリジナルがん保険 充実プラン

基本プランの保障に加え、公的医療保険制度の
対象とならない所定の保険外診療やがんゲノム
プロファイリング検査にも備えられます。

ポイント❷ 付帯サービスがご利用いただけます！

アフラックのよりそうがん相談サポート*2

専門知識を持ったアフラックのよりそうがん相談サポーターが
あなたの不安や悩みを傾聴したうえで、適切なサービスをご案内します。

特長1 お一人おひとりに合わせて
信頼できる情報や安心して
利用いただけるサービスをご案内し、
お困りごとや疑問の緩和・解消を
サポートします。

特長2 よりそう
がん相談サポーターへの
相談は無料で、
何度でもご利用いただけます。

特長3 よりそうがん相談サポーターへ
ご相談いただくことで、
無料*3や優待価格で
ご利用いただける
サービスがあります。

*2 よりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare（株）が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。*3 無料の範囲を超える場合は、有料となります。●よりそうがん相談サポートはアフラックの全てのがん保険（責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約）の被保険者様が被保険者様自身のがんに関して利用できる付帯サービスです。●サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ（https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html）にてご確認ください。

月払保険料例〔団体取扱契約〕定額タイプ

〈WINGS〉オリジナルがん保険 解約払戻金なしタイプ 特定保険料払込免除特約付き
保険料払込期間：終身（〈がん特定治療保障特約〉〈がん先進医療・患者申出療養特約〉は10年更新）

基本プラン

契約日の満年齢	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
男　性	2,355円	2,810円	3,391円	4,167円	5,164円	6,431円
女　性	2,501円	2,898円	3,355円	3,767円	4,152円	4,612円

充実プラン

契約日の満年齢	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
男　性	2,736円	3,256円	3,939円	4,844円	6,000円	7,496円
女　性	2,898円	3,392円	3,968円	4,467円	4,896円	5,399円

※〈がん特定治療保障特約〉〈がん先進医療・患者申出療養特約〉は、所定の年齢まで10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。※「先進医療」および「患者申出療養」は、厚生労働大臣が認める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状など）および実施する医療機関が限定されています。また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。※保障の開始まで待ち期間（保障されない期間）があります。

●商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。（記載している保障内容・保険料およびサービスなどは 2024年11月現在のものです。）

●保険料についてはP73・P75をご覧ください。

動画でCheck!

動画でよくわかる！
「働きざかりのあなたへ 3分でわかるがんへの備え」

保険についてよくわかる動画をご用意しています！ ぜひご確認ください。

右記を携帯電話・スマートフォンで読み込み、アクセスしてください。（通信料がかかります）

がん保険

既契約者様向け　すでにアフラックのがん保険にご加入の方へ

あなたの保障を最新化

生きるためのがん保険 Days1プラス

ご契約中のがん保険を活かして
現在のがん治療に対応した保障にパワーアップ!!

ご契約年齢 0歳～満85歳

上皮内新生物は保障の対象外

		診断給付金ありコース 診断給付金額25万円、特定診断給付金額25万円	診断給付金なしコース	保険期間
診断	診断給付金 初めて がん・上皮内新生物と診断確定されたとき	一時金として がん 25万円 上皮内新生物 2.5万円	―	終身
診断	特定診断給付金 入院や通院が所定の条件に該当したとき	一時金として がん 25万円	―	終身
通院	通院給付金	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	終身
三大治療 手術	手術治療給付金	1回につき 5万円	1回につき 5万円	終身
三大治療 放射線治療	放射線治療給付金	1回につき 5万円	1回につき 5万円	終身
三大治療 抗がん剤・ホルモン剤治療	抗がん剤治療給付金 ホルモン剤治療給付金	治療を受けた月ごと 5万円（給付倍率2倍） 乳がん・前立腺がんのホルモン剤治療のとき 2.5万円（給付倍率1倍）	治療を受けた月ごと 5万円（給付倍率2倍） 乳がん・前立腺がんのホルモン剤治療のとき 2.5万円（給付倍率1倍）	10年更新

月払保険料例〔団体取扱契約〕〈Days1プラス〉保険料払込期間：終身（〈抗がん剤・ホルモン剤治療特約〉は10年更新）

診断給付金ありコース　診断給付金額25万円、特定診断給付金額25万円

契約日の満年齢	30歳	40歳	50歳
男　性	855円	1,320円	2,185円
女　性	970円	1,520円	2,080円

診断給付金なしコース

契約日の満年齢	30歳	40歳	50歳
男　性	430円	695円	1,230円
女　性	580円	985円	1,390円

特約を付加してさらに安心の保障に！

公的医療保険制度の対象とならない所定の保険外診療に備えたい方へ	がんの先進医療・患者申出療養に備えたい方へ	再発のリスクに備えたい方へ	緩和ケアに備えたい方へ
がん特定治療保障特約	がん先進医療・患者申出療養特約	診断給付金複数回支払特約	緩和療養特約

ご契約中のがん保険は時代にあった保障を備えていますか？

現在のがん治療（一例）	診 断	入 院	通 院	三大治療（手 術／放射線治療／抗がん剤・ホルモン剤治療）	先進医療	再 発	在宅療養	死 亡
新がん保険	×	○	×	×	×	×	○	○ *3 65歳以降半額
スーパーがん保険	○ 65歳以降半額	○	○ 65歳以降半額	×	×	×	○	○ *3 65歳以降半額

*3 がん以外で死亡し、所定の条件に該当した場合、死亡払戻金が支払われます。
記載の各がん保険は、代表的な例です。特約を付加されている場合は、記載以外の保障がある場合があります。ご自身の契約内容については、「保険証券」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

〈Days1プラス〉は、現在ご加入中のアフラックの「がん保険」とあわせてご契約いただくことを前提とした商品ですので、どちらも大切にご継続ください。

※〈抗がん剤・ホルモン剤治療特約〉は、所定の年齢まで10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。
※保障の開始まで待ち期間（保障されない期間）があります。
◎詳しくは「契約概要」等をご覧ください。（記載している保障内容・保険料などは 2024年11月現在のものです。）
●保険料についてはP74をご覧ください。

ご契約のお取扱い 重要

ご契約日・保障が始まる日（責任開始期）

●ご契約日：**2025**年6月1日
●初回保険料引去日：**2025**年5月20日
●保障が始まる日（責任開始期）：**2025**年7月20日
●〈生きるためのがん保険Days1 WINGS〉〈生きるためのがん保険Days1プラス〉および特約には、保障の開始まで2ヶ月※の待ち期間があります。
※ただし、告知日から3ヶ月経過していない場合には告知日から3ヶ月となります。

ご契約までのスケジュール〔月払の場合〕※詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

ご注意ください

保障が始まるまでに、
2カ月の待ち期間があります。

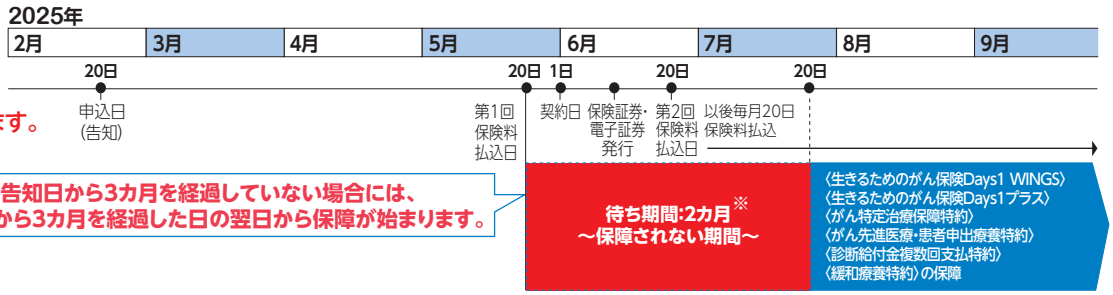

●契約日／告知と第1回保険料のお払込みがともに完了した日の翌月1日（この日の満年齢で保険料が決まります。）
●保障の開始／告知と第1回保険料のお払込みがともに完了した日からその日を含めて2カ月を経過した日の翌日
◎保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただきます。

お申込資格について

NHK共済会の会員・配偶者またはお子さま、ご両親、兄弟姉妹、その他二親等以内のご親族で、ご契約日における満年齢が0歳から85歳までの方。ご親族のみお申込いただくこともできます。内縁の妻・夫はお申込いただけません。

契約の種類

・被保険者ご本人を保障する個人契約のみとなります。
・ご家族契約のお取扱および個人契約から家族契約への変更のお取扱はありません。

保険期間

・保険契約日**2025**年6月1日から終身（〈抗がん剤・ホルモン剤治療特約〉〈がん特定治療保障特約〉〈がん先進医療・患者申出療養特約〉は10年更新）

退職後の取り扱い

退職者は下記の条件※を満たす場合は退職後も集団取扱として継続することができます。
下記以外の退職者は個別取扱（口座振替扱）により継続できます。その際、保険料は個別料率になりますので若干高くなります。
※退職者・・・定年退職者または①在籍25年以上の退職者②在籍20年以上で50歳以上の退職者
●継続加入の方法は、退職時に共済会からご案内します。

その他

●保障が始まる日以後に診断確定されたがん（悪性新生物）・上皮内新生物（大腸の粘膜内がん、子宮頚部の上皮内がん、乳腺の非浸潤がんなど）の保障となります。
●詳細については「契約概要」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

がん保険

アフラックのがん保険にご加入の皆様へ がん保険のご契約内容をご確認してみませんか?

●下記にて自身の保障内容をご確認のうえ、保障の充実をご検討ください。

現在のご契約の「がん保険」 (保険期間:終身(抗がん剤・ホルモン剤治療給付金:10年更新))	生きるためのがん保険Days1 (NHKオリジナルがん保険 入院給付金日額1万円)	生きるためのがん保険Days (フルサポートプラン 入院給付金日額1万円)	アフラックのがん保険Neo(フォルテ) (トータルケアプラン200S 1倍 解約払戻金なしタイプ)	21世紀がん保険 BESTプラン (1倍 解約払戻金なしタイプ)<ご本人の保障>	・スーパーがん保険 ・スーパーがん保険Vタイプ (1口あたり)<ご本人の保障>(*1)	新がん保険 (1口あたり)<ご本人の保障>(*1)
[診断給付金] 初めて診断されたとき 一時金として	がんの場合 **100万円** 上皮内新生物の場合 **10万円**	がんの場合 **100万円** 上皮内新生物の場合 **10万円**	がんの場合**100万円** 上皮内新生物の場合 **10万円**	がんの場合**100万円** 上皮内新生物の場合 **10万円**	**100万円** 診断確定時の年齢が満65歳以降の場合 **50万円**	―
[入院給付金] 入院したとき 日数無制限	1日につき **10,000円**	1日につき **10,000円**	1日につき **10,000円**	1日につき **10,000円**	1日につき **15,000円**	1日につき **15,000円**
[手術(治療)給付金] 手術したとき	1回につき **20万円**	1回につき **20万円**	1回につき **20万円**	1回につき **20万円**	―	―
[通院給付金](*2) 治療目的で通院したとき	1日につき**10,000円**	1日につき**10,000円**	1日につき**10,000円**	1日につき **5,000円**	1日につき **5,000円** 通院時の年齢が満65歳以降の場合 **2,500円**	―
[特定治療通院給付金] 特定のがん治療で通院したとき ※上皮内新生物は保障の対象外	(*3)	(*3)	1日につき**10,000円**	1日につき **5,000円**	―	―
[がん(高度)先進医療給付金] 先進医療をうけたとき ★特定先進医療の限度額については別途アフラックホームページをご確認ください。 ※上皮内新生物は保障の対象外	―	―	1年間に5回まで 1回につき 先進医療にかかる技術料と同額(限度額 50万円★) 保険期間を通じ通算700万円まで 限度額を超えた金額についてはお受取りになれません。	〈がん高度先進医療給付金〉 技術料に応じて **6~140万円**	―	―
[がん先進医療一時金] 先進医療をうけたとき ※上皮内新生物は保障の対象外	―	―	1回につき(1年間に1回まで) 上記「がん先進医療給付金」が支払われる先進医療を受けた場合 **15万円**	―	―	―
[在宅療養給付金] 20日以上の継続入院後、在宅療養したとき	―	―	―	―	1退院につき(退院時に) **20万円**	1退院につき(退院時に) **20万円**
[死亡保険金](*4) がんで死亡したとき	―	―	**10万円** (上皮内新生物は保障の対象外)	**10万円** (上皮内新生物は保障の対象外)	**150万円** 死亡時の年齢が満65歳以降の場合 **75万円**	**150万円** 死亡時の年齢が満65歳以降の場合 **75万円**
[ライフサポート年金] がんの診断給付金が支払われた後、生存しているとき 再発してもしなくても	―	初めてがんと診断後、2年目から5年目まで 1年につき **20万円×4年間** *生存されている場合 (上皮内新生物は保障の対象外)	初めてがんと診断後、2年目から5年目まで 1年につき **25万円×4年間** *生存されている場合 (上皮内新生物は保障の対象外)	―	―	―
[放射線治療給付金] 放射線治療を受けた場合	1回につき **20万円**	1回につき **20万円**	(「手術給付金」で保障されます。)		―	―
[抗がん剤・ホルモン剤治療給付金] **(抗がん剤治療給付金)** 抗がん剤治療やホルモン剤治療を受けた場合 ※上皮内新生物は保障の対象外	治療を受けた月ごとに 1カ月 **10万円** 給付倍率2倍 (乳がん・前立腺がんのホルモン剤治療のとき 1カ月 **5万円** 給付倍率1倍)	治療を受けた月ごとに 1カ月 **10万円** 給付倍率2倍 (乳がん・前立腺がんのホルモン療法のとき 1カ月 **5万円** 給付倍率1倍)	―	―	―	―
[再発・長期治療給付金] 初めてがんと診断確定された時から5年以上経過後に所定のがん治療を受けた場合。前回の支払いから5年以上経過後に所定のがん治療を受けた場合。	―	1回につき **100万円** (上皮内新生物は保障の対象外)	―	―	―	―

◎保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。
また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。
(*1)上皮内新生物の保障はありません。(*2)生きるためのがん保険Days1…がん・上皮内新生物の治療を目的として、㋐㋑いずれかの通院をしたとき ㋐所定の治療のための通院 ㋑初めて診断確定された日、所定の治療を受けた日、退院日の翌日から365日以内の通院/生きるためのがん保険Days(デイズ)… ㋐がん・上皮内新生物の治療を目的として、所定の手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与によるものを除く)のために通院したとき ㋑がん・上皮内新生物の治療を目的として、入院給付金が支払われる入院後、通院したとき/アフラックのがん保険Neo(フォルテ)・21世紀がん保険…5日以上の継続入院後、治療目的で通院したとき/スーパーがん保険(Vタイプ含む)…20日以上の継続入院後、治療目的で通院したとき(*3)〈生きるためのがん保険Days1〉では、特定治療通院給付金の保障は通院給付金に含まれます。(*4)がん以外で死亡し、所定の条件に該当した場合には、死亡払戻金が支払われます。
※上記に記載のない商品の概要については、「保険証券」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

●既に〈特約MAX〉・〈特約MAX21〉をご契約の方は下記の保障内容もご確認ください。(平成25年4月1日販売停止)

特約MAX 終身タイプ

〈特約MAX〉
●入院給付金日額5,000円コース
●保険期間:終身(ケガの入院保障は90歳まで)

[疾病・災害入院給付金] がん以外の病気やケガで入院したとき	日帰り入院も保障	1日につき **5,000円**(1日目から)
[手術給付金] 病気・ケガで所定の手術をしたとき※		1回につき(手術の種類により) **5・10・20万円**

※手術の種類によっては、回数の制限があります。

特約MAX21

〈特約MAX21〉
●入院給付金日額5,000円コース
●保険期間:終身(ケガの保障は90歳まで)

[疾病・災害入院給付金] がん・上皮内新生物以外の病気やケガで入院したとき	日帰り入院も保障	1日につき **5,000円**(1日目から)
[疾病・災害手術給付金] 病気・ケガで所定の手術をしたとき※		1回につき(手術の種類により) **5・10・20万円**

※手術の種類によっては、回数の制限があります。

※〈特約MAX〉・〈特約MAX21〉は販売停止商品となり、新規申込はできません。※上記は商品の概要を記載しております。ご自身の契約内容の詳細については、「保険証券」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

月払保険料表〔団体取扱契約〕単位：円

〈特定保険料払込免除特約〉付き

〈生きるためのがん保険Days1 WINGS〉オリジナルがん保険 定額タイプ 解約払戻金なしタイプ
保険料払込期間：終身（〈がん特定治療保障特約〉〈がん先進医療・患者申出療養特約〉は10年更新）

契約日の満年齢（歳）	Days1 WINGS オリジナルがん保険			
	基本プラン		充実プラン	
	男性	女性	男性	女性
0	1,065	1,150	1,243	1,328
1	1,085	1,190	1,263	1,368
2	1,110	1,205	1,288	1,393
3	1,145	1,235	1,333	1,423
4	1,160	1,260	1,348	1,458
5	1,190	1,280	1,388	1,478
6	1,215	1,315	1,413	1,513
7	1,240	1,335	1,438	1,543
8	1,265	1,360	1,473	1,568
9	1,310	1,405	1,518	1,623
10	1,325	1,425	1,543	1,643
11	1,360	1,460	1,588	1,688
12	1,385	1,515	1,613	1,743
13	1,430	1,550	1,658	1,779
14	1,465	1,580	1,693	1,809
15	1,495	1,625	1,733	1,864
16	1,540	1,660	1,788	1,909
17	1,575	1,715	1,823	1,964
18	1,615	1,750	1,872	2,009
19	1,680	1,795	1,947	2,065
20	1,720	1,840	1,997	2,111
21	1,775	1,895	2,053	2,177
22	1,820	1,960	2,108	2,254
23	1,890	1,995	2,188	2,301
24	1,950	2,075	2,258	2,394
25	2,010	2,130	2,328	2,452
26	2,070	2,200	2,399	2,536
27	2,139	2,275	2,478	2,625
28	2,189	2,335	2,539	2,700
29	2,274	2,410	2,634	2,791
30	2,355	2,501	2,736	2,898
31	2,430	2,576	2,822	2,990
32	2,515	2,656	2,918	3,089
33	2,620	2,727	3,044	3,180
34	2,705	2,812	3,140	3,284
35	2,810	2,898	3,256	3,392
36	2,920	2,978	3,388	3,495
37	3,025	3,069	3,515	3,610
38	3,140	3,169	3,643	3,734
39	3,270	3,260	3,795	3,849
40	3,391	3,355	3,939	3,968
41	3,536	3,426	4,107	4,052
42	3,686	3,531	4,281	4,180
43	3,841	3,601	4,460	4,272
44	4,002	3,697	4,654	4,378
45	4,167	3,767	4,844	4,467
46	4,357	3,862	5,050	4,580
47	4,532	3,937	5,262	4,660
48	4,723	4,012	5,490	4,739
49	4,948	4,077	5,745	4,818
50	5,164	4,152	6,000	4,896
51	5,414	4,247	6,293	4,994
52	5,644	4,322	6,567	5,083
53	5,890	4,417	6,858	5,182
54	6,176	4,502	7,192	5,272
55	6,431	4,612	7,496	5,399
56	6,782	4,707	7,899	5,503
57	7,117	4,827	8,286	5,632
58	7,467	4,932	8,692	5,758
59	7,853	5,052	9,133	5,888
60	8,259	5,162	9,586	6,018
61	8,660	5,297	10,036	6,161
62	9,076	5,427	10,502	6,298
63	9,516	5,567	10,992	6,454
64	9,972	5,707	11,500	6,600
65	10,428	5,827	12,000	6,735
66	10,879	5,922	12,525	6,843
67	11,334	5,982	13,055	6,916
68	11,810	6,068	13,597	7,023
69	12,291	6,148	14,143	7,114
70	12,756	6,223	14,673	7,199
71	13,111	6,303	15,092	7,288
72	13,462	6,378	15,496	7,361
73	13,792	6,453	15,878	7,444
74	14,112	6,527	16,238	7,525
75	14,397	6,612	16,561	7,628
76	14,666	6,682	16,867	7,706
77	14,891	6,767	17,125	7,799
78	15,080	6,847	17,337	7,897
79	15,320	6,932	17,599	7,991
80	15,564	7,027	17,875	8,105
81	15,854	7,127	18,187	8,216
82	16,174	7,267	18,540	8,377
83	16,559	7,418	18,960	8,550
84	16,914	7,568	19,345	8,733
85	17,284	7,733	19,753	8,920

●〈がん特定治療保障特約〉〈がん先進医療・患者申出療養特約〉は、所定の年齢まで10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。
●2024年11月現在の保険料率となります。

〈特定保険料払込免除特約〉なしの保険料につきましてはP75に掲載しております。

がん保険

月払保険料表〔団体取扱契約〕単位:円〈生きるためのがん保険Days1プラス〉

診断給付金ありコース 診断給付金額25万円、特定診断給付金額25万円／診断給付金なしコース 保険料払込期間:終身(〈抗がん剤・ホルモン剤治療特約〉は10年更新)〈がん特定治療保障特約〉保険料払込期間:10年更新
〈がん先進医療・患者申出療養特約〉保険料払込期間:10年更新〈診断給付金複数回支払特約〉特約給付金額25万円 保険料払込期間:終身〈緩和療養特約〉特約給付金額5万円 保険料払込期間:終身

契約日の満年齢(歳)	Days1プラス 診断給付金ありコース 男性	Days1プラス 診断給付金ありコース 女性	Days1プラス 診断給付金なしコース 男性	Days1プラス 診断給付金なしコース 女性	がん特定治療保障特約 男性	がん特定治療保障特約 女性	がん先進医療・患者申出療養特約 男女共通	診断給付金複数回支払特約 男性	診断給付金複数回支払特約 女性	緩和療養特約 男性	緩和療養特約 女性
0	440	460	265	280	27	27	契約年齢に関係なく保険料は一律です。	70	70	46	40
1	445	460	265	280	27	27		70	75	48	40
2	455	465	270	285	27	27		75	75	48	40
3	460	465	270	280	27	27		75	75	50	40
4	465	485	270	290	27	27		80	80	50	40
5	475	485	275	290	27	27		80	80	52	42
6	480	500	275	295	27	27		80	85	54	42
7	495	500	285	295	27	27		85	85	54	44
8	500	505	285	295	27	27		85	85	56	44
9	510	525	285	310	27	27		90	90	58	46
10	510	530	285	310	27	27		90	90	58	46
11	525	540	290	315	27	27		95	95	60	48
12	540	555	300	325	27	27		95	95	62	48
13	545	560	300	325	27	27		100	100	64	50
14	545	575	300	330	27	27		100	100	64	50
15	565	585	310	335	27	27		100	100	66	52
16	575	605	310	350	27	28		105	100	68	54
17	585	615	315	360	27	28		105	105	70	54
18	605	640	325	375	27	28		110	110	72	56
19	620	660	330	385	27	29		115	110	74	58
20	625	675	330	395	27	30		115	115	76	58
21	650	705	345	415	27	31		120	120	78	60
22	670	720	350	420	27	33		125	120	80	62
23	695	740	365	430	27	35		130	125	84	64
24	710	765	370	445	27	38		135	130	86	66
25	730	805	375	475	28	41		140	135	88	66
26	760	825	390	485	28	44		145	135	92	68
27	780	865	400	515	29	48		145	140	94	70
28	805	890	410	525	29	53		150	145	96	72
29	830	935	420	560	30	58		155	150	100	74
30	855	970	430	580	30	63		165	155	104	76
31	895	1,015	455	610	31	69		170	155	106	78
32	920	1,055	465	640	32	77		175	160	110	80
33	965	1,110	490	680	32	85		180	165	114	82
34	1,005	1,170	515	725	33	95		185	170	118	86
35	1,055	1,215	545	755	35	104		195	175	122	88
36	1,085	1,280	560	805	36	116		200	175	124	90
37	1,145	1,340	595	850	38	128		205	180	128	92
38	1,200	1,390	625	890	40	141		215	185	132	96
39	1,260	1,460	660	940	42	153		220	190	138	98
40	1,320	1,520	695	985	44	166		230	190	142	100
41	1,380	1,580	730	1,030	47	178		240	195	148	102
42	1,440	1,640	765	1,075	50	188		245	200	154	106
43	1,515	1,705	810	1,125	52	199		255	200	160	108
44	1,595	1,765	855	1,165	56	209		265	205	166	112
45	1,680	1,830	910	1,215	60	216		275	205	172	114
46	1,760	1,875	960	1,250	64	223		285	210	178	116
47	1,850	1,920	1,015	1,280	69	226		295	210	184	120
48	1,960	1,980	1,090	1,325	75	229		305	210	192	122
49	2,065	2,030	1,155	1,355	82	233		315	215	198	122
50	2,185	2,080	1,230	1,390	91	236		325	215	204	124
51	2,300	2,135	1,305	1,430	101	239		335	215	212	128
52	2,445	2,185	1,400	1,460	111	243		350	215	218	130
53	2,585	2,230	1,490	1,490	124	247		360	220	226	134
54	2,720	2,285	1,575	1,530	139	253		370	220	234	136
55	2,875	2,340	1,685	1,560	153	260		385	220	242	140
56	3,050	2,395	1,805	1,600	170	267		395	225	250	144
57	3,210	2,445	1,910	1,635	188	276		405	225	258	146
58	3,400	2,510	2,040	1,680	208	286		415	225	266	150
59	3,585	2,565	2,165	1,710	228	296		425	230	276	154
60	3,790	2,620	2,305	1,745	249	305		435	230	284	158
61	3,980	2,685	2,440	1,785	271	311		445	230	292	162
62	4,190	2,735	2,580	1,815	295	319		450	235	302	168
63	4,390	2,795	2,710	1,850	318	325		455	235	314	174
64	4,610	2,850	2,865	1,885	344	330		460	235	324	180
65	4,825	2,915	3,010	1,925	369	335		465	240	334	186
66	5,040	2,970	3,155	1,955	395	338		480	245	342	190
67	5,260	3,020	3,305	1,985	423	340		495	250	352	194
68	5,475	3,075	3,450	2,015	450	342		505	255	360	198
69	5,695	3,125	3,595	2,040	478	342		510	260	366	202
70	5,890	3,160	3,720	2,050	506	342		520	265	374	204
71	6,090	3,210	3,850	2,075	534	341		530	270	380	206
72	6,285	3,250	3,965	2,090	561	339		540	275	388	210
73	6,445	3,270	4,055	2,090	589	337		545	280	394	214
74	6,615	3,310	4,150	2,100	615	334		550	285	400	218
75	6,750	3,315	4,210	2,080	641	332		555	290	408	222
76	6,870	3,340	4,260	2,075	667	330		560	295	414	226
77	6,965	3,355	4,285	2,060	690	328		560	300	418	232
78	7,035	3,350	4,290	2,025	714	327		565	305	424	236
79	7,110	3,365	4,295	2,005	737	326		565	310	430	240
80	7,180	3,380	4,295	1,990	758	325		565	315	434	246
81	7,230	3,395	4,275	1,970	779	324		570	320	438	250
82	7,295	3,410	4,270	1,950	798	324		570	330	442	256
83	7,345	3,435	4,245	1,940	816	325		575	335	446	260
84	7,415	3,465	4,245	1,930	832	325		575	345	448	266
85	7,505	3,515	4,250	1,940	844	325		580	355	450	270

94円

●今回ご契約の場合、〔今後お払込みいただく保険料〕は、〔現在ご契約の「がん保険」の保険料〕との合算となります。〔現在ご契約中の「がん保険」の保険料は変わりません。〕
●〈抗がん剤・ホルモン剤治療特約〉〈がん特定治療保障特約〉〈がん先進医療・患者申出療養特約〉は、所定の年齢まで10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。
●2024年11月現在の保険料率となります。

月払保険料表〔団体取扱契約〕単位：円

〈特定保険料払込免除特約〉なし

〈生きるためのがん保険Days1 WINGS〉オリジナルがん保険 定額タイプ 解約払戻金なしタイプ
保険料払込期間：終身（〈がん特定治療保障特約〉〈がん先進医療・患者申出療養特約〉は10年更新）

契約日の満年齢（歳）	Days1 WINGS オリジナルがん保険			
	基本プラン		充実プラン	
	男性	女性	男性	女性
0	1,024	1,104	1,191	1,271
1	1,044	1,129	1,211	1,306
2	1,059	1,139	1,236	1,316
3	1,094	1,174	1,271	1,351
4	1,109	1,204	1,296	1,391
5	1,129	1,229	1,316	1,416
6	1,164	1,249	1,351	1,446
7	1,189	1,264	1,386	1,461
8	1,214	1,294	1,411	1,491
9	1,249	1,329	1,456	1,536
10	1,274	1,354	1,481	1,561
11	1,299	1,384	1,516	1,601
12	1,344	1,419	1,561	1,636
13	1,369	1,454	1,596	1,681
14	1,394	1,494	1,621	1,721
15	1,429	1,529	1,656	1,756
16	1,464	1,574	1,701	1,802
17	1,509	1,594	1,746	1,832
18	1,554	1,649	1,801	1,897
19	1,594	1,694	1,851	1,943
20	1,629	1,729	1,886	1,989
21	1,689	1,784	1,956	2,055
22	1,734	1,839	2,011	2,112
23	1,794	1,884	2,081	2,169
24	1,844	1,929	2,141	2,227
25	1,899	1,974	2,207	2,285
26	1,964	2,044	2,282	2,358
27	2,014	2,099	2,333	2,427
28	2,084	2,164	2,413	2,507
29	2,144	2,234	2,484	2,592
30	2,209	2,289	2,569	2,662
31	2,289	2,369	2,660	2,748
32	2,364	2,424	2,746	2,821
33	2,444	2,504	2,836	2,919
34	2,529	2,579	2,932	3,014
35	2,614	2,639	3,039	3,093
36	2,699	2,714	3,135	3,180
37	2,804	2,794	3,252	3,282
38	2,909	2,849	3,379	3,360
39	3,004	2,939	3,486	3,472
40	3,124	3,009	3,628	3,555
41	3,239	3,089	3,766	3,657
42	3,359	3,159	3,899	3,747
43	3,489	3,244	4,051	3,843
44	3,629	3,314	4,215	3,933
45	3,784	3,384	4,394	4,010
46	3,914	3,434	4,548	4,077
47	4,069	3,499	4,728	4,145
48	4,239	3,569	4,924	4,218
49	4,404	3,634	5,116	4,297
50	4,589	3,694	5,330	4,360
51	4,759	3,779	5,530	4,448
52	4,959	3,864	5,770	4,537
53	5,174	3,934	6,018	4,621
54	5,379	4,024	6,258	4,717
55	5,584	4,109	6,507	4,809
56	5,849	4,204	6,809	4,921
57	6,114	4,289	7,112	5,015
58	6,404	4,394	7,442	5,130
59	6,704	4,494	7,782	5,250
60	7,004	4,589	8,123	5,354
61	7,314	4,714	8,475	5,485
62	7,624	4,824	8,819	5,613
63	7,954	4,949	9,182	5,744
64	8,299	5,049	9,563	5,849
65	8,644	5,179	9,943	5,994
66	8,979	5,244	10,334	6,072
67	9,324	5,314	10,737	6,154
68	9,669	5,384	11,129	6,236
69	10,044	5,464	11,542	6,326
70	10,394	5,524	11,940	6,396
71	10,659	5,594	12,253	6,475
72	10,929	5,664	12,570	6,553
73	11,159	5,709	12,838	6,606
74	11,419	5,779	13,134	6,683
75	11,654	5,844	13,405	6,756
76	11,884	5,899	13,671	6,819
77	12,099	5,984	13,909	6,912
78	12,319	6,039	14,163	6,976
79	12,539	6,124	14,406	7,070
80	12,769	6,209	14,657	7,164
81	12,999	6,304	14,918	7,268
82	13,264	6,404	15,202	7,388
83	13,519	6,509	15,485	7,504
84	13,769	6,619	15,751	7,634
85	14,039	6,734	16,043	7,769

●〈がん特定治療保障特約〉〈がん先進医療・患者申出療養特約〉は、所定の年齢まで10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。
●2024年11月現在の保険料率となります。

〈特定保険料払込免除特約〉付きの保険料につきましてはP73に掲載しております。

がん保険 ①

（引受保険会社:アフラック）

生きるためのがん保険Days1 WINGS・生きるためのがん保険Days1プラス
お申込みいただく前に契約概要

契約概要

●この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
●支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。ご契約に際しては**「注意喚起情報」**のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、**「ご契約のしおり・約款」**をご確認ください。

01 「生きるためのがん保険Days1 WINGS」（以下、「WINGS」といいます）「生きるためのがん保険Days1プラス」（以下、「Days1プラス」といいます）の特長

WINGS

特長 **三大治療（＊1）や先進医療など多様化するがん治療を幅広く保障します。**
（＊1）手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療）

「WINGS」しくみ図

「WINGS」およびオプション特約には、保障が始まるまでに所定の**待ち期間**があります。
▶▶**待ち期間**について、詳しくはP87**保障の開始**をご確認ください。 ▶▶**自動更新**について、詳しくはP78**特約の更新について**をご確認ください。

（＊2）「特定保険料払込免除特約」の保険期間（保険料払込免除となる期間）は、主契約および保険料払込免除対象となる特約の保険期間となります。

Days1プラス

「Days1プラス」は、アフラック「がん保険」のご契約者様専用商品です。

特長 **契約中の「がん保険」とあわせてご契約いただくことで、がん（悪性新生物）・上皮内新生物の保障を補強できます。**
現在契約中の当社「がん保険」にプラスしてご契約いただくことで、がん（悪性新生物）・上皮内新生物の保障を補強できます。
ご契約にあたっては、ご継続の「がん保険」（本書面では「対象証券」と記載）をご指定いただきます。
▶▶「がん（悪性新生物）」と「上皮内新生物」の違いについてはP89をご確認ください。
▶▶「対象証券」として指定できる「がん保険」についてはP77**契約内容（保険期間、保険料払込期間など）**をご確認ください。
※現在契約中の「がん保険」を切替え・変更するものではありません。

「Days1プラス」しくみ図

「Days1プラス」およびオプション特約には、保障が始まるまでに所定の**待ち期間**があります。
▶▶**待ち期間**について、詳しくはP87**保障の開始**をご確認ください。 ▶▶**自動更新**について、詳しくはP78**特約の更新について**をご確認ください。

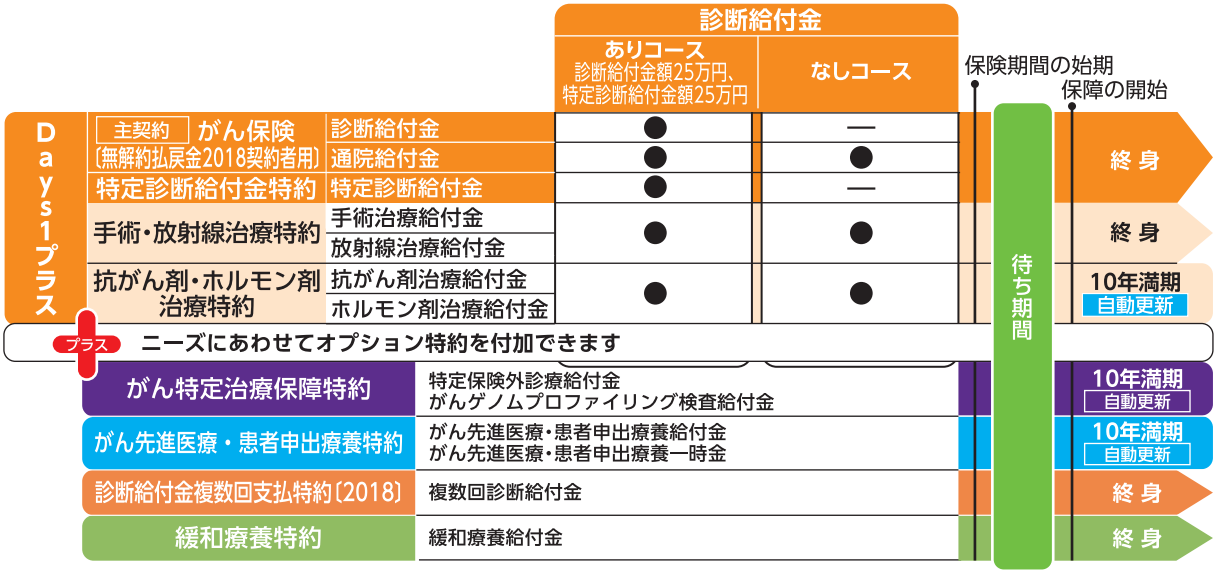

がん保険 ②

（引受保険会社:アフラック）

02 | 契約内容（保険期間、保険料払込期間など）

WINGS

契約内容は下記のとおりです。

販売名称・プラン名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	保険料払方タイプ	契約年齢
生きるためのがん保険Days1 WINGS オリジナルがん保険 基本プラン	●がん治療保障特約〔2022〕	終身	終身	定額タイプ	0歳～満85歳
	● 主契約 がん保険〔低・無解約払戻金2018〕				
	●がん先進医療・患者申出療養特約	10年満期(*)	10年		
	●特定保険料払込免除特約	— ★	終身		

★特定保険料払込免除特約の保険期間（保険料払込免除となる期間）は、主契約および保険料払込免除対象となる特約の保険料払込期間となります。

Days1プラス

契約内容は下記のとおりです。

販売名称・プラン名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	保険料払方タイプ	契約年齢
生きるためのがん保険Days1プラス 診断給付金ありコース 診断給付金額25万円、特定診断給付金額25万円 /診断給付金なしコース	●がん保険〔無解約払戻金2018契約者用〕	終身	終身	—	0歳～満85歳
	●特定診断給付金特約				
	●手術・放射線治療特約〔2018〕				
	●抗がん剤・ホルモン剤治療特約〔2018〕	10年満期(*)	10年		

（*）自動更新により、保障を継続することができます。 ▶▶特約の自動更新について、詳しくはP78**特約の更新について**をご確認ください。

●「Days1プラス」は、下記のいずれかの「がん保険」をご継続の場合にご契約いただけます。

「対象証券」として指定できる「がん保険」の種類（保険期間：終身）	•新がん保険 •スーパーがん保険（Vタイプ含む） •スーパーがん保険Ⅱ型（Vタイプ含む）	•スーパーがん保険Ⅲ型 •21世紀がん保険 •アフラックのがん保険𝑭（フォルテ）	•生きるためのがん保険Days •新 生きるためのがん保険Days 新 生きるためのがん保険レディースDays •生きるためのがん保険Days1

■【WINGS】保険料払込免除について

「特定保険料払込免除特約」を付加したご契約に特約を中途付加する場合には、特約も「特定保険料払込免除特約」を付加した保険料となります。

保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、「特定保険料払込免除特約」を解約することができます。解約後の保険料は「特定保険料払込免除特約」を付加していない場合の保険料になります。

▶▶詳しくはP78～P82**給付金などのお支払い**、および**「ご契約のしおり・約款」の「特定保険料払込免除特約」について**をご確認ください。

■「特別保険料率に関する特則」について

被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けする場合があります。

なお、この特則のみを解約することはできません。詳細は当社または募集代理店へお問い合わせください。

■「指定代理請求特約」（代理人による請求）について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できます。

▶▶詳しくは**「ご契約のしおり・約款」の「指定代理請求特約」について**をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせずに、当社の定める日から保障を開始します。ただし、保障の開始までには3か月の待ち期間があります。このご案内では特約の付加について、下記のとおりとしています。ご案内と異なるお申込みをご希望の場合は、当社または募集代理店へお問い合わせください。

保険料払込経路	個別取扱	団体・集団取扱
責任開始期に関する特約	付加あり	付加なし

▶▶それぞれの保障の開始について、詳しくはP87**保障の開始**をご確認ください。

■「電子証券に関する特約」について

「電子証券に関する特約」を付加した場合、ご契約をお引き受けしても紙の「保険証券」は発行せず、ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」にて、電子証券を発行し、ご契約の内容を表示します。

▶▶詳しくは「ご契約のしおり・約款」の保険証券などについて をご確認ください。

付加できるオプション特約

本ページ冒頭 02 契約内容WINGS・Days1プラス

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
がん特定治療保障特約	がん特定治療保障特約	10年満期(*)	10年	0歳～満85歳
診断給付金複数回支払特約	診断給付金複数回支払特約〔2018〕	終身	終身	

Days1プラス

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
がん先進医療・患者申出療養特約	がん先進医療・患者申出療養特約	10年満期(*)	10年	0歳～満85歳
緩和療養特約	緩和療養特約	終身	終身	

（*）自動更新により、保障を継続することができます。

「WINGS」は「特定診断給付金特約」を付加するお申込みもできます。詳細は当社または募集代理店へお問い合わせください。

「Days1プラス」は「女性がん特約」など、上記以外の特約を付加するお申込みもできます。 詳細は当社または募集代理店へお問い合わせください。

⚠ •特約のみのお申込みはできません。•「特定診断給付金特約」「診断給付金複数回支払特約」「特定保険料払込免除特約」は中途付加することができません。「WINGS」「Days1プラス」と同時にお申込みください。•当社「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます（〈がん高度先進医療特約〉は通算には含みません）。すでに先進医療の特約をご契約いただいている場合は〈がん先進医療・患者申出療養特約〉が付加されないご契約となります。

補足 「WINGS」には解約払戻金があるタイプもあります。「パンフレット」「契約概要」に記載のない内容をご検討される場合は、当社または募集代理店までお問い合わせください。

がん保険 ③

（引受保険会社:アフラック）

03 | 特約の更新について

下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新（自動更新）されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください。**
▶▶詳しくは**「ご契約のしおり・約款」の特約の更新について**をご確認ください。

WINGS

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
がん先進医療・患者申出療養特約 がん特定治療保障特約	満85歳以下	10年満期	・満86歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。 ・保険料の払込みが免除されている場合でも、更新できます。

Days1プラス

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
抗がん剤・ホルモン剤治療特約 がん特定治療保障特約 がん先進医療・患者申出療養特約	満85歳以下	10年満期	・満86歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。

04 | 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金

「生きるためのがん保険Days1 WINGS　オリジナルがん保険」「Days1プラス」および特約には**契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金はありません。**

05 | お引受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります。
- **被保険者の健康状態や今までの病歴、過去のお申込みや給付金等のご請求内容**などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。
- **現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方**は、お申込みいただけません。
- Days1プラスのみ契約者と被保険者は、すでにご契約の当社所定「がん保険」（「対象証券」として指定する「がん保険」）の契約者・被保険者（*）とそれぞれ同一の方となります。
  （*）被保険者とは「主たる（第1）被保険者」、「従たる（第2）被保険者のうちの配偶者」を指します。
  「従たる（第2）被保険者のうちのお子さま」を被保険者としてご契約いただくことはできません。
- 被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けする場合があります。
  詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。
- 「特別保険料率に関する特則」の条件を付けてお引受けする場合、お客様あてに書面または募集代理店を通じてその条件をご提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。

特別保険料率に関する特則	割増しされた保険料をお払込みいただくことでご契約をお引受けするものです。

06 | 保険料の払込方法

保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢（1年未満は切捨）によって決まります。
具体的な保険料については、**ご案内のWEBページ及び「団体保険制度のご案内」**をご確認ください。

▶▶保険料払込期間について、詳しくはP77**契約内容（保険期間、保険料払込期間など）**をご確認ください。
▶▶特約の更新について、詳しくはP78**特約の更新について**をご確認ください。

●払込方法

保険料の払込方法は、**「月払」**となります。
※保険料の**払込経路** 用語 によっては払込方法が限定される場合があります。

> 補足 **保険料の前納**
> 所定の期間の保険料をまとめてお払込みいただく前納制度があります。
> ▶▶詳しくは**「ご契約のしおり・約款」の保険料の前納**をご確認ください。

●保険料の払込み

- **「主契約」「がん治療保障特約」「特定診断給付金特約」「手術・放射線治療特約」「診断給付金複数回支払特約」「緩和療養特約」の保険料**
  契約時のまま、保険料は定額です。
- **「抗がん剤・ホルモン剤治療特約」「がん特定治療保障特約」「がん先進医療・患者申出療養特約」の保険料**
  ・10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
  ・更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただきます。
  ・同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の特約の保険料は更新前より高くなる場合があります。
  ・保険料払込免除が適用された特約は、更新後も保険料のお払込みは不要です。

用語 **「払込経路」とは**…保険料を払い込む方法（経路）のことで、「個別取扱（口座振替など）」「団体・集団取扱（給与控除または集金代行）」などがある

07 | 給付金のお支払など

具体的な支払額については**「パンフレット」**などをご確認ください。
支払事由などについて、詳しくは**「ご契約のしおり・約款」**をご確認ください。

がん保険 ④

（引受保険会社:アフラック）

WINGS

主契約・特約名称	給付金名称	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内新生物		
がん保険〔低・無解約払戻金2018〕	診断給付金	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	○	○	• がんの場合：診断給付金額 • 上皮内新生物の場合：診断給付金額の10%	がん・上皮内新生物それぞれ保険期間を通じて1回
	入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	○	○	1日につき入院給付金日額	支払日数は無制限
	通院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの通院をしたとき（往診を含む） ①**所定の治療**(＊1)のための通院 ②**通院期間**(＊2)中の通院	○	○	1日につき通院給付金日額	①支払日数は無制限 ②通院期間中（365日以内）は日数無制限 ※通算支払日数に制限はありません。
がん治療保障特約〔2022〕	治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的としてつぎの①から④のいずれかを受けたとき ①所定の手術 ②所定の放射線治療（電磁波温熱療法を含む） ③所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ④所定の緩和療養	○	○	支払事由に該当する月ごとに特約給付金額（ホルモン剤治療のみを受けた月は、特約給付金額の50%）	支払事由に該当する月につき1回 <通算支払回数> ①②の場合:無制限 ③④のみ該当する場合:すべての保険期間を通じて60回(＊3)

(＊1) **所定の治療**とは、手術・放射線治療（電磁波温熱療法を含む）・抗がん剤治療（経口投与を除く）・ホルモン剤治療（経口投与を除く）をいいます。

(＊2) **通院期間**とは、つぎの①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間をいいます。

「がん」の場合	①初めて「がん」と診断確定された日 ②「がん」の治療を目的とする手術・放射線治療（電磁波温熱療法を含む）・抗がん剤治療（経口投与を除く）・ホルモン剤治療（経口投与を除く）のいずれかを受けた日 ③「がん」の治療を目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日
「上皮内新生物」の場合	①初めて「上皮内新生物」と診断確定された日 ②「上皮内新生物」の治療を目的とする手術・放射線治療（電磁波温熱療法を含む）・抗がん剤治療（経口投与を除く）・ホルモン剤治療（経口投与を除く）のいずれかを受けた日 ③「上皮内新生物」の治療を目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日

(＊3) 抗がん剤治療、ホルモン剤治療または緩和療養を受けた月に、手術または放射線治療を受けた場合は、支払限度の通算回数には含めません。また、ホルモン剤治療のみを受けた月は通算の支払回数のうち0.5回分として計算します。

特約名称	保障内容	免除事由	免除対象	
			がん	上皮内新生物
特定保険料払込免除特約	保険料払込免除(＊4)	つぎの①②いずれかに該当したとき ①初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以内につぎの(a)および(b)の合計日数が30日に達したとき (a)「がん」の治療を目的とする入院の入院日数 (b)「がん」の治療を目的とする**所定の通院**(＊5)の通院日数 ②初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの(a)および(b)に該当したとき (a)「がん」と診断確定されていること (b)「がん」の治療を目的とする入院または**所定の通院**(＊5)をしていること	○	—

がん保険 ⑤

（引受保険会社:アフラック）

（＊4）保険料払込免除事由が発生した後に到来する最初の月単位の**契約応当日** 用語 以後の主契約および特約の保険料（更新後の特約の保険料を含む）の払込みを免除します。

（＊5）**所定の通院**とは、手術・放射線治療（電磁波温熱療法を含む）・抗がん剤治療（経口投与を除く）のための通院をいいます**（ホルモン剤治療のための通院は含みません）**。

用語 **「契約応当日」とは**…ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

Days1プラス

主契約・特約名称	給付金名称	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内新生物		
がん保険〔無解約払戻金2018契約者用〕	**診断給付金**	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	○	○	• がんの場合：診断給付金額 • 上皮内新生物の場合：診断給付金額の10%	がん・上皮内新生物それぞれ保険期間を通じて1回
	通院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの通院をしたとき（往診を含む） ①**所定の治療**（＊1）のための通院 ②**通院期間**（＊2）中の通院	○	○	1日につき通院給付金日額	①支払日数は無制限 ②通院期間中（365日以内）は日数無制限 ※通算支払日数に制限はありません。
特定診断給付金特約	**特定診断給付金**	つぎの①②いずれかに該当したとき ①初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以内につぎの(a)および(b)の合計日数が30日に達したとき (a)「がん」の治療を目的とする入院の入院日数 (b)「がん」の治療を目的とする**所定の通院**（＊3）の通院日数 ②初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの(a)および(b)に該当したとき (a)「がん」と診断確定されていること (b)「がん」の治療を目的とする入院または**所定の通院**（＊3）をしていること	○	—	特約給付金額	保険期間を通じて1回
手術・放射線治療特約〔2018〕	**手術治療給付金**	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする所定の手術を受けたとき	○	○	1回につき特約給付金額	• **一連の手術** 用語 については14日間に1回 • 通算支払回数は無制限
	放射線治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする所定の放射線治療（電磁波温熱療法を含む）を受けたとき	○	○	1回につき特約給付金額	• 60日に1回 • 通算支払回数は無制限
抗がん剤・ホルモン剤治療特約〔2018〕	**抗がん剤治療給付金**	「がん」の治療を目的とする所定の抗がん剤治療を受けたとき	○	—	支払事由に該当する月ごとに特約給付金額（＊4）×給付倍率 （給付倍率 •ホルモン剤（乳がん・前立腺がんの場合）：1倍 •上記以外：2倍）	• 支払事由に該当する月ごとに1回 • 更新後の保険期間を含め、抗がん剤治療給付金とホルモン剤治療給付金の給付倍率を通算して120倍まで
	ホルモン剤治療給付金	「がん」の治療を目的とする所定のホルモン剤治療を受けたとき	○	—		

用語 **「一連の手術」とは**…つぎの①②**両方に該当する手術**のこと ①同一の手術を複数回受けた場合 ②①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合 例：肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法など（2022年11月現在）

がん保険 ⑥

（引受保険会社:アフラック）

WINGS・Days1プラス

特約名称	給付金名称	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内新生物		
がん特定治療保障特約	特定保険外診療給付金	「がん」の治療を目的として、 がん診療連携拠点病院等で、 **特定保険外診療**(＊5)によって、 つぎの①から③のいずれかを受けたとき ①手術　②放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ③抗がん剤治療・ホルモン剤治療	○	—	支払事由に該当する月ごとに 特定保険外診療給付金額	• 支払事由に該当する月につき1回 • 更新後の保険期間を含め、通算12回
	がんゲノムプロファイリング検査給付金	「がん」の治療を目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に検体検査実施料の算定対象として列挙されている がんゲノムプロファイリング検査(＊6)を受けたとき	○	—	支払事由に該当する月ごとに 10万円	支払事由に該当する月につき1回
がん先進医療・患者申出療養特約	がん先進医療・患者申出療養給付金	「がん」の診断や治療の際に所定の 先進医療または患者申出療養を受けたとき	○	—	1回につき先進医療または患者申出療養にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで
	がん先進医療・患者申出療養一時金	がん先進医療・患者申出療養給付金が支払われる療養を受けたとき	○	—	1回につき 15万円	1保険年度に 1回
診断給付金複数回支払特約〔2018〕	複数回診断給付金	**「がん」の場合** (初回)初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、 つぎの①および②に該当したとき ①「がん」と診断確定されていること ②「がん」の治療を目的とする入院または**所定の通院**(＊3)をしていること (2回目以降)前回の「がん」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に上記の①および②に該当したとき **「上皮内新生物」の場合** (初回)初めて「上皮内新生物」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、 つぎの①および②に該当したとき ①「上皮内新生物」と診断確定されていること ②「上皮内新生物」の治療を目的とする入院または**所定の通院**(＊3)をしていること (2回目以降)前回の「上皮内新生物」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に上記の①および②に該当したとき	○	○	1回につき •がんの場合：特約給付金額 •上皮内新生物の場合：特約給付金額の10%	•がん、上皮内新生物それぞれ2年に1回 •通算支払回数は無制限

(＊1) **所定の治療**とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。

(＊2) **通院期間**とは、つぎの①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間をいいます。

「がん」の場合	①初めて「がん」と診断確定された日 ②「がん」の治療を目的とする手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「がん」の治療を目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日
「上皮内新生物」の場合	①初めて「上皮内新生物」と診断確定された日 ②「上皮内新生物」の治療を目的とする手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「上皮内新生物」の治療を目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日

(＊3) **所定の通院**とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)のための通院をいいます(ホルモン剤治療のための通院は含みません)。

(＊4)　ホルモン剤治療(乳がん・前立腺がんの場合)における給付金額

がん保険 ⑦

（引受保険会社:アフラック）

がん診療連携拠点病院等とは

厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」および「小児がん拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、つぎのいずれかに該当する医療機関をいいます。

①がん診療連携拠点病院　②特定領域がん診療連携拠点病院　③地域がん診療病院　④小児がん中央機関　⑤小児がん拠点病院

がんゲノムプロファイリング検査（がん遺伝子パネル検査）とは

主にがんの組織を用いて、1回の検査でがんに関連する多数の遺伝子を同時に調べる検査で、遺伝子変異を明らかにすることにより、一人ひとりの体質や病状に合わせて治療などを行うことを目的とするものです。

（＊5）**特定保険外診療**とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表の算定対象として列挙されていない診療行為をいいます。ただし、つぎのいずれかに該当するものを除きます。

①先進医療　②患者申出療養　③ 厚生労働大臣により製造販売の承認を受け、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められている抗がん剤治療・ホルモン剤治療

（＊6）公的医療保険制度の対象となる**がんゲノムプロファイリング検査**を受けるには所定の要件を満たす必要があります。

公的医療保険制度の対象になるか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。

公的医療保険制度等の変更が行われた場合で、**がんゲノムプロファイリング検査**と同種の検査であると当社が認めた検査について、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その検査を対象に含めることがあります。

※がんゲノムプロファイリング検査給付金の請求にあたって入手する検査に関する情報は「検査有無および検査実施日」のみです。具体的な遺伝情報は入手しません。

先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。

また、医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状など）および実施する医療機関（所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関）が限定されています。

患者申出療養とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない高度の医療技術を用いた療養のうち、患者の申出に基づき、厚生労働大臣が認める医療技術をいいます。患者申出療養は、実施する医療機関（所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関）が限定されています。

※公的医療保険制度の給付について「先進医療」を受けた場合、または「患者申出療養」を利用した場合、一般の保険診療と共通する部分の費用（診察・検査・投薬・入院料など）は、公的医療保険制度の給付対象となります。ただし、「先進医療」「患者申出療養」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

※先進医療または患者申出療養の対象となる医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

Days1プラス

特約名称	給付金名称	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内新生物		
緩和療養特約	緩和療養給付金	「がん」によりつぎの①②③いずれかに該当したとき ①がん性疼痛緩和を目的とする所定の疼痛緩和薬または神経ブロックが使用された入院または通院をしたとき ②がん性疼痛などの各種症状の緩和を目的とする所定の緩和ケア病棟へ入院をしたとき ③がん性疼痛などの各種症状の緩和を目的とする所定の在宅医療を受けたとき	○	—	支払事由に該当する月ごとに特約給付金額	• 支払事由に該当する月ごとに1回 • 保険期間を通じ24回まで

保障内容に関する注意事項

詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

がん保険〔低・無解約払戻金2018〕

■入院給付金

○支払対象	厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院
×支払対象外	治療処置を伴わない検査、美容上の処置などのための入院

• 同一の日に入院を2回以上した場合は、1回分のみ支払います。

■通院給付金

①所定の治療のための通院	○支払対象	治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、「①所定の治療のための通院」に該当したとき
	手術 ○支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術および「輸血料」の算定対象として列挙されている骨髄移植（末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む）のための通院

がん保険 ⑧

（引受保険会社:アフラック）

①所定の治療のための通院	放射線治療	○支払対象	• 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線治療のための通院（電磁波温熱療法を含む） • 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院
		×支払対象外	血液照射のための通院
	抗がん剤治療	○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療および治験薬剤による抗がん剤治療のための通院
		×支払対象外	経口投与による抗がん剤治療のための通院
	ホルモン剤治療	○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けたホルモン剤による治療および治験薬剤によるホルモン剤治療のための通院
		×支払対象外	経口投与によるホルモン剤治療のための通院
②通院期間中の通院		○支払対象	抗がん剤やホルモン剤の経口投与のための通院

①②両方の支払事由に該当した場合、重複支払いはありません。

- 同一の日に通院を2回以上した場合は、**1回分のみ支払います。**
- 入院給付金が支払われる日については**通院給付金は支払われません。**
- 薬の受取りのみの場合などについては**通院給付金は支払われません。**

特定診断給付金特約、特定保険料払込免除特約

○支払対象 免除対象	初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に「がん」が存在し、がん治療のための入院または**所定の通院**（＊1）をした場合

●同一の日に複数回入院または通院をした場合の取扱について

- 同一の日に入院を2回以上した場合、入院日数は**重複して算定しません。**
- 同一の日に通院を2回以上した場合、通院日数は**重複して算定しません。**
- 入院をした日に通院をした場合には、通院日数は**算定しません。**

診断給付金複数回支払特約〔2018〕

○支払対象

初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に「がん」が存在し、がん治療のための入院または**所定の通院**（＊1）をした場合

（例）

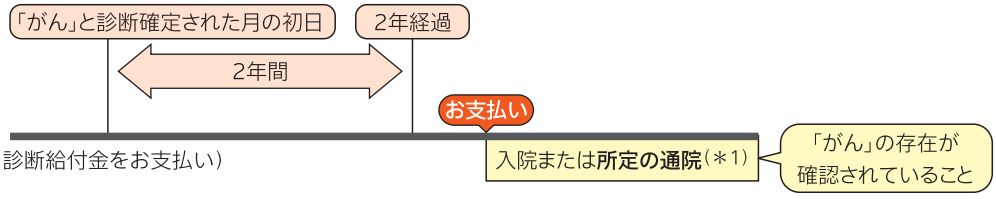

初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年経過する前に、がん治療のための入院を開始し、2年経過後も「がん」が存在し、継続入院している場合

（例）

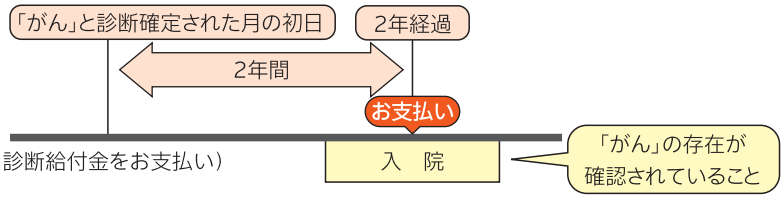

（＊1）**所定の通院**とは、手術・放射線治療（電磁波温熱療法を含む）・抗がん剤治療（経口投与を除く）のための通院をいいます**（ホルモン剤治療のための通院は含みません）。**

がん治療保障特約〔2022〕

手術	○支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術および「輸血料」の算定対象として列挙されている骨髄移植（末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む）
	×支払対象外	• 診断・検査（生検・腹腔鏡検査など）のための手術など • 先進医療・患者申出療養に該当する場合

がん保険 ⑨

（引受保険会社:アフラック）

放射線治療	○支払対象	• 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線治療（電磁波温熱療法を含む） • 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
	×支払対象外	• 血液照射 • 内服、坐薬、点滴注射などによる投与の場合 • 先進医療・患者申出療養に該当する場合
抗がん剤治療・ホルモン剤治療	○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤・ホルモン剤による治療（経口投与を含む） ※支払事由の所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
	×支払対象外	• 治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療 • 先進医療・患者申出療養に該当する場合
緩和療養	○支払対象	• 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める薬剤料または処方せん料が算定される疼痛緩和薬および神経ブロック料が算定される神経ブロックが使用された入院または通院 • 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される施設への入院 • 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料（往診料は除く）が算定される在宅医療
	×支払対象外	疼痛緩和薬または神経ブロックを手術時などの麻酔導入または手術による傷の痛み止めのために使用した場合

がん特定治療保障特約

○支払対象	がん診療連携拠点病院等（＊2）での国内未承認薬や適応外薬の使用
×支払対象外	• 手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療以外の治療を受けた場合 • 手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた病院が、がん診療連携拠点病院等に該当しない場合

（＊2）特定保険外診療を受けた時点において、がん診療連携拠点病院等に指定されている必要があります。

がん保険〔無解約払戻金2018契約者用〕

通院給付金

①所定の治療のための通院	○支払対象		治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、「①所定の治療のための通院」に該当したとき
	手術	○支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術および「輸血料」の算定対象として列挙されている骨髄移植（末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む）のための通院
	放射線治療	○支払対象	• 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線治療のための通院（電磁波温熱療法を含む） • 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院
		×支払対象外	血液照射のための通院
	抗がん剤治療	○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療および治験薬剤による抗がん剤治療のための通院
		×支払対象外	経口投与による抗がん剤治療のための通院
	ホルモン剤治療	○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けたホルモン剤による治療および治験薬剤によるホルモン剤治療のための通院
		×支払対象外	経口投与によるホルモン剤治療のための通院
②通院期間中の通院		○支払対象	抗がん剤やホルモン剤の経口投与のための通院

がん保険 ⑩

（引受保険会社:アフラック）

①②両方の支払事由に該当した場合、重複支払いはありません。
- 同一の日に通院を2回以上した場合は、**1回分のみ支払います。**
- 同一の日に「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院と通院をした場合、**通院給付金は支払われません。**
- 薬の受取りのみの場合などについては**通院給付金は支払われません。**

手術・放射線治療特約〔2018〕

■手術治療給付金

○支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術および「輸血料」の算定対象として列挙されている骨髄移植（末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む）
×支払対象外	•診断・検査（生検・腹腔鏡検査など）のための手術など •先進医療・患者申出療養に該当する場合

- **2種類以上の手術**を同時に受けた場合は、**いずれか1種類のみ支払います。**

■放射線治療給付金

○支払対象	•公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線治療（電磁波温熱療法を含む） •体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
×支払対象外	•血液照射 •放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 •放射線治療または電磁波温熱療法を複数回受けた場合で、それぞれにつき「放射線治療給付金が支払われることとなった診療行為」を受けた日から、その日を含めて「60日以内に受けた診療行為」 •先進医療・患者申出療養に該当する場合

抗がん剤・ホルモン剤治療特約〔2018〕

○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤・ホルモン剤による治療（経口投与を含む） ※支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
×支払対象外	•治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療 •先進医療・患者申出療養に該当する場合

- 支払事由に該当する月に**投薬を2種類以上受けた場合は、支払額の最も高いいずれか1種類の投薬についてのみ支払います。**

緩和療養特約

○支払対象	•公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める薬剤料または処方せん料が算定される疼痛緩和薬および神経ブロック料が算定される神経ブロックが使用された入院または通院 •公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される施設への入院 •公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料（往診料は除く）が算定される在宅医療
×支払対象外	疼痛緩和薬または神経ブロックを手術時などの麻酔導入または手術による傷の痛み止めのために使用した場合

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

特定診断給付金特約	特定診断給付金が支払われたとき
がん特定治療保障特約	特定保険外診療給付金が支払限度に達したとき ※がんゲノムプロファイリング検査給付金をお支払いしていない場合であっても消滅します。
がん先進医療・患者申出療養特約	支払限度に達したとき
抗がん剤・ホルモン剤治療特約	支払限度に達したとき
緩和療養特約	支払限度に達したとき

※上記に関わらず、主契約が消滅した場合、付加されている全ての特約も消滅します。

がん保険 ⑪

（引受保険会社:アフラック）

生きるためのがん保険Days1 WINGS・生きるためのがん保険Days1プラス

お申込みいただく前に 注意喚起情報・その他重要事項

注意喚起情報

●この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

●ご契約に際しては**「契約概要」**のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している**「ご契約のしおり・約款」**を必ずお読みください。

01 ｜ 反社会的勢力に該当する場合

●契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力（*1）に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（*2）を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。

●保険契約締結後に反社会的勢力（*1）に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（*2）を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

（*1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
（*2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。
また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

02 ｜ お申込みの撤回または解除

●お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**（郵便の場合、8日以内の消印有効）であれば、ご契約のお申込みの**撤回** 用語 またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます**（クーリング・オフ制度）**。

①**「責任開始期に関する特約」を付加した場合（個別取扱）**…ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日

②**「責任開始期に関する特約」を付加しない場合（団体・集団取扱）**…ご契約の申込日または第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます）のお払込みの日のいずれか遅い日

●お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

【お申込みの撤回等の方法】上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または当社宛てに郵便により文書を送付してください。

●当社オフィシャルホームページよりお申し込みの撤回等をする場合
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。
アフラックホームページ　https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php

●郵便によりお申し込みの撤回等をする場合
※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

①記入日
②撤回等の理由および撤回等をしたい意思
③契約者の自署・フリガナ
④契約者の生年月日
⑤契約者の住所・電話番号
⑥被保険者名
⑦保険種類（特約中途付加の場合は特約種類）
⑧証券番号（不明の場合は未記入でも可）

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉
〒182-8008　日本郵便株式会社　調布郵便局 私書箱第50号　アフラック 契約部 撤回担当行

⚠ つぎの場合には、お申込みの撤回等ができません。

- **当社が指定した医師の診査を受けた場合**
- **すでに契約したご契約の内容を変更する場合**

用語 **「撤回」とは**…ご契約のお申込み後に、申込者がご契約のお申込みを取り下げること

03 ｜ 告知義務

●被保険者（保障の対象となる方）には、健康状態について、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります（これを「告知義務」といいます）。

●ご契約に際しては、被保険者の健康状態について「告知書」上で当社がおたずねすることがらについて、**被保険者自身がありのままを記入（告知）してください。**

●医師の診査を受けてご契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのままを伝えて（告知して）ください。

●生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足
- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

当社では、被保険者の健康状態などに応じた引受対応を行っています。

●健康状態によっては割増しされた保険料でご契約をお引受けする「特別保険料率に関する特則」や、当社が指定する特定の疾病を保障しない「特別条件特則」を付加することでご契約をお引受けできる場合があります。

●今までに「がん（悪性新生物）」を経験された方は健康状態によっては、「経験者保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けできる場合があります。

⚠ 「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、保険期間の始期から2年以内のとき**
- **保険期間の始期から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合**

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、**解除** 用語 の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間（2年以内）に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語 **「解除」とは**…保険期間の途中でご契約を消滅させること

がん保険 ⑫

（引受保険会社:アフラック）

04 ｜ 保障の開始

ご契約上の保障を開始する日を「責任開始日」といいます 。「生きるためのがん保険Days1 WINGS」「生きるためのがん保険Days1プラス」および特約には、「責任開始日」までの待ち期間があります。当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始日」は、つぎのとおりです。

「責任開始期に関する特約」の付加の有無によりスケジュールが異なります。
「責任開始期に関する特約」の付加について、ご案内と異なるお申込みを希望される場合は、当社または募集代理店へお問い合わせください。

個別取扱の場合　責任開始期に関する特約　付加あり

責任開始日:「申込みおよび告知がともに完了した日（保険期間の始期の属する日）(*1)」から **3か月を経過した日の翌日(*2)**

(*1) 申込みの完了とは当社が申込書を受領したことをいいます
電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します

(*2)「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します

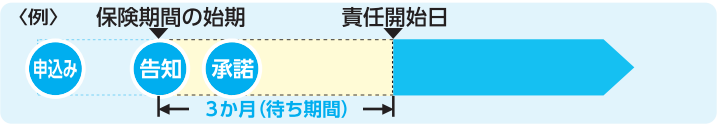

団体・集団取扱の場合　責任開始期に関する特約　付加なし

責任開始日：「告知および第1回保険料の払込みがともに完了した日（保険期間の始期の属する日）」の属する日）」から **2か月を経過した日の翌日**

（ただし、その日が、告知の日から3か月を経過していない場合には、告知の日から3か月を経過した日の翌日）

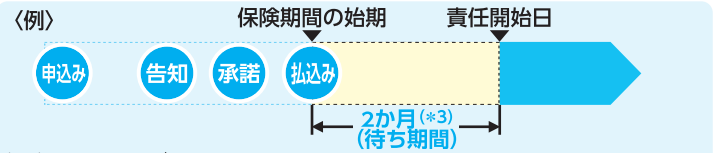

(*3) 責任開始日が告知の日から3か月を経過している場合の待ち期間となります

補足 **担当者（生命保険募集人）には、保険契約の締結の代理権はありません。**保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します（担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います）。

05 ｜ お支払いできない場合

- **「経験者保険料率に関する特則」が付加されていない場合で、責任開始日の前日以前に「がん（悪性新生物）」と診断確定されていたとき**
  「がん（悪性新生物）」と診断確定されていた場合には、ご契約は無効（復活の場合は、復活の取扱いの無効）となります。
  ただし、被保険者が、告知前または告知の時から責任開始日の前日以前に当社が指定した特定疾病の診断確定を受けていた場合、当社が指定した特定疾病の診断確定に限っては、無効とならない場合があります。
- **責任開始日より前**に「上皮内新生物」と診断確定された場合
- 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、**ご契約が失効** 用語 している場合
- **保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- **給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。 ▶▶詳しくはP78～P82のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語 **「失効」とは**…保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること（保障がない状態となるため給付金などは支払われない）

06 ｜ 給付金などのご請求

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または募集代理店にご連絡ください。**

インターネットの場合

アフラックホームページ
キーワードで検索　アフラック 給付金　検索
こちらからもアクセスできます▶
保障対象など給付金請求に関する詳しい情報を掲載しています

お電話の場合　通話料無料

アフラック 保険金コンタクトセンター:0120-555-877
〈24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き〉年中無休（24時間受付）
〈オペレーターによる受付〉受付時間[月曜日～金曜日]9:00～17:00※祝日・年末年始を除きます
※指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます

給付金デジタル請求サービス（パソコン／スマートフォン）	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。※ご利用には所定の条件がございます。	請求書類のお取り寄せ（パソコン／スマートフォン）	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。	請求書類のダウンロード（パソコン）	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由についてはP78～P82のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できます。▶▶詳しくは「ご契約のしおり・約款」の**「指定代理請求特約」について**をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

補足 **契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。**お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07 ｜ ご契約の無効および失効・復活

ご契約の無効および失効 保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります（第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です）。

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

▶▶詳しくは「ご契約のしおり・約款」の**保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効**をご確認ください。

ご契約の復活 失効したご契約でも、**失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。**この場合、あらためて告知をしていただき、必要な保険料のお払込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。

08 ｜ 解約と解約払戻金

解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。 保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数・市場金利などによっても異なりますが、とくにご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。 ▶▶詳しくは「ご契約のしおり・約款」の**払戻金についてをご確認ください。**

がん保険 ⑬

（引受保険会社:アフラック）

09 ｜ 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。
  特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の保険期間の始期を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。**また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**▶▶詳しくはP86告知義務をご確認ください。
- **契約内容の見直し方法には、条件付解約、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**

⚠ 健康状態によってはお引受けできません。	新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知（または診査）が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

10 ｜ ご契約内容の見直し方法

ご契約内容を見直す場合、以下の見直し方法があります。

	条件付解約	追加契約	特約の中途付加
特徴	現在のご契約を解約し、新しいご契約に加入することで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障を充実させることができます。
しくみ	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 現在のご契約 → 新たなご契約	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約（ご契約者専用）にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 新たなご契約 ＋ 現在のご契約	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は1件のままです。 新たな特約 ＋ 現在のご契約
現在のご契約	消滅します（＊1）	継続します	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※予定利率が現在のご契約より引下げられ、保険料が引上げられることがあります。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。	被保険者の満年齢（＊2）、保険料率（＊3）により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただきます。

（＊1）新たなご契約の契約日前日に解約となります。また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします（新たなご契約に充当はされません）。
（＊2）主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります（中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢）。
（＊3）中途付加日時点における保険料率となります

- **いずれの方法をご利用いただく場合も改めて告知が必要になるため、被保険者の健康状態によっては、ご利用できない場合があります。**
- ご契約中の特約を解約して新たな特約を中途付加する場合、新たな特約の保障の開始まで「待ち期間（保障されない期間）」があるため、ご契約中の特約と新たな特約ともに保障の対象とならない期間があります。

⚠ 現在ご契約のがん保険の種類や内容によってはお取扱いできない場合があります。	各がん保険の見直し方法の詳細については、当社ホームページをご確認いただくか、コールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

11 ｜ 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- **保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。**
- 当社は「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、**保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額などが削減されることがあります。**▶▶詳しくは「ご契約のしおり・約款」の「生命保険契約者保護機構」についてをご確認ください。

生命保険契約者保護機構　03-3286-2820　受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00 ※祝日・年末年始を除きます　ホームページ http://www.seihohogo.jp/

12 ｜ 相談・照会・苦情の窓口

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター　通話料無料 0120-5555-95　受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00　[土曜日] 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除きます

- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書（電子メール・FAXは不可）あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会　ホームページ https://www.seiho.or.jp/

がん保険 ⑭

その他重要事項
●この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。
●ご契約に際しては**「契約概要」「注意喚起情報」**のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している**「ご契約のしおり・約款」**を必ずお読みください。

01 ｜ 個人情報の取扱いについて（保険契約者および被保険者の皆様へ）

プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、
これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

02 ｜ 「がん（悪性新生物）」と「上皮内新生物」の違い

「がん」とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を超えて（大腸については粘膜下へ）浸潤しているものをいい、
血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。
一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内（大腸については粘膜内）にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、
転移しないことが「がん（悪性新生物）」との大きな違いです。

子宮頸部の場合

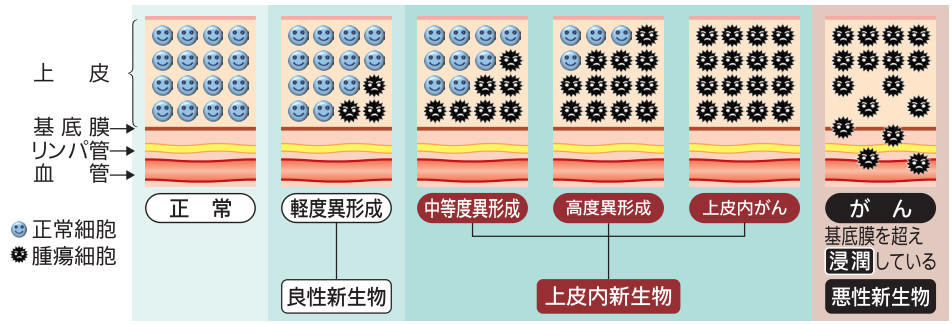

「がん保険」の対象となる「がん（悪性新生物）」「上皮内新生物」の定義に該当するかについては、WHO（世界保健機関）が定める「悪性新生物」「上皮内新生物」の規定を参考としています。WHOが定める「悪性新生物」「上皮内新生物」の規定は定期的に改訂されており、近年は「上皮内新生物」に含まれる異常の範囲が広がる傾向にあります。

上皮内新生物に含まれるもの（支払対象）	子宮頸部の上皮内がん（CIS）・高度異形成（CIN3）・中等度異形成（CIN2）・HSIL（*1）、大腸の粘膜内がん・高度異形成・High-grade adenoma、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、皮膚のボーエン病　など
がんにも上皮内新生物にも含まれないもの（支払対象外）	子宮筋腫などの「良性腫瘍」、子宮頸部の軽度異形成（CIN1）・LSIL（*2）　など

名称に「がん」という文字がない疾患であっても、「がん保険」の支払対象となることもあります。詳細は下記ホームページをご確認ください。

https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyu/

（*1）High-grade Squamous Intraepithelial Lesion
（*2）Low-grade Squamous Intraepithelial Lesion

03 ｜ 医療費助成制度について

お子さまが医療機関で治療等を受けた際には、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。
制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

〈保険商品のご案内にあたって〉当代理店は28社の生命保険会社と代理店委託契約を締結しております。個人のお客さまの場合、当代理店の推奨基準・理由に基づき、推奨保険会社を選定し、ご案内させていただきます。なお、下記保険商品については株式会社共栄サービスとの共同募集により取り扱っております。
1.推奨保険会社　アフラック「がん保険」「医療保険」　2.推奨理由　・当代理店において取扱件数が多く、商品内容に習熟していること。・事務手続きが簡便で、お客さまにとって利便性も高いこと。・団体扱制度による取扱いが可能であること。なお、当代理店がご案内する推奨保険会社以外の商品をご希望される場合には、当代理店の募集人にその旨お申し付けください。また、共同募集代理店は5社の生命保険会社の代理店業務委託契約を受けています。詳細については当該代理店にお問い合わせください。当代理店はお客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うものであり、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。当代理店は、お客さまに対して保険商品のご案内等をさせていただくため、これに必要となる個人情報を共同募集代理店と共同して利用させていただきます。当該取扱いに関しては当代理店が責任をもって対応いたしますので、お問い合せ等は当代理店宛にいただきますようお願いいたします。詳しくは、ホームページ（https://www.total-hoken.co.jp/）に掲載しております「当社の個人情報保護について」をご参照ください。当代理店は乗合代理店でありご案内の保険会社以外の保険会社の商品も取扱うことができます。当代理店取扱保険会社について、詳しくは当社ホームページをご確認いただくか、書面での確認をご希望の場合は、当代理店担当部署・担当者までお申し付けください。
(2023年5月1日現在)＜当社ホームページのアドレス:https://www.total-hoken.co.jp/＞
当代理店ホームページはこちら→

お問い合わせ、お申込みは

〈募集代理店〉
(株)トータル保険サービス　0120-30-7024
〒104-0031東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン23階　　担当:道端・宮坂

〈共同募集代理店〉**(株)共栄サービス　0120-735-122**
〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町10-3 VORT渋谷Ⅱ 7階

募集代理店は、当社以外の保険商品もお取扱いできる場合があります。
詳しくは募集代理店までお問合わせください。

●本書面に記載の保障内容などは、2023年11月現在のものです。
●本書面に記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。
●契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉
アフラック
東京第一法人営業部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービル19F https://www.aflac.co.jp/
契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター 0120-5555-95 平日 9:00～18:00　AF003-2023-0684 12月1日(251201)

※アフラックは代理店制度を採用しています。 募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。
※当代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

お申込みの際は引受保険会社からお渡しする「契約概要」「注意喚起情報」等もあわせてご確認ください。

がん保険　WEB手続き方法のご案内

加入推奨期間：2025年1月27日～2月21日まで

<ご案内商品>

●「生きる」を創るがん保険 WINGS

●以下のリンクからアクセスできます。

●ご自宅のパソコンやスマートフォンからもアクセスできます

https://forms.office.com/r/wTEs0p0YhK

行っていただく手順 ▼

実際の操作画面（写真） ▼

① ご本人情報を入力

画面❶ 選択してチェック ◉ ✓

必要事項入力▽

回答を入力してください ＊

画面❷ 内容を確認し、送信してください

送信

画面❶

画面❷

② メールが2通送信されます

※ 今後も利用する場合があるため、大切に保管ください

画面❶ ●申込手続きURL → メールアドレスへ送信

画面❷ ●ログインパスワード → ショートメールへ送信

画面❶

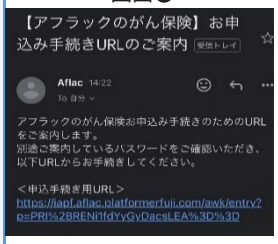

画面❷

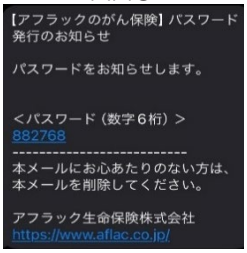

③ ログイン

画面❶ 受信したURLにログイン

画面❷ 通知があったパスワードを入力します

パスワード 必須

お手続きを開始する ＞

画面❶

画面❷

④ お続きの開始

画面❶ お申込内容を確認してください

画面❷ ボタンを押して誓約・同意事項の内容を確認します

誓約・同意事項

画面❸

お申し込み手続きへ

画面❶

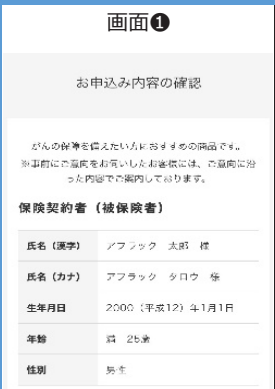

画面❷

画面❸

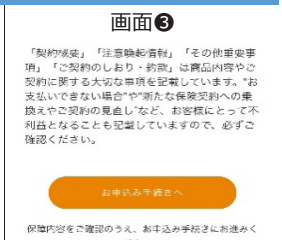

⑤ お客様の情報を入力

画面❶ お客様情報を入力します

*お客様情報 必須

画面❷ ご契約に関わる情報について、ご確認ください

指定代理人請求

○ 指定する　○ 指定しない

画面❸ アメリカ納税義務

○ いいえ　○ はい

電子証券特約

○ はい　○ いいえ

次へ ＞

画面❶

画面❷

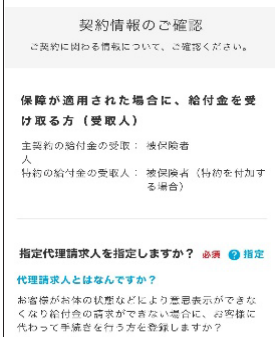

画面❸

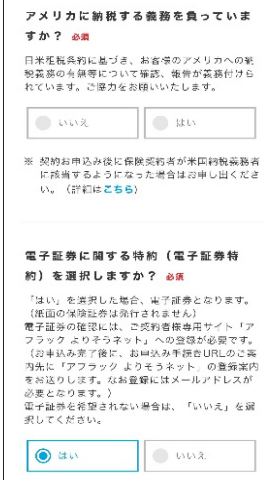

⑥ 健康状態の入力

画面❶ 告知にあたっての説明をご確認ください

画面❷ 健康状態に関する告知を選択

画面❸

○ いいえ　○ はい

次へ ＞

画面❶

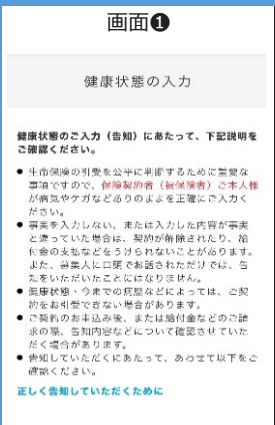

画面❷

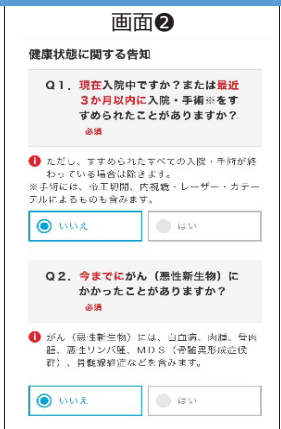

画面❸

⑦ 重要事項説明・意向確認書

画面❶ 重要事項説明と意向確認書をご確認ください ▽

画面❷ ボタンを押し、別ウィンドウでPDFを開き、確認します

契約概要・注意喚起情報・

読んだ後に、☑ ボックスにチェック

ご契約のしおり・約款

読んだ後に、☑ ボックスにチェック

画面❸ ボタンを押し、確認します

意向確認書

次へ ＞

画面❶

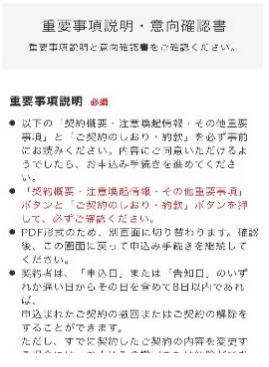

画面❷

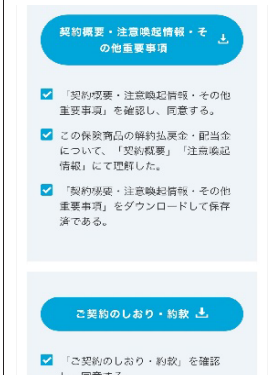

画面❸

⑧ お申込み内容の確認

画面❶

※必要があれば修正してください

修正する

次へ ＞

画面❶

画面❷

画面❸

⑨ 本人確認書類アップロード

画面❶

1．書類の選択

画面❷

2．本人確認書類の写真をアップロード

写真を選択する

画面❸

3．現住所のご確認

この内容で申し込む

お申込み完了

画面❶

画面❷

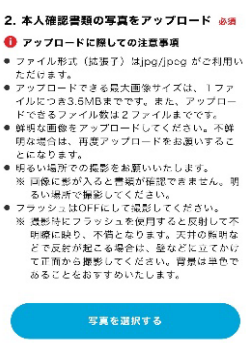

画面❸

⑩ お申込み完了

「お申込みの受付完了のご案内」メールが送信されます

以上でお手続きは完了となります。

AF003-2024-0447 12月23日(261223)

＜募集代理店＞
株式会社トータル保険サービス
〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン23F
TEL：0120-307-024

＜共同募集代理店＞
株式会社共栄サービス
〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町10-3 VORT渋谷Ⅱ7階
TEL:03−3463−7733

＜引受保険会社＞
アフラック 法人第一営業部
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル20階北
TEL：0120-555-595（コールセンター）

がん診断一時金保険
（団体総合生活保険：がん補償）

10%割引

会員ご本人・会員の配偶者の方であればどなたでもご加入できます！
※在職中のみの補償となりますので、ご確認の上お申し込みください。

「がん」は治る時代。「がん」と徹底的に戦います！

がんと診断されたら、治療開始に関わらず一時金をお受け取りいただけます。
一時金の使い道は自由ですので、入院・通院費用から家族の交通費、宿泊費、お見舞いのお返しなど生活費にもご利用いただけます。
がん診断一時金保険なら、加入いただきやすい保険料でがん診断時のまとまった資金の準備ができます。

何度でも

がんと診断確定されたら 一時金として100万円をお支払いします！

一時金なので治療費にも生活費にも今後のための貯蓄にも、自由に使えます。
交通費・宿泊費・差額ベッド代・生活費・将来がんが再発した時のための費用･･･

5つのポイント

①「シンプルな一時金補償」&「団体割引」で割安の保険料を実現！
既に加入している医療保険の上乗せ、がんリスクは低いけど念のために加入しておきたい･･･という方にピッタリ!

②ご加入時の健康告知が簡素化され、より多くの方にご加入いただけます！
特に女性の方は、よりご加入しやすくなりました。

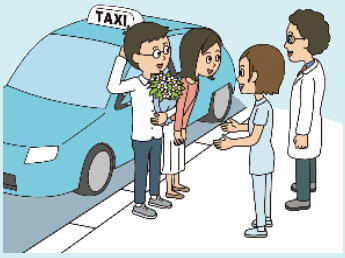

③「上皮内新生物」・「白血病」も対象!
④「再発がん」も対象!
⑤「転移がん」も対象!

がん診断

がんと診断確定*1されたときに保険金（一時金）をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治ゆした後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*2

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
*2 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。

上皮内新生物とは？

がんが粘膜の一番上の上皮内にとどまっていて、粘膜の一番下を構成している基底膜がまだ破壊されていない状態をいいます。臨床的には、代表例として子宮頸部の上皮内がん、大腸の粘膜内がん（悪性腫瘍細胞の広がりが粘膜筋板までにとどまっている状態）等をあげることができます。上皮内がんの段階では無症状であることが多く、手術やレーザー治療で殆どの場合完治します。

（上皮内新生物とは、胃がん・肺がん等のように特定部位の名称を称したがんとは異なり発生部位を特定した疾病定義ではありません。）

月払保険料表

【保険期間：1 年間、団体割引：10%】※ ご加入口数は 1 口のみです。

		満年齢	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
本人型	Aタイプ	月額保険料	150円	80円	170円	280円	400円	580円	810円	1,320円	2,070円	3,010円	4,010円

※保険料は、保険の対象となる方の年齢（2025年５月１日時点の満年齢）によって異なります。
（次回更新以降は、割引率の変更、保険料率の改定等により、保険料が変更になる場合があります。）
※70～89歳までの保険料については、Webお手続きサイトにてご確認いただくか、お問い合わせ先までご連絡ください。

「健康状態告知書方式」により、質問①②が全て「なし」であれば、ご加入いただくことができます！（医師の診査は必要ありません。）

がん補償

質問①／全2問中
※新たにご加入される場合、本質問についてご回答（ご入力）ください。ご不明な点は代理店にお問い合わせください。

●**今までに**　「がん」または「上皮内がん」(注)と医師に診断されたことがありますか。

(注)「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

質問②／全2問中
※新たにご加入される場合、本質問についてご回答（ご入力）ください。ご不明な点は代理店にお問い合わせください。

●**告知日（ご入力日）より過去2年以内**に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常（要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。）を指摘されたこと

・上部消化管エックス線検査（または内視鏡検査）・胸部エックス線検査・乳房エックス線（マンモグラフィ）検査・乳房超音波検査・子宮頸部の細胞診・便潜血検査・しゅようマーカー（CEA・AFP・CA19-9・PSA等）・CT検査・MRI検査・PET検査・肝炎ウイルス検査（HBs抗原・HCV抗体）・腹部超音波検査・その他のがん検診

②医師の診察の結果、以下の病気や所見、症状により継続して診察（服薬・治療を含みます）・検査を受けるように指導されたこと

お引受けできない病気や所見・症状		
病気や所見	ポリープ・しゅよう等	しゅよう*1、結節*1、腫瘤*1（しゅりゅう）、GIST（ジスト、ギスト）、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ（ポリポーシス）*2、病理検査や細胞診での異常
	消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害（入院や治療を伴うもの）、慢性アルコール性肝機能障害、NASH（非アルコール性脂肪肝炎）、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
	呼吸器系の病気	COPD（慢性閉塞性肺疾患）、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
	腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
	その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血（鉄欠乏性貧血を除きます）
症状*3		しこり、出血（不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿）、黄疸

*1 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。
*2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。
*3 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察（服薬・治療を含みます）・検査の結果、告知日時点で医師による診察（服薬・治療を含みます）・検査が終了している場合は「なし」となります。

加入資格・退職時の取り扱い

○**加入資格**　会員および配偶者の方で、保険始期（2025年5月1日）の年齢が満15歳以上満89歳以下の方。
○**退職後の取り扱い**　退職と同時に解約となります。

【『保険の対象となる方（被保険者）について』における用語の解説】

（1）配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。
a 婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）
b 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

保険期間・給与引き去り

○**保険期間**　2025年5月1日午後4時～2026年5月1日午後4時　（1年ごとの自動更新となります。）
○**給与引き去り月**　ご加入者の保険始期の翌々月より給与引き去り。
○**年間通して中途加入いただけます。**
※保険期間の終期は、2026年5月1日午後4時になります。

各種税の取り扱い

保険料は介護医療保険料控除の対象となり、他の介護医療保険料控除と合算して所得税については年間最高4万円が課税所得額から控除されます。（2024年10月現在）

ご加入時の告知に関して

ご加入にあたっては、健康状態に関する告知にお答えいただくことで加入ができます。医師の診査は不要です。告知に関する詳細は、Web申込画面「告知の大切さに関するご案内」をご参照ください。
※告知の内容により、お引き受けをお断りさせていただくことがあります。

2024年11月作成　24TX-003989

【代理店】
株式会社共栄サービス
〒150-0042
東京都渋谷区宇田川町10−3 VORT渋谷Ⅱ7F
TEL 03-3463-7733　FAX 03-3463-7944

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社
担当課：ライフデザイン部ICT・プラットフォーマー室
〒101-8107　東京都千代田区大手町1-5-1
大手町ファーストスクエアウェストタワー9階
TEL：03-5223-3585　FAX：050-3385-6545

長期休業サポート保険

（団体総合生活保険：団体長期障害所得補償（GLTD））

30%割引

Point

1．**「団体保険制度」でのみ加入**できる保険です
2．**認知症やメンタルヘルス不調等の精神障害**も補償（1事故あたりの限度期間2年）
3．**最長満65歳の誕生日まで**のロングな補償
4．**地震、噴火**またはこれらによる**津波**による病気やケガに伴う就業障害も補償
5．**業務中・業務外、国内外を問わず**補償

補償内容

病気やケガで 180日 を超えて働けない状態が継続した場合、保険金をお支払いします。

もしも病気やケガで長期間働けなくなったら…考えたことはありますか??

住宅ローンもまだ始まったばかり。
しかもこの家を手放してしまったら、
家賃を払っていかなくちゃいけないし…

子供もまだ小さくて、教育費も
これからかかるところだし…

それに加えて、
治療費も追加で
かかるしなぁ…

贅沢を我慢したとしても、
光熱費はかかるしなぁ…

万が一、長期の就業障害になった時、収入の減少は止まりません。

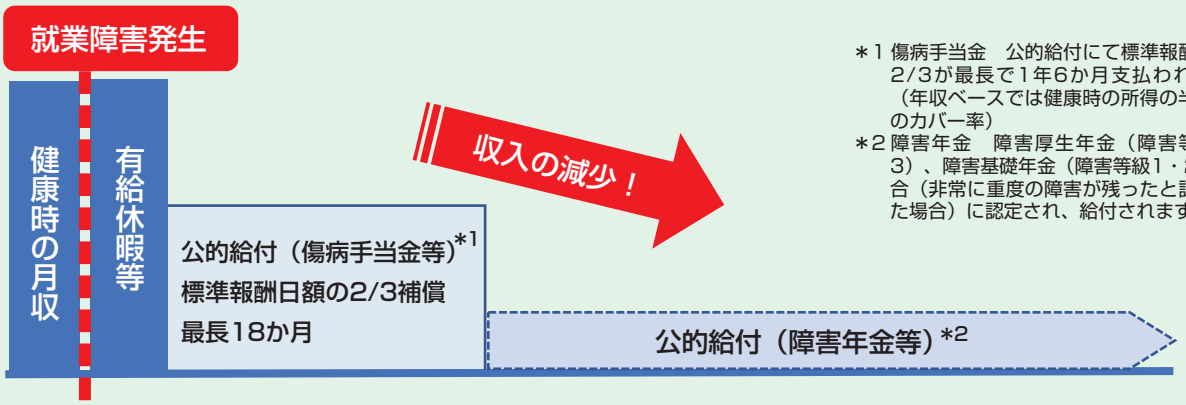

＊1 傷病手当金　公的給付にて標準報酬日額の2/3が最長で1年6か月支払われます。（年収ベースでは健康時の所得の半分以下のカバー率）
＊2 障害年金　障害厚生年金（障害等級1～3）、障害基礎年金（障害等級1・2）の場合（非常に重度の障害が残ったと認められた場合）に認定され、給付されます。

長期休業サポート保険にご加入の場合、万が一の収入減に備えることができます！

●1口あたりの補償イメージ

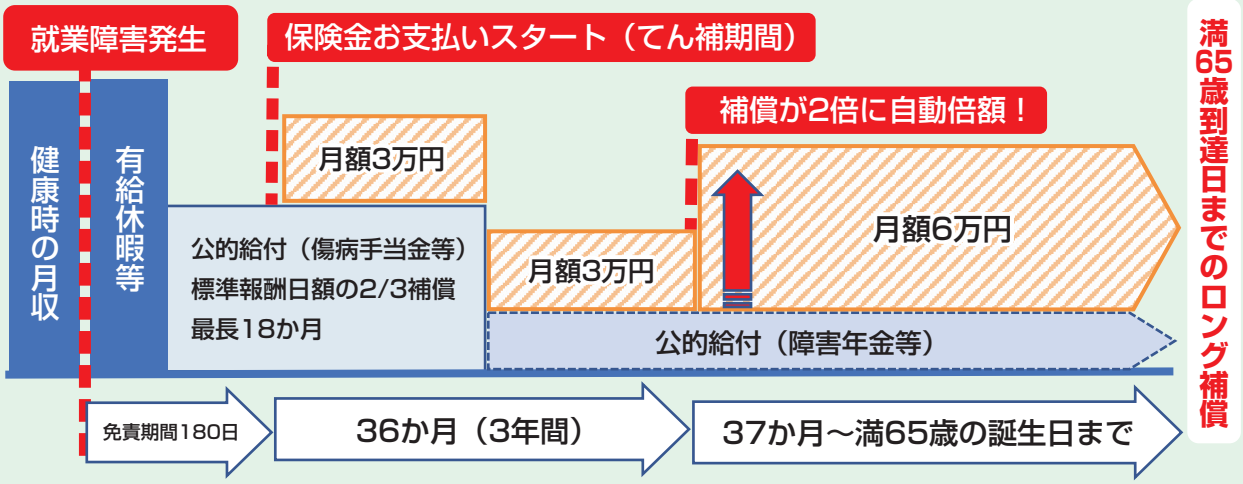

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、web申込画面「補償の説明」よりご確認ください。

ライフイベントに合わせてぜひご加入をご検討ください！

ライフイベント

20代 → 30代 → 40代 → 50代 → 60代

ご加入イメージ

- 20代：新社会人、万一に備え1口～2口で加入
- 20代→30代 見直しPoint：ご結婚でご自身の収入で家計を支えるため、3口へ増口！
- 30代 見直しPoint：ご家族が増えたので、4口へ増口！
- 30代→40代 見直しPoint：マイホームの購入で、住宅ローンも始まったので、5口へ増口！
- 40代→50代 見直しPoint：お子様の進学に備えて6口へ増口！

補償内容詳細

内　容	詳　細	内　容	詳　細
加入方法	口数加入	免責期間 ※2	就業障害発生日から180日間
1口あたりの保険金額（支払基礎所得額）	①補償開始（てん補期間※1開始）後36か月（3年間）→ **月額3万円** ②37か月から満65歳の誕生日まで → **月額6万円**	備　考	●保険金の物価調整機能あり（インフレに対応できます。） 物価が上昇した場合、国の行政機関発表の消費者物価指数をベースに保険金を増額してお支払いします。 ●補償対象となる精神障害とは？ 気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害はてん補期間２年で補償されます。 また、アルツハイマーや発達障害の症状悪化等による就業障害も補償対象になります。 なお、薬物依存、アルコール依存等一部の精神障害は補償の対象とはなりません。
加入口数限度	最大の加入口数：10口 ※年収に応じて口数限度がございますので「加入口数の限度早見表P98」をご確認ください。		
てん補期間 ※1	満65歳の誕生日まで （精神障害が原因の場合は最長2年間）		

※1 てん補期間…保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間
※2 免責期間……保険金をお支払いしない期間

特　長

- **働けない時の収入の一部を最長満65歳の誕生日まで補償します。**
  ただし、次のいずれかに該当した時点までを限度とします。①就業障害が残らず復職したとき②就業障害が残ったまま一部復職し、所得が従前の80%以上にもどったとき③死亡したとき（死亡保険金はありません。）
- **メンタルヘルス不調等の精神障害も補償します。**
  ただし、精神障害の場合は最長2年間の補償となります。アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。
- **保険金受給中に退職した場合も、補償は継続されます。**
  復職・転職しても後遺障害により20%を超える所得損失があれば所得喪失割合に応じて保険金をお支払いいたします。
- **割安な保険料で加入可能です。**
  NHKグループ団体割引30%が適用されます。
- **保険金は、非課税です。**（2024年10月現在）
- **各種特約も充実しています。（自動セット）**
  認知症・メンタル疾患補償特約（最長２年間）、天災危険補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約（女性の方のみ）

保険料・必要補償額シミュレーションについては、次項をご確認ください。

月払保険料表

保険料は、保険の対象となる方の年齢（2025年4月1日時点の満年齢）や性別によって異なります。

【団体割引：30%、本人型】
【てん補期間（保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間）：満 65 歳の誕生日まで】

（単位:円）

口数 保険金額（月額）	1口 （3万円→6万円）		2口 （6万円→12万円）		3口 （9万円→18万円）		4口 （12万円→24万円）		5口 （15万円→30万円）		6口 （18万円→36万円）		7口 （21万円→42万円）		8口 （24万円→48万円）		9口 （27万円→54万円）		10口 （30万円→60万円）	
性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～24 歳	430	320	860	640	1,290	960	1,720	1,280	2,150	1,600	2,580	1,920	3,010	2,240	3,440	2,560	3,870	2,880	4,300	3,200
25～29 歳	440	430	880	860	1,320	1,290	1,760	1,720	2,200	2,150	2,640	2,580	3,080	3,010	3,520	3,440	3,960	3,870	4,400	4,300
30～34 歳	480	540	960	1,080	1,440	1,620	1,920	2,160	2,400	2,700	2,880	3,240	3,360	3,780	3,840	4,320	4,320	4,860	4,800	5,400
35～39 歳	560	760	1,120	1,520	1,680	2,280	2,240	3,040	2,800	3,800	3,360	4,560	3,920	5,320	4,480	6,080	5,040	6,840	5,600	7,600
40～44 歳	820	1,130	1,640	2,260	2,460	3,390	3,280	4,520	4,100	5,650	4,920	6,780	5,740	7,910	6,560	9,040	7,380	10,170	8,200	11,300
45～49 歳	1,160	1,550	2,320	3,100	3,480	4,650	4,640	6,200	5,800	7,750	6,960	9,300	8,120	10,850	9,280	12,400	10,440	13,950	11,600	15,500
50～54 歳	1,580	1,940	3,160	3,880	4,740	5,820	6,320	7,760	7,900	9,700	9,480	11,640	11,060	13,580	12,640	15,520	14,220	17,460	15,800	19,400
55～59 歳	1,600	1,720	3,200	3,440	4,800	5,160	6,400	6,880	8,000	8,600	9,600	10,320	11,200	12,040	12,800	13,760	14,400	15,480	16,000	17,200

※保険金額（月額）は、てん補期間開始後36か月までは1口あたり3万円、37か月以降は1口あたり6万円（倍額）となります。
※認知症・メンタル疾患補償特約、天災危険補償特約がセットされています。※女性用には、妊娠に伴う身体障害補償特約がセットされています。※この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の直前 1 年以内に被った病気やケガによる就業障害は、保険金のお支払いの対象とはなりません。ただし、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象とします。

加入口数の限度早見表

加入口数には、年収に応じて限度がございます。以下の「加入口数限度」をご参照ください。

賞与含む年収（税引前）	90万～179万円	180万～269万円	270万～359万円	360万～449万円	450万～539万円	540万～629万円	630万～719万円	720万～809万円	810万～899万円	900万円以上
加入口数限度	1口 （3万円→6万円）	2口 （6万円→12万円）	3口 （9万円→18万円）	4口 （12万円→24万円）	5口 （15万円→30万円）	6口 （18万円→36万円）	7口 （21万円→42万円）	8口 （24万円→48万円）	9口 （27万円→54万円）	10口 （30万円→60万円）

加入口数は、月例給与および賞与の年間所得額の合計を12で割った額（平均月間所得額*1）の40%以内でかつ30万円以内が保険金額（月額）となるようにお決めください。保険金のお支払時には、平均月間所得額を超える保険金はお支払いできませんのでご注意ください。

加入例　年間所得額が600万円の場合：600万÷12＝50万　　50万×40%＝20万円　→6口（18万円）まで加入可能。

＊1　直前12か月における保険の対象となる方の所得＊2の平均月額をいいます。
＊2　「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

「長期休業サポート保険」のご加入例

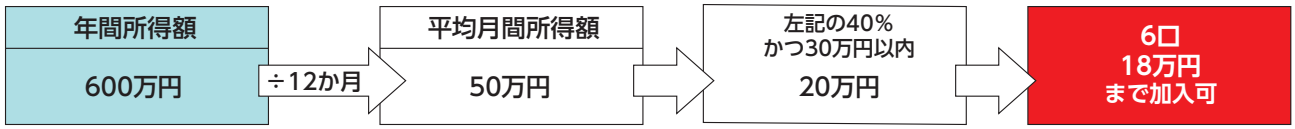

あなたの必要補償額を、シミュレーションしてみましょう！

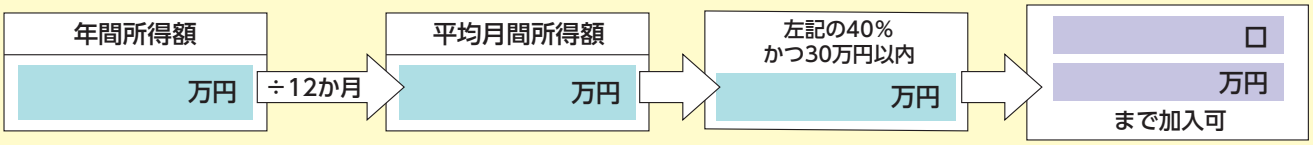

加入モデルケース（男性44歳）

交通事故で後遺障害が残り仕事に復帰できず、退職。その後も自宅療養が継続した場合。

○加入例：６口加入の場合
月払保険料 4,920円／月

○就業障害時の保険金例（65歳までの就業障害の場合）
てん補期間開始後36か月:月額18万円×36か月=648万円
てん補期間開始後37か月以降:月額36万円×約210か月=7,560万円

受け取り合計額 約8,208万円

加入モデルケース（女性27歳）

お支払いの対象となる精神疾患による長期休業で自宅療養になった場合。

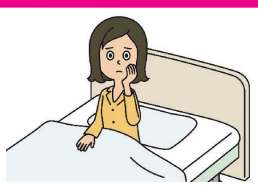

○加入例：３口加入の場合
月払保険料 1,290円／月

○精神疾病による就業障害時の保険金例（2年間）
月額　9万円×24か月=216万円

受け取り合計額 216万円

※上記の加入モデルケースは、弊社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

収入が減少し、困るのはあなたとあなたのご家族です！

加入資格・退職時の取り扱い

- **加入資格**
  2025年4月1日時点で満15歳以上～満59歳までの会員本人。
- **退職後の取り扱い**
  退職と同時に解約となります。

保険期間・給与引き去り

- **保険期間**　2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時の1年間
  （1年ごとの自動更新となります。）
- **給与引き去り月**　保険始期の翌々月より給与引き去り。
- **年間を通じてご加入いただけます。**
  ※保険期間の終期は、2026年4月1日午後4時になります。
  ※口数の増口・減口は年１回（2025年４月１日）のみとなります。

各種税の取り扱い

保険金は全額非課税となります。他の介護医療保険料控除と合算して、所得税については年間最高4万円が、住民税については年間最高2万8千円が、所得金額から控除されます。（2024年10月現在）

ご加入時の告知に関して

ご加入にあたっては、健康状態に関する告知にお答えいただくことで加入ができます。
医師の診査は不要です。告知に関する詳細は、Web申込画面「告知の大切さに関するご案内」をご参照ください。
※告知の内容により、お引き受けをお断りさせていただくことがあります。

「長期休業サポート保険」団体長期障害所得補償（GLTD）Q&A

Q1　どのような場合に保険金を受け取れますか？

A　免責期間を超えて、病気やケガで働けない状態が続いた時に保険金を受け取ることができます。保険金の請求には医師の診断書が必要になります。また、実際に会社に出勤されていないことを確認させていただきます。
まずは、お休み期間30日間を目安にフリーダイヤル（0120-567-906）にお電話ください。
※Web申込画面「補償の説明」の「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」も併せてご一読ください。

Q2　いつまで保険金を受け取れますか？

A　最長満65歳の誕生日まで受け取ることができます。ただし、次のいずれかに該当した時までを限度とします。
・就業障害が残らず復職したとき
・就業障害が残ったまま一部復職し、所得が従前の80%以上にもどったとき
・死亡したとき（死亡保険金はありません。）

Q3　一部復職とはどのような状態ですか?また、その場合保険金はどれだけ受け取れますか?

A　一部復職とは、業務に復帰はできたが依然として就業障害が残り、身体障害発生直前に従事していた業務に完全には従事できない状態をいいます。一部復職となり就業障害発生直前の所得から20%超の所得喪失があれば、その所得喪失率に応じて保険金をお支払いいたします。

Q4　退職しても保険金は受け取れますか？

A　はい。退職しても在職中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り65歳の誕生日まで保険金を受け取ることができます。

Q5　メンタルヘルス不調等の精神障害でも保険金は受け取れますか？

A　認知症・メンタル疾患補償特約の対象となる精神障害に限り、最長で免責期間終了後2年間保険金を受け取ることができます。
（アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。）

Q6　他の保険（生命保険、医療保険、傷害保険）とどこが違うのですか？

A　長期休業サポート保険は、病気やケガで働けなくなったときに日常生活を維持していくための収入をカバーするものであり、最長満65歳の誕生日まで保険金を受け取ることが可能です。（病気の種類や復職後の状況等によっては、満65歳の誕生日まで補償しないことがあります。また、本保険は給与の一部をカバーする保険であり、ローンや生活費等の実費をカバーするものではありません。）
死亡時を保障する生命保険、病気やケガの治療費を補償する医療保険・傷害保険は、日常生活費以外の突発的な出費に備えるためのものであり、一般的に、生命保険の保険金は一時金、医療保険・傷害保険の入院給付金の給付限度日数は120日～180日と短期間になっています。

Q7　払込保険料は税金控除の対象となりますか？

A　はい。他の介護医療保険料控除と合算して、所得税については年間最高4万円が、住民税については年間最高2万8千円が、所得金額から控除されます。（2024年10月現在）

Q8　保険金に税金はかかりますか？

A　いいえ、全額非課税です。（2024年10月現在）

2024年11月作成　24TX-003989

【代理店】
株式会社共栄サービス（幹事）
〒150-0042　東京都渋谷区宇田川町10-3 VORT渋谷Ⅱ7F
TEL：03-3463-7733　FAX：03-3463-7944
株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社
担当課：ライフデザイン部 ICT・プラットフォーマー室
〒101-8107　東京都千代田区大手町1-5-1
大手町ファーストスクエアウェストタワー9階
TEL：03-5223-3585　FAX：050-3385-6545

フルガード保険
（団体総合生活保険：傷害・賠償責任・財産・費用）

最大52.75%割引

Point
- ケガによる通院・入院等を補償！ご希望により6つの補償項目を付加し補償内容を充実できます。
- 基本補償（傷害補償）は 地震 噴火 またはこれらによる 津波 によるケガも補償されます（天災危険補償特約

基本補償（傷害補償）

急激かつ偶然な外来の事故により、からだに被ったケガを補償します。

地震 噴火 またはこれらによる 津波 によるケガも補償。

《1口あたり》

コース名	基本補償額に対する 月額保険料	ケガによる 入院・通院保険金日額	ケガによる 死亡・後遺障害保険金額
家族コース	1,160円	1,500円	20万円
夫婦コース	680円	1,500円	60万円
個人コース	390円	1,500円	100万円

※上記は1口あたりの金額を表示しています。

家族コースは、本人、配偶者、同居の親族、別居の未婚のお子様まで補償の対象となります！

※手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
※保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。表示の保険料は職種級別A（事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別B以外）の方を対象としたものです。職種級別B（自動車運転者、建設作業者、農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者）の方はお問い合わせ先までご連絡ください。なお、夫婦コース、家族コースにおいて、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなることがありますので、詳しくはお問い合わせ先までご連絡ください。

基本補償に以下オプションを追加してご加入ください!!

選べる6つの補償項目

個人賠償責任（示談交渉サービスセット〈国内のみ〉）	借家人賠償責任	携行品	住宅内生活用動産
地方自治体の自転車条例にも対応！	転勤時には、本特約の付保状況をご確認ください		家財補償については、住宅内生活用動産加入または住まいの保険のご契約をご検討ください。
【POINT】賃貸住宅に入居されている方には特におすすめします。	【POINT】賃貸住宅に入居されている方には特におすすめします。（自家にお住いの場合は不要です。転居の際はご注意下さい）	【POINT】ゴルフ場でのゴルフクラブ破損も補償されます。	【POINT】単身赴任先もOK。また家族コースの場合はお子様の就学に伴う下宿先の家財も補償されます。
保険金額			
1事故あたり 国内1億円限度 国外1億円限度	1事故 500万円限度 / 1事故 1,000万円限度 / 1事故 2,000万円限度 / 1事故 3,000万円限度	保険期間を通じ、50万円限度 免責金額（自己負担額）5,000円	保険期間を通じ、100万円限度 免責金額（自己負担額）5,000円
保険料（1ヶ月あたり）			
各コース共通	各コース共通	家族コース / 夫婦コース / 個人コース	家族コース / 夫婦コース / 個人コース
120円	90円 / 170円 / 340円 / 500円	230円 / 180円 / 130円	340円 / 320円 / 320円
補償内容			
国内・海外ともに補償 日常生活の中で偶然な事故により他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、借りている物を壊したり盗まれてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。 ※個人賠償責任については日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※受託品については、国内で受託した財物について、国内および国外で生じた偶然な事故が補償対象となります。 ※補償の対象となる方はP102をご確認ください。	**国内のみ補償** お支払の対象となる偶然な事故によって借用戸室に損害が生じ、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、法律上の賠償責任が生じないときであっても、偶然な事故が原因で貸主との契約に基づいて借用戸室を自己の費用で修理した場合にも補償します。 ※借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※凍結により給排水設備自体に生じた事故は補償されません。 ※借家人修理費用の偶然な破損事故等については免責金額（自己負担額）が3,000円になります。	**国内・海外ともに補償** 自宅外において、保険の対象となる方が所有する家財が偶然な事故によって損害を被った場合に補償します（紛失は除きます）。 ※自動車（ゴルフカートを含みます）、自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券（小切手は含みません）、商品・製品等は、補償の対象となりません。	**国内のみ補償** 自宅内の家財が「火災」・「水災」・「盗難」等の偶然な事故により損害を被った場合に補償します。 ※自動車（ゴルフカートを含みます）、自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券（小切手は含みません）、商品・製品等は、補償の対象となりません。 ※住宅内生活用動産は臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金をそれぞれ補償対象外としています。
〈主なお支払い例〉 ● 買い物中、誤って商品を壊してしまった。 ● 飼い犬が通行人に噛み付きケガをさせた。 ● マンションの下の階に水漏れ損害を与えてしまった。 ● 自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。 ● レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。 	**〈主なお支払い例〉** ● 失火により借家を焼失させてしまった。 ● ガス爆発事故を起こし、借家を損壊させてしまった。 ● 給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた。 ● 不注意で家具をぶつけてしまい、借家の窓ガラスを壊してしまった。 ● 偶然な破損事故等も補償の対象となります！ 	**〈主なお支払い例〉** ● 旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。 ● 外出中、ハンドバックをひったくられた。 ● ゴルフプレー中に誤ってクラブを折ってしまった。 	**〈主なお支払い例〉** ● 火災により家財が焼失してしまった。 ● 自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、web申込画面「補償の説明」、重要事項説明書、および

●日常生活の様々な危険から皆様をお守りいたします。
セット）。

未加入の方必見!!
すでに約 86%の方にご加入頂いています!

【ご加入にあたって】

①コースと口数を選択してください。 ※基本補償への加入は必須です。
被保険者1名あたり10口までご加入いただけます。
スポーツをされる方、自転車を利用される方は3口以上のご加入をおすすめします。
②オプションを選択してください。

〈主なお支払い例〉
- ●交通事故によるケガ
- ●旅行中のケガ
- ●仕事中のケガ
- ●家庭内でのケガ

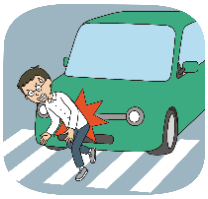

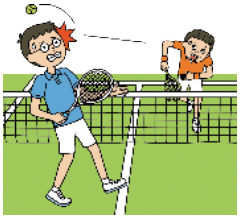

	救援者費用等	ホールインワン・アルバトロス費用	
	【POINT】 事故による救助費用や、自宅外におけるケガによる長期入院時のご家族のかけつけ費用に備えます。	【POINT】 ゴルファーの方におすすめします。	
	1 事故 200 万円 限度	1 回につき、 30 万円 限度	1 回につき、 50 万円 限度

	家族コース	夫婦コース	個人コース	各コース共通			
	20 円	10 円	10 円	夫婦 260 円	本人のみ 170 円	夫婦 490 円	本人のみ 330 円

	国内・海外ともに補償 被保険者が搭乗する航空機もしくは船舶が遭難した場合等に被保険者または被保険者の親族が負担する捜索・救助費用等の費用を補償します。	**国内のみ補償** 9 ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として行う記念品の購入費用、祝賀会費用等を補償します。 ※同伴競技者は1名以上でキャディ等を補助者として使用する場合に限ります。（セルフプレーの場合でも、お支払いできる場合がございます）詳しくは Web 申込画面「補償の説明」をご確認ください。 ※ご加入は 30 万円か 50 万円どちらか一口です。 ※ 30 万円から 50 万円コースに変更も可能です。
	〈主なお支払い例〉 ● ハイキング中に遭難し、警察により緊急捜索活動が必要と認められた。 ● 海外旅行先で被った傷害により、2 週間以上入院し、家族が急遽かけつけた。 	〈主なお支払い例〉 ● ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。 ＊慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。 ＊ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。 ＊ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。 ＊上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

特　長

- ●傷害補償を基本に、6つの補償項目を自由に選択し、付加することができます。
- ●上記保険料には最大で、52.75%※の割引が適用されています。
- ●1年間を通じて、中途加入を受け付けています（保険期間の終期は、2026年4月1日午後4時になります。）

※団体割引30%、損害率による割引25%、大口団体契約割引10%（大口団体契約割引は、傷害補償のみに適用されます。また、損害率による割引・大口団体契約割引は、天災危険補償特約には適用されません。）

加入資格

- ●個人コースの被保険者（保険の対象となる方）ご本人は、会員およびその家族（配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、会員と同居されている親族の方ならびに使用人）に限ります。また家族コース・夫婦コースの場合は、会員およびその配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟に限ります。年齢に関係なくご加入できます。（詳しくはP102をご確認ください。）

保険期間・保険料給与引き去り

- ●保険期間：2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時の1年間（1年ごとの自動更新となります。）
- ●保険料は、保険始期の翌々月より給与引き去り。
- ●契約内容の変更に伴う保険料の増減は原則翌々月の給与引き去りに反映しますが、お手続きいただいたタイミングにより異なる事があります。また、引受保険会社より加入者に直接保険料を返戻するケースがあります。

契約の種類

- ●基本補償（傷害補償）は家族コース・夫婦コース・個人コースの3コースで、1口～10口からお選びいただけます。
- ●基本（傷害補償）に各種補償項目をつけることができます。（補償項目はホールインワン・アルバトロス費用を除き基本契約と同じコースの加入となります。）

退職後の取り扱い

- ●退職*後も団体契約として更新することができます。
  ＊退職とは定年退職者または①在職25年以上の退職者②在職20年以上で50歳以上の退職者のことをいいます。
- ●更新加入の申込方法は退職時に共済会からご案内します。

医療補償、がん補償について

- ●医療補償・がん補償につきましては、新規募集はしておりません。

《既に医療補償・がん補償にご加入の方》

- ●補償内容を縮小する変更のみお手続きが可能です。
- ●医療補償・がん補償の更新加入対象者および被保険者の範囲につきましては、P103をご確認ください。
- ●ご家族の構成に変更が生じた際は取扱代理店までご連絡ください。
- ●家族型の場合、お子様は23歳未満のお子様のみ対象となります。全てのお子様が23歳を超えた場合、夫婦型への変更が必要となります。
- ●医療補償・がん補償の保険料は介護医療保険料控除の対象となり、他の介護医療保険料控除と合算して所得税については年間最高４万円が課税所得から控除されます。（2024年10月現在）
- ●医療補償・がん補償のご契約継続可能年齢が満70歳から満89歳へと引上げとなりました。

保険金請求について

- ●加入者毎に証券番号が付与され、POSITIVEまたはG-SMaRTでご確認いただけます。保険金をご請求される際に必要となりますので、ご確認ください。
- ●ご請求については、P103をご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

2024年11月作成　24TX-003989

～フルガード保険～（基本補償（傷害補償）・賠償責任に関する補償・財産に関する補償・費用に関する補償）

〈被保険者（保険の対象となる方）〉の範囲

	家族コース	夫婦コース	個人コース
傷害	・本人*1 ・本人*1の配偶者 ・本人*1またはその配偶者の同居*2の親族 ・本人*1またはその配偶者の別居の未婚の子	・本人*1 ・本人*1の配偶者	・本人*1
個人賠償責任	・本人*1 ・本人*1の配偶者 ・本人*1またはその配偶者の同居*2の親族 ・本人*1またはその配偶者の別居の未婚の子		
借家人賠償責任	・本人*1		
携行品損害	・本人*1 ・本人*1の配偶者 ・本人*1またはその配偶者の同居*2の親族 ・本人*1またはその配偶者の別居の未婚の子	・本人*1 ・本人*1の配偶者	・本人*1
住宅内生活用動産	・本人*1 ・本人*1の配偶者 ・本人*1またはその配偶者の同居*2の親族 ・本人*1またはその配偶者の別居の未婚の子 （注）被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する、被保険者が所有する生活用動産が対象となります。単身赴任先や、家族コースの場合お子さまの就学に伴う下宿先に所在する、被保険者が所有する生活用動産も対象となります。	・本人*1 ・本人*1の配偶者	・本人*1
救援者費用等	・本人*1 ・本人*1の配偶者 ・本人*1またはその配偶者の同居*2の親族 ・本人*1またはその配偶者の別居の未婚の子	・本人*1 ・本人*1の配偶者	・本人*1
ホールインワンアルバトロス費用		・本人*1 ・本人*1の配偶者	・本人*1

※この続柄は、傷害・損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
※個人賠償責任、借家人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。
＊1 Web申込画面または加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】
（1）配偶者：法律上の配偶者のほか、
①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、および
②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方
を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。
a．婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。
b．同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
（2）親族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
（3）未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

＊2 同居とは、同一家屋*3に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または、住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。
＊3 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の集合住宅や建物内に複数の世帯が居住する住宅で、台所等の生活用設備を各々が有している等各戸室の区分が明確な場合は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。

～がん診断一時金・長期休業サポート・医療補償・がん補償～

＜保険の対象となる方（被保険者について）＞

保険の対象となる方は下記のとおりです。

	本人型	夫婦型	家族型
ご本人*1	○	○	○
ご本人*1の配偶者*2	—	○	○
ご本人*1のお子様*3	—	—	○

＊1 下記の範囲に該当し、かつ、Web申込画面または加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

		年齢*4	左記以外の条件
がん診断一時金		満15歳以上満89歳以下	NHKおよびその関連団体*5の会員およびその配偶者の方
長期休業サポート		満15歳以上満59歳以下	NHKおよびその関連団体*5の会員
医療補償 がん補償	本人型	満5歳以上満89歳以下	①NHKおよびその関連団体*5の会員 ②上記①の家族 （1）配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟 （2）上記①と同居されているご親族の方
	夫婦型 家族型	男性：満18歳以上満89歳以下 女性：満16歳以上満89歳以下 ※ご本人*1の年齢*4が満89歳を超えた場合は、配偶者*2、お子様*3についても、その年齢*4にかかわらず、更新のお取扱いはできませんので、ご了承ください。	NHKおよびその関連団体*5の会員

＊2 加入時年齢*4が下記の範囲に該当し、かつ、Web申込画面または加入依頼書等に「配偶者」として記載された方をいいます。配偶者が死亡した場合や離婚等の理由によってご本人*1の配偶者でなくなった場合には、その事実が発生した時をもって保険の対象ではなくなります。
・男性：満18歳以上満89歳以下、かつ「ご本人*1の年齢*4＋5」歳以下の方
・女性：満16歳以上満89歳以下、かつ「ご本人*1の年齢*4＋5」歳以下の方

＊3 ご本人*1のお子様のうち、年齢*4が満23歳未満の方をいいます。また、ご加入後、新たに出生されたお子様は、自動的に保険の対象となる方に含まれます。
お子様が保険期間中に満23歳となった場合は、その保険契約の満期日をもって保険の対象ではなくなります。また、戸籍上の異動によりご本人*1のお子様でなくなった場合は、その事実が発生した日をもって保険の対象ではなくなります。

＊4 団体契約の始期日時点の満年齢をいいます。

＊5 対象となる関連団体につきましては、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

（1）配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。
a 婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）
b 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
（2）親族：6 親等以内の血族および 3 親等以内の姻族をいいます。（配偶者を含みません。）

加入方法：

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

・今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続き（Web申込画面または加入依頼書のご提出等）は不要です。

・新規ご加入の方、変更を希望される方は、「Web申込画面または加入依頼書」の必要事項をご記入・署名のうえ、代理店株式会社共栄サービスへご提出ください。

この保険は、一般財団法人日本放送協会共済会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般財団法人日本放送協会共済会が有します。

＜ご注意＞

現在ご加入の方につきましては、目次ページ記載の加入勧奨期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

事故が起こったときは…

STEP1 事故受付センター（東京海上日動安心110番）
0120-720-110　受付時間：24時間365日　へ連絡する。

取扱代理店「㈱共栄サービス」：

内線 9-100-7351　外線（03）3463-7733　フリーダイヤル（0120）735122
放送センター出張所：NHK 内線 9-100-7284

ケガの場合で「傷害事故通知書（ハガキ）」によるご連絡をご希望の場合などは代理店までご連絡ください。

おケガ・ご病気のご請求は QR コードから事故受付が可能です!
※対象補償：傷害補償・医療補償・がん補償・長期休業サポート・救済者費用補償等
※証券番号が必要です

STEP2 請求書類が届く

保険金請求に必要な書類がご自宅に届きます。

STEP3 保険金の請求をする

ケガ・病気の場合は…
賠償事故や盗難等の場合は…

保険金請求書等を「東京海上日動火災保険㈱」に郵送する。

留意点

傷害補償の入院保険金は、ケガのため医師等の治療を必要とし病院または診療所に入院したとき…（入院保険金日額）×（入院日数）ただし、事故日からその日を含めて180日以内の入院のみを対象。（最高180日を限度）

傷害補償の通院保険金は、ケガのため医師等の治療を必要とし病院または診療所に通院（往診を含む）したとき…（通院保険金日額）×（通院日数）ただし、事故日からその日を含めて180日以内の通院のみを対象。（最高90日を限度）

保険金（通院保険金・入院保険金・一時金払保険金）のご請求金額が30万円を超える場合に診断書のご提出が必要となります

ご請求にあたってフリーダイヤルへお電話またはQRコードでお手続きをいただく際には、事前に証券番号をご確認ください

QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

（引受保険会社）　東京海上日動火災保険㈱（幹事会社・70%）、あいおいニッセイ同和損害保険㈱（30%）

※がん診断一時金・長期休業サポート・医療補償・がん補償については、東京海上日動単独の引受けとなります。

この保険契約は、上記の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は上記の引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせ先　【代理店】㈱共栄サービス　Tel.（03）3463-7733　フリーダイヤル（0120）735122
【引受保険会社】東京海上日動火災保険㈱（幹事）担当課　ライフデザイン部 ICT・プラットフォーマー室　Tel.（03）5223-3585

2024年11月作成　24TX-003989

■団体総合生活保険　補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

がん診断一時金保険　がん補償　（引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社）

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1 以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

＊1　補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD−10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類ー腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類ー腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ●初めてがんと診断確定された場合 ●この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ●原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて１回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて１年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

長期休業サポート保険 団体長期障害所得補償（GLTD*1）定額型 ①（引受保険会社：東京海上日動火災保険（株））

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

＊1 GLTDは団体長期障害所得補償（Group Long Term Disability）の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶就業障害期間*2　1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金＝支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率（100%） 物価調整を行う場合、計算した額に、物価上昇率をもとに算出した係数*5を乗じた額をお支払いします。ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*6を超える場合には、平均月間所得額*6を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 ＊1　保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます ＊2　「てん補期間*7」内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。 ＊3　保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 ＊4　病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 所得喪失率＝１－（免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*8 ／ 免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*9の額） ただし、所得*9の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 ＊5　就業障害開始後1年を経過する毎に、物価上昇率を基に東京海上日動所定の方法で算出した係数とします。ただし、物価上昇率が1を下回る場合にはこれを1として計算し、1.06を上回る場合は1.06として計算します。 ＊6　就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*9の平均月額をいいます。 ＊7　同一の病気やケガによる就業障害*10に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 ＊8　免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*9の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。 ＊9　「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 ＊10　就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害（「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合は、お支払いの対象になります。） ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D））」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間*1を限度にお支払いの対象になります。） ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3 等 ＊1　「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。 ＊2　初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。 ＊3　就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

長期休業サポート保険 団体長期障害所得補償(GLTD*1)定額型 ② (引受保険会社：東京海上日動火災保険(株))

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます(就業障害の定義：定義C)。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態*2。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。 ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。 *1 免責期間については、前記本文（保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*1」をご確認ください。 *2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務（軽作業や事務作業等)も全くできない状態です。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 *1 てん補期間については、前記本文（保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*7」をご確認ください。 *2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 *3 所得喪失率については、前記本文（保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*4」をご確認ください。

ご加入・ご変更手続き。商品に関する質問は・・

こちらにお電話ください
取扱代理店 株式会社 共栄サービス
内線 9-100-7351
フリーダイヤル 0120-735-122

傷病によりお休みになったら・・

まずはこちらにお電話ください
取扱代理店 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
0120-567-906
平日（月～金） 9：00～16：00 まで
傷病により就業困難になられた場合に、保険金請求手続きのサポートに加えて、社会福祉士・精神保健福祉士・臨床心理士・ファイナンシャルプランナーなどを含む専門スタッフによるサポートサービスをご提供しております。

フルガード保険① (基本)傷害補償 (引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)(幹事) 他1社)

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に**死亡された場合** ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等 ※ 「天災危険補償特約(傷害用)」がセットされており、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に**後遺障害が生じた場合** ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**入院された場合** ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合** ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**通院(往診を含みます。)された場合** ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

フルガード保険② 選べる補償項目 （引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)(幹事) 他1社）

賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において**以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合** ●日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●電車等*1を運行不能にさせた場合 ●国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた損害 ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ●受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ●自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ●受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ●受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ●受託品の電気的または機械的事故 ●受託品の置き忘れまたは紛失*4 ●詐欺または横領 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
借家人賠償責任補償特約(十借家人賠償責任・修理費用補償特約)	**[借家人賠償責任補償]** 日本国内において火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹(ひょう)災・雪災、水災、盗難、給排水設備事故の水濡(みぬ)れ等、車両または航空機の衝突等、建物外部からの物体の衝突等、騒擾(そうじょう)・労働争議等、その他偶然な破損事故等のいずれかの偶然な事故に起因して借用戸室を損壊することにより、被保険者(補償を受けられる方)が借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、借家人賠償責任保険金をお支払いします。 **[借家人修理費用補償]** 日本国内において火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹(ひょう)災・雪災、水災、盗難、給排水設備事故の水濡(みぬ)れ等、車両または航空機の衝突等、建物外部からの物体の衝突等、騒擾(そうじょう)・労働争議等、その他偶然な破損事故等のいずれかの偶然な事故により、借用戸室に損害が生じた場合において、被保険者(補償を受けられる方)がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときに、借家人修理費用保険金をお支払いします。 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ▶修理費用の破損等リスクのみ免責金額(自己負担額)3,000円を差し引いた額をお支払いします。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	**【借家人賠償責任補償】** ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等 **【借家人修理費用補償】** ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失。ただし、損害が保険金の受取人またはその方の法定代理人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、その保険金の受取人の受け取るべき金額についてのみ適用します。 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、その他不測かつ突発的な事故に起因する事故に限ります。 ・借用戸室を貸主に引き渡す際に発見された次のいずれかに該当する借用戸室に生じた損害 ①補修、交換、張替え等の対象となった損壊 ②清掃等の対象となった損壊 等

フルガード保険③　選べる補償項目　（引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)(幹事) 他1社）

財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	国内外において、**保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合** ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額:1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害 ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等 *1　置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
住宅内生活用動産特約（＋臨時費用保険金不担保特約＋残存物取片づけ費用保険金不担保特約＋失火見舞費用保険金不担保特約）	国内での保険の対象となる方が**居住に使用する住宅内（敷地を含みません。）に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合** ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額:1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度（乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個または1組あたり30万円を限度）とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1　以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害 ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅外（敷地を含みます。）で生じた事故による損害 等 *1　置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

費用に関する補償

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、**下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合** ■下記①および②の**両方が目撃した**ホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） **①同伴競技者** **②同伴競技者以外の第三者*1** ■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。 *1　同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2　慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等
救援者費用等補償特約	国内外において以下のような事由により、**保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合** ■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合 ■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合 等 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害 ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 等

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、パンフレット記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

フルガード保険④　医療補償・がん補償　（引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)）

医療補償　※新規・増額の募集は行っておりませんのでご注意ください。

病気により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1　保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2　1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 等 *1　該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2　初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。 *3　病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合** ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 *1　傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2　「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	
	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合** ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1　血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気（医学上重要な関係がある病気を含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。）。
①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

がん補償　※新規・増額の募集は行っておりませんのでご注意ください。

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
*1　補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD－10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその**治療のため入院（日帰り入院を含みます。）を開始された場合** ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に**所定の手術を受けられた場合** ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1　「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん退院後療養保険金	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、**生存して退院された場合** ▶がん退院後療養保険金額をお支払いします。 ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院については、がん退院後療養保険金をお支払いできません。
	がん通院保険金	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院を開始し、20日以上の継続入院をして、以下の条件のすべてを満たす**通院（往診を含みます。）をされた場合** ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■20日以上の継続入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■20日以上の継続入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて180日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について45日を限度とします。 ※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに20日以上の継続入院をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。
	がん重度一時金	がんと診断確定され、保険期間中に以下のいずれかの状態になった場合 ■その病状が初めて重度状態*1と診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に重度状態*1と診断確定されたがんが、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移し、再び重度状態*1と診断確定されたとき ▶がん重度一時金額をお支払いします。 ただし、がん重度一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、その診断確定についてはがん重度一時金をお支払いできません。 *1　国際対がん連合（UICC）の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態をいいます。

フルガード保険⑤　医療補償・がん補償　（引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)）

【医療補償】保険金額・保険料（1口あたり）

保険期間：2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時の1年間
【団体割引：30%、損害率による割引25%】
※免責日数なし、1回の入院支払限度日数：180日

型			家族型	夫婦型	本人型
性別			男性・女性共通		
疾病入院保険金日額			5,000円		
疾病手術保険金額	重大手術		20万円		
	上記以外の手術	入院中	5万円		
		入院中以外	2.5万円		
放射線治療保険金額			5万円		
保険料（月払）	5～9歳				210円
	10～14歳				190円
	15～19歳		980円	460円	230円
	20～24歳		1,200円	680円	340円
	25～29歳		1,240円	720円	360円
	30～34歳		1,280円	760円	380円
	35～39歳		1,360円	840円	420円
	40～44歳		1,480円	960円	480円
	45～49歳		1,820円	1,300円	650円
	50～54歳		2,220円	1,700円	850円
	55～59歳		2,920円	2,400円	1,200円
	60～64歳		4,040円	3,520円	1,760円
	65～69歳		5,340円	4,820円	2,410円
	70～74歳		7,160円	6,640円	3,320円
	75～79歳		9,040円	8,520円	4,260円
	80～84歳		11,400円	10,880円	5,440円
	85～89歳		11,980円	11,460円	5,730円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（2025年4月1日時点の満年齢）によって異なります。
※家族型の場合、お子様の人数は何人でも保険料は同じです。
※保険金額は、本人・配偶者・子供とも同額です。
※新規・増額の取扱いはしていません（同額以下更新のみとなります。）。
※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P108をご確認ください。
※ご退職後の保険料は年一括払いとなります。

【がん補償】保険金額・保険料（1口あたり）

保険期間：2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時の1年間
【団体割引：30%、損害率による割引25%】

型		家族型	夫婦型	本人型
性別		男性・女性共通		
がん診断保険金額		100万円		
がん入院保険金日額（1日あたり）		1万円		
がん手術保険金額（手術の種類により）		10万・20万・40万円		
がん退院後療養保険金額		10万円		
がん通院保険金日額（1日あたり）		5,000円		
がん重度一時金額		100万円		
保険料（月払）	5～9歳			120円
	10～14歳			160円
	15～19歳	480円	260円	130円
	20～24歳	440円	220円	110円
	25～29歳	560円	340円	170円
	30～34歳	900円	680円	340円
	35～39歳	1,220円	1,000円	500円
	40～44歳	1,700円	1,480円	740円
	45～49歳	2,400円	2,180円	1,090円
	50～54歳	3,380円	3,160円	1,580円
	55～59歳	5,180円	4,960円	2,480円
	60～64歳	7,720円	7,500円	3,750円
	65～69歳	10,660円	10,440円	5,220円
	70～74歳	13,660円	13,440円	6,720円
	75～79歳	16,560円	16,340円	8,170円
	80～84歳	19,400円	19,180円	9,590円
	85～89歳	21,900円	21,680円	10,840円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（2025年4月1日時点の満年齢）によって異なります。
※家族型の場合、お子様の人数は何人でも保険料は同じです。
※保険金額は、本人・配偶者・子供とも同額です。
※保険金をお支払いする主な場合については、P108をご確認ください。
※新規・増額の取扱いはしていません（同額以下更新のみとなります。）。
※ご退職後の保険料は年一括払いとなります。

～フルガード保険～

（基本補償（傷害補償）・賠償責任に関する補償・財産に関する補償・費用に関する補償）

〈被保険者（保険の対象となる方）〉の範囲

	家族コース	夫婦コース	個人コース
傷害	・本人*1 ・本人*1の配偶者 ・本人*1またはその配偶者の同居*2の親族 ・本人*1またはその配偶者の別居の未婚の子	・本人*1 ・本人*1の配偶者	・本人*1
個人賠償責任	・本人*1 ・本人*1の配偶者 ・本人*1またはその配偶者の同居*2の親族 ・本人*1またはその配偶者の別居の未婚の子		
借家人賠償責任	・本人*1		
携行品損害	・本人*1 ・本人*1の配偶者 ・本人*1またはその配偶者の同居*2の親族 ・本人*1またはその配偶者の別居の未婚の子	・本人*1 ・本人*1の配偶者	・本人*1
住宅内生活用動産	・本人*1 ・本人*1の配偶者 ・本人*1またはその配偶者の同居*2の親族 ・本人*1またはその配偶者の別居の未婚の子 （注）被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する、被保険者が所有する生活用動産が対象となります。単身赴任先や、家族コースの場合お子さまの就学に伴う下宿先に所在する、被保険者が所有する生活用動産も対象となります。	・本人*1 ・本人*1の配偶者	・本人*1
救援者費用等	・本人*1 ・本人*1の配偶者 ・本人*1またはその配偶者の同居*2の親族 ・本人*1またはその配偶者の別居の未婚の子	・本人*1 ・本人*1の配偶者	・本人*1
ホールインワンアルバトロス費用		・本人*1 ・本人*1の配偶者	・本人*1

※この続柄は、傷害・損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
※個人賠償責任、借家人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。
＊1 Web申込画面または加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】
（1）配偶者：法律上の配偶者のほか、
①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、および
②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方
を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。
a．婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。
b．同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
（2）親族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
（3）未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

＊2 同居とは、同一家屋*3に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または、住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。
＊3 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の集合住宅や建物内に複数の世帯が居住する住宅で、台所等の生活用設備を各々が有している等各戸室の区分が明確な場合は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。

がん診断・長期休業サポート・フルガード共通①　（引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)(幹事) 他1社）

＜保険の対象となる方（被保険者について）＞～がん診断一時金・長期休業サポート・医療補償・がん補償～

保険の対象となる方は下記のとおりです。

	本人型	夫婦型	家族型
ご本人*1	○	○	○
ご本人*1の配偶者*2	―	○	○
ご本人*1のお子様*3	―	―	○

＊1 下記の範囲に該当し、かつ、Web申込画面または加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

		年齢*4	左記以外の条件
がん診断一時金		満15歳以上満89歳以下	NHKおよびその関連団体*5の会員およびその配偶者の方
長期休業サポート		満15歳以上満59歳以下	NHKおよびその関連団体*5の会員
医療補償 がん補償	本人型	満5歳以上満89歳以下	①NHKおよびその関連団体*5の会員 ②上記①の家族 （1）配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟 （2）上記①と同居されているご親族の方
	夫婦型 家族型	男性：満18歳以上満89歳以下 女性：満16歳以上満89歳以下 ※ご本人*1の年齢*4が満89歳を超えた場合は、配偶者*2、お子様*3についても、その年齢*4にかかわらず、更新のお取扱いはできませんので、ご了承ください。	NHKおよびその関連団体*5の会員

＊2 加入時年齢*4が下記の範囲に該当し、かつ、Web申込画面または加入依頼書等に「配偶者」として記載された方をいいます。配偶者が死亡した場合や離婚等の理由によってご本人*1の配偶者でなくなった場合には、その事実が発生した時をもって保険の対象ではなくなります。
・男性：満18歳以上満89歳以下、かつ「ご本人*1の年齢*4＋5」歳以下の方
・女性：満16歳以上満89歳以下、かつ「ご本人*1の年齢*4＋5」歳以下の方
＊3 ご本人*1のお子様のうち、年齢*4が満23歳未満の方をいいます。また、ご加入後、新たに出生されたお子様は、自動的に保険の対象となる方に含まれます。
お子様が保険期間中に満23歳となった場合は、その保険契約の満期日をもって保険の対象ではなくなります。また、戸籍上の異動によりご本人*1のお子様でなくなった場合は、その事実が発生した日をもって保険の対象ではなくなります。
＊4 団体契約の始期日時点の満年齢をいいます。
＊5 対象となる関連団体につきましては、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】
（1）配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。
a 婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）
b 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
（2）親族：6 親等以内の血族および 3 親等以内の姻族をいいます。（配偶者を含みません。）

加入方法：

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

・今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続き（Web申込画面または加入依頼書のご提出等）は不要です。
・新規ご加入の方、変更を希望される方は、「Web申込画面または加入依頼書」の必要事項をご記入・署名のうえ、代理店株式会社共栄サービスへご提出ください。

この保険は、一般財団法人日本放送協会共済会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般財団法人日本放送協会共済会が有します。

＜ご注意＞
現在ご加入の方につきましては、目次ページ記載の加入勧奨期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

事故が起こったときは…

STEP1　事故受付センター（東京海上日動安心110番）
0120-720-110　受付時間：24時間365日　へ連絡する。

取扱代理店「㈱共栄サービス」：
内線 9-100-7351　外線（03）3463-7733　フリーダイヤル（0120）735122
放送センター出張所：NHK 内線 9-100-7284
ケガの場合で「傷害事故通知書（ハガキ）」によるご連絡をご希望の場合などは代理店までご連絡ください。

STEP2　請求書類が届く
保険金請求に必要な書類がご自宅に届きます。

STEP3　保険金の請求をする
ケガ・病気の場合は…
賠償事故や盗難等の場合は…
保険金請求書等を「東京海上日動火災保険㈱」に郵送する。

おケガ・ご病気のご請求は QR コードから事故受付が可能です!
※対象補償：傷害補償・医療補償・がん補償・長期休業サポート・救済者費用補償等
※証券番号が必要です

留意点

傷害補償の入院保険金は、ケガのため医師等の治療を必要とし病院または診療所に入院したとき…（入院保険金日額）×（入院日数）ただし、事故日からその日を含めて180日以内の入院のみを対象。（最高180日を限度）

傷害補償の通院保険金は、ケガのため医師等の治療を必要とし病院または診療所に通院（往診を含む）したとき…（通院保険金日額）×（通院日数）ただし、事故日からその日を含めて180日以内の通院のみを対象。（最高90日を限度）

保険金（通院保険金・入院保険金・一時金払保険金）のご請求金額が30万円を超える場合に診断書のご提出が必要となります

ご請求にあたってフリーダイヤルへお電話またはQRコードでお手続きをいただく際には、事前に証券番号をご確認ください

QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

（引受保険会社）　東京海上日動火災保険㈱（幹事会社・70%）、あいおいニッセイ同和損害保険㈱（30%）
※がん診断一時金・長期休業サポート・医療補償・がん補償については、東京海上日動単独の引受けとなります。

この保険契約は、上記の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は上記の引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせ先　【代理店】㈱共栄サービス　Tel.（03）3463-7733　フリーダイヤル（0120）735122
【引受保険会社】東京海上日動火災保険㈱（幹事）担当課　ライフデザイン部 ICT・プラットフォーマー室　Tel.（03）5223-3585

がん診断・長期休業サポート・フルガード共通②

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［マークのご説明］ 契約概要 **保険商品の内容をご理解いただくための事項**　注意喚起情報 **ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項**

Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み 契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。
この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください ＊2 。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
●救援者費用等補償特約

＊1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
＊2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定 契約概要

この保険の保険金額＊1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。
保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。
長期休業サポート（団体長期障害所得補償）、医療補償、がん補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額＊1の増額等はできません。

（金融庁ホームページ）

[長期休業サポート（団体長期障害所得補償）]

長期休業サポート（団体長期障害所得補償基本特約）の保険金額＊1は、平均月間所得額＊2以下（平均月間所得額の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額＊2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

＊1 長期休業サポート（団体長期障害所得補償）については、支払基礎所得額＊3×約定給付率とします。
＊2 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊4の平均月額をいいます。
＊3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
＊4 団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

（2）保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

（3）保険料の一括払込みが必要な場合について 注意喚起情報

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することがありますのでご注意ください。

※長期休業サポート（団体長期障害所得補償）、医療補償、がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください。

＊1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

がん診断・長期休業サポート・フルガード共通③

7 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

［告知事項・通知事項一覧］ ★：告知事項　☆：告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 / 項目名	傷害補償	がん診断一時金 長期休業サポート 医療補償 がん補償
生年月日	－	★
性別	－	★
職業・職務*1	☆	－
健康状態告知*2	－	★

※すべての補償について「他の保険契約等＊3」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。

＊1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

＊2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

＊3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

［長期休業サポート（団体長期障害所得補償）・医療補償・がん補償の「告知」（健康状態告知書）］

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日＊4から１年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります＊5。

●責任開始日＊4から１年を経過していても、保険金の支払事由が１年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません＊6（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

＊4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

＊5 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

＊6 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

＜前記以外で、保険金をお支払いできない場合＞

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる１年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

注意喚起情報

［傷害補償］

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

＊1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

［がん診断一時金保険、がん補償］

保険金受取人を特定の方に指定する場合＊2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、１名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

＊2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。

がん診断・長期休業サポート・フルガード共通④

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。
・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]
加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]
●すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
●長期休業サポート（団体長期障害所得補償）
保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額＊1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
＊1 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊2の平均月額をいいます。
＊2 団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
●借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから１か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・長期休業サポート（団体長期障害所得補償）・医療補償・がん補償・がん診断一時金においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]
●補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。
この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]
保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]
長期休業サポート（団体長期障害所得補償）・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。
ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]
長期休業サポート（団体長期障害所得補償）において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額＊1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。
＊1 支払基礎所得額×約定給付率とします。

[保険金請求忘れのご確認]
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。
更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

がん診断・長期休業サポート・フルガード共通⑤

［Web画面または更新加入依頼書等記載の内容］

Web申込画面・更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［ご加入内容を変更されている場合］

ご加入内容を変更されている場合、お手元のWeb申込画面または更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこのWeb申込画面または更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。

●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。

①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合

②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●パンフレットおよびWeb申込画面等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、 Web申込画面等、ご加入内容がわかるものとともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

がん診断・長期休業サポート・フルガード共通⑥

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに（長期休業サポート（団体長期障害所得補償）、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または３親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
＊1 法律上の配偶者に限ります。
●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
1．保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2．特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3．ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
●保険金請求権には時効（３年）がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
１．保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
２．相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
３．保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人　日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

注意喚起情報

ナビダイヤル **0570-022808**　通話料有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）

＜共同保険引受保険会社について＞

※がん診断一時金、長期休業サポート(団体長期障害所得補償)、医療補償、がん補償は東京海上日動火災保険単独のお引受となります。

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社（幹事） あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

引受割合に関しては、パンフレット記載の《お問い合わせ先》までご照会ください。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険　普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

0120-720-110
受付時間：**24時間365日**

がん診断・長期休業サポート・フルガード共通⑦

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1．保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合
□保険金額*1、免責金額（自己負担額）
□保険期間
□保険料・保険料払込方法
□保険の対象となる方

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2．加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	団体長期障害所得補償	医療補償	がん補償	左記以外の補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	—
□加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分（ＡまたＢ）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Ａに該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Ｂに該当しない方 ○職種級別Ｂに該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、６職種）	○	—	—	—	—
●『複数の方を保険の対象となる方とするタイプにご加入の場合のみ』ご確認ください。 □家族型補償（本人型以外）にご加入の場合、お子様が保険期間中に満２３歳となった場合は、翌年度の更新契約から、そのお子様は保険の対象となる方の資格を失うことについてご確認いただきましたか？	—	—	○	○	—
□保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか？（平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。） なお、保険金額*1の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 支払基礎所得額×約定給付率とします。 *2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前１２か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	—	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？	—	○	○	○	—
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○

3．重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

がん診断・長期休業サポート・フルガード共通⑧

団体総合生活保険　商品改定のご案内

商品改定を行っておりますので、必ずご確認いただきますようお願いいたします。

主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償
賠償・財産・費用に関する補償

変更する補償	改　定　項　目	概　　要
○	「個人賠償責任補償特約」の保険料改定および補償拡大	昨今のインフレーションの進行および保険金のお支払実績等を踏まえ、「個人賠償責任補償特約」の保険料を引き上げます（*1）。 また、学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等を受託品賠償の補償対象とします（*2）。 （*1）「ゴルフ賠償責任補償特約」または「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」がセットされている場合、保険料改定は行いません。 （*2）「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」がセットされている場合、既に補償対象です。
○	「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の保険料改定および引受けに関する規定改定	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の保険料を引き上げます。 また、保険金額を 100 万円とするプランについて、新規および更新の販売を停止します。
○	「ドローン」の取扱いの明確化	「ラジコン模型」に含めて取り扱っている「ドローン」について、分かりやすさの観点から、保険の対象等に含まれないことを明確化します。 〈対象特約〉 個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約
○	道路交通法改正に伴う改定	新たなモビリティの定義やその交通方法が整備された道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。 〈対象特約〉 個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約、救援者費用等補償特約

このご案内は、2024 年 10 月 1 日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-23016-202405

がん診断・長期休業サポート・フルガード共通⑨

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させてください。

医療補償・長期休業サポート（団体長期障害所得補償）・がん補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※がん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）ご自身がありのままにご記入ください。*1
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2
※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。
*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

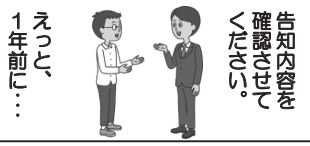

告知いただく内容例は次のとおりです。

① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去２年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
③ 過去２年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無　等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去２年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去２年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、≪お問い合わせ先≫までご連絡ください。

長期休業サポート（団体長期傷害所得補償）・医療補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から１年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、≪お問い合わせ先≫までご連絡ください。

がん診断・長期休業サポート・フルガード共通⑩

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまで バックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト　自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1: 24時間365日
0120-708-110
*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト　自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間：
（いずれも土日祝・年末・年始を除く）
・電話介護相談　：午前９時～午後５時
・各種サービス優待紹介：午前９時～午後５時
0120-428-834

電話介護相談
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2
「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート　自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間：
（いずれも土日祝・年末・年始を除く）
・法律相談　：午前10時～午後６時
・税務相談　：午後 ２時～午後４時
・社会保険に関する相談　：午前10時～午後６時
・暮らしの情報提供　：午前10時～午後４時
0120-285-110

法律・税務相談
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談
公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

がん診断・長期休業サポート・フルガード共通⑪

・メンタルヘルスサポート

自動セット

【対象となる補償】
団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

受付時間：〔日祝を除く〕 午前９時～午後９時

0120-783-503

職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決をバックアップします。

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

ご注意ください （各サービス共通）

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 ６親等以内の血族または３親等以内の姻族をいいます。

2024 年 11 月作成　24TX-003989

手続方法

- フルガード保険
- 長期休業サポート保険
- がん診断一時金保険

募集期間
1月27日(月)～2月21日(金)

加入勧奨期間後のWebでのご加入の際は、お手続きサイトのURLが異なりますので、ご照会先までご連絡ください。

1 以下のURLにアクセスしてください

http://ezoo.jp/ds4/A0039282504

- 共済会のホームページからアクセスできます
- ご自宅のパソコンやスマートフォンからもアクセスできます

2 「お手続きはこちら」のバナーをクリックして、本人確認画面へ

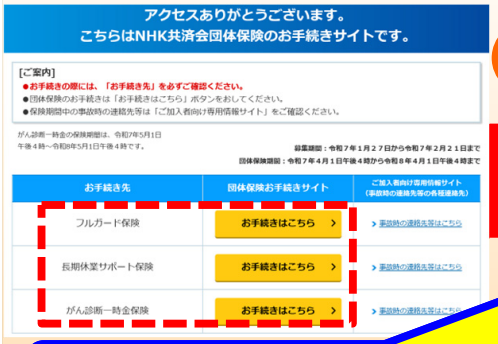

3

戸籍上のお名前でご入力ください。

- お名前（漢字・カナ）
- 生年月日
- 従業員番号（10桁）

を入力してください。

4

「上記の内容で登録する」をクリック！

前年未加入の方は、⑩「お手続きサイト」に進んでください。

従業員番号は必ず10桁で入力してください！入力方法は以下をご参照ください。

- 従業員番号は **企業コード（4桁）＋従業員番号（6桁）の計１０桁** です

（例：企業コードが「0000」（ＮＨＫ）、従業員番号が「123456」の場合 →「0000123456」）

企業コード					
	0000：NHK（出向者含む）	0910：NHK出版	1160：NHKエデュケーショナル	1300：NHK文化センター	2600：日本放送協会共済会
	0050：NHK交響楽団	0950：NHKアート	1190：NHKグローバルメディアサービス	1320：NHKビジネスクリエイト	4650：放送衛星システム
	0100：NHK厚生文化事業団	1010：NHKテクノロジーズ	1210：NHK営業サービス	1450：日本国際放送	9980：日本放送労働組合
	0210：NHK財団	1110：NHKエンタープライズ	1250：NHKプロモーション	2550：日本放送協会健康保険組合	

5 ログインＩＤ・パスワードを受信するためのメールアドレスを登録してください。

※迷惑メール対策でドメイン指定受信をご利用の方は以下ドメインからのメールを受信できるように設定願います。
「@tmnf.jp」

6

「次へ進む」クリック！

7 ご登録いただいたメールアドレスに着信したメールを開いてください。 ※メールが届かない場合、迷惑メールのフォルダもご確認ください。

～ お手続き方法のご案内 ～

お手続きサイトアドレスをクリックして、別メールでお送りす
画面に入力してください。

■お手続きサイトアドレス■
http://www.1111

■ログインＩＤ■ abcde

■お手続き期間■
令和7年1月27日から令和7年2月21日まで
毎日 ６：００～翌朝４：００
（日曜・祝日もご利用いただけます）

前年同等プランで更新される場合にはお手続きは不要です。
（改定がある場合、自動的に改定案内文言がこちらに挿入されます。）

なお、ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
重要事項説明書には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いた
だくために特に重要な情報、およびお客様にと
特にご注意頂きたい情報を記載しております。
ご不明な点等がある場合には、下記代理店まで

※お客さまがご利用のメーラーによっては、
通常の受信フォルダではなく迷惑メールフ
ます。パスワードのメールが届かない場合
ご連絡ください。

お手続きサイトアドレス
をクリックしてください。

東海 太郎 様

いつもお世話になっております。
共栄サービス【フルガード】です。

先にお送りいたしました
団体A団体保険ご加入手続きのため
パスワードをお送りいたします。

【パスワード】 ABCDE123

別メールでお送りするお手続きサイトアドレスをクリックしていただき、
ログインIDと上記パスワードでログインしてください。

<<注>>パスワードは他者に知られないように大切に保管してください。
他者に知られてしまった場合は、再発行いたしますので
ください。

いてのお問い合わせは、

※ログインIDとパスワードは別のメールで着信します。

8 ログインＩＤとパスワードを入力し、お手続きサイトへログインします。

着信したメールに記載の
ログインID・パスワードを入力
してください。

9 「ログイン」をクリック！

10 お手続きサイトより、ご加入内容の確認・変更等お申込手続きをお願いします。

Point Webでのお申込手続き完了後の加入内容変更は、お近くの共済会または共栄サービスまでお申し出ください。

フルガード保険・長期休業サポート保険・がん診断一時金保険の加入者票の作成はございません。
フルガード保険「借家人賠償責任」の加入者証は、共栄サービスへご依頼ください。

【加入勧奨期間】 2025年1月27日（月）～2025年2月21日（金）
【ご利用時間】月曜日～日曜日 6:00～翌朝４:00 ※最終日は、23:59まで
【ご照会先】取扱代理店 NHK共済会指定保険代理店株式会社共栄サービス
本社TEL(03)3463-7733 NHK内線9-100-7351 月曜日～金曜日（祝日除く）
NHK共済会 会員サポートセンター（ライフコンサルティング） NHK内線9-100-7274,7284

介護補償プラン

保険商品名【団体総合生活補償保険　傷害補償(MS&AD型)特約、介護一時金支払特約、親介護一時金支払特約、要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット】

47.5%割引
（介護補償部分＊）

＊団体割引30%・損害率による割引25%適用

介護が必要となったときにまとまった資金を補償する保険です！

！介護は他人事ではありません！

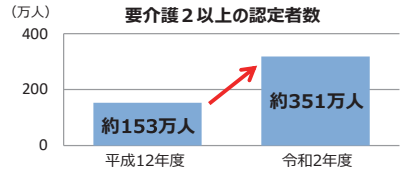

要介護2以上の認定者数は
20年間で約2倍に！
今後も増えていくことが予想されます！

<厚生労働省「令和2年度　介護保険事業状況報告（全国計）」より>

しかし…介護は事前準備が困難です

まだ準備していないあなたに！NHK共済会の『介護補償プラン！』

Point

1. 公的介護保険の認定を受けた場合、**要介護「2」以上で一時金をお支払い**します。
   また公的介護保険の給付対象外となる**「若年層の介護が必要な状態」等も補償**します。
2. 介護補償部分に47.5%割引（団体割引30%・損害率による割引25%）を適用しているため、
   個人でご加入されるよりも割安な保険料となっています。
3. ご加入にあたって、**医師の診査は不要**です！
   健康状態告知のみでお申込みいただけます。親介護一時金支払特約については、被保険者ご本人（会員または配偶者）による代理告知で加入できるため、親と離れて暮らしている場合などに手間がかかりません。

補償の範囲と補償内容

補償の範囲	補償内容	
被保険者本人 ①会員本人　または　②会員の配偶者	被保険者本人 基本補償	傷害死亡・後遺障害保険金額 50万円
	被保険者本人 オプションプラン	本人介護一時金 １００万～５００万円（１００万円単位）
特約被保険者本人 ③④会員の親　または　⑤⑥会員の配偶者の親	特約被保険者 オプションプラン	親介護一時金 １００万～５００万円（１００万円単位）

（注）補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

ご加入例

《例1》 会員本人の基本補償 ＋ 親2名の親介護一時金

会員の父親と、会員の配偶者の母親を特約被保険者とする親介護プラン「Ｃ１」に加入した場合
・会員の父親：68才
・会員の配偶者の母親：63才

合計月払保険料：470円

《例2》 会員の配偶者の基本補償 ＋ 本人介護一時金 ＋ 親1名の親介護一時金

会員の配偶者の本人介護一時金プラン「Ｂ２」と、会員の母親を被保険者とする親介護プラン「Ｃ３」に加入した場合
・会員の配偶者：44才
・会員の母親：71才

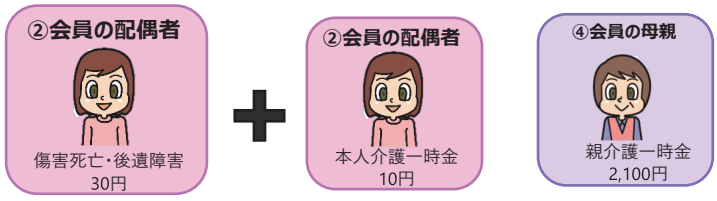

合計月払保険料：2,140円

《例3》 会員本人の基本補償 ＋ 親3名の親介護一時金

会員の父親と母親、会員の配偶者の父親を特約被保険者とする親介護プラン「Ｃ２」に加入した場合
・会員の父親：68才
・会員の母親：71才
・会員の配偶者の父親：63才

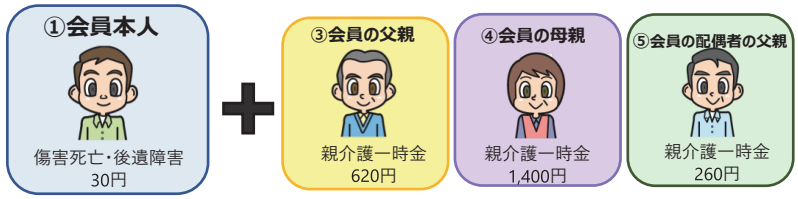

合計月払保険料：2,310円

保険金額と保険料

・フランチャイズ期間：９０日（本人介護の場合は被保険者ご本人、親介護の場合は被保険者ご本人の親が要介護状態となり、その状態が９０日を超えて継続した場合に、一時保険金をお支払いします。）
・要介護３以上から要介護２以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット

被保険者本人　基本補償	
オプション名	S
傷害死亡・後遺障害保険金額	50万円
月払保険料（一律）	30円

※傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度により傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。

＋

被保険者本人　介護一時金

オプション名		B1	B2	B3	B4	B5
介護一時金額		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
月払保険料	2025年4月1日時点の満年令 ～39才	10円	10円	20円	20円	30円
	40～44才	10円	10円	20円	20円	30円
	45～49才	10円	20円	30円	40円	60円
	50～54才	20円	50円	70円	100円	120円
	55～59才	60円	120円	170円	230円	290円
	60～64才	130円	260円	390円	520円	660円
	65～69才	310円	620円	930円	1,240円	1,550円
	70～74才	700円	1,400円	2,100円	2,790円	3,490円
	75～79才	1,550円	3,100円	4,650円	6,210円	7,760円
	80～84才	3,920円	7,850円	11,770円	15,700円	19,620円
	85～89才	8,020円	16,050円	24,070円	32,090円	40,120円

＋

特約被保険者　親介護一時金

オプション名		C1	C2	C3	C4	C5
親介護一時金額		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
月払保険料	2025年4月1日時点の満年令 ～39才	10円	10円	20円	20円	30円
	40～44才	10円	10円	20円	20円	30円
	45～49才	10円	20円	30円	40円	60円
	50～54才	20円	50円	70円	100円	120円
	55～59才	60円	120円	170円	230円	290円
	60～64才	130円	260円	390円	520円	660円
	65～69才	310円	620円	930円	1,240円	1,550円
	70～74才	700円	1,400円	2,100円	2,790円	3,490円
	75～79才	1,550円	3,100円	4,650円	6,210円	7,760円
	80～84才	3,920円	7,850円	11,770円	15,700円	19,620円
	85～89才	8,020円	16,050円	24,070円	32,090円	40,120円

※上記保険料は、団体割引30%、損害率による割引25%、大口契約割引10%（傷害部分）を適用しています。
※親介護一時金は、特約被保険者に支払われます。
※親2~4名が加入される場合は、親の保険金額は同額（同一保険プラン）となります。保険料はそれぞれの年令によって異なります。
※継続時には、保険始期日時点の年令および保険料率により保険料が変更となる場合があります。
※保険期間中の保険金額の増減（プラン変更を含みます）のお取扱いはできません。
※中途加入時の保険料は、中途加入する契約の、保険始期日時点における年令の保険料になります。
※介護一時金支払特約または親介護一時金支払特約について、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

加入資格・保険期間・加入可能年令・退職後の取り扱い

●**加入資格（申込人）**：会員ご本人。被保険者ご本人（補償の対象となる方）は会員または配偶者からお選びいただけます。
親介護一時金補償については、会員または配偶者（内縁※の夫・妻を含みます）の親（同居・別居は問いません）を１～４名まで指定可能です。
※内縁とは、法律上の婚姻届が提出されていない事実上の婚姻関係にあることをいいます。

●**保険期間（ご契約期間）**：２０２５年４月１日午後４時から２０２６年４月１日午後４時まで
（保険料は６月より給与引き去り。中途加入の場合は保険始期２か月後より給与引き去り。）
（満期時に特にお申し出がない場合、ご加入内容と同じ補償条件で自動継続となります。）

●**加入可能年令**：新規加入は、保険始期日時点の満年令が被保険者ご本人は満１８才・特約被保険者（親）は満２０才から満８９才までとなります。

●**退職後の取り扱い**：退職※後も上記の年令まで団体契約として引き続きご加入いただけます。
※退職とは、定年退職者または①在職２５年以上の退職者②在職２０年以上で５０才以上の退職者のことをいいます。

詳しくは右記コードより重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明・サービスのご案内をご確認ください。右記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。
※右記コードの重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明は、弊社汎用のものになります。

重要事項のご説明 GN22D010833
お支払いする保険金および費用保険金のご説明 GN23D010034
サービスのご案内 GN24-300006

＜その他ご注意＞
・この保険はNHK共済会を保険契約者とし、会員を加入者とする「団体総合生活補償保険（傷害補償（ＭＳ＆ＡＤ型）特約、介護一時金支払特約、親介護一時金支払特約セット）」の団体契約です。
・このパンフレットは、「団体総合生活補償保険（傷害補償（ＭＳ＆ＡＤ型）特約、介護一時金支払特約、親介護一時金支払特約セット）」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
・この保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（NHK共済会）に交付されます。
・健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込事項（年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込事項を入力（記入）していただきます。正しく入力（記入）していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
・お支払いの対象となる事故が起こった場合は、３０日以内に引受保険会社までご連絡ください。引受保険会社より保険金請求書などが送付されます。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った被害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。
・ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出がない限り、ご退職まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者または特約被保険者（親）の年令および保険料率によって計算されます。（ご注意）保険金請求書事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
・健康状態告知書の質問事項については、必ず被保険者ご本人が回答ください。なお、親介護一時金支払特約に関しては、被保険者ご本人が特約被保険者に代わってご回答ください。

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
公務部営業第二課
〒103-0027　東京都中央区日本橋３－５－１９
TEL：０５０-３４６０-０６００

取扱代理店

株式会社　共栄サービス
〒150-0042　東京都渋谷区宇田川町１０－３
VORT渋谷Ⅱ7F
TEL：０３-３４６３-７７３３

（2024年11月承認）A24-102864

介護補償プラン①〈保険金一覧〉

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損保

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】〈傷害補償（MS&AD型）〉

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、保険証券記載の被保険者をいいます。

■傷害補償（MS&AD型）特約の補償内容

1. 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
   ※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
2. 傷害補償（MS&AD型）特約の補償内容は次のとおりです。

（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア．乗用具（＊1）を用いて競技等（＊2）をしている間（ウ．に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等（＊2）をしている間」を除きます） イ．乗用具（＊1）を用いて競技等（＊2）を行うことを目的とする場所において、競技等（＊2）に準ずる方法・態様により、乗用具（＊1）を使用している間（ウ．に該当しない「道路上で競技等（＊2）に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます） ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（＊2）をしている間または競技等（＊2）に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③被保険者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など (＊1) 乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 (＊2) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4％～100％） ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

■要介護状態に関する特約の補償内容

1. 被保険者が要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。
   ※要介護状態とは、被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第1号被保険者（＊1）である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上（＊3）の状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者（＊2）である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上（＊3）の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（＊4）に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者でない場合	寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

（＊1）第1号被保険者とは、介護保険法第9条第1号に規定する65才以上の方をいいます。
（＊2）第2号被保険者とは、介護保険法第9条第2号に規定する40才以上65才未満の方をいいます。
（＊3）要介護状態区分が「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合、要介護状態区分「2」以上となります。
（＊4）特定疾病とは、介護保険法第7条第3項第2号に定める特定疾病をいい、2023年1月現在では、次の病気をいいます。

がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます）、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 介護一時金支払特約の被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。親介護一時金支払特約の被保険者は、その特約の被保険者として保険証券に記載された方となります。

（注）保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

介護補償プラン②〈保険金一覧〉〈重要事項のご説明〉　引受保険会社：あいおいニッセイ同和損保

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金支払特約	介護一時金	被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合 ※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。 ①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「3」以上（＊））の効力が生じた日 （＊）要介護状態区分「3」以上は、「要介護３以上から要介護２以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。	介護一時金額の全額 ※ この特約に基づく保険金をお支払いした場合、この特約は失効します。	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。※1 (2) 次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ⑧治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ⑨治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用 ⑩被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 (3) 被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません。 など ※1 被保険者が要介護状態の原因となる事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その要介護状態の原因となった事由は、保険期間の開始時以降に発生したものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した要介護状態に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
親介護一時金支払特約	親介護一時金	被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合 ※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。 ①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「3」以上（＊））の効力が生じた日 （＊）要介護状態区分「3」以上は、「要介護３以上から要介護２以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。	親介護一時金額の全額 ※この特約に基づく保険金をお支払いした場合、その被保険者についてこの特約は失効します。	上記の介護一時金支払特約の「保険金をお支払いできない主な場合」(1)、(2) および (3) に該当する場合は、保険金をお支払いできません。

重要事項のご説明　契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（ＭＳ＆ＡＤ型））

2023年10月

■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み
団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	補償の概要
ケガの補償	傷害補償（MS&AD型）特約	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲
①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約によりご加入できる被保険者の年令が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
②基本となる補償の被保険者は、ご本人となります。
③上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2 基本となる補償 等

(1) 保険金をお支払いする場合
「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合
基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注） ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ●地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ など

（注）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要
ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(4) 保険金額の設定
保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
・保険金額は、被保険者の年令・収入・高額療養費制度等の公的保険制度（注）などを踏まえて設定してください。
（注）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

(5) 保険期間
お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み
保険料は、保険金額、年令および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法
お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

介護補償プラン③〈重要事項のご説明〉

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損保

重要事項のご説明　注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（ＭＳ＆ＡＤ型））

2023年10月

■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

（1）申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
（2）告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（注）。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
（注）次において、［1］に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

［1］**すべてのご契約**
同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無
（注）タフ・ケガの保険、学生・こども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

［2］**「介護一時金支払特約」「親介護一時金支払特約」をセットした場合**
被保険者の生年月日、年令、健康状態告知。

ご注意
●健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実に相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
●継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
●「親介護一時金支払特約」をセットする場合の健康状態告知の回答にあたっては、被保険者本人が必ず特約被保険者の方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのままご記入ください。
※「親介護一時金支払特約」は、被保険者本人が特約被保険者を代理して回答ください。
●「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。
●健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（＊）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険契約の開始時（＊）から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（＊）から１年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
（＊）継続加入の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

3 傷害死亡保険金受取人

被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

（1）現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

（2）新たなご契約（団体総合生活補償保険）の申込みをする場合のご注意事項
①被保険者の健康状態などにより、新たなご契約をお引受けできない場合があります。
②次の病気等に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

介護一時金支払特約 親介護一時金支払特約	新たなご契約の保険期間の開始時より前に発生した病気等を原因とする要介護状態

③新たなご契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料（注）を適用し、新たなご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たなご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
（注）保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

5 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

特約の追加など、加入条件を変更する場合

6 補償の開始・終了時期

①補償の開始：始期日の午後４時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
②補償の終了：満期日の午後４時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償 等**（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご加入の場合、引受保険会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

9 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。
●ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

10 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を発生させ、または発生させようとした場合
・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。
※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

介護補償プラン④〈重要事項のご説明〉

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損保

⓫ 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償	
	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%（注）	80%

（注）破綻前に発生した事故および破綻時から３か月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。
※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

⓬ 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）をご覧ください。

〈その他ご注意いただきたいこと〉

■ 危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速･確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。
※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■ 無効・取消し・失効について

（1）次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合
（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
（3）次の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注１）
・被保険者が死亡（注２）したとき
（注１）上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注２）傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■ 重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。
②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■ 税法上の取扱い（2024年11月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご加入内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。
※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■ 請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
（1）引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
（2）上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額
（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
※１ 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して所得補償保険金をお支払いします。
※２ 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■ 事故が起こった場合

1 **事故が起こった場合**
（1）事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
（2）他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

2 **保険金の支払請求時に必要となる書類等**
被保険者または保険金を受け取るべき方は、**〈別表「保険金請求書類」〉**のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて**〈別表「保険金請求書類」〉**以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 **保険金のお支払時期**
引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 **保険金の代理請求**
被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。
●保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の３親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

介護補償プラン⑤〈重要事項のご説明〉　引受保険会社：あいおいニッセイ同和損保

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いします。
被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効
保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

〈別表「保険金請求書類」〉

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(6)に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	被保険者であることを確認する書類		
	書類の例	・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本）	など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書　・戸籍謄本　・委任状　・未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書　・保険金直接支払指図書　・債務額現在高通知書	など
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要となる書類		
	①	保険事故の発生を示す書類	
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など）　・死亡診断書または死体検案書	など
	②	保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書　・領収書　・後遺障害診断書　・レントゲン等の検査資料	など
	③	その他の書類	
	書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）	など
(6)	その他費用に関する保険金を請求する場合に必要となる書類		
	①	保険事故の発生を示す書類	
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など）　・ホールインワン・アルバトロス証明書 ・扶養者などの戸籍謄本　・損害物の写真 ・要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療報酬明細書または公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(注) (注) 公的介護保険制度を定める法令の規定による被保険者証、公的介護保険制度の要介護認定等の申請に要した書類の写しおよび被保険者が受領した公的介護保険制度の要介護認定等に関する通知書その他要介護状態区分を証明する書類をいいます。	など
	②	保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・被害品の価格を証明する書類　・修理見積書　・領収書	など
	③	その他の書類	
	書類の例	・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・調査同意書（引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書）	など

〈ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）〉

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。
1．被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」（注）について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
（注）親介護一時金支払特約をセットする場合は特約被保険者の「氏名」「生年月日」「年令」をご確認ください。
2．「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3．下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）
※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。
4．補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

介護補償プラン⑥〈重要事項のご説明〉

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損保

お問合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問合わせ	
【取扱代理店】	株式会社　共栄サービス
【電話番号】	03-3463-7733　※ おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060（無料）

●受付時間　平日9：00 ～ 17：00
●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
●ご加入の団体名（会社･官公庁･学校･組合･会等）をお知らせください。
「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター　**0120-985-024**（無料）

●受付時間 24時間365日
●おかけ間違いにご注意ください。
●ＩＰ電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽＡＤＲセンター

［ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）］**0570-022-808**

●受付時間［平日9:15 ～ 17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）］
●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
●携帯電話からも利用できます。
●電話リレーサービス、ＩＰ電話からは03-4332-5241におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html）

〈引受保険会社〉
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

手続方法

➢ 介護補償プラン

取扱代理店：NHK共済会指定保険代理店株式会社共栄サービス

加入勧奨期間のみＷＥＢでお申し込みとなります

募集期間
1月27日（月）～2月21日（金）

業務用ＰＣ、業務用スマホではお手続きいただけませんのでご注意ください。

- **WEB(PC・ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ)によるパンフレット・保険料等の確認、加入・変更等のお手続きとなります。**

下記ログイン方法をご参照いただき、お手続きをお願いいたします。
※WEBでのお手続きとなりますので、加入申込票は紙で配布いたしません。
※既にご加入いただいている方で補償内容の変更が不要な方はWEBによる特段のお手続きは不要です。

新規加入手続き

1．以下のURLにアクセスしてください。

PCやスマートフォンで、下記URLもしくは二次元コードを読み込んでアクセスしてください。

https://aioinissaydowa-ej.jp/OfficeSelect?p=MTAzMDE5OTMyNg

業務用ＰＣ、
業務用スマホでは
お手続きいただけません

2．ご本人情報と従業員番号

お名前	姓	●●●	名	●●●	
フリガナ（半角カナ）	ｾｲ	●●●	ﾒｲ	●●●	
生年月日	西暦	●●●●	年	●●	月 ●● 日
性別	○男性 ○女性				
従業員番号	企業コード4桁+従業員番号6桁(10桁)				

お名前（漢字・カナ）、生年月日、性別、従業員コード（10桁）を入力し、「登録」をクリックしてください。
従業員番号は必ず10桁で入力してください。
下記企業コード4桁＋従業員番号6桁の従業員コードの10桁

3．メールアドレスの登録を行います。

メールアドレスを入力後、「メールアドレス登録」をクリックしてください。
ドメイン設定を行っている方は（@aioinissaydowa-ej.jp）からのメールを受信可能設定してください。

企業コード

0000	NHK（出向含む）	1210	NHK営業サービス
0050	NHK交響楽団	1250	NHKプロモーション
0100	NHK厚生文化事業団	1300	NHK文化センター
0210	NHK財団	1320	NHKビジネスクリエイト
0910	NHK出版	1450	日本国際放送
0950	NHKアート	2550	日本放送協会健康保険組合
1010	NHKテクノロジーズ	2600	日本放送協会共済会
1110	NHKエンタープライズ	4650	放送衛星システム
1160	NHKエデュケーショナル	9980	日本放送労働組合
1190	NHKグローバルメディアサービス		

4．メールが２通送信されます。今後も利用するため、大切に保管ください。

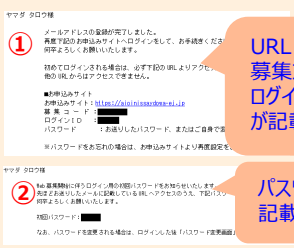

URL
募集コード
ログインID
が記載

パスワードが
記載

5．メールに記載の募集コード、ログインID、パスワードを入力しログインを行います。

募集コード・ログインID・パスワードを入力し、「ログイン」をクリックしてください。
メールに記載のURLでログインいただいた場合、募集コードはプリセットされておりますが、プリセットされていない場合は、下記の募集コードを入力してください。

募集コード	KEFV40621
ログインID	①メールに記載のログインID
パスワード	②メールに記載のパスワード

6．「お手続きはこちら」より、お申込み手続きをお願いします。

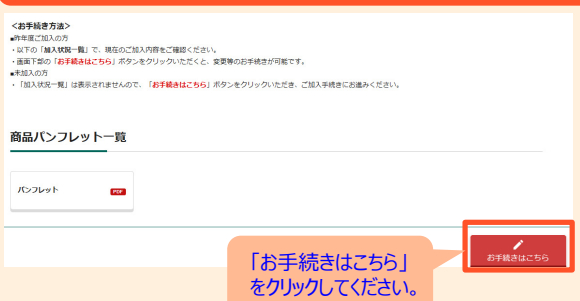

「お手続きはこちら」をクリックしてください。

7．お申込み手続き時のご留意点

各プランの加入を検討するをクリックした後は、「基本補償 S」をチェックしてからプランを選択してください。

8. 被保険者追加手続き（会員の配偶者を被保険者本人とする場合）

プラン変更・解約手続き

1．以下のURLにアクセスしてください。

PCやスマートフォンで、下記URLもしくは二次元コードを読み込んでアクセスしてください。

https://aioinissaydowa-ej.jp/?p=MzM5ODIwNzM3NQ

業務用ＰＣ、
業務用スマホでは
お手続きいただけません

企業コード			
0000	NHK（出向含む）	1210	NHK営業サービス
0050	NHK交響楽団	1250	NHKプロモーション
0100	NHK厚生文化事業団	1300	NHK文化センター
0210	NHK財団	1320	NHKビジネスクリエイト
0910	NHK出版	1450	日本国際放送
0950	NHKアート	2550	日本放送協会健康保険組合
1010	NHKテクノロジーズ	2600	日本放送協会共済会
1110	NHKエンタープライズ	4650	放送衛星システム
1160	NHKエデュケーショナル	9980	日本放送労働組合
1190	NHKグローバルメディアサービス		

2．ログイン画面に必要情報を入力し初回ログイン（メールアドレス登録）を行います。

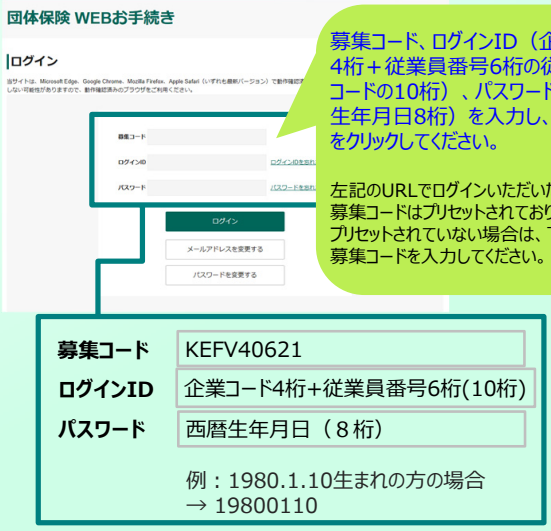

3．お客さま情報入力画面に切り替わりますので、お客さま情報を入力ください。

4．再度ログイン画面に遷移するので必要情報を入力し、ログイン後プランの変更または解約を選択してください。

お申し込みはこちら👉

交通事故傷害プラン

引受保険会社：
あいおいニッセイ同和損保 他２社

保険商品名【団体総合生活補償保険(傷害補償(標準型)特約・交通事故危険のみ補償特約・天災危険補償特約セット)】

52.75%割引

交通事故等を原因としたケガを補償します。

保険料は毎月130円（１口あたり）

特　長

- フルガード保険の上乗せ補償になります。
- １年を通じて随時加入できます。（中途加入の場合、申込日の翌月１日午前０時が保険始期となります。）
- 国内外を問わず補償します。
- 団体割引（30%）、損害率による割引（25%）および大口契約割引（10%）により、52.75%の割引が適用され、個人加入に比べ割安な保険料です。
- 保険料は、加入月の2か月後に引落し開始となります。

保険期間（ご契約期間）

- 2025年4月１日午後4時～2026年4月1日午後4時
（保険料は６月給与からの引き去りとなります）
- １年ごとの自動継続となります。特にお申し出のない場合、前年度と同一口数にて自動継続扱とさせていただきますので、お手続きは不要です。
- 勧奨期間中に新規加入、内容変更、解約をご希望される場合は、Web にてお手続きください。
※保険期間中の口数変更のお取扱いが可能です。

加入資格

- 加入申込人は会員ご本人となりますが、被保険者（補償の対象となる方）はご本人のほか、配偶者、お子さま、ご両親、兄弟姉妹、ご本人と同居されている親族(※)の方および使用人からお選びいただき、ご本人と同じ保険料でご加入できます。
（※）親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

保険料と加入口数

- １口につき、月額130円、被保険者１人あたり７口までご加入いただけます。

補償内容

交通事故危険のみ補償特約・天災危険補償特約セット
＜１口あたりの補償額＞

傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円
傷害入院保険金日額	1,450円（1日につき）
傷害通院保険金日額	1,100円（1日につき）
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日（入院・通院）

補償される主な事故

◇国内外の交通事故等
１．自動車・電車・航空機・船舶などの乗り物に乗っている間のケガ
２．上記１の乗り物との衝突・接触・上記１の乗り物の火災・爆発等の事故によるケガ
３．乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの間のケガ　など

※天災（地震・噴火・津波）により発生した上記のケガも補償します。
※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

退職後の取り扱い

- 退職※後も団体契約としてご加入いただけます。
※退職とは、定年退職者または①在職25年以上の退職者②在職20年以上で50才以上の退職者のことをいいます。

（注）補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

このような事故を原因としたケガの時にお役にたちます

詳しくは右記コードより重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明・サービスのご案内をご確認ください。右記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。
※右記コードの重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明は、弊社汎用のものになります。

重要事項のご説明 GN22D010834
お支払いする保険金および費用保険金のご説明 GN22D010922
サービスのご案内 GN24-300006

■その他のご注意

◇この保険はNHK共済会を保険契約者とし、会員を加入者とする「団体総合生活補償保険（傷害補償（標準型）特約・交通事故危険のみ補償特約・天災危険補償特約セット）」の団体契約です。
◇このパンフレットは、「団体総合生活補償保険（傷害補償（標準型）特約・交通事故危険のみ補償特約・天災危険補償特約セット）」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受幹事保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受幹事保険会社にお問合わせください。
◇この保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は、保険契約者（NHK共済会）に交付されます。
◇加入申込事項（他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限することがありますので、あらかじめご了承ください。
◇他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込事項を入力（記入）していただきます。正しく入力（記入）していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
◇事故が起こった場合は、30日以内にNHK共済会備え付けの「傷害事故通知書（はがき）」により引受幹事保険会社までご連絡ください。引受幹事保険会社より保険金請求書などが送付されます。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。
◇ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出がない限り、ご退職まで保険契約の満了する日の補償内容と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。 この場合、継続後の保険料は、継続日時点の保険料率によって計算されます。（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
◇この保険の保険料には、団体割引30%（被保険者数10,000名以上）、損害率による割引25%、大口契約割引10%が適用されています。

■共同保険取扱契約引受保険会社（引受割合）

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（幹事会社・68%）
東京海上日動火災保険株式会社（27%）
損害保険ジャパン株式会社（5%）
以上3社

＊この保険契約は、3社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、引受幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行(NHK共済会に交付されます)、保険金支払その他の業務または事務を行っています。

■引受幹事保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
〒103-0027　東京都中央区日本橋3-5-19
【ご契約内容】公務部営業第二課
TEL：050-3460-0600

■取扱代理店

JP損保サービス株式会社
〒102-0074
東京都千代田区九段南 4-7-15 JPR 市ヶ谷ビル 4F
お問合わせ先：03-6261-5888

（2024年11月承認）A24-102864

交通事故傷害プラン①〈保険金一覧〉〈重要事項のご説明〉 引受保険会社：あいおいニッセイ同和損保 他2社

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】〈傷害補償（標準型）〉

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、保険証券記載の被保険者をいいます。

■傷害補償（標準型）特約の補償内容

1．被保険者が被った次の傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合	次のいずれかのケガ a．運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ b．運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ c．道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用している工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用している工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被ったケガ d．交通乗用具の火災によって被ったケガ ※交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

2．傷害補償（標準型）特約の補償内容は次のとおりです。

（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	（1）次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 （2）次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 （3）次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア．交通乗用具を用いて競技等（＊）をしている間（ウ．に該当しない「交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等（＊）をしている間」を除きます） イ．交通乗用具を用いて競技等（＊）を行うことを目的とする場所において、競技等（＊）に準ずる方法・態様により、交通乗用具を使用している間（ウ．に該当しない「道路上で競技等（＊）に準ずる方法・態様により、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間」を除きます） ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等（＊）をしている間または競技等（＊）に準ずる方法・態様により交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間 ②船舶に搭乗することを職務とする被保険者（養成所の職員・生徒である場合を含みます）が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ③「航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機」以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故 ④被保険者が、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故 ⑤被保険者が職務として、荷物などの交通乗用具への積込み作業、交通乗用具からの積卸し作業、または交通乗用具上での整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 ⑥被保険者が職務として、交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 など （＊）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）、訓練（自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みません）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（４％～100％） ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、１事故につき、180日が限度となります。 ※入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療（＊1）に該当する診療行為（＊2） （＊1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 （＊2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。	①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※１事故につき、１回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を１回受けたものとします。 ※傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象となります。	
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を１回算定された場合は、最初の１回のみ通院したものとみなします。 ※治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、１事故につき、90日が限度となります。 ※通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

重要事項のご説明　契約概要のご説明（傷害補償（標準型）特約セット団体総合生活補償保険）　2023年10月

■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。

■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1 商品の仕組み

（1）商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、被保険者が傷害（以下「ケガ」といいます）を被った場合などを補償する保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償		
補償の種類	補償の概要	基本となる補償の特約
ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。（注）	傷害補償（標準型）特約

（注）「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合は、交通事故や交通乗用具の火災によって被ったケガに限り保険金をお支払いします。

交通事故傷害プラン②〈重要事項のご説明〉

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損保 他2社

(2) 被保険者の範囲
①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
②基本となる補償の被保険者は、ご本人となります。
③上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2 基本となる補償 等

(1) 保険金をお支払いする場合
「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合
基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等（注１）の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注２） ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒　など

（注１）「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
（注２）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要
ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(4) 保険金額の設定
保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
・保険金額・日額は、被保険者の年令・収入・高額療養費制度等の公的保険制度（注）などを踏まえて設定してください。
（注）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

(5) 保険期間
お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み
保険料は、保険金額、保険期間および職業・職務等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法
お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

重要事項のご説明　注意喚起情報のご説明（傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険）　2023年10月

■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款･特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

(1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
(2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（注）。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
（注）次に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項
同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無 （注）タフ・ケガの保険、学生・こども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

3 傷害死亡保険金受取人

被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
・多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

5 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

次の事項が発生した場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

特約の追加など、契約条件を変更する場合

6 補償の開始・終了時期

（1）補償の開始：始期日の午後４時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
（2）補償の終了：満期日の午後４時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償 等**（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご加入の場合、引受保険会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

9 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。
●ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

10 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。
【被保険者が解約を求めることができる場合】

交通事故傷害プラン③〈重要事項のご説明〉

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損保 他2社

①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を発生させ、または発生させようとした場合
・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。
※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

⓫ 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等はケガの補償については80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
※ケガの補償以外の保険金、解約返れい金等の補償割合は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

⓬ 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）および共同引受保険会社のホームページをご覧ください。

〈その他ご注意いただきたいこと〉

■ ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。
※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■ 無効・取消し・失効について

（1）次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合
（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
（3）次の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注1）
被保険者が死亡（注2）したとき
（注1）上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注2）傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■ 重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。
②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■ 請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
（1）引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
（2）上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額
（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。
※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■ 共同保険について

あいおいニッセイ同和損害保険（株）および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。あいおいニッセイ同和損害保険（株）は、引受幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

■ 事故が起こった場合

1 事故が起こった場合
（1）事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
（2）他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等
被保険者または保険金を受け取るべき方は、**〈別表「保険金請求書類」〉**のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて**〈別表「保険金請求書類」〉**以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期
引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求
被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。
●保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

交通事故傷害プラン④〈重要事項のご説明〉

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損保 他2社

【被保険者の代理人となりうる方】

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の３親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

〈別表「保険金請求書類」〉

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5) に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	被保険者であることを確認する書類		
	書類の例	・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本）	など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書　・戸籍謄本　・委任状　・未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書　・保険金直接支払指図書　・債務額現在高通知書	など
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要となる書類		
	① 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など）　・死亡診断書または死体検案書	など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書　・領収書　・後遺障害診断書　・レントゲン等の検査資料	など
	③ その他の書類		
	書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）	など

〈ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）〉

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。
1．被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2．「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3．下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）
※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問合わせ

【取扱代理店】	**JP 損保サービス株式会社**
【電話番号】	**03-6261-5888** ※ おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060（無料）

●受付時間　平日9：00 ～ 17：00
●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
●ご加入の団体名（会社・官公庁・学校・組合・会等）をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター **0120-985-024**（無料）

●受付時間 24時間365日
●おかけ間違いにご注意ください。
●ＩＰ電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽＡＤＲセンター

［ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）］ 0570-022-808

●受付時間［平日9:15 ～ 17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）］
●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
●携帯電話からも利用できます。
●電話リレーサービス、ＩＰ電話からは03-4332-5241におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html）

〈引受保険会社〉
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

手続方法

➢ 交通事故傷害プラン

取扱代理店：NHK共済会指定保険代理店JP損保サービス株式会社

加入勧奨期間のみＷＥＢでお申し込みとなります

募集期間
1月27日（月）～2月21日（金）

業務用ＰＣ、業務用スマホではお手続きいただけませんのでご注意ください。

- **WEB(PC・ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ)によるパンフレット・保険料等の確認、加入・変更等のお手続きとなります。**

下記ログイン方法をご参照いただき、お手続きをお願いいたします。
※WEBでのお手続きとなりますので、加入申込票は紙で配布いたしません。
※既にご加入いただいている方で補償内容の変更が不要な方はWEBによる特段のお手続きは不要です。

新規加入手続き

1．以下のURLにアクセスしてください。

PCやスマートフォンで、下記URLもしくは二次元コードを読み込んでアクセスしてください。

https://aioinissaydowa-ej.jp/OfficeSelect?p=Mjg0MjkxMDIzOQ

業務用ＰＣ、
業務用スマホでは
お手続きいただけません

2．ご本人情報と従業員番号

お名前	姓	●●●	名	●●●	
フリガナ（半角カナ）	ｾｲ	●●●	ﾒｲ	●●●	
生年月日	西暦	●●●●	年	●●	月 ●● 日
性別	○男性 ○女性				
従業員番号	企業コード4桁+従業員番号6桁(10桁)				

お名前（漢字・カナ）、生年月日、性別、従業員コード（10桁）を入力し、「登録」をクリックしてください。
従業員番号は必ず10桁で入力してください。
下記企業コード4桁＋従業員番号6桁の従業員コードの10桁

3．メールアドレスの登録を行います。

メールアドレスを入力後、「メールアドレス登録」をクリックしてください。
ドメイン設定を行っている方は（@aioinissaydowa-ej.jp）からのメールを受信可能設定してください。

企業コード

0000	NHK（出向含む）	1210	NHK営業サービス
0050	NHK交響楽団	1250	NHKプロモーション
0100	NHK厚生文化事業団	1300	NHK文化センター
0210	NHK財団	1320	NHKビジネスクリエイト
0910	NHK出版	1450	日本国際放送
0950	NHKアート	2550	日本放送協会健康保険組合
1010	NHKテクノロジーズ	2600	日本放送協会共済会
1110	NHKエンタープライズ	4650	放送衛星システム
1160	NHKエデュケーショナル	9980	日本放送労働組合
1190	NHKグローバルメディアサービス		

4．メールが２通送信されます。今後も利用するため、大切に保管ください。

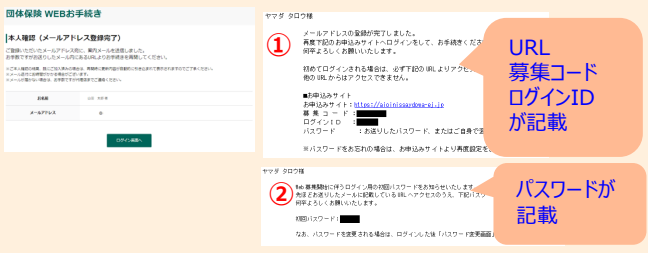

URL
募集コード
ログインID
が記載

パスワードが記載

5．メールに記載の募集コード、ログインID、パスワードを入力しログインを行います。

募集コード・ログインID・パスワードを入力し、「ログイン」をクリックしてください。
メールに記載のURLでログインいただいた場合、募集コードはプリセットされておりますが、プリセットされていない場合は、下記の募集コードを入力してください。

募集コード	KEFV50622
ログインID	①メールに記載のログインID
パスワード	②メールに記載のパスワード

6．「お手続きはこちら」より、お申込み手続きをお願いします。

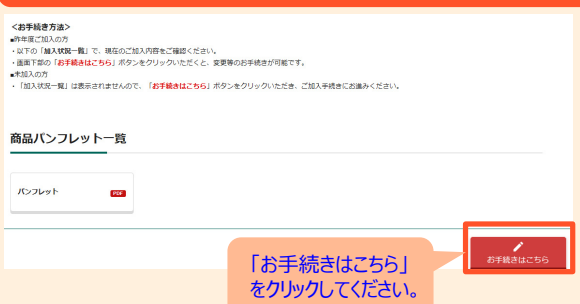

「お手続きはこちら」をクリックしてください。

7．お申込み手続き時のご留意点

交通傷害にご加入希望の場合は、「選択する」にチェックをいれます。

希望する口数を選択します。

8. 被保険者追加手続き（配偶者、お子さま等を被保険者とする場合）

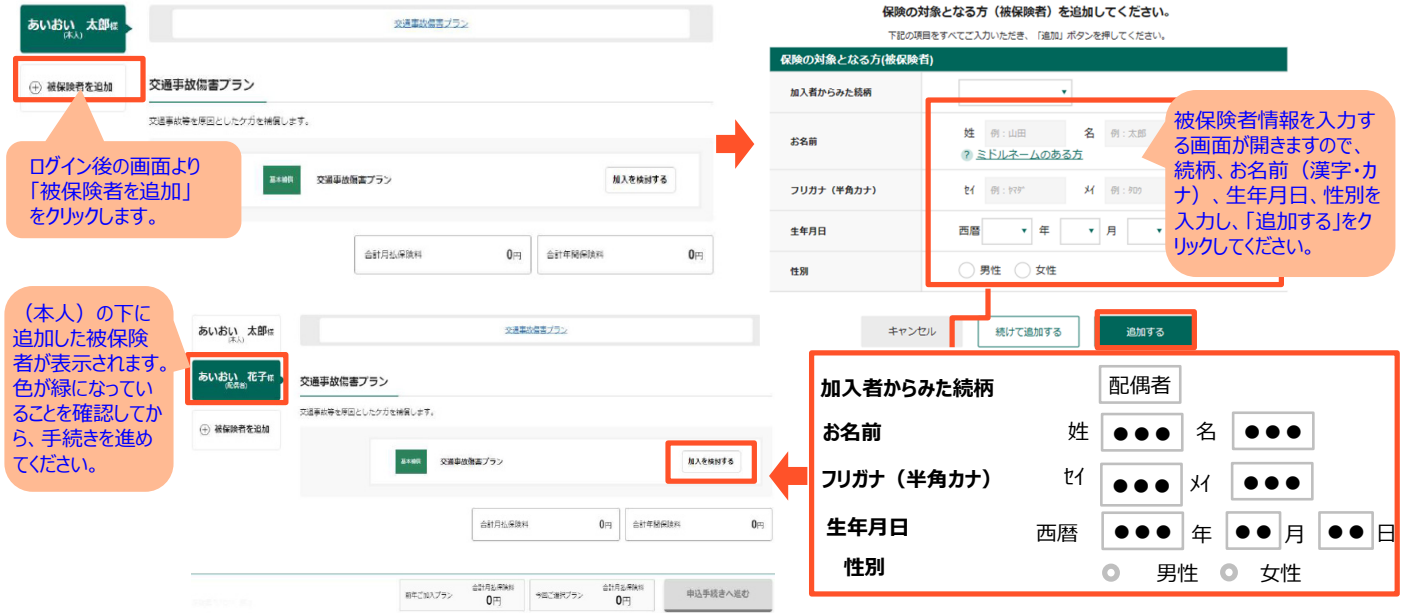

プラン変更・解約手続き

1．以下のURLにアクセスしてください。

PCやスマートフォンで、下記URLもしくは二次元コードを読み込んでアクセスしてください。

https://aioinissaydowa-ej.jp/?p=MzE4NDc0Mjg4

業務用ＰＣ、
業務用スマホでは
お手続きいただけません

企業コード			
0000	NHK（出向含む）	1210	NHK営業サービス
0050	NHK交響楽団	1250	NHKプロモーション
0100	NHK厚生文化事業団	1300	NHK文化センター
0210	NHK財団	1320	NHKビジネスクリエイト
0910	NHK出版	1450	日本国際放送
0950	NHKアート	2550	日本放送協会健康保険組合
1010	NHKテクノロジーズ	2600	日本放送協会共済会
1110	NHKエンタープライズ	4650	放送衛星システム
1160	NHKエデュケーショナル	9980	日本放送労働組合
1190	NHKグローバルメディアサービス		

2．ログイン画面に必要情報を入力し初回ログイン（メールアドレス登録）を行います。

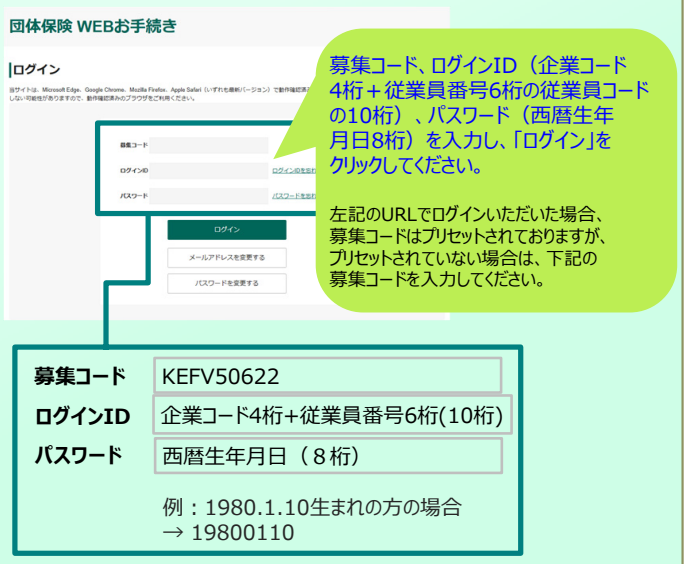

3．お客さま情報入力画面に切り替わりますので、お客さま情報を入力ください。

4．再度ログイン画面に遷移するので必要情報を入力し、ログイン後プランの変更または解約を選択してください。

自動車保険

24時間365日あなたのカーライフを
万全の体制でサポートします。

新規ご加入方法

自動車保険の新規見積り･お手続きはインターネットより簡単にお申し込みできます

QRコードから東京海上日動見積り予約サイトにアクセスしてください

※QRコード経由のアクセスにはパケット通信料がかかります。
※既に東京海上日動の自動車保険にご加入の方は、取扱代理店共栄サービス（TEL:03-3463-7733）までお問合せください。

http://ezoo.jp/next/home/E000284

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

特長

任意契約の自動車保険は、団体扱契約（給与引き去り）をご利用になると大変割安です。
一般契約の分割払いに比べて、団体扱契約の分割払いは実質約31％割安です。（団体扱割引28％※の適用だけでなく、一般契約の分割割増5％がかからないため、実質約31％割安です。）他の保険会社やJA共済等からもノンフリート等級が継承できます。（但し、一部の共済を除きます。）

◆補償内容やサービスの充実した**東京海上日動火災の自動車保険**を取り扱っています。
◆上記割引率は、次のとおり、団体扱割引等を連算して算出しております。
分割払の場合：1－{(1－団体扱割引･28％)÷(1＋一般契約分割割増分･5％)}

ノンフリート等級別割増引適用後

さらに 団体扱割引 28％適用

※NHK団体扱割引28％は、2024年6月1日から2025年5月31日までの始期契約に適用されます。割引率は団体の損害率等により毎年見直されます。

加入資格

ご契約いただくことができるのは、以下の1 ～ 4の条件にすべて該当する場合になります。

1 お申込人（契約者）の範囲

NHKおよびその関連団体の在職者*1・退職者*2になります。詳細は（株）共栄サービスまでお問い合わせください。
*1 毎月給与の支払いを受けている方に限ります。
*2 退職者とはNHK共済会の退職要件を満たす方
〈対象となる関連団体〉:NHK 共済会制度利用関連団体

2 記名被保険者（ご契約のお車を主に使用される方）の範囲 重要

①契約者　②契約者の配偶者　③契約者もしくはその配偶者の同居の親族　④契約者もしくはその配偶者の別居の扶養親族
記名被保険者（ご契約のお車を主に使用される方）は次のいずれかの方で設定してください。
A ご契約のお車を主に運転される方
B 以下のいずれかに該当するご契約のお車を自由に支配･使用する正当な権利を有する方
①ご契約のお車の自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄に記載の方（所有者）（自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄の名義がやむを得ず実態を反映していない場合は実際の所有者）
②ご契約のお車の自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」欄に記載の方

3 車両所有者の範囲

①契約者　②契約者の配偶者　③契約者もしくはその配偶者の同居の親族　④契約者もしくはその配偶者の別居の扶養親族

4 対象自動車

①自家用普通乗用車　②自家用小型乗用車　③自家用軽四輪乗用車　④自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
⑤自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）　⑥自家用小型貨物車　⑦自家用軽四輪貨物車　⑧特種用途自動車（キャンピング車）
※お車の用途･車種の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」「自動車の種別」と異なり、原則として登録番号標または、車両番号標の分類番号および塗色に基づき東京海上日動が定めます。（このパンフレットにおいて同様とします。）

ご注意
・【2 記名被保険者】あるいは【3 車両所有者】が、契約者もしくは配偶者の別居の扶養外親族の場合、団体扱いではご契約いただけません。
・記名被保険者の別居の扶養親族･扶養外親族への等級継承ができません。

保険料の払込方法

団体扱の月払で、毎月の給与より控除します。
初回保険料の引き去り日は始期の属する月の3か月後の給与引去日からとなります。

退職後の取り扱い

退職*後も団体扱い契約として更新することができます。
*退職とは定年退職者または①在職25年以上の退職者②在職20年以上で50歳以上の退職者のことをいいます。

ドライブエージェントパーソナル特約

前方も車内も同時撮影できるドライブレコーダーが大好評！

Point 1

事故発生時に**自動発報***され、**端末で通話が可能！**
パニックになっても安心です。
*自動発報先は提携企業のプレミア･エイド社

Point 2

あおり運転や体調不良など運転困難時に SOS発信ができます。

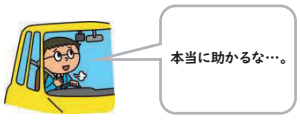

Point 3

2カメラー体型　特約保険料はドライブレコーダーとセットで

団体扱月額 **810円***
*保険期間1年で団体扱の場合の保険料

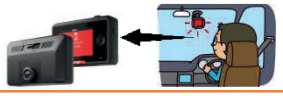

2カメラー体型端末の機能・サービスをぜひ動画でご覧ください！

※ドライブエージェントパーソナル（DAP）は「事故発生の通知等に関する特約」をご契約いただいたお客様にご提供するテレマティクスサービスです。

安心の事故解決力・サービス体制

経験と実績に裏打ちされた高い専門性

人身や車両･対物事故の事案ごとに専門性の高いスタッフが、迅速かつきめ細やかにお客様をバックアップします。

全国に広がるネットワーク

国内損害サービス拠点数：**207拠点**（2024年4月時点）
損害サービススタッフ：**約10,600名**（2024年4月時点）

マイページのご案内
ご契約内容の確認や住所変更などのお手続きができます

事故・故障のご連絡・ご相談：東京海上日動安心110番（事故受付センター）0120-119-110

このパンフレットは、NHK団体扱自動車保険（トータルアシスト自動車保険（2025年1月1日以降始期用））の概要を記載したものです。トータルアシスト自動車保険は、「総合自動車保険」のペットネームです。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり（約款）」を用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店または東京海上日動にご請求ください。適用できる割引や特約等には一定の条件がある場合があります。ご不明な点等がある場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

〈ご注意頂きたい事項〉
①退職等により給与のお支払いを受けなくなった場合等には退職者団体へ移行し、残りの保険料を一括してお支払いただくこととなります。退職等により団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご通知ください。
②記名被保険者（ご契約のお車を主に使用される方）が変更になった場合（ex.ご子息が結婚され、独立された等）は、速やかに取扱代理店までご連絡ください。
③団体扱い特約失効時の取扱いについては、取扱代理店までお問い合わせください。

〈共同保険に関するご説明〉
NHK共済会の自動車保険契約は下記の保険会社による共同保険契約であり、この保険契約の幹事保険会社である東京海上日動火災保険㈱が他の保険会社の代理･代行を行います。また、各引受保険会社は契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。（引受割合につきましては、取扱代理店にご確認ください。）
引受保険会社：東京海上日動火災保険㈱（幹事）、あいおいニッセイ同和損害保険㈱、損害保険ジャパン㈱、三井住友海上火災保険㈱

お見積りは取扱代理店共栄サービスまで ⇒

内線：9-100-7351　外線：03-3463-7733　FAX：03-3463-7944
メール：kuruma.hoken@kyouei-service.ecnet.jp

2024年12月作成　24TX-004222

住まいの保険

NHK団体扱い火災保険「住まいの保険」は、東京海上日動の「トータルアシスト住まいの保険（住まいの保険および地震保険）」のペットネームです。

大口団体扱割引 10%適用

Point

★大口団体扱割引10%※が適用され、割安な保険料でご加入いただけます。
※地震保険には適用されません。
★建物と家財にご加入いただけます（建物のみ・家財のみのご契約も可能です。）
★地震保険は、火災保険とセットでご加入いただきます（単独でのご契約はできません。）

※大口団体扱割引10%は2024年6月1日から2025年5月31日始期の契約に適用されます。割引率は、団体の契約件数により毎年見直されます。
※大口団体扱割引は地震保険には適用されません。

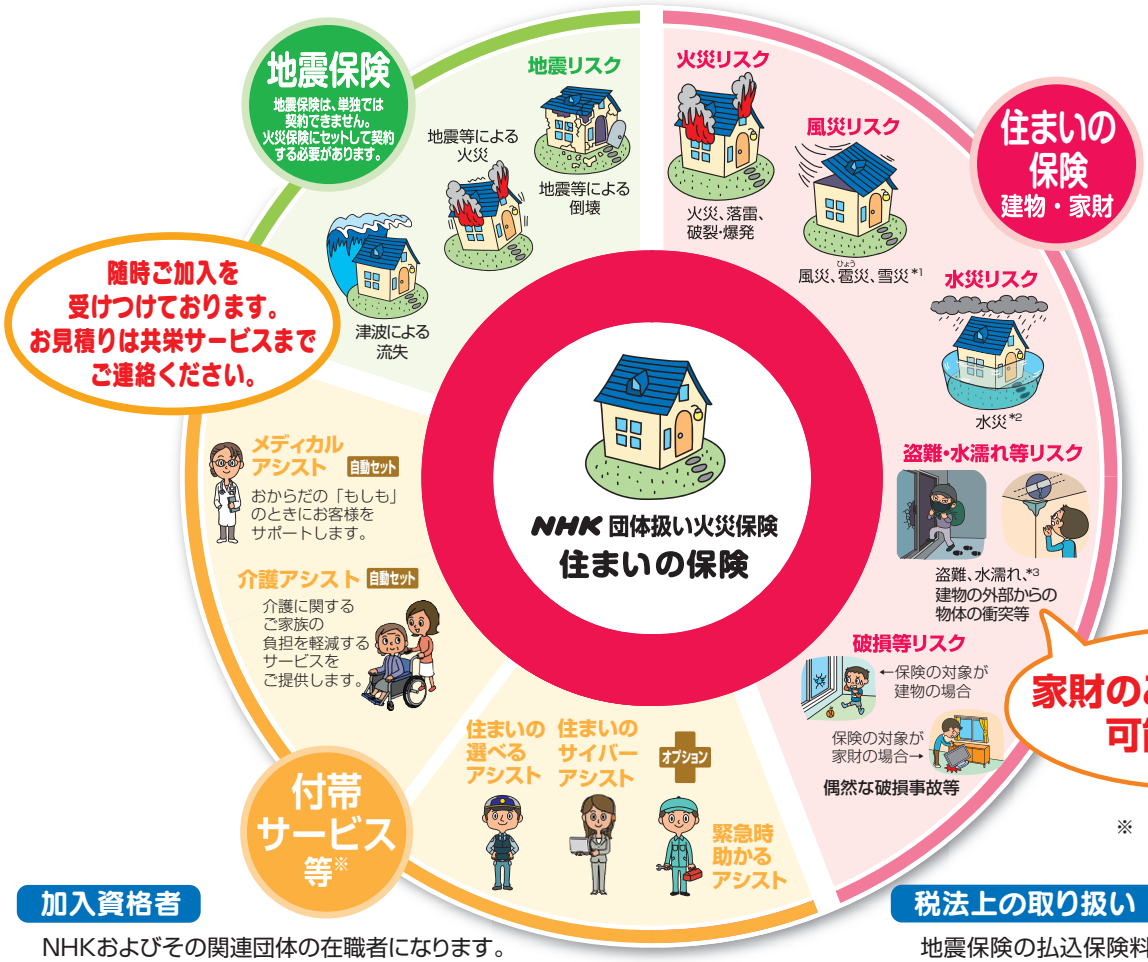

※ サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

＊1 「融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故」を除きます。

＊2 床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合をいいます。

＊3 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。

マイページのご案内
ご契約内容の確認や住所変更などのお手続きができます

加入資格者

NHKおよびその関連団体の在職者になります。
詳細は㈱共栄サービスまでお問い合わせください。

保険期間

保険始期：随時ご加入いただけます。
保険期間：1年～5年の1年刻みでご設定いただけます。

保険料の払込方法

団体扱月払で、毎月の給与より控除します。
初回保険料の引き去り日は始期の属する月の2か月後の給与引去日からとなります。

退職者の取り扱い

退職*後も団体扱い契約として更新することができます。
＊退職とは定年退職者または①在職25年以上の退職者②在職20年以上で50歳以上の退職者のことをいいます。

団体扱の被保険者（補償を受けられる方）の範囲

①契約者　②契約者の配偶者　③契約者もしくはその配偶者の同居の親族
④契約者もしくはその配偶者の別居の扶養親族

税法上の取り扱い

地震保険の払込保険料に応じて、一定の額がその年の契約者（保険料負担者）の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。
※従前の損害保険料控除は2006年12月31日をもって廃止されました。経過措置として2006年12月31日までに保険期間が開始する保険期間10年以上の積立型保険契約で2007年1月以降保険料の変更のない契約については、従前の損害保険料控除の対象となります。ただし、経過措置が適用される積立型火災保険に地震保険を付帯している契約については、従前の損害保険料控除と地震保険料控除のいずれか一方しか適用されません。
(注)2007年1月1日以降に積立型保険の保険料の変更（増減）をしていないものに限られます。年の途中で保険料の変更の異動が生じた場合には、その年の年初に遡って経過措置の適用が受けられないこととなります。

※このページはNHK団体扱い火災保険「トータルアシスト住まいの保険（2024年10月1日以降始期用）」の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、ご契約時にお送りするパンフレット兼重要事項説明書をよくお読みください。詳しい補償内容については「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。
※当代理店は、お客様からご提供いただいた加入希望書に記載の個人情報を東京海上日動火災保険株式会社より保険業務の委託を受けて行う損害保険およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただきますので、ご同意のうえご記入ください。また、契約に関する個人情報は、東京海上日動のプライバシーポリシーにもとづき取り扱います。詳しくは東京海上日動のホームページをご参照ください。
※団体扱いの対象となる方の範囲、団体扱特約失効時の取扱い等、ご不明な点がある場合は、代理店までお問い合わせください。
※引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)（幹事）　この保険契約は東京海上日動火災保険を幹事とする共同保険契約です。詳細は代理店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】取扱代理店　株式会社共栄サービス（内線：9-100-7351　外線：03-3463-7733）

2024年12月作成　24TX-004077

お問い合わせ先・加入希望書のご提出先

本部もしくは最寄りの「NHK共済会」へ

本部 会員サポートセンター（ライフコンサルティング）

〒150-8001 東京都渋谷区神南2-2-1 NHK放送センター 東館7階 739号室
03-5455-7274,7284(NHK内線) 土・日・祝日・年末年始を除く

近畿地域支援センター	中部地域支援センター	中国地域支援センター	九州地域支援センター
06-6937-3404	052-952-7171	082-542-1388	092-724-2893

東北地域支援センター	北海道地域支援センター	四国地域支援センター
022-211-1049	011-232-4044	089-921-1158

自動車保険・住まいの保険は「株式会社 共栄サービス」へ

本部	中部出張所	九州出張所	北海道出張所
03-3463-7733	070-1499-5739	070-1499-6215	070-1499-6223

共済会の情報はホームページ「KYOSAINET」で

「団体保険制度」のご案内をはじめ、食堂案内、指定店・特約店優待、提携不動産情報など、共済会のフレッシュな情報をご覧いただけます！

※「KYOSAINET」へのアクセスには会員登録が必要です

まずは、KYOSAINET で検索！

https://www.kyosainet.com/